令和６年第１回嵐山町議会定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

第　１　号　（２月２６日）

議事日程 …… 3
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
本会議に出席した事務局職員 …… 4
説明のための出席者 …… 4
開会の宣告 …… 7
開議の宣告 …… 7
会議録署名議員の指名 …… 7
会期の決定 …… 7
諸般の報告 …… 8
行政報告 …… 9
常任委員会所管事務調査報告 …… １０
施政方針表明 …… １７
議案第１６号～議案第２１号の上程、説明、質疑 …… ２５
予算特別委員会の設置、委員会付託 …… ４１
予算特別委員会委員の選任 …… ４２
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告 …… ４２
諮問第１号の上程、説明、質疑、採決 …… ４３
議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ４４
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ４５
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ５４
議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ５６
議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ５８
議案第２３号、議案第２４号の上程、説明、質疑、委員会付託 …… ６１
請願の委員会付託について …… ６３
陳情の委員会付託について …… ６３

休会の議決 …… ６４
散会の宣告 …… ６４

第　２　号　（３月１日）

議事日程 …… ６５
出席議員 …… ６６
欠席議員 …… ６６
本会議に出席した事務局職員 …… ６６
説明のための出席者 …… ６６
開議の宣告 …… ６７
諸般の報告 …… ６７
一般質問 …… ６７
４番　宮　本　大　裕　議員 …… ６７
３番　橋　本　　将　議員 …… ８２
２番　竹　内　隆　哲　議員 …… ９４
５番　狄　守　勝　義　議員 …… ９８
散会の宣告 …… １２４

第　３　号　（３月４日）

議事日程 …… １２５
出席議員 …… １２６
欠席議員 …… １２６
本会議に出席した事務局職員 …… １２６
説明のための出席者 …… １２６
開議の宣告 …… １２７
諸般の報告 …… １２７
一般質問 …… １２７
１２番　渋　谷　登美子　議員 …… １２７
１０番　畠　山　美　幸　議員 …… １５３
９番　青　柳　賢　治　議員 …… １７９
散会の宣告 …… ２０１

第　４　号　（３月５日）

議事日程……………………………………………………………………………２０３
出席議員……………………………………………………………………………２０４
欠席議員……………………………………………………………………………２０４
本会議に出席した事務局職員……………………………………………………２０４
説明のための出席者………………………………………………………………２０４
開議の宣告…………………………………………………………………………２０５
諸般の報告…………………………………………………………………………２０５
一般質問……………………………………………………………………………２０５
　６番　小　林　　智　議員……………………………………………………２０５
１１番　川　口　浩　史　議員……………………………………………………２３０
散会の宣告…………………………………………………………………………２６０

第　５　号　（３月６日）

議事日程……………………………………………………………………………２６１
出席議員……………………………………………………………………………２６２
欠席議員……………………………………………………………………………２６２
本会議に出席した事務局職員……………………………………………………２６２
説明のための出席者………………………………………………………………２６２
開議の宣告…………………………………………………………………………２６５
諸般の報告…………………………………………………………………………２６５
一般質問……………………………………………………………………………２６５
　７番　藤　野　和　美　議員……………………………………………………２６５
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………２８４
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………２９８
議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３０１
発言の訂正…………………………………………………………………………３０３
議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３０４
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３０９
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３１２
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３１６
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３１８
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３２０
休会の議決…………………………………………………………………………３２２

延会の宣告……………………………………………………………………………３２３

第　６　号　（３月１８日）

議事日程……………………………………………………………………………３２５
出席議員……………………………………………………………………………３２６
欠席議員……………………………………………………………………………３２６
本会議に出席した事務局職員……………………………………………………３２６
説明のための出席者………………………………………………………………３２６
開議の宣告…………………………………………………………………………３２７
諸般の報告…………………………………………………………………………３２７
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３２８
議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３３０
議案第２３号、議案第２４号の委員長報告、質疑、討論、採決………………３３２
請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……………………………………３３４
陳情第１号の委員長報告、質疑、討論、採決……………………………………３４０
議員派遣について…………………………………………………………………３４６
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について………………………………３４６
日程の追加…………………………………………………………………………３４７
議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３４７
議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３５１
議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３５５
議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………３５７
発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３６１
発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３６８
発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３６９
発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３７３
発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……………………………………３７６
散会の宣告…………………………………………………………………………３７９

第　７　号　（３月１９日）

議事日程……………………………………………………………………………３８１
出席議員……………………………………………………………………………３８２
欠席議員……………………………………………………………………………３８２

本会議に出席した事務局職員 ・・３８２
説明のための出席者 ・・・３８２
開議の宣告 ・・３８５
諸般の報告 ・・３８５
議案第１６号の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８５
議案第１７号～議案第２１号の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９８
町長挨拶 ・・・４０２
議長挨拶 ・・・４０３
閉会の宣告 ・・４０３

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第６９号

令和６年第１回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年２月１５日

嵐山町長　　佐久間　孝　光

１．期　　日　　令和６年２月２６日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番	佐 藤 弘 美 議員	２番	竹 内 隆 哲 議員
３番	橋 本 　 将 議員	４番	宮 本 大 裕 議員
５番	狄 守 勝 義 議員	６番	小 林 　 智 議員
７番	藤 野 和 美 議員	８番	吉 本 秀 二 議員
９番	青 柳 賢 治 議員	１０番	畠 山 美 幸 議員
１１番	川 口 浩 史 議員	１２番	渋 谷 登美子 議員
１３番	森 　 一 人 議員		

○不応招議員（なし）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

２月２６日（月）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（森議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　佐久間町長）

（行政報告　　下村教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　施政方針表明（佐久間町長）

日程第　７　議案第１６号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　８　議案第１７号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第　９　議案第１８号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第１０　議案第１９号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第１１　議案第２０号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第１２　議案第２１号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定について

日程第１３　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第１４　議案第　１号　嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

日程第１５　議案第　２号　嵐山町一時保育事業手数料条例を制定することについて

日程第１６　議案第　３号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについて

日程第１７　議案第　４号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて

日程第１８　議案第　５号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて

日程第１９　議案第２３号　町道路線を廃止することについて

日程第２０　議案第２４号　町道路線を認定することについて

日程第２１　請願の委員会付託について

日程第２２　陳情の委員会付託について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原　実	環境課長
中村　寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村　治	教育長
髙橋喜代美	教育総務課長

馬　橋	透	生涯学習課長
中　村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第１日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、今定例会におきましては、感染症を予防するため、町長、教育長、委員長報告、施政方針及び議員提出議案以外の発言は全て自席で着座にて行います。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（午前１０時０１分）

◎開議の宣告

○森　一人議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森　一人議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第７番　　藤　野　和　美　議員

第８番　　吉　本　秀　二　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森　一人議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　ご指名がございましたので、おはようございます。議会運営委員会から報告申し上げます。

第１回定例会を前にして、２月16日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、髙橋副町長、萩原総務課長にご出席いただきました。提出されます議案につきまして説明を求めま

した。

長提出議案については、条例11件、予算10件、諮問１件、その他３件、計25件ということでございます。このほか議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第１回定例会は本日２月26日から３月19日までの23日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は、受付順として、３月１日に１番の宮本大裕議員から４番の狄守勝義議員、３月４日に５番の渋谷登美子議員から７番の青柳賢治議員、３月５日に８番の吉本秀二議員から10番の川口浩史議員、３月６日に11番の藤野和美議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○森　一人議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日２月26日から３月19日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月19日までの23日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森　一人議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、条例11件、予算10件、諮問１件、その他３件、計25件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案及び追加議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和５年12月から令和６年２月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和６年１月25日、吉見町のフレサよしみにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員12名が出席いたしました。

令和６年２月６日、さいたま市の県民健康センターにおいて予定されていた埼玉県町村長・町村

議会正副議長合同研修会は、雪のため４月４日に延期となりました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第14号　国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出についての件につきましては、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願、陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森　一人議長　日程第４、行政報告を求めます。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、登壇お願いいたします。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げさせていただきます。

本日ここに、令和６年嵐山町議会第１回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、令和６年度予算案をはじめ、町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提出いたします議案は、条例11件、予算10件、諮問１件、その他３件の計25件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、このたび嵐山幼稚園が環境省の募集する環境教育・ＥＳＤ動画100選に選定されました。研究主題は、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む環境教育、年間を通じてＳＤＧｓに取り組み、家庭や地域に発信するであり、長年にわたる環境教育への取組が高く評価されたものであります。私のモットーである人が宝のまちづくりの原点とも言える幼児教育、ましてや令和５年度より３年保育をスタートした現場において、国からその活動を認められたことは、大変喜ばしいことと思っております。子どもたちの生き生きとした姿を拝見し、職務への活力をいただくとともに、子どもたちの明るい未来を祈念する次第であります。

なお、令和５年11月から令和６年１月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条によ

る事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと思います。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長、ご登壇願います。

〔下村　治教育長登壇〕

○下村　治教育長　議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料38ページから45ページをご高覧いただきたいと思います。

ここで、４点ほど補足をさせていただきたいと思います。まず、学校教育関係でございます。１点目は、お手元の資料38ページ、１の（２）、嵐山町立小中学校再編基本計画説明会の開催状況についてでございます。ここに記載いたしました６回の説明会に加えて、２月には未就学児の保護者を対象とした説明会も２回開催いたしました。いただいたご質問、ご意見を踏まえて、学校再編の事務をしっかりと進めてまいりたいと思います。

２点目は、同じページ、令和６年度の新入学児童生徒数関係でございます。小中学校における入学通知発送数は、記載のとおりでございます。幼稚園の入園児につきましては、現段階で３歳児15人、５歳児まで合わせて全園児52人になる予定です。

３点目は、インフルエンザの状況でございます。昨年秋から町内においてもインフルエンザの流行が始まり、11月から１月の間で学校閉鎖が小学校１校、学年・学級閉鎖があった学校は小学校２校、中学校２校でございました。

次に、生涯学習関係でございます。１点でございます。42ページ、スポーツ関係のイベントですが、12月17日の嵐山町健康マラソン大会では、健康とＳＤＧｓをテーマに大会を開催いたしました。参加者はマイボトルを持参して大会に望み、約150人のランナーが元気よく嵐山の地を駆け抜けました。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森　一人議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

小林総務経済常任委員長、登壇願います。

〔小林　智総務経済常任委員長登壇〕

○小林　智総務経済常任委員長　総務経済常任委員会委員長、小林智でございます。議長より指名がありましたので、委員会報告をさせていただきます。

お手元資料の所管事務の調査報告書に従って申し述べたいと思います。

令和６年２月26日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

総務経済常任委員長　小　林　　智

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

「未来に向けた町民意見取り入れの仕組みづくりについて」

「地域交通のあり方について」

「地域産業の活性化への取り組みについて」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について１月11日、26日及び２月14日に委員会を開会し、調査研究を行った。

１月11日の委員会について

「未来に向けた町民意見取り入れの仕組みづくりについて」

地域支援課及び農政課よりヒアリングを行った。

○主な聴取内容

・若者会議は平成30年度の総務経済常任委員会より町に提言があったが、コロナ禍もあって、若者会議は立ち上がっていない。現状、町民の声や電子申請（メール）、電話等でご意見を頂いている。

・農業者全体の意見聴取は、人・農地プランについてのアンケート、認定農業者等からの経営改善計画書、生産組合からの意見聴取等を行っているほか、職員が日常的に意見を伺っている。

・新規就農者を中心に、情報交換の場としてＳＮＳのグループが出来上がっている。この中で農作業に関する情報のほか中古農機具の情報交換が行われる等、自発的に発展した場所ができている。当面は仲間として加わり、見守っていきたい。

○主な質疑・意見

・町主導で集めて意見を聴く機会を作っても一過性で終わることとなる。側面支援も難しく、自立して継続できる仕組みが必要。

・まちづくり等、抽象的な提言を行うより具体的なテーマで意見を聞く方向が望ましい。

・具体的な施策等を行政に伝え、意見交換する場を作って育成していく考えはないか。

→担当課が町民の皆さんと繋がっていて、普段の会話から意見を聞いている。

「地域交通のあり方について」

今後の進め方と検討事項について

〇主な意見

・ライドシェアのやり方としてタクシー会社を巻きこみタイアップしていく方法がよい。

・タクシー券の配布が令和７年まで、以降は検討となっている。農村部の孤立が課題。

・福祉の部分に限らず、不便な地域等、幅広く地域交通について考えていくべき。

・近隣のタクシー会社と連携すべき。

・タクシー券は予約とれない等の意見も多く、早急に改善すべき。

・北部南部地域の交通弱者向けにマイクロバスも検討すべき。

「地域産業の活性化への取組について」

今後の進め方と検討事項について

〇主な意見

・企業支援課と商工会で起業者の育成支援、ＰＲ、就業支援を行っている。現状や課題を伺いたい。

１月26日の委員会について

「地域交通のあり方について」

地域支援課及び長寿生きがい課より現状についてヒアリングを行った。

〇主な説明内容

・町民全体の交通手段か、交通弱者への対応か、国の財政支援の有無という視点から、近隣の取組を４分類し、それぞれのメリット、デメリットについて説明があった。

・高齢者外出支援事業の運転免許非保有者の状況、高齢者外出支援事業の利用状況・実績について計数を中心に説明があった。

「未来に向けた町民意見取り入れの仕組みづくりについて」

前回のヒアリングを踏まえて、意見交換を行った。

〇主な意見

・消防団、商工会青年部も人数が減っている。種から育てる活動が必要ではないか。

・議会が若者の声を聞いて行政に提言し反映していくことが現実的。議会と若者会議の関係を整理し、提言後のチェックを行いイベントで終わらせない。

・町はアンケートやメールだけではなく、直に意見を聞くことがあってよいのではないか。

・議会としても意見を聞いていかなければならない。

・小川町は若者未来会議を行い、インスタグラム等で活発に情報発信している。また、高校生・大学生・移住者等も十分に人が集まっている。視察を検討したらどうか。

・まちづくりに若者が参加できるしくみが欲しい。

・駅前整備の具体的なイメージがない。新規でカフェをオープンした方がいるが、そこを中心に展開できないか話を聞きに行きたい。

２月14日の委員会について

「未来に向けた町民意見取り入れの仕組みづくりについて」

駅西口通りにある空き家をリノベーションした「カフェＲｏｐａ（ロパ)」の視察研修を行った。カフェＲｏｐａは、地域や事業者の個性と創造性を表現する場所・拠点として昨年11月にオープンした。これからのまちづくりのために自主的に取り組んでいく新しい形として、今後の調査研究を進めるうえで大きな成果があった。

以上、中間報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　若者会議のことが幾つか出ておりますけれども、若者会議についても今後、提言をするかもしれないということで、そういう委員会になっているのか、ちょっと確認なのですけれども、伺いたいと思います。

○森　一人議長　小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　お答えします。

総務経済常任委員会では、今回の閉会中の事案として若者会議がありますけれども、若者会議につきましては前総務経済常任委員会の委員長より、前回、意見が取り切れなかったので、今回もやってほしいという申し入れがあって、今回、取り組んでおります。これにつきましては若者会議ということの若者に限らず、そういう言葉を使わずに、その言葉を借りたのが未来に向けた町民意見取り入れの仕組みづくりについてということで、若者を包含した形で取り組んでいこうというのが委員会当初の答えでございました。それに基づきまして、今現在、調査研究といいますか、ヒアリング等を含めた調査を行っていくところです。これについては、方向性については、委員会の中では、これを踏まえて議論し、それから視察も行って、何らかの形で提言を行っていきたいというふうに考えているというところでございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑はないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉本文教厚生常任委員長、登壇願います。

〔吉本秀二文教厚生常任委員長登壇〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員長の吉本です。ただいま議長からご指名をいただきましたので、委員会報告をいたします。

令和６年２月26日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

文教厚生常任委員長　吉　本　秀　二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

「子どもの権利について」

「外国人の増加に伴う諸課題について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について１月11日、18日及び２月７日に委員会を開会し、調査研究を行った。

１月11日の委員会について

今後の調査方針について協議した。

「子どもの権利について」

○主な意見

・各委員が同等の水準になるよう勉強が必要である。

・子どもの権利について最初に知ることが大事になる。

・子どもの意見表明権の部分が一番大切。こども基本法で重要視されている。

・いじめや虐待、ネグレクト等、町の状況を知ることが大事になる。

・こどもの心のケアハウス「嵐山学園」からも学べるのではないか。

「外国人の増加に伴う諸課題について」

○主な意見

・生活ごみの課題がある。

・自転車の危険な運転を見かけた。雇用者側の対策も必要ではないか。

・窓口等における言葉の問題にも対応していく必要性を感じた。

１月18日の委員会について

「外国人の増加に伴う諸課題について」

町民課長及び環境課長に出席を求め、町における外国人の居住実態と外国人に対する生活ごみの指導状況等について説明を受けた。

在留外国人登録数は、28か国675人、ベトナム、ブラジル、中国、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ネパール、タイで全体の88.8%を占めている。行政区別では、川島２区、むさし台１区、むさし台２区、志賀２区が多くなっている。

生活ごみについては、転出入の手続きに企業側の付添いがあり、直接本人に説明する機会はほとんどない。また、毎年カレンダー発行のタイミングに合わせて、企業やアパートの管理人に必要部数を配付している。カレンダーやホームページでは多言語にて掲載している。

〇主な質疑応答

（問）外国人と地域の交流に関する町の窓口はないのか。

（答）手続きに関しての事務は行うが交流支援はしていない。

（問）企業側の付添いのない場合等の説明に漏れはないのか。

（答）翻訳機を使用しているが、理解が十分か分からない。

（問）今後来日する母国の方のためにも、ルールを守ることの重要性を教える必要があるのではないか。

（答）文化の違いを理解させることが重要だと思う。

〇主な意見

・同国人から指導が受けられる制度があれば理解しやすいのではないか。

・外国人との交流という点での調査研究がよいのではないか。

・嵐山国際交流協会の現状を伺ってみる必要があるのではないか。

「子どもの権利について」

子どもの権利については、こども基本法及びこども大綱について委員間で知識を共有できるレベルにすることを確認し、資料及び動画視聴による学習を行った。

２月７日の委員会について

「外国人の増加に伴う諸課題について」

嵐山国際交流協会会長よりヒアリングを行った。同協会は日本人ボランティアを会員登録し、在留外国人に対し日本語教室を開室している他、外国人の困りごと相談等に対応している。また、新年会、花見、日帰り旅行、嵐山まつり等の交流活動を行っているとのことである。

現在のボランティア会員は16人、日本語教室に参加する外国人は４～５人という状況。相談対応では、病院の付添い、小学校転入児童の介助、留学高校生への日本語指導等に当たり、滑川町にもボランティアを派遣しているとの説明を受けた。

〇主な質疑応答

（問）地域とのコミュニケーションにおけるアドバイスは。

（答）「おはよう」等の声掛けから、優しさをもっての対応になると思う。

（問）交流協会の問題、課題の相談先等はあるのか。

（答）外国人が増えているので、町に国際担当の窓口があればありがたい。

（問）国際交流協会の事務局を行政の窓口に置いているところはあるのか。

（答）県内ほとんどの市町村で行政が関わっている。

（問）企業からの支援要請はないのか。

（答）工業団地の会社からインドネシア人実習生の日本語指導依頼が日本語教室の始まり。

○主な意見

・近隣の市町村で外国人や国際交流の窓口のあるところの調査が必要。

・生活ごみ問題は、集積場に多言語表記をすることが効果的。

・外国人が多い居住地区は、重点地区としての取組が必要。

・実態把握は、情報を有する区長との話し合いが必要。

「子どもの権利について」

○こども基本法、こども大綱の動画を視聴

○今後の調査研究についての意見交換

・こどもの権利をどこにフォーカスするかを決める方が先ではないか。

・子どもの意見表明の場をこども議会にしてはどうか。

・教育機関以外で子どもの訴える場所や自由に遊べる場所、こども食堂、プレーパーク等があれば町も変ってくるのではないか。

以上、中間報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑はないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長　それでは、議長よりご指名がございましたので、広報広聴常任委員会の報告をいたします。

令和６年２月26日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

広報広聴常任委員長　藤　野　和　美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

１　調査事項

「広報広聴について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について令和５年12月20日、令和６年１月５日、９日、16日及び２月７日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）広報部会

・議会だより193号発行について

第４回定例会を主な内容として、令和５年12月20日入稿、令和６年１月９日初校、16日再校、２月１日発行の予定で準備を進めた。

特集として新議会議員の「４年間の抱負と意気込み」を掲載した。また、主な議案や可決意見書、一般質問などで構成し、表紙は国立女性教育会館を空撮したものとした。

今号もページの適正化に取り組み、全20ページでの発行とした。

（２）広聴部会　１月５日、９日及び２月７日に開催

・第23回議会報告会について

１月13日（土）に午前・午後の２回開催し、午前10名、午後９名、計19名の参加があった。

議員の自己紹介を行った後、「新しい議会に何を求めますか」をテーマに活発な意見交換がなされた。

意見・要望は、執行部と共有し、今後の議会活動に生かしていくものとする。

以上、中間報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑はないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

◎施政方針表明

○森　一人議長　日程第６、町長の施政方針表明を行います。

佐久間町長。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長　本日ここに、令和６年第１回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

本議会におきましては、令和６年度の当初予算をはじめ、町政の重要な諸案件につきましてご審議いただくことになります。それに先立ちまして、令和６年度に臨む町政運営に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げま

す。

初めに、元日に発生した令和６年能登半島地震により、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表します。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、日常生活が早期に戻ることを、心からお祈りいたします。町では、埼玉県との連携による石川県七尾市への支援活動として、２月５日から12日まで、職員を現地に派遣し、避難所の運営支援を行いました。今後も、引き続き、埼玉県と連携し、必要な支援を行ってまいります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に変更となり、社会経済活動も本格的に再開され、コロナ禍前の日常に戻ったことを実感する一年となりました。

しかし一方では、円安や不安定な社会情勢による原油価格・物価高騰などの影響が、町民生活や企業活動を直撃し、現在も厳しい状況が続いております。こうした中、町におきましては、国からの地方創生臨時交付金等を最大限に活用し、水道料金の基本料金の免除や物価高騰の影響を受けやすい低所得者、子育て世帯へ給付等を行い、町民生活や町内事業者を支援してまいりました。また、篤志家から多額のご寄附を賜り、ひとり親に対し手厚い経済的支援ができましたことは、町といたしましてもありがたいことと深く感謝いたしております。

さて、私が、町長に就任してから３年余りが経過し、任期も最終年を迎えます。この間、武蔵嵐山駅西口地区整備事業、千年の苑ラベンダー事業などの主要プロジェクトについて、見直すべきところは見直しを行い、一つ一つの事業を着実に進展させてまいりました。重点課題の一つであった学校再編におきましても、昨年には、基本計画が決定し、令和11年度の開校に向け準備を進めております。

また、公約の一つとして掲げた子育て支援の充実につきましても、こども医療費の助成対象の18歳までの拡大、学校給食費の第２子以降への補助など、支援を充実いたしました。令和６年度は、これまでの取組をさらに強化し、学校給食費の補助を第１子まで拡充してまいります。

令和６年度当初予算は、本任期の集大成として、これまで取り組んできた施策をより前へ進めていく予算を編成しました。

嵐山町に「住みたい」「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」、そう思っていただけるような魅力あるまちづくりの実現に向け取り組んでまいります。

それでは、令和６年度予算の概要を申し上げます。

令和６年度の一般会計当初予算は、64億円と前年度比1.0％減の予算といたしました。

国民健康保険特別会計は、18億6,780万円、前年度比1.8％増、後期高齢者医療特別会計は、３億2,420万円、前年度比8.2％増、介護保険特別会計は、15億2,600万円、前年度比2.3％減、水道事業会計は、７億6,859万9,000円、前年度比10.4％減、下水道事業会計は、７億4,457万円、前年度比2.2％増、全体予算規模で、116億3,116万9,000円、前年度比1.0％減としております。

次に、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

一般会計の町税は、町民税、固定資産税の主要税目について、固定資産税については、増収が見込まれ、前年度比5.7%増と見込んでいるものの、町民税については、本年６月から実施される定額減税の影響により、前年度比8.0%減と見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政対策において一般財源総額の確保が図られたことから、前年度比3.3%増と見込んでおります。

国庫支出金は、高規格道路整備事業補助金等の減少により、約1,460万円減の前年度比1.8%減で計上しております。

県支出金は、埼玉県ふるさと創造資金等の減少により、約1,300万円減の前年度比2.6%減で計上しております。

町債につきましては、建設債が前年度比9,050万円の減、臨時財政対策債が4,200万円の減とそれぞれ減少したことにより、町債全体としては、１億3,250万円の減、前年度比52.2%減で計上しております。これにより、町債の令和６年度末現在高見込額は55億462万5,000円となり、令和５年度末と比較し、およそ５億2,000万円の減となり、財政の健全化が図られております。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明申し上げます。

歳出の性質別では、公債費が約4,400万円の減少となったものの、人件費が約1,100万円、扶助費が約6,400万円増加したことにより、義務的経費全体では約3,100万円の増加となりました。

投資的経費では、全体で約２億2,000万円を計上しております。社会資本整備総合交付金や埼玉県ふるさと創造資金等の補助金を活用し、町道の改良、舗装修繕、観光施設の整備等を実施してまいります。

その他の経費におきましては、物件費では、自治体情報システム標準化・共通化事業の委託料の増加等により、約7,900万円増の前年度比7.6%の増、補助費等は、後期高齢者医療広域連合への負担金の増加等により、約5,100万円増の前年度比3.9%の増といたしました。

基金からの繰入金につきましては約３億1,000万円を見込んでおりますが、財政調整基金残高は、前年度当初の残高と同程度の額を確保しており、財政の健全性を損なうことなく、予算編成ができたものと考えております。

それでは、令和６年度の主な事業につきまして、第６次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして説明させていただきます。

初めに、「協同のまちづくり」でございます。

町内の各地域では、自治会をはじめとした様々な団体が、防災、防犯、美化活動などを行っていただいております。しかし一方では、少子高齢化が進む中、家族構成の変化などにより住民同士のつながりの希薄化やコミュニティの機能低下が危惧されています。こうした課題がある中でも、地域コミュニティがより活性化するよう、自治会をはじめとしたコミュニティ活動団体へ多方面からの支援を行ってまいります。

移住・定住の促進につきましては、川島地区の産業団地の整備等企業誘致を引き続き推進し、雇用の確保や就業機会の創出に努めるとともに、子育て世帯への妊娠、出産、子育ての総合的な支援を充実することにより、若者世帯の移住、定住を促進してまいります。

情報共有につきましては、より関心・興味を持っていただけるような「広報らんざん」の紙面づくりに取り組むとともに、昨年リニューアルした町公式ホームページ・ＬＩＮＥ等を活用した情報発信を積極的に行い、町民との情報共有を図ってまいります。

人権を取り巻く環境は、女性に対する暴力、子どもへの虐待、いじめ、障害者への差別、インターネット上での人権侵害など複雑多様化しています。

令和６年度は、嵐山町を会場に「比企郡市人権フェスティバル」を開催し、人権に対する理解、啓発を図ってまいります。

男女共同参画につきましては、「第４次嵐山町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画のための意識啓発などに取り組み、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」でございます。

結婚や出産・子育てをめぐる意識の変化や経済的な不安定さなどを要因として、少子化がますます進行しています。少子化対策は、国のみならず町においても最重要課題の一つです。

安心して出産から子育てが行えるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく、身近なところで相談に応じ、様々な支援につなぐための伴走型相談支援を充実するとともに、妊娠・出産した妊産婦等に対し経済的支援を行い、誰もが、不安なく子育てできる環境づくりを進めてまいります。

さらに、令和６年４月からは、家庭や子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、これまでの妊産婦や乳幼児の相談を受ける「母子保健」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「児童福祉」が一体となった「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に、切れ目のない相談、支援が行える体制を充実させてまいります。

また、子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を進めるため、令和７年度を初年度とする「第３期子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減対策としましては、学校給食費の助成を、第１子への２分の１補助まで拡充し、支援を強化してまいります。

学校教育につきましては、「主体的・対話的で深い学び」の実現により、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進してまいります。

学習環境につきましては、比企広域電子図書館学校連携により、１人１台タブレットＰＣを利用して授業等で電子書籍を活用するとともに、社会科副読本のデジタル化を実施し、ＩＣＴ教育の充実に努めてまいります。

令和５年度から菅谷小中学校に設置した学校運営協議会を、新たに七郷小学校・志賀小学校・玉

ノ岡中学校の３校に設置し、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

部活動の地域移行につきましては、学校や地域と連携を図り、部活動のあり方について引き続き協議を進めてまいります。

学校再編につきましては、基本計画が決定され、役場内プロジェクトチームにおいて、引き続き諸課題の調査研究を進めております。令和６年度は、より事業を具体化した基本設計に着手するとともに、統合準備委員会を立ち上げ、再編が円滑に進むよう協議・調整を行ってまいります。あわせて、こども基本法の理念に沿って、小中学校の子どもたちの意見を年齢、発達段階に応じて尊重した学校再編を進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツフェスティバルや各種スポーツ教室を開催し、「ひとり１スポーツ」に取り組んでまいります。

知識の森嵐山町立図書館におきましては、昨年、子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣賞を受賞いたしました。引き続き、子ども読書活動を推進していくとともに、生涯学習の拠点の一つとして、よりよい図書館づくりを進めてまいります。

次に「健康で互いに支えあうまちづくり」でございます。

高齢化が進む中で、町民の健康づくりがますます重要な課題となっています。

健康づくりにつきましては、健康相談、教室等を実施し、町民の皆様が主体的にウォーキングなどの運動習慣を身につけ、生活習慣病予防に取り組めるよう支援してまいります。

また、町の健康増進計画である「健康いきいきプラン」の次期計画を策定し、町民の健康づくりを推進してまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、令和６年４月以降、高齢者等を対象にした定期接種へと移行します。現在、関係機関との調整を行っており、詳細が決まり次第、接種に向けた準備を進めてまいります。

母子の健康づくりにつきましては、新たに設置する「こども家庭センター」を中心に、妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援を行うことにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってまいります。

本町の高齢化率は、２月１日現在34.8％となり、10年前の平成26年と比べ7.3％上昇しています。今後、2025年までに団塊の世代の全てが75歳以上となることから、高齢化率はさらに上昇し、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

介護予防につきましては、各種教室の開催や、「コミュニティサロンむさし嵐丸庵」など住民主体の活動を支援することにより、高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくりに取り組んでまいります。

また、認知症対策として、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の活動を推進し、認知症の方やその家族が不安なく過ごせるよう支援を行ってまいります。

介護保険事業の運営につきましては、第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和

６年度からの３年間の介護保険料の基準額を月額5,300円とさせていただきます。基金を活用することで、第８期と同様に、埼玉県平均よりも低い水準を維持できる見込みです。引き続き、計画に定めた各種施策に着実に取り組み、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。

障害者の支援につきましては、障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活や社会参加ができるよう、各事業所や関係機関と連携し、各種サービスの提供や相談対応を行い、支援を継続してまいります。

次に「自然とともに生きるまちづくり」でございます。

昨年７月、グテーレス国連事務総長は、演説の中で、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が訪れた」と発言しました。地球温暖化対策は、待ったなしの状況となっています。

町においても、令和４年３月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、これまで脱炭素への取組として、防犯灯のＬＥＤ化や公用車への低公害車の導入などを行ってまいりました。また、令和６年度を初年度とする「第２次環境基本計画」の策定に取り組み、脱炭素社会の実現に向けた取組をさらに進めていくこととしております。

令和６年度は、太陽光発電の設置に対する補助を再開するとともに、新たな取組として電気自動車充給電システム設置に対する補助を行い、さらなる二酸化炭素排出削減に取り組んでまいります。

ごみの減量化につきましては、継続してごみの減量化に取り組んだ結果、１人当たりのごみの量は徐々に減少しています。生ごみの減量や紙製容器包装など資源ごみの分別について、より一層の周知に取り組み、ごみの減量化、リサイクル化を推進してまいります。

また、可燃ごみの収集運搬における人員体制の見直しを行い、可燃ごみへの発酵不適物の混入防止対策を講じてまいります。

水道事業につきましては、災害対策として、水源施設の浸水対策工事や老朽化した管路の更新、主要管路の耐震化を実施し、水道水の安定供給に努めてまいります。

生活排水対策では、公共下水道事業につきましては、引き続き老朽化が著しく進んでいる路線について、カメラ調査、管渠の布設替を実施し、適正な維持管理に努めてまいります。町管理型浄化槽整備促進事業につきましては、町管理の合併浄化槽への転換をより一層図っていくため、ＰＦＩ事業者と連携し、取組を強化してまいります。

次に「安全・安心で活力あるまちづくり」でございます。

能登半島地震の報道に触れ、災害発生時には、自分を守る「自助」と地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」が、非常に重要であると改めて認識いたしました。これまで町においては、自主防災会を中心とした防災訓練や避難所開設・運営訓練を実施し、自助・共助の意識の醸成に取り組んでまいりました。

令和６年度は、新たな取組として、屋外用テントを活用し、アウトドアと防災を融合した「防災キャンプ」（被災キャンプ）を実施し、自助・共助の意識のさらなる向上に努めてまいります。

また、防災活動の核となる消防団活動が円滑に進むよう、消防団員が中型自動車運転免許等を取得する際の費用の助成を行ってまいります。

町においては、高齢者を狙った特殊詐欺の予兆電話が連日発生しており、昨年から防犯機能付き電話機の購入の助成を行い、特殊詐欺防止に取り組んでおります。その効果もあり、特殊詐欺による被害は、昨年４月以降０件となりました。引き続き、警察など関係機関・団体との連携を強化し、振り込め詐欺などの犯罪が起こらないまちづくりを進めてまいります。

計画的なまちづくりにつきましては、昨年度に続き、立地適正化計画の策定を進め、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを進めてまいります。

平沢土地区画整理事業につきましては、昨年９月に換地処分の公告がされ、計画期間を１年前倒しし、令和７年度の事業完了に向け事業を進めていくとのことです。引き続き、早期の事業完成に向け、組合を支援してまいります。

道路整備につきましては、幹線道路の整備では、都市計画道路町道１―23号の用地取得、物件補償に継続して取り組んでまいります。

生活道路では、町道根岸10号線の道路工事を実施し、災害時等の避難路を確保するとともに、地区住民の利便性の向上を図ってまいります。

また、舗装構成調査により、舗装修繕が必要と判断された幹線道路につきまして、舗装の修繕を実施し、安全に通行できる道路環境の整備に努めてまいります。

橋りょうの維持管理につきましては、道路法に基づく点検結果により、「第３期橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な維持管理を進めてまいります。

公共交通につきましては、将来にわたって路線が維持できるようバス事業者への支援を行うとともに、高齢者や妊産婦の移動をサポートするタクシー券の助成を引き続き実施してまいります。

農業振興につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足といった課題を解決するため、新規就農者に対し、営農開始資金等の補助を行い、早期定着を支援してまいります。

さらに、米価下落など厳しい経営環境の中でも、意欲をもって取り組んでいる水稲農業者・農事組合法人に対し、機械器具購入補助の大幅拡大を行い、事業継続の支援を行ってまいります。

また、遊休農地の拡大を防ぐなど、持続的な地域農業の確立に向けて、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にし、農地の集約化に向けた取組を推進するため、「地域計画」の策定に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、商工会をはじめとした関係機関と連携し、新規創業者に対する創業支援、町内企業就職相談会の開催により、町内での起業、就業を推進してまいります。

花見台工業団地の拡張につきましては、完成に向け事業が進んでおり、進出企業も決定したとのことでございます。また、川島地区の産業団地の整備においては、整備に向け、関係機関との調整を進めております。引き続き、川島土地区画整理組合設立準備会を支援し、事業の早期実現に向け

取り組んでまいります。

観光振興につきましては、観光協会とより一層の連携を図り、町の魅力を発信するとともに、嵐山渓谷観光多目的広場の整備を行い、嵐山渓谷周辺観光地の魅力アップを図ってまいります。

自治体ＤＸの取組につきましては、国の「自治体ＤＸ推進計画」の方針を踏まえながら、デジタル技術を活用し、町民の利便性向上や行政事務の効率化を推進してまいります。

令和６年度は、自治体ＤＸの柱の一つである「自治体情報システムの標準化・共通化」に継続して取り組み、令和７年度の標準・準拠システムへの移行に向けた準備を進めてまいります。

また、ＤＸの基盤となるマイナンバーカードにつきましては、保険証との一体化を12月に控え、コンビニ交付サービスなどカードの利便性などを周知することで、さらなる交付率の向上を図ってまいります。

少子高齢化、人口減少の中で、持続的な行財政運営を行っていくには、自主財源の確保が非常に重要となってまいります。

自主財源の根幹をなす町税におきましては、これまで重点的に取組を進めてまいりました企業誘致の効果もあり、人口減少の中にあっても、順調に推移しております。また、ふるさと納税につきましても、全国の皆様からの温かいご支援をいただき、１月末現在で１億円を超える寄附をいただいております。引き続き、企業誘致やふるさと納税などの自主財源を確保する取組を積極的に推進してまいります。

令和６年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）は約５億2,000万円の黒字となり、町の財政状況は改善傾向にありますが、少子高齢化による社会保障関係費の増加に加え、学校再編による学校建設などの大規模な事業が控えており、決して楽観できる状況にはありません。引き続き、手綱を緩めることなく、事務事業の効率化、改善などに取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

令和２年９月に嵐山町長に就任し、それ以来「人が宝のまちづくり」をモットーに町政進展に努めてまいりました。国づくり、町づくりの基本は、「人」であります。一人ひとりの町民が、宝のような人材になってくれれば、おのずとすばらしい町になっていくとの思いから、人財育成に注力してまいりました。この間、議員の皆様方、多くの町民の方々、職員の方々に支えられながら、今日を迎えることができました。改めて、心より感謝申し上げます。

今年度も様々な事業を通じ、町民の皆様がより健康に、生きがいを感じ、将来に対し夢と希望の持てる一年にすべく、全身全霊を傾けてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き特段のご理解とご協力、ご指導を賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、令和６年度の施政方針とさせていただきます。

令和６年２月26日。嵐山町長、佐久間孝光。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

これにて施政方針表明を終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時20分といたします。

休　　憩　午前１１時０６分

再　　開　午前１１時２０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１６号～議案第２１号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第７、議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第８、議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第９、議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、日程第12、議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上６件を一括議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　初めに、議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。

令和６年度の町政を執行するため、歳入歳出総額の歳入歳出それぞれを64億円と定めるものであります。このほか、債務負担行為３件、地方債９件の設定並びに一時借入金の借入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第17号は、令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。令和６年度の国民健康保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,780万円と定めるものでございます。このほか、一時借入金の借入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第18号は、令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。令和６年度の後期高齢者医療特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,420万円と定めるものであります。

次に、議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第19号は、令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。令和６年度の介護保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,600万円と

定めるものであります。

次に、議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は、令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。令和６年度の水道事業会計は、業務の予定量を給水戸数8,400戸、年間総配水量279万立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額については、事業収益５億3,206万円、事業費用４億8,928万7,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入３億9,493万5,000円、資本的支出４億5,768万3,000円とするものであります。このほか、継続費１件、企業債２件の設定並びに一時借入金の限度額等について定めるものであります。

最後に、議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件でございます。令和６年度の下水道事業会計は、業務の予定量を公共下水道事業の水洗化戸数5,281戸、年間有収水量168万3,738立方メートル、浄化槽事業の町管理型浄化槽戸数845戸、年間有収水量21万520立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益６億3,318万9,000円、事業費用５億9,420万5,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入２億8,909万7,000円、資本的支出３億6,543万9,000円とするものであります。このほか、債務負担行為２件、企業債３件の設定並びに一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

初めに、議案第16号について細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　それでは、議案第16号の細部について説明させていただきます。

初めに、令和６年度予算案の参考資料を御覧いただきたいと存じます。まず最初に、参考資料の１ページをお開きください。令和６年度嵐山町予算一覧でございますが、一般会計から各特別会計、公営企業会計別にそれぞれ予算規模を前年度対比で記載させていただいております。令和６年度の総額としまして116億3,116万9,000円であり、前年対比で１億1,545万3,000円、1.0％減の予算となっております。

次に、３ページ、４ページをお願いいたします。４ページにつきましては、一般会計の歳入の財源別内訳を記載させていただいております。まず、歳入のうち自主財源ですが、令和６年度予算額が34億1,054万7,000円でございまして、前年度対比0.6％の減と見込んでおります。歳入全体の構成比ですが、前年度と比較しまして0.2ポイント増で53.3％でございます。主なものとしましては、町税27億7,362万5,000円で、前年度対比0.7ポイント増で43.3％でございます。

一方、依存財源でありますが29億8,945万3,000円で、前年度比1.4％の減と見込んでございます。

依存財源の町債ですが、前年度比１億3,250万円、52.2％の減でございます。この主たるものにつきましては、土木債9,830万円の減及び臨時財政対策債4,200万円の減を見込んでおります。

次に、６ページをお願いします。こちらは歳出の性質別内訳でございまして、義務的経費、投資的経費、その他経費の３つに区分しております。義務的経費につきましては、人件費等でございまして32億3,866万7,000円で、前年度比1.0％の増、また投資的経費につきましては２億2,040万4,000円で、前年度比50.1％の減で見込んでおります。また、その他の経費につきましては29億4,092万9,000円で、前年度比4.5％の増であります。伸び率の大きなものは積立金で、前年度比3,020万1,000円、72.7％の増を見込んでおります。ふるさと納税による寄附金の増額を見込み、ふるさとづくり基金へ積み立てるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。13ページは、基金の状況を表しております。積立基金、定額運用基金としてそれぞれの額を記載させていただいております。積立基金につきましては、財政調整基金、減債基金等を記載させていただいておりまして、令和６年度末現在高見込みとして13億1,181万2,000円で見込んでおります。

次に、21ページをお願いします。21ページは、起債残高の推移を表しております。令和６年度末の予測値は、合計で55億462万5,000円を見込んでおり、令和５年度末と比較し５億2,049万1,000円の減となり、財政の健全化が図られております。

それでは、当初予算書を御覧いただきたいと存じます。当初予算書の８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。まず、８ページですが、第２表、債務負担行為でございます。令和６年度に新たに設定するもの３件でございまして、農業近代化資金利子補給、特別小口融資制度に係る損失補償及び嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務の３件でございます。

９ページにつきましては、第３表、地方債でありまして、普通債としまして農道整備事業ほか７事業１億120万円及び臨時財政対策債2,000万円につきまして据付けをさせていただくものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いします。15ページにつきましては、予算額の財源内訳でございまして、国県支出金、地方債、その他一般財源とその内訳を記載させていただいているものでございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。２、歳入でございます。主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、１款１項１目個人でございまして、前年度比7,694万2,000円減の７億3,740万3,000円で、本年６月から実施される定額減税の影響によるものです。定額減税による個人住民税の減収額については、地方特例交付金として補てんされます。

１款２項１目固定資産税は、前年度比8,951万2,000円の増で、16億7,030万6,000円で増額の要因は12月議会の補正予算で説明しましたが、インターランプ内の企業の家屋分によるものでございま

す。

18、19ページをお願いします。１款４項１目の町たばこ税ですが、昨年実績からの積算で前年度比983万2,000円の増額となっております。

次に、20ページ、21ページをお願いします。一番下段の10款１項１目地方特例交付金、減収補てん特例交付金（定例減税分）ですが、令和６年度の個人住民税所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき１万円の減税が行われます。定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補てんするものです。定額減税１万円のうち住民税は6,000円で、対象者を１万3,233人で7,940万円を計上しております。

次に、22、23ページをお願いいたします。11款１項１目地方交付税でございます。地方財政計画を勘案いたしまして、昨年比2,800万円増の８億7,700万円を見込んでおります。

次に、28、29ページをお願いいたします。14款２項２目民生手数料、３節子育て広場レピ手数料15万円で、子育て広場レピで実施する一時保育事業の利用料を計上しております。

次に、32、33ページをお願いします。15款２項１目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金3,416万6,000円で、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る標準準拠システムへの移行に向けた事業に対し交付されるもので、補助率10分の10でございます。

その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,286万4,000円ですが、低所得者支援及び定額減税を補足する給付に対し交付されるもので、補助率10分の10でございます。

次に、34、35ページをお願いします。15款２項４目土木費国庫補助金ですが、高規格道路整備事業補助金の減少により、前年比9,486万5,000円の減額となっております。

次に、44、45ページをお願いします。16款２項４目商工費県補助金ですが、ふるさと創生資金に1,000万円を新たに見込んでおるところです。地域資源や強み等を生かして地域づくりに取り組む事業に対し交付されるもので、県の補助率は２分の１でございます。充当する事業につきましては、嵐山渓谷観光多目的広場造成工事でございます。

50、51ページをお願いいたします。18款１項１目一般寄附金ですが、3,000万円増の7,000万円を計上してございます。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附分を見込んでございます。

52、53ページをお願いします。19款２項基金繰入金でございます。まず、１目財政調整基金繰入金でございますが、年度間の財政調整のため、財政調整基金から２億円を繰り入れるという内容でございます。この２億円を繰り入れることに伴いまして、令和６年度末の予算残高の見込みでございますが、５億5,307万9,000円でございます。

２目減災基金繰入金でございますが、臨時財政対策債の償還分として減災基金から1,610万円を繰り入れるものでございます。６年度末の基金残高の見込みは１億3,189万1,000円でございます。

４目のふるさとづくり基金繰入金でございますが、地域活性化事業等に対し、ふるさとづくり基金から9,411万4,000円を繰り入れるものでございます。令和６年度末の基金残高の見込みは１億

9,020万8,000円でございます。

60、61ページをお願いします。22款１項町債でございます。最下段の計の行を御覧ください。各事業に対して記載するもので、前年度比１億3,250万円減の１億2,120万円を見込んでおります。

それでは、続きまして３の歳出に移らせていただきます。

まず、70ページ、71ページをお願いします。２款１項１目一般管理費、(18) 住民・税情報システム運用管理事業でございまして、電算委託料5,891万8,000円を計上させていただいております。住民情報､税情報を処理する電算システムの運用管理に要する経費ということで計上してございます。こちらにつきましては自治体情報システム標準化・共通化を行うための要する経費ということで見込んでおるところでございます。

72、73ページをお願いします。(22) ふるさと納税推進事業でございまして、寄附者への謝礼及び手数料の合計で3,454万円を見込んでおります。

74、75ページをお願いします。２款１項３目の（２）会計管理総務事業でございまして、役務費の手数料711万5,000円は指定金融機関振込等手数料でございます。

76、77ページをお願いします。２款１項４目財産管理費、（６）ふるさとづくり管理事業でございます。主なものは、ふるさと納税による寄附でございます。7,171万1,000円でございます。

次に、80、81ページをお願いいたします。２款１項８目自治振興費、（２）地域集会所等補助事業202万9,000円でございます。地区集会所等の修繕等の費用の一部を補助するものでございます。補助の場所でございますが、大蔵構造改善センター、鎌形北部集会所、越畑第一公民館、遠山集会所でございます。

次に、84、85ページをお願いします。２款１項11目人権対策費、（２）人権対策推進事業でございます。前年比80万6,000円の増で、県支出金を活用し、幹事長として比企郡市人権フェスティバルを開催する経費となっております。

次に、92、93ページをお願いします。２款３項１目戸籍住民基本台帳費、（５）戸籍事務事業、電算委託料として1,937万6,000円で、振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修等を計上してございます。

次に、94、95ページをお願いします。２款４項２目町長選挙費ですが、町長選挙に要する経費で995万3,000円を計上しております。

次に、102、103ページをお願いします。３款１項１目社会福祉総務費、(11) 介護給付・訓練等交付事業で障害者等に対し居宅介護、短期入所、就労支援、施設入所支援、生活支援等を提供するための経費で、４億3,364万6,000円を計上しております。

次に、106、107ページをお願いいたします。(20) 物価高騰対応重点支援給付金支給事業で、物価高騰等の影響が大きい低所得者への支援に要する経費です。まず、住民税均等割課税世帯１世帯につき10万円を給付します。次に、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算給付として、

18歳以下の児童１人当たり５万円を給付します。合計で5,800万円を見込んでおります。

次に、110、111ページをお願いいたします。３款１項２目老人福祉費、（９）高齢者外出支援事業、高齢者外出支援タクシー実施委託料1,500万円でございます。運転免許証を有しない69歳以上の高齢者を対象に、タクシー料金の一部を助成するための経費でございます。

112、113ページをお願いいたします。３款１項３目介護保険事業費、（３）介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金２億2,469万8,000円で、介護保険特別会計へ繰り出すための経費でございます。

次に、114、115ページをお願いします。３款１項５目国民健康保険事業費、（３）国民健康保険特別会計繰出事業、国民健康保険特別会計繰出金8,845万2,000円で、国民健康保険特別会計へ繰り出すための経費でございます。

６目後期高齢者医療事業費、（１）後期高齢者医療保険事業ですが、116、117ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金ですが、後期高齢者医療保険に係る公益連合の負担金として２億1,702万3,000円を、その下の後期高齢者医療特別会計への繰出金5,911万7,000円を計上しております。

次に、118、119ページをお願いします。３款２項１目児童福祉総務費、（５）こども医療費給付事業でございます。こども医療費給付事業5,974万8,000円で、満18歳に達した日以降、最初の３月31日までのこどもの医療費の自己負担額に対して助成金を支給するための経費でございます。

（８）障害児通所支援事業、扶助費6,336万1,000円で、障害児に対し通所サービス等を提供するための経費でございます。

120、121ページをお願いします。２目児童措置費、（１）子どものための教育・保育給付事業で、子どものための教育・保育実施委託料とし３億676万円を計上しております。

次に、122、123ページをお願いいたします。（２）児童手当・特別給付支援事業、児童手当１億8,624万円で、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的とし、児童手当を支給するための経費でございます。

次に、128、129ページをお願いいたします。４款１項２目予防費、（３）高齢者予防接種事業でございます。予防接種医師委託料とし1,671万2,000円で、高齢者インフルエンザ個別接種、高齢者肺炎球菌個別接種に要する経費でございます。

130ページ、131ページをお願いします。３目母子衛生費、（６）出産・子育て応援給付金事業でございます。次ページの132、133ページをお開きください。出産・子育て応援給付金800万円でございます。出産応援金として５万円、子育て応援金として５万円給付するものでございます。

次に、136、137ページをお願いいたします。４款１項４目環境衛生費、(16) 地球温暖化防止事業、地球温暖化防止設備設置補助金200万円でございます。住宅太陽光発電システム及び電気自動車等充給電設備の設置者に対し、補助するものでございます。

続いて、４款２項１目塵芥処理費、（３）一部事務組合塵芥処理費負担事業で、小川地区衛生組合における一般廃棄物の処理に要する経費の負担金を２億3,256万6,000円を見込んでおります。

（４）ごみ資源収集運搬事業、ごみ資源収集運搬委託料１億1,611万円で、家庭から排出される一般家庭ごみ、資源物等の収集運搬に要する経費でございます。

次に、142、143ページをお願いします。６款１項３目農業振興費、（２）農業者支援事業、18節の負担金補助及び交付金ですが、農業者フォローアップ事業補助金とし680万円を予定しております。このうちの500万円は、水稲機械購入補助を予定しております。一番下の新規就農総合支援事業補助金300万円ですが、２名の方を予定しております。

次に、144、145ページをお願いします。６款１項５目農地費、（１）土地改良事業、工事請負費920万円でございますが、広野地内の農道整備工事を行う予定となっております。

続きまして、150、151ページをお願いします。７款１項２目商工振興費、（６）住宅リフォーム補助事業、住宅リフォーム補助金200万円でございます。町内業者の振興のため、住宅リフォームに対し助成する経費でございます。

４目観光費、（２）観光施設等管理事業、次の152、153ページをお願いします。工事請負費2,000万円でございます。嵐山渓谷観光多目的広場造成工事費を計上しております。

（４）観光協会補助事業、観光協会補助金1,475万8,000円で、観光協会の活動を支援するための経費でございます。

次に、156、157ページをお願いします。８款１項２目道路維持費、（２）道路修繕事業、工事請負費とし5,420万円で町道等の修繕に要する経費でございます。施工箇所につきましては、町道１―14号、町道１―21号等の修繕を見込んでおります。

３目道路新設改良費、（３）生活道路整備事業、工事請負費2,200万円を計上しています。根岸10号線の地域生活道路を整備するための経費でございます。

次の158、159ページをお願いします。（４）幹線道路整備事業、町道１―23号線の土地購入費とし1,000万円、物件補償費として500万円を計上しております。

５目橋りょう維持費、（１）橋りょう改修事業、橋りょう点検業務委託料620万円及び橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託1,600万円でございます。

次に、162、163ページをお願いします。３目下水道費、（１）下水道事業会計繰出事業ですが、地方公営企業繰出基準に基づく下水道事業会計への繰出しに要する経費で１億8,800万円となります。

４目都市下水路費、（１）都市下水路管理事業でございます。工事請負費4,752万円で町道菅谷31号線雨水管整備工事を予定しております。

166、167ページをお願いします。９款１項１目常備消防費、（１）一部事務組合常備消防負担事業、比企広域市町村圏組合負担金３億1,416万8,000円で、比企広域市町村圏組合の常備消防に要する経費でございます。

２目非常備消防費、（１）一部事務組合非常備消防負担事業、比企広域市町村圏組合負担金3,137万8,000円で、比企広域市町村圏組合の非常備消防に要する経費でございます。

３目消防施設費、次のページをお開きください。（２）消防施設整備管理事業でございます。免許取得費用補助金10万2,000円でございますが、消防団員の準中型免許取得費を助成するものでございます。

４目防災費、（２）防災行政無線施設整備管理事業でございます。工事請負費174万9,000円で、Ｊアラート用のパラボラアンテナ設置工事に要する経費を計上しております。

170、171ページをお願いします。（４）消防訓練事業で消防意識の高揚と知識の向上を図るための消防訓練実施に要する経費を20万円計上しています。新規事業として防災キャンプに係る経費でございます。

172、173ページをお願いします。10款１項２目事務局費、（３）教育委員会事務局総務事業、一番下の12節委託料317万8,000円で、社会科副読本デジタル化業務委託料でございます。

次に、176、177ページをお願いします。(18) 嵐山町立小中学校再編事業で、嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務委託料2,059万円を見込んでおります。

(19) 嵐山町立小中学校統合準備委員会運営事業で、嵐山町立小中学校統合準備委員会の運営に要する経費を30万円計上しております。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　正　　午

再　　開　午後　１時２５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、萩原総務課長より細部説明をお願いいたします。

○萩原政則総務課長　引き続き、よろしくお願いします。

それでは、186、187ページをお願いします。10款教育費、２項小学校費、２目教育振興費、（２）七郷小学校教育振興事業でございます。委員報酬７万5,000円、費用弁償２万5,000円を計上しております。新規事業としまして、七郷小学校コミュニティ・スクールに要する経費で学校運営協議会に係る経費合わせて10万円を予算化しております。

その下、（３）志賀小学校教育振興事業でございます。こちらも委員報酬７万5,000円、費用弁償２万5,000円を計上しております。志賀小学校コミュニティ・スクールに要する経費でございます。

次に、194、195ページをお願いします。10款３項２目教育振興費、（２）玉ノ岡中学校教育振興事業でございます。こちらも同じく委員報酬７万5,000円、費用弁償２万5,000円、合計10万円を玉ノ岡中学校コミュニティ・スクールに要する経費として計上をさせていただきました。

次に、202、203ページをお願いします。10款５項２目図書館費、（３）図書館管理事業でございます。204、205ページをお開きください。工事請負費に319万2,000円を計上しております。屋外変電施設更新工事に係る経費を計上させていただきました。

次に、206、207ページをお願いします。３目文化財保護費、（５）史跡資料等保存活用管理事業でございます。需用費の印刷製本費57万4,000円でございますが、偉人漫画「いざ鎌倉　いざ嵐山」増設に係る経費でございます。

次に、214、215ページをお願いします。10款６項３目学校給食費、（３）学校給食費補助事業でございます。学校給食費補助金2,065万5,000円で、現在、第２子半額、第３子無料で給食費を行っていますが、新たに第１子も半額補助とするものでございます。合計で2,065万5,000円でございます。

216、217ページをお願いします。12款１項１目元金でございます。長期債元金償還事業で、地方債の元金償還に要する経費で、前年比4,383万8,000円の減の６億4,169万1,000円を計上しております。

最後に、13款１項１目予備費でございます。予算外の急な支出または予算超過の支出に充てるため、予備費を1,805万7,000円とするものでございます。

218ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

次に、議案第17号及び議案第18号について細部説明を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明を申し上げます。

初めに、令和６年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきます。参考資料の23ページをお願いいたします。１、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は18億6,780万円であります。前年度予算額18億3,560万円に対しては3,220万円、率にして1.8％の増額となっております。構成比の大きな順に、県支出金13億7,801万9,000円で、構成比は73.8％、次に国民健康保険税３億929万5,000円で、構成比は16.6％、次に繰入金１億7,845万2,000円で、構成比は9.6％となっております。

次に、24ページをお願いいたします。２、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費13億5,801万3,000円で、構成比は72.7％、次に国保事業費納付金４億6,063万1,000円で、構成比は24.7％、次に保健事業費3,493万3,000円で、構成比は1.9％となっております。

25ページをお願いいたします。３、世帯数・被保険者数の推移ですが、令和６年度の見込みは世帯数2,343世帯、被保険者数3,323人で、高齢化による後期高齢者医療制度への移行と社会保険制度

の改正による加入対象の拡大などが影響し、毎年減少となっております。

次の26ページは、年度別医療費の推移ですが、上段、一般被保険者のグラフを見ていただきますと、令和３年度に新型コロナウイルスの影響で診察控え、または入院控え等により医療費全体が減少しましたが、５年度は以前のように戻り14億円台になり、令和６年度につきましては被保険者の減少により医療費も減少すると見ております。しかし、医療の高度化により、血液疾患、心疾患など非常に高額な医療費がかかる場合がありますので、医療費の推移につきましては、今後、動向を注視してまいります。

それでは、これから予算書によりご説明をさせていただきます。予算書の242、243ページをお願いいたします。２、歳入ですが、保険税につきましては、令和５年度と同様に賦課方式を所得割と均等割の２方式、法定軽減割合を７割、５割、２割として計上しております。

１款１項１目国民健康保険税は３億929万5,000円で、前年度比較2,002万円の減額となっております。１節から３節までの現年課税分につきましては……

〔「200万」と言う人あり〕

○贄田秀男町民課長　間違いました。すみません。200万2,000円の減額となっております。失礼しました。１節から３節までの現年課税分につきましては、それぞれの収納率を調定見込額の94％と見込み計上しております。

次に、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、平成27年度から退職被保険者制度が廃止となり、対象者が65歳になるまでの経過措置が取られておりましたが、対象者が激減し、県の指示により令和６年３月末で廃止とするものです。

242ページ下段から244、245ページをお願いいたします。４款県支出金、１項１目保険給付費等交付金は13億7,801万8,000円で、前年度比3,555万2,000円の増額となりました。内訳としまして普通交付金13億5,375万9,000円が多くを占め、その他特別交付金が2,425万9,000円でございます。

次に、６款繰入金、１項１目一般会計繰入金は8,845万2,000円になります。内容としましては、保険基盤安定（税軽減分）繰入金、保険基盤安定（保険者支援分）繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、また新たに令和５年度１月からの産前産後保険税繰入金、そして出産育児一時金繰入金と国保財政安定化支援事業繰入金等が主なものになります。

246、247ページをお願いいたします。６款２項１目国民健康保険財政調整基金繰入金は、税収見込み分等に応じた不足額について、積立額から繰り入れるものとして9,000万円を計上しております。

続きまして、歳出になります。248、249ページをお願いいたします。３の歳出ですが、１款総務費、１項１目一般管理費761万9,000円は事務的経費、２項１目賦課徴収費222万8,000円は賦課徴収に要する経費、250、251ページに移りまして、３項１目運営協議会費33万1,000円は国保運営協議会の運営経費、４項１目趣旨普及費25万3,000円は国保制度の普及啓発に要する経費を計上しているものでございます。

続きまして、２款保険給付費におきましては、１項療養諸費、２項高額療養費及び３項移送費につきましては、財政主体である埼玉県が推計した医療費の額を計上しております。この支出額につきましては、歳入の第４款県支出金の保険給付費等普通交付金で措置をされております。

250ページの１項１目療養給付費は11億5,330万2,000円で、前年度比較5,527万5,000円の増額、１項２目療養費は1,184万3,000円で、前年度比較622万5,000円の減額となっております。

252ページの２項１目高額療養費は１億8,581万1,000円で、前年度比較1,139万6,000円の減額となっております。

254、255ページをお願いいたします。４項１目出産育児一時金は250万円で、１人当たり50万円の５人分を計上しております。

５項１目葬祭費は175万円で、１件５万円の35件分を計上しております。

254ページの下段から256、257ページをお願いします。３款国保事業費納付金につきましては、広域化により県が算定した納付金額をそれぞれ計上しております。

１項医療給付費分は３億974万円、２項後期高齢者支援均等分は１億1,704万8,000円、３項介護納付金分は3,384万3,000円をそれぞれ計上しております。

258、259ページをお願いいたします。５款保険事業費、１項１目疾病予防費は、1,823万2,000円で計上しております。

２項１目特定健康診査等事業費は1,579万1,000円で計上しております。主なものとしましては、特定健康診査等委託料1,195万6,000円を計上しております。

続きまして、262、263ページをお願いいたします。９款予備費は100万円を計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明を申し上げます。

初めに、令和６年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきます。参考資料の31ページをお願いいたします。１、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は３億2,420万円であります。前年度予算額２億9,970万円に対して2,450万円、率にして8.2％の増額となっております。構成比の大きな順に、後期高齢者医療保険料２億6,417万4,000円で、構成比81.5％、次に繰入金5,911万7,000円で、構成比は18.2％となっております。

次に、32ページをお願いいたします。２、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比は後期高齢者医療広域連合納付金が99.3％を占めております。

33ページをお願いいたします。３、後期高齢者医療被保険者の推移ですが、令和５年から団塊の世代が順次75歳となることから、被保険者の大幅な増加が見込まれます。そのため、令和６年度末人数は令和５年度の約６％増の3,459人を見込んでおります。

それでは、これから予算書によりご説明をさせていただきます。予算書の276、277ページをお願いいたします。２、歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、１項１目特別徴収保険料１億7,716万3,000円及び２目普通徴収保険料8,701万1,000円で、合わせて２億6,417万4,000円を計上しております。保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が高齢化による被保険者数の増加等を推計して見込んだ１人当たり平均調定額を基に計算した額を計上しております。

保険料率は高齢者医療の確保に関する法律により２年ごとに見直すこととされており、令和６年度に見直しを行う年になりますので、均等割額が４万5,930円、所得割率が9.03％、賦課限度額が80万円となります。

次に４款繰入金は、１項１目事務費繰入金が145万8,000円、２目保険基盤安定繰入金が5,765万9,000円で、合わせて5,911万7,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定以下の被保険者の保険料軽減分を県が４分の３、町が４分の１の割合で負担するものです。

次に、５款繰越金は、前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上しております。

６款諸収入は、主なものとして１項１目延滞金を４万8,000円、２項１目保険料還付金を35万8,000円として計上しております。

続きまして、歳出ですが、280、281ページをお願いいたします。１款総務費、１項１目徴収費は保険料徴収に係る事務経費として145万8,000円を計上しております。

次に、２款後期高齢者医療広域連合納付金は３億2,183万4,000円で、前年度比較2,456万9,000円の増額であります。これは被保険者から徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものですが、高齢化による被保険者数の増加が主な要因で増額とされている状況です。

次に、３款諸支出金、１項１目保険料還付金40万円は、過納となった保険料を還付するための経費であります。

282、283ページをお願いいたします。最後に、４款予備費ですが、50万6,000円を計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

次に、議案第19号について細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、令和６年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきます。参考資料の39ページをお願いいたします。３、被保険者数の推移でございますが、令和６年１月１日現在の第１号被保険者数は5,963人で、前年度比14人の増加、第２号被保険者数は5,876人で、前年度比35人の減少と

なっております。団塊の世代が75歳以上になると見込まれる2025年を目前にして後期高齢者が増加する一方、中段のグラフにあるように、黒色のグラフであります65歳から74歳までの前期高齢者においては、平成28年をピークに減少し、令和４年には白色のグラフの後期高齢者と人数が逆転し、その差は年々広がっています。高齢化率につきましては、平成26年では28.4％であったものが、本年１月には34.8％となっております。

次ページの４、介護認定者の状況でございますが、令和５年９月末現在の介護認定者は996人で、介護度別に見ますと要介護１の方が230人と最も多く、全体の23.1％を占め、次いで要介護２の方が224人で22.5％、要介護３の方が163人で16.4％となっております。

41ページをお願いいたします。５、給付額の推移でございますが、令和５年度は14億1,676万9,000円の見込みで、前年度比１億731万円、8.2％の増額となっております。

それでは、ここからは予算書によりご説明させていただきます。予算書の293ページをお願いいたします。令和６年度の歳入歳出予算の総額はそれぞれ15億2,600万円で、前年度予算額15億6,200万円に対しましてはマイナス3,600万円、2.3％の減額となっております。令和６年度は第９期介護保険事業計画の初年度に当たり、介護報酬、利用者負担割合及び介護保険料の所得別段階等の改定に基づき予算案を作成いたしました。

296、297ページをお願いいたします。歳入でございますが、１款保険料は３億8,152万1,000円で、前年度比2,395万6,000円、6.7％の増額となっております。増額の主な要因は、第９期介護保険事業計画における保険料の改定でございます。今期の改定におきましては、所得段階を現行９段階であったものを国の基準どおり第９段階を細分化して13段階とし、保険料は国が示した乗率により設定いたしました。月額保険料の基準額は、現行5,000円から300円増額し5,300円となります。

次に、２款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金２億5,717万4,000円は、保険給付費のうち居宅給付費の20％と施設給付費の15％が交付されるもので、標準給付費の見込額が前年度より減額となったことにより2.6％の減額となっております。

次に、２項調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため、全国ベースで標準給付費の５％相当分が交付されるもので、市町村ごとの後期高齢者の割合と所得階層の状況により交付割合に変動があって、令和６年度は令和５年度の実績に基づき0.92％を見込み、1,283万8,000円を計上いたしました。

次に、２目及び３目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の20％及びそれ以外の包括的支援事業・任意事業費の38.5％が交付されるものでございます。

５目保険者機能強化推進交付金及び６目介護保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援及び重度化防止等に関する取組に対し、評価指数に基づき交付されるものでございます。

298、299ページをお願いいたします。次に、３款支払基金交付金は４億254万8,000円で、これは40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料相当分として、対象経費の27％が社会保険診療報酬支払基

金から交付されるものでございます。

次に、４款県支出金、１項１目介護給付費負担金は２億1,817万7,000円で、これは保険給付費のうち居宅給付費分として12.5%、施設給付費分として17.5%が交付されるものでございます。

次に、２項県補助金、１目及び２目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及びそれ以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%が交付されるものでございます。

次に、６款１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金は、標準給付費の12.5%、２目地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%をそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

次ページをお願いいたします。３目地域支援事業繰入金は、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、４目その他一般会計繰入金は一般管理費等及び事務費分が、５目低所得者介護保険料軽減繰入金は低所得者の介護保険料軽減分をそれぞれ一般会計から繰り入れるもので、合計２億2,469万8,000円、前年度比485万9,000円の減額となっております。

次に、２項基金繰入金は、介護給付費の支払いに充てるため、800万円を支払準備基金より繰り入れるものでございます。

304、305ページをお願いいたします。３、歳出でございますが、主なものといたしまして、１款総務費は１項総務管理費から、次ページ下段の６項趣旨普及費までの合計2,223万8,000円となっております。これらは事務的経費、賦課徴収に係る経費及び介護認定に要する経費等を計上するものでございます。

次に、２款保険給付費につきましては、第９期介護保険事業計画における令和６年度の見込額から計上したものでございます。次ページの１項介護サービス等諸費から、318、319ページ上段、６項特定入所者介護サービス等費までの合計14億6,262万2,000円で、前年度比マイナス3,750万8,000円、2.5%の減額となっております。減額の主な理由は、第８期における給付費の実績が計画値を下回っており、その実績等を基に第９期の給付料を見込んだことによるものでございます。

次に、中段の３款地域支援事業費につきましては、主に令和５年度の実績見込みを基に見込んだ額を計上したものでございます。１項介護予防・日常生活支援総合事業費から、328、329ページ上段の２項包括的支援事業・任意事業費までの合計3,958万円となっております。

330、331ページをお願いいたします。最後に、６款予備費は143万7,000円を計上しております。

332、333ページの給与費明細書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

最後に、議案第20号及び議案第21号について細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第20号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の337ページをお願いいたします。第２条、業務の予定量を定めるものでございます。（１）、給水戸数は、前年度比較300戸増の8,400戸、（２）、年間総配水量は、過去実績の平均により６万2,000立方メートル減の279万立方メートル、（３）、それに伴いまして、１日平均配水量は170立方メートル減の7,645立方メートルを見込んでおります。（４）、主な建設改良工事でございますが、こちらは水源浸水対策工事と老朽管布設替え工事としております。

第５条、継続費でありますが、６年度より新たに災害防止対策事業といたしまして第１・２・３水源浸水対策工事を事業費総額４億4,770万円にて設定しております。年割額は令和６年度が２億1,600万円、令和７年度が２億3,170万円とした２か年工事でございます。

第６条、企業債は、水源整備事業債と配水管路整備事業債２件を設定しております。

次に、予算書の355ページをお願いいたします。令和６年度の予算執行計画にてご説明申し上げます。まず、収益的収入でございます。第１項営業収益は、前年度と比較いたしまして679万4,000円減の４億6,800万円としております。これはここ数年間の年間総配水量と総有収水量の下降傾向により、料金収入の減を見込んでいるためでございます。

第２項営業外収益は、１目受取利息から４目消費税還付金までを合わせまして884万3,000円減額の4,689万1,000円を計上させていただくものでございます。主に消費税還付金820万円の減が要因でございます。合わせますと、収益的収入につきましては1,563万7,000円減の５億3,206万円を計上しております。

次に、357ページをお願いいたします。収益的支出でございます。１項営業費用につきましては、１目原水及び浄水費から360ページの５目資産減耗費までを合わせまして1,447万5,000円減の４億7,176万1,000円としております。これは主に１目原水及び給水費の施設運転監視委託と施設電気料の減、２目配水及び給水費におけます職員人件費の異動による減、また３目総係費の委託料及び水道料金等徴収業務委託等の増によるものでございます。

次に、２項営業外費用につきましては、１目支払利息と２目雑支出を合わせまして615万3,000円増の752万5,000円としております。これは企業債利息が485万5,000円、加入金減額分還付金126万円の増によるものでございます。合わせますと、収益的支出は832万2,000円減の４億8,928万7,000円としております。

次に、361ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、１項企業債は新たに水源整備事業債を設定しておりますが、１億3,560万円減の３億5,810万円といたしております。

３項補助金は、水源浸水対策工事に対し新たに水道水源開発等施設整備費国庫補助金を3,683万4,000円計上いたしまして、合わせて資本的収入は前年度比9,876万6,000円減の３億9,493万5,000円としております。

次に、支出でございます。まず、１項建設改良費につきましては、１目事務費から４目量水器費までの総額を7,347万7,000円減の４億3,480万4,000円としております。主な要因でございますが、

こちらは別冊の令和６年度予算案の参考資料の47ページを併せて御覧ください。１目事務費、５節委託料の施設関連業務委託として新浄・配水場建設や水源浸水対策工事の積算や施工管理の支援経費といたしまして1,520万円、２目浄水場等施設工事費では水源浸水対策工事に２億1,600万円、第１浄水場滅菌設備更新工事に550万円となっております。

３目配水本管施設費では、老朽管更新及び耐震化のための配水管布設替え工事を５件、１億7,910万円を設定しております。

２項の企業債元金償還金は73万5,000円減の2,287万9,000円であり、合わせまして資本的支出の合計額を7,421万2,000円減の４億5,768万3,000円とするものでございます。

このほか341ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、水道細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の365ページをお願いいたします。第２条、業務の予定量を定めるものでございます。（１）、公共下水道事業の水洗化戸数は、前年度比72戸増の5,281戸、年間有収水量は水道使用水量を基に算定し、3,586立方メートル増の168万3,738立方メートル、１日平均有収水量は10立方メートル増の4,613立方メートルとしております。

（２）の浄化槽事業は、水洗化戸数、前年度比16戸増の845戸、年間有収水量は使用水量増加を見込み4,520立方メートル増の21万520立方メートル、１日平均有収水量は13立方メートル増の577立方メートルとしております。

366ページをお願いいたします。第５条にて債務負担行為２件につきまして設定しております。

第６条、企業債では、前年度比940万円増の公共下水道事業債ほか２件、１億2,730万円を予定しております。

そのほか第10条では、一般会計からの補助金を700万円減の１億8,800万円を予定しております。

それでは、予算書の386、387ページをお願いいたします。令和６年度の予算執行計画にてご説明申し上げます。収益的収入でございます。１項営業収益は、１目下水道使用料から４目その他営業収益までを使用料の増額を見込みまして、合わせて744万5,000円増の３億5,831万2,000円を計上させていただくものでございます。

次に、２項営業外収益は、１目受取利息及び配当金から５目雑収益につきまして防災安全交付金の増額、他会計補助金の増額により合わせて2,149万5,000円増の２億7,487万5,000円を計上させていただくものでございます。１から３項合わせまして、収益的収入は前年度比2,894万2,000円増の６億3,318万9,000円を計上させていただいております。

次に、支出でございます。388ページをお願いいたします。１項営業費用につきましては、１目管渠費から389ページ、６目資産減耗費までの総額を前年度比703万2,000円増の５億5,287万1,000円と

するものでございます。

１目管渠費のテレビカメラ調査委託料、２目の市野川流域維持管理負担金及び４目総係費の委託料、生活排水処理施設整備構想見直し業務委託料の増が主な要因でございます。

390ページをお願いいたします。２項営業外費用から４項予備費までにつきましては、主に企業債利息と消費税の見込みの減によりまして、総額を327万8,000円減の4,133万4,000円とするものでございます。合わせますと、収益的支出は前年度比375万4,000円増の５億9,420万5,000円を計上させていただいております。

391ページをお願いいたします。資本的収入でございます。第１項企業債は、公共流域下水道事業債の増加によりまして940万円増の１億2,730万円、２項一般会計補助金は2,200万円減の１億500万円、３項国・県補助金は防災安全交付金の増加によりまして1,633万円増の5,216万5,000円、４項受益者負担金は浄化槽分担金121万円減によりまして463万2,000円、合わせまして前年度比252万円増の２億8,909万7,000円とするものでございます。

次に、392ページをお願いいたします。資本的支出でございます。１項建設改良費は、１目管渠建設改良費の第４、第５の汚水幹線布設替工事とマンホールポンプの入替えや制御盤交換工事の増額によります。２目流域下水道建設費負担金の増額により、3,805万3,000円増の１億3,190万4,000円、２項浄化槽施設購入費は約1,200万円減の4,456万5,000円、３項企業債償還金は公共下水道事業債元金が1,339万4,000円減額のため１億8,697万円、合わせまして資本的支出は前年度比1,451万3,000円増の３億6,543万円とするものでございます。

このほか370ページ以降のキャッシュ・フロー計算書等につきましては、ご高覧をお願い申し上げます。

以上、議案第21号の細部をご説明申し上げました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

これにて令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか５件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案６件を一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○森　一人議長　お諮りいたします。

本予算案６件の審査に当たっては、委員会条例第５条並びに会議規則第39条第１項の規定により、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案６件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案６件につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算議案６件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○森　一人議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時１５分

再　　開　午後　２時４２分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森　一人議長　先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、狄守勝義議員、副委員長、宮本大裕議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○狄守勝義予算特別委員長　このたび、予算特別委員会委員長に就任いたしました狄守勝義でござい

ます。予算ということもありますので、慎重かつしっかりと審議を進めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　ありがとうございました。

なお、議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件につきまして討論する場合は、３月14日午後５時までに本職宛てに申し出てください。

◎諮問第１号の上程、説明、質疑、採決

○森　一人議長　日程第13、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　諮問第１号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第１号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員、嶋田静江氏が令和６年６月30日に辞任することにつき、新たに久保清氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

久保清氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第14、議案第１号　嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第１号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第１号は、嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件でございます。令和５年４月１日に嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例及び嵐山町情報公開条例を施行したことに伴い、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　議案第１号の細部につきまして説明させていただきます。

昨年の第１回定例会において、嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例、令和５年条例第２号を制定し、この条例の施行により嵐山町個人情報保護条例（平成15年条例第15号）の廃止を行いました。また、嵐山町情報公開条例につきましては、全部改正を行ったところでございます。これらの２つの条例の施行に伴う関係条例の整理をするため、本条例の制定を行うものでございます。本来なら昨年の制定と併せて改正すべきでありましたが、気づくことができず遅くなってしまったことについておわびいたします。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。本条例は、６条により構成されております。第１条では、嵐山町花見台工業団地管理センター設置及び管理条例の一部改正を、第２条では嵐山町議会基本条例の一部改正を、右のページ、次ページの第３条では、嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例の一部改正を、４条では嵐山町学童保育室設置及び管理条例の一部改正を、４ページをお開きください。第５条では、嵐山町地域活力創出拠点施設設置及び管理条例の一部改正を、第６条では嵐山町千年の苑手芸施設設置及び管理条例の一部改正をするものです。

改正の内容ですが、それぞれの条例において嵐山町個人情報保護条例（平成15年条例第15号）とあるのは、嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号）と嵐山町情報公開条例（平成13年条例第15号）とあるのは、嵐山町情報公開条例（令和５年条例第３号）と改めるものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用するものでございます。

以上、議案第１号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第１号　嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第15、議案第２号　嵐山町一時保育事業手数料条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第２号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第２号は、嵐山町一時保育事業手数料条例を制定することについての件でございます。嵐山町一時保育事業を町で実施することに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、私のほうから議案第２号　嵐山町一時保育事業手数料条例を制定することにつきましてご説明申し上げます。

議案の資料を１枚めくっていただきまして、手数料条例でございます。こちらの制定理由といたしましては、児童福祉法第６条の３第７項に基づく一時預かり事業につきまして、現在、町内の保育所においてこの事業を実施してございますが、令和６年度以降の当該事業の継続は困難ということでございまして、町の子育て広場レピ等におきまして当該事業を実施する必要がございます。子

育て広場レピは町の直営であることから、町で実施するに当たり利用者が納付する利用料を定めるため、本案を提出するものでございます。

お手元の議案を御覧ください。第１条、趣旨でございますが、子育て広場レピで実施する一時保育事業を利用した場合の徴収する手数料に関し、地方自治法第227条の規定に基づき必要な事項を定めることを規定しております。

第２条では、手数料の額を別表で定めることについて規定しております。

第３条では、手数料の納付につきまして事業の利用者が納付する旨を規定しており、第２項において納付については嵐山町会計規則を適用することが規定されております。

第４条、委任では、この条例に定めるもののほかに、条例の施行に関して必要な事項について町長が別に定めることを規定してございます。

附則につきましては、本条例の施行期日につきまして、令和６年４月１日から施行することについて規定してございます。

隣のページを御覧ください。第２条の手数料の額につきまして、別表でお示しをさせていただきました。利用時間が１日の場合は1,000円、半日の場合は500円とするもので、生活保護世帯については手数料を免除といたします。

以上で嵐山町一時保育事業手数料条例についての細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　別表第２条の１日、半日とありますけれども、この開設のお時間、利用の時間は何時から何時までと、あと１日の場合は昼食とかはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

それともう一つは、今まで東昌保育園が一時預かりをやっていたのですけれども、今の課長のお話ですと保育園はもう厳しいということで、レピのみだけになるのか、その２点お伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、お答えいたします。

開設の時間につきましては、１日につきましては午前８時半から午後４時半でございます。半日の場合は、午前８時半から12時まで、もしくは午後１時から４時半までの時間帯でございます。

なお、実施の場所でございますが、レピのほか駅の上の嵐丸ひろば、こちらの２か所で実施をする予定でございます。保育所ですと昼食に関しましては栄養士さん等がいらっしゃいますので、年齢に合った昼食を提供できますが、今回の一時保育事業につきましては、昼食は保護者の方がお持ちいただくと。ただし、調乳、小さいお子さんに関しましては、ミルクの場合はお湯のほうが沸か

せますので、調乳に関してはそれぞれの場所で実施をするということになります。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今の答弁で、嵐丸ひろばも開催するということで、分かりました。ですので、東昌保育園は給食の栄養士さんがいますけれども、東昌は相変わらず続けるのか、それともやめるという方向で、お話でよろしいのですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　一時預かり事業を令和２年度までは東昌保育園でございましたが、令和３年度以降は若草保育園のほうで実施をしてございます。若草保育園のほうで３年度、４年度、今年度５年度まで実施だったのですけれども、該当、担当する保育士の確保が難しいということで、昨年の12月になりまして正式にちょっと継続が難しいというご提案でしたので、急遽というか、必要に迫って、どこでできるかを考えまして、現在の子育て広場レピ、あるいは嵐丸ひろばでございます。

なお、こちらの利用者からも実は従前から、ここで一時預かり実施してもらえないかという声もございましたので、そういった意味ではご利用する方のご期待に添えるのかなと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　一時保育は、恐らく私が知っている限りでは、待機のお子さんとか、それから週に２回とか３回仕事に行かれる方が利用されていると思うのですけれども、そういった場合も一時預かりでずっとやっていくというふうな形でよろしいのですか、ちょっとあれっと思ったのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　一時預かり事業につきましては、国のほうで一時預かり事業の実施要綱というのがございます。その中では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児でございまして、町として昼間、保育所、幼稚園、認定こども園、その他等の場所において行うということで、幼稚園とか保育園に通っている方は基本的には使えないので、今、議員のおっしゃるとおり、待機の方もそうですけれども、家庭で保育をしているお母様のレスパイトですとか、あるいは冠婚葬祭なんかでどうしてもお子さんが見られないといった場合に預かる事業でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　保育園に入れないから一時預かりを使うという形の方がかなりいたと思うのです。それから、今、町立幼稚園が３年になりましたからですけれども、幼稚園に入れなかったので、幼稚園の代わりに週に２回とか３回体験するという形で、レスパイト的な形で利用されていた方もいると思うのです。そういった方も対象にして、そして一時保育をするという、別に問題はないと思うのですけれども、そういった形で常にいろんなお子さんが来ているという形の中で、それをやっていくだけの保育士さんというのが確保できるのかどうか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　子育て広場レピにつきましては、現在も３名の保育士が勤務してございます。この一時預かり、一時保育事業につきましては、原則最低２名の保育士が必要でございます。レピに関しては３名いらっしゃいますので、それぞれ年齢ごとに、未就学児ですので、ゼロ歳のうちの半年を経過した方以降のお子さんはお預かりができる形になりますので、対応する保育士もそれぞれ３人いらっしゃいますので可能かと思います。

ちょっと利用の状況が出ましたので、現状の保育園のほうで使っている実績の数値でございますが、トータルではないのですが、例えば３年度の最終３月25名、それから４年度については45名、トータルなのですけれども。５年度は１月末現在ですが、５年度は８名、５年度の当初は16名の利用がありまして少し波がありますが、先ほど畠山議員からご質問あった東昌さんが２年度いっぱい、３年度以降、若草さんのほうで一時保育をしているのですけれども、毎年少しずつ減少しているような状況でございます。利用者が少なくなったというよりは、もしかすると場所的な問題、東昌さんですと、例えばお車を使えないお母様たちが、駅の中心なので、ただ若草さんに関しましてはちょっと駅から離れるということもありますので、そういった感じでございます。

なお、令和３年度は若草といいましても恵の園保育園、小規模のほうで実施をしていましたので、３、４が恵の園で、５年度は、実は恵の園のほうの利用が減ってしまっているので、若草保育園のほうに恵の園の保育所もそのまま統合しまして実施をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　この利用者数、年間で25名とか45名だからということですよね。それだから……

〔「月」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　月。月で25。そうなりますと、保育士さんが３人とか２人の場合に、ゼロ歳から、半年から未就学児の人たちを、何というのか、特定の子どもさんというわけではないお子さんが来て、それを見ていけるだけのスキルというのですか、スキルとかそういったものがあるのかどうかちょっと不安なのですけれども、これ実際に必要だということでなさっていて、それで

保育園に入られる方はそのまま保育園に行かれるのだと思うのですけれども、一時的な形で、これで半年から５歳ぐらいまでのお子さんを１か月25名とか45名とかで、２人とか３人とかでやっていくローテーションとかはきちんとあると思うのですけれども、できる、私はちょっと何かこの体制はどういうふうに組んでいくのかなというのと、今保育士さんが不足していますよね。それで、なおかつ、これでできるというふうに考えていいのかどうか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　先ほどの人数、月というお話をしましたけれども、今実績が手元にございますが、例えば３年度の３月、１日当たりの利用が１名だったり２名だったり、多くても３名という中でのトータルが25名ということでございます。ですから、１日25名来るわけではないのですが、直近の５年度の１月の状況でも、やはり１人から３人というような状況でございます。

申し添え忘れてしまったのですけれども、保育所のほうは一応月曜日からウイークデーを全部カバーできるのですが、今回、保育所のほうのカバーができないということで、レピと、それから広場、嵐丸ひろばのほうの２か所で実施をするのですが、それぞれレピに関しましては火曜日と水曜日、それから嵐丸ひろばにつきましては木曜日と金曜日、利用定員はそれぞれ３名ずつという形です。

今、渋谷さんおっしゃったとおり５歳児という話がございますが、幼稚園のほうが３歳以降から受入れというのも始まっていますので、広場そのものの、いわゆる子育て支援拠点という意味での嵐丸ひろばなんかの利用が当然ありますが、幼稚園等に行っている方に関しましては保育所のほうでそもそも一時預かりしていませんので、３歳児以降の利用者というのは、そんなに多くは見込まないと。逆にゼロ、１、２、このあたりのお子さんの利用が見込めるというような状況でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　まず、この金額なのですけれども、どういうふうな見当からこの金額に決まったのか伺いたいと思います。

それと、町外も同じ金額なのか、ふれあい交流センターなどを利用した場合は差がありますよね。同じなのかどうか確認したいと思います。

それから、利用の曜日が、レピが火、水だけなのですか。嵐丸ひろばが木、金だけという理解でよろしいのですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

それで、レピにしろ、嵐丸ひろばにしろ、今来ていただいている子どもさんを見るのに必要な保育士が３名とか２名とかでやっているのだと思うのです。その上に一時預かりをやるとなったら、その保育士さんに任せるというのでは不十分な感じがするのですけれども、たとえ１名の預かりで

も。その点どうなのか伺いたいと思います。ちょっと今、レピと嵐丸ひろばの利用状況、何人ぐらい来ているのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　よろしいですか。

○11番（川口浩史議員）　それでいいです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　まず、現行の事業実施ですが、１日で1,500円の料金を町の実施要綱上で示してございます。今回、条例に関しましては、先ほど申し上げたとおり、町で直接実施をする関係がございますので、手数料条例として上げましたが、これまでは町内の保育所にお願いをしている部分でございますので、町の要綱上でその金額を示してございます。

なぜ1,000円かということでございますが、先ほどの答弁でもお話しいたしましたが、昼食は基本的にお持ちいただくということになりますので、その分500円を少し減らさせていただいて、１日は1,000円、半日は500円というような形で考えました。これ基本的に町内の方のみなので、町外の方の利用はないです。一時預かり事業は町内在住の方ですから、それぞれの自治体の中で保育所、あるいは今回、うちのほうでご提案する子育て支援拠点等の実施がございます。

それから、保育士の関係でございますが、レピに関しましては、現在も開催が月曜と木曜と金曜日、この３日間のみでございますので、レピに関しましては、その合間の火、水を一時預かりという形でございますので、この２日間は一時預かりの方だけ見るということでございますので、保育士の関係は問題ないと考えてございます。

以上でございます。

〔「嵐丸ひろば」と言う人あり〕

○森　一人議長　どうぞ続けて。

○太田直人福祉課長　すみません。嵐丸ひろばの利用の状況ちょっと手元にございませんで、利用状況ですよね。広場ですか。ごめんなさい。広場に関しましては、月曜日から開設してございますが、火、水、土の３日間を子育て支援拠点という形で提供しまして、木曜日と金曜日が一時預かりということになります。ただ、嵐丸ひろばに関しましては、例えば一時預かり自体が、現行もそうなのですが、今日の今日で預かってくださいというのは原則認めていませんで、緊急的な案件があった場合はそうなのですが、一時預かり自体が事前に何日に利用したいという事前予約でございます。したがいまして、まだ４月以降、始まってはいないのですが、嵐丸ひろばのスタッフとの打合せの中では、仮に木曜日と金曜日の一時預かりの利用がないといった場合には、広場の事業をしていただいて構わないというような考え方を持っています。

もともとこの嵐丸ひろばは社協のほうに指定管理に委託をしているのですけれども、これ子育て支援拠点事業として委託をしている部分で、子育てに関する保護者の方の相談機能もつけての委託

になりますので、そういった意味では専属の保育士は社協のほうで１名いらっしゃいまして、この一時預かりに関しまして４月以降でもう一名保育士を雇い上げる予定でいるということですので、体制的には問題ないと考えております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　レピのほうは、そうか、ちょうど開いている日を使うということで、それは分かりました。ただ、嵐丸ひろばは開いている日というわけではないですよね。並行してやるということですよね。利用がない場合はおっしゃるとおりでいいと思うのですけれども、利用があった場合には１名プラスされるから、その人が見てくれるということで対応し切れるのか、１名から３名ぐらい、令和４年度だと45人ということだと、どのくらい来るのか。３名ぐらいは来ることも珍しくないと思うのですよね、これだと。大丈夫なのか確認したいと思います。

仮に町民が預けたいということで、それを見ていた町外の方が、ではうちもと言った場合には、それは断るということでのお考えなのか伺いたいと思います。

それと、やはりどうなのでしょう。町長は、子育て支援に、今回、施政方針でも力を入れているということを述べているわけです。1,000円というお金は、どうでしょうね。ちょっと高いような気がしてならないのですけれども、今まで1,500円だからといっても、もっと軽減することができなかったのか、その考えはなかったのかも含めて伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　一時預かり事業につきましては、先ほどのお話のとおり、お住まいの市町村が実施事業でございますので、仮に滑川の方が一時預かりをこちらでお願いしたいと申出がございましても、それは滑川町が実施している保育所等で申込みをしてくださいというお話になるかと思います。ちなみに、滑川町は２か所実施をしてございます、どちらも保育所でございますが。

それから、預かりの料金でございますが、いろいろでございまして、例えば東松山は９か所保育所が実施してございますが、１日当たり1,300円から4,500円、あるいは小川町さんなんかでも１日1,500円、ときがわ町さんでも上限で2,500円という部分では高い料金ではないかと思います。ちなみに、県内の一時預かり事業を地域子育て支援事業拠点等で実施している場所でいいますと、県内で昨年の５月１日現在で５か所ありますが、近隣の市町村はないのですけれども、１時間当たり700円とか800円とか、そういう金額になってございます。ですので、そういった中では、これまで実施をしてきた一時預かり事業に対しての金額を今回、どうしてもこの事業を実施していかないといけないという中で、公立の保育所があるわけではないので、やっぱり私立の保育園のほうにお願いベースになってしまいますが、実際に待機児童が出ない形で枠を必要な人数で取っていただく中で、一時預かりまでの余力が出ないということでいきますと、これはやっぱり町としても考えなければいけないと。

例えば、先ほどの若草さんがこれでできないので、では町としても一時預かり事業は終了しますというわけにはいかないと考えますので、先ほどの利用の日数が１か所で週５日取れれば一番望ましいのですが、たまたま子育て支援の事業を２か所で実施しているという中で、何とか可能な日数を確保して実施するということでご理解賜りたいと存じます。よろしくお願いします。

〔「嵐丸ひろばの……」と言う人あり〕

○森　一人議長　答弁漏れですね。３人体制、また新たに見つけても、それで十分足りるのかということでございますが、答弁求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　一時預かり事業のもともとの根拠につきましては、国のほうで児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の保育所の部分を利用しています。ですので、先ほどのレピの３人ということであれば、十分に対応可能な人数であるということでございます。

それから、嵐丸ひろばにつきましても同様でございます。２名のうち１人は常勤でいなければいけないということになっていますけれども、１名ではなかなか難しいので、何とか社協さんのほうでもご尽力いただきまして、４月以降の保育士を１名確保できたということですので、２名体制で嵐丸ひろばのほうはできますので、その日、そうですね。その２名の方が主に一時保育を担っていただきますので、その間、一時預かりはできないのですけれども、ほかの臨時職員さんといいますか、あそこにはスタッフさんいますので、その方たちは保育そのものに参加できないのですけれども、保護者の方の相談対応ですとかそういった部分ではできますので、ごめんなさい。

嵐丸ひろば自体が子育て支援拠点ということで、保護者同伴の遊びをしていただく場所でございますので、たまたまその場所にお子様がちょっと見られない、見られないというか、来られないという状況になってしまいますが、お母様方のそういった相談等は受けることができますので、そういった意味では機能的には重なっているといいますか、そういうイメージでございます。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　非常に３名枠というようなことの中で、曜日が木、金だったり、火、水となってくると、ある程度利用する方の固定化というのですか、そんなことも考えられるのかなと思います。それで、今、募集要項といいますか、その辺のところ、要するに昨日、今日、あしたというわけにいかないけれども、予約制みたいになるという形になるかと思うのですけれども、その辺のある程度詳細的なものについては、担当課としては少し詰めているところあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　現状も一時預かり事業を使うに当たっては、現在、実施している保育所のほう

で利用の申込みをまず登録をしていただきます。その後に必要な日にちの予約を入れていただきます。ただ、現状の枠でも５名だったかな、例えば取るのにまとめて今月何日と何日と何日というふうな取り方をされますと、ほかに利用される方が取れなくなってしまいますので、原則利用したときに次の利用の予約をしていただくという形でございます。現状も月10回までの利用という形にしていまして、今回、２つの場所で実施しますので、５回ずつ上限を設定させていただきます。

と申しますのも、先ほど渋谷さんのほうでもお話が出ていましたが、例えば待機の方が、今回、１日で1,000円ではないですか。これ30日使ったら３万くらいなのですけれども、保育料よりも安い場合が出てきてしまう。そうすると、一時預かりしか使わないという形になってしまうので、それはやっぱり正式に入所されている方とのバランスが保てない。一時預かり、ほかのところも調べてみますと、大体次の予定を利用している日で予約をしていただくというようなパターンが多いです。確かにおっしゃるとおり、固定している方はいらっしゃるような感じですけれども、そういった意味では、現状も予約をして取れないという場合もあるのだと思いますが、そういった意味では、もともとのレピだったり広場で遊んでいるお母さん、お子さんたちは、やっぱりそこのレピとか広場の保育士さんの状況を見て、ここで一時預かりをしていただくとすごく楽というか、いいなということを利用者のほうの声からも出ていますので、可能であれば並行して５日間なら５日間というのがしたいところですけれども、現状、苦渋の決断として２か所に分けて、それぞれで実施をしていただくという判断でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　課長の説明でよく分かりました。いずれにしても４月１日から始まることですので、やっぱり利用する人には喜んでもらいながら、こういう条例ができたよということを丁寧に利用する方たちにお話をしていただきたいと。

終わります。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第２号　嵐山町一時保育事業手数料条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第16、議案第３号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第３号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第３号は、嵐山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　議案第３号の細部につきまして説明させていただきます。

議案第３号は、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するための改正です。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。本条例は、２条により構成されております。初めに、第２条の嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明させていただきます。右側のページを御覧ください。

２条は、会計年度任用職員の給与についてで、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の受ける給料の種類に勤勉手当を加えるものです。

11条の２については、フルタイム会計年度任用職員の勤務手当の支給について、給与条例及び期末手当支給の規定を準用するものです。

18条の２につきましては、パートタイム会計年度任用職員の勤務手当の支給について、給与条例及び期末手当支給の規定を準用するものでございます。

左のページをお願いいたします。第１条の嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。第７条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給についてです。改正前の条例第７条２項では、会計年度任用職員を除くとなっており、除く規定を削除することにより、会計年度任用職員においても支給を可能とするものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和６年４月１日からと定めるものでございます。

以上、議案第３号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　勤勉手当、よく聞くのですけれども、ちょっとどういうものを指しているのかを伺いたいと思います。

そして、これでどのくらい会計年度の方は引き上がるのか、分かりましたら伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　特別給、ボーナスですけれども、特別給は期末手当と勤勉手当という形で、合わせてボーナス、特別給というふうにうたっております。12月のときに条例の改正を行ったかと思います。人勧の給与ベースアップに伴って、年間0.1か月分をプラスするということで、期末勤勉手当合わせて年間4.5か月と制定をさせていただきました。

今回、会計年度任用職員さん、一般職給与、私たちと同じというふうになるわけですが、今までは期末手当しかもらっていなかった。それに対してプラス勤勉手当も今回の地方自治法の改正により支給するというふうになったものでございます。

対象の人数でございますが、会計年度任用職員さん、今現在123名いらっしゃいます。該当する方３分の１の41名の方が勤勉手当の支給に該当するかと思われます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　勤勉手当というのがどういうものかというのと、該当する方はいいと思うのですよね、該当する方は。どうして該当しない方が出てきてしまうのか、しかも多数ですから、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　勤勉手当につきましては、勤務が良好な者に対して勤勉手当を支給するものです。会計年度任用職員の方全員でなく、どうしてかということでございますが、すみません。今回、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を変えたわけですが、その中に18条、ここには載っていないのですけれども、18条がパートタイム会計年度任用職員の期末手当というのが18条にうたってあります。その中で１週間当たりの勤務数が著しく少ないものとして、規則で定めるものを除くというふうになっております。時間が短いものは除く。それは規則で定めるのですよとなっているのですが、規則は嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則というものがございまして、こちらの規則を読みますと、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、１週間当たり平均時間が20時間未満の者、20時間に満たない者については勤勉手当の対象とならない。社会保険に加入していない方がならないというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第３号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第17、議案第４号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第４号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第４号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。職員が子育てしながらも働きやすい職場環境づくりを目指し、この看護休暇について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　議案第４号の細部につきまして説明させていただきます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第14条は、職員の特別休暇についてで、２項16号は、子の看護休暇についての規定です。適用する子どもについて、小学校就学の始期までに達するまでの子から、中学校就学の始期に達するまでの子に改正することにより、子育てをしながらも働きやすい職場環境づくりを目指すものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日からと定めていただくものでございます。

以上、議案第４号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　この休日及び休暇に関する条例に関わって、男性と女性と同じようにこれは取るということで､それでどのくらいの比率で今までも取られていたのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

女性も男性も今まで６歳、小学校に上がるまでの子どもがいれば取れたというもので、男性だから駄目とか、そういうものではありません。就学前の子どもを持つ職員が、現在24人いらっしゃいます。昨年使った方が24人中18人、75％の方がこの特別休暇を使っている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ちょっとしつこいのですけれども、男性と女性でどの程度の割合で取られていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　すみません。男女比、私、今資料を把握していませんが、私の課の職員、女性はまだ結婚はしていないのですけれども、男性の方皆さんちっちゃい子がいる方は取っておりますので、ほとんどの職員、75％が取っているというふうに言いましたけれども、男女問わず多分75％ずつ取っているのかなと思います。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これが公布の日からとなっていますよね。なぜ４月１日ではなくて、公布の日からにしてあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

看護休暇につきましては、歴年で何日というふうになっています。１月１日から始まって12月末までで５日間、２人以上いる場合は10日間というふうになっていますので、本来ならば12月の議会で上程すれば一番よかったのですが､今歴年､もう３月までですので､これからでもプラス中学校､例えば小学校の子どもがいる方についても３月、４月までだったら、すみません、４月は駄目です

よね。３月末までの数日間ですけれども、使える形にさせていただきました。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第４号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第18、議案第５号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第５号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第５号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　それでは、議案第５号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての細部について説明をさせていただきます。

議案第５号は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部の改正により、嵐山町事務手数料条例を改正するものです。

新旧対照表をお願いいたします。第２条の表中の（１）または（４）につきましては、戸籍謄本

と除籍謄本が本籍地以外の市町村窓口でも交付が可能になる広域交付ができるようになることに伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めるものでございます。

次に、（３）及び（６）につきましては、戸籍の電子的記録事項の証明情報を識別符号で発行する事務が追加されることに伴い、手数料及びその額を定めるものでございます。

最後に、（７）及び（８）につきましては、戸籍の届出の画像を電子化し、届出等情報として作成ができるようになることに伴い、受理した書類又は届出書等の内容を交付または閲覧することができる情報を追加するものでございます。

附則でございますが、施行日を令和６年３月１日とするものでございます。

以上、議案第５号の嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　附則なのですけれども、令和６年３月１日から施行になっていて、これ非常に忙しいですよね。これはほかの市町村もこの議会で出しているのか、こんなに忙しい条例はなかなかないなと思うのですけれども、その点について伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　お答えいたします。

近隣ですと、12月議会にかけたところもございますが、３月のところもあるということでお願いしているものでございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　３月１日施行というのは、国のほうの法令が３月１日からという形になっているのですか。これすごく、なぜ４月１日からではないのかなとか、いろいろあるのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　お答えいたします。

戸籍法の一部を改正する法律の附則第１条第５号に掲げる規定というものが、令和６年３月１日施行となっております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、もう今日は26日ですから、あしたからやっても27、28、29、３日間しかないわけですよね。もう準備を進めているということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　お答えいたします。

電算上は、もうできるような状態となっております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これ通るか通らないか分からないのですけれども、通らないということもあり得るわけですよね。準備しているというのはいかがなものかなと思って、議決前執行というふうに当たるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　お答えいたします。

準備には１年からまた半年以上、１年かかるものですから、これはすぐ電算的に変えるということはできませんので、補助金申請をさせていただいて準備はしておりました。３月１日施行というのは、これ全国統一ですから、できるようにということで、ただ提案させていただくのがぎりぎりになってしまったということで申し訳ないのですが、準備はさせていただいております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第５号　嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２３号、議案第２４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森　一人議長　日程第19、議案第23号　町道路線を廃止することについて、日程第20、議案第24号　町道路線を認定することについて、以上２件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　初めに、議案第23号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、町道路線を廃止することについての件でございます。道路法第10条第１項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第24号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、町道路線を認定することについての件でございます。道路法第８条第１項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、議案第23号につきまして細部説明させていただきます。

議案第23号は、町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線は、町道平沢305号線の１路線でございます。

恐れ入りますが、廃止調書の２ページの嵐山町廃止認定路線図を御覧いただきたいと思います。県道菅谷寄居線の東武東上線線路南側の既に県道となっている土地につきましては、埼玉県の名義になっておらず、今年度、埼玉県が用地買収を行ったところでございます。平沢土地区画整理事業地内の道路である町道平沢305号線は、嵐山町の所有地までの認定となっており、県道菅谷寄居線までの間は認定しておりませんでした。今年度、町道平沢305号線と県道菅谷寄居線の間の土地も埼玉県の土地となりましたので、埼玉県と管理区分を改めて協議した結果、町道平沢305号線のこれまでの管理区分を、管理区間を、管理区域を県道菅谷寄居線までとするため、一旦町道を廃止し、改めて認定するものでございます。

廃止調書の１ページにお戻りください。廃止する起点は嵐山町大字平沢2082番、終点は大字菅谷字上２番９でございます。廃止する路線の延長及び幅員につきましては、延長を180.68メーター、幅員が6.05から11.16メートルでございます。

続きまして、議案第24号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案第24号は、町道路線を認定することについてでございます。町道路線認定調書を御覧いただきたいと思います。認定する路線は、町道平沢305号線及び町道菅谷281号線の２路線でございます。町道平沢305号線は、議案第23号の町道路線の廃止でご説明させていただきましたとおり、これまで

の認定区間を県道菅谷寄居線までの15.18メーターを延ばし、改めて認定するものでございます。認定する路線の延長及び幅員につきましては、延長195.86メーター、幅員が3.71から11.16メーターでございます。

続きまして、認定調書の３ページ、嵐山町認定路線図を御覧いただきたいというふうに思います。今回、新たに認定をお願いしております町道菅谷281号線につきましては、ふれあい交流センター裏入り口で、現に通行に利用している箇所でございます。本箇所は、一部建築基準法の位置指定道路、いわゆる私道として認定しておりましたが、現在通行している箇所とずれが生じているところでございます。

今回、関係地権者の方と協議した結果、今後の周辺の土地利用と現況の使用形態等を鑑み、本箇所の舗装と側溝を整備されている道路等の部分の土地を寄附していただき、町道として認定させていただくことになったものでございます。認定する路線の延長及び幅員につきましては、延長55.47メートル、幅員が４メートルから６メートルでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　305号線なのですけれども、そうすると15メートル分というのは、今まで県がちょっと路面が悪くなったりしたり工事をしていたわけなのですか。町なのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

ちょっと今まで整備した記録は残っていないのですけれども、現状を見ますと、嵐山町がそこまで一応慣例的に整備をしていたか、整備というか、舗装等をしていたかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号、議案第24号につきましては、会議規則第39条第１項の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第23号、議案第24号、以上２件につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎請願の委員会付託について

○森　一人議長　日程第21、請願の件を議題といたします。

本職宛てに提出されました請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願については、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第１項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の審査につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎陳情の委員会付託について

○森　一人議長　日程第22、陳情の委員会付託を行います。

これにつきましては、第11番、川口浩史議員より質疑があるということでございますので、これを許可いたしたいと思います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この陳情の審査が議会運営委員会で行われるということで、この内容からして議運で審査というのは当然といいますか、これしかないだろうなというふうに私も思っています。ただ、議運での審査というのは、嵐山町議会では経験ないのではないかなと、少なくとも私が入ってからは議運での審査というのはやってこなかったなと思っていますので、きちんとここは議運で審査ができるのかどうか聞かれているのかを伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木議会事務局長。

○青木正志事務局長　それでは、お答えいたします。

嵐山町議会会議規則第92条の規定によりまして、願意によって所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することを議長が決めると定めてありますので、議会運営委員会に付託することは問題ありません。

以上です。

○森　一人議長　よろしいですか。

それでは、本職宛て提出されました陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情については、議会運営委員会に会議規則第92条第１項及び第95条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。陳情第１号の審査につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

陳情第１号の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○森　一人議長　お諮りいたします。

議事の都合により、２月27日、28日、29日は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、２月27日、28日、29日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時５２分）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

３月１日（金）午前１０時００分開議

日程第　１　一般質問

第４番議員　　宮　本　大　裕　議員

第３番議員　　橋　本　　将　議員

第２番議員　　竹　内　隆　哲　議員

第５番議員　　狄　守　勝　義　議員

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
中村　寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
下村　治	教育長
髙橋喜代美	教育総務課長
馬橋　透	生涯学習課長
中村　寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第５日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合は、再質問からお願いいたします。

◇　宮　本　大　裕　議　員

○森　一人議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号４番、宮本大裕議員。

初めに、質問事項１の学校再編についてです。どうぞ。

○４番（宮本大裕議員）　おはようございます。議席番号４番、宮本大裕でございます。

議長のご指名をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

早速ですが、大項目１、学校再編についてお伺いしたいと存じます。

（１）、住民説明会の結果について。

（２）、子どもの声の聴取について。

（３）、跡地利用について、プロジェクトチームの今後の計画は。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（２）について、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画の説明会につきましては、まず案の段階で地域説明会を３回、保護者説明会を３回、子育て施設でのパパママ説明会を２回、合計８回実施し、参加者合計は172人でした。

次に、計画案説明会、パブリックコメント、町での協議を経て決定した再編基本計画の説明会につきましても、前回同様に地域説明会を３回、保護者説明会を３回、子育て施設へのパパママ説明会を２回、合計８回実施し、参加合計人数は72人でした。

直近８回の説明会の参加人数の状況を申し上げますと、地域説明会として12月12日にふれあい交流センターで開催した回では８人、12月14日に北部交流センターで開催した回では18人、12月17日に町民ホールで開催した回では17人でした。

保護者説明会の参加人数につきましては、１月16日に北部交流センターで開催した回では１人、１月18日にふれあい交流センターで開催した回は参加者なし､1月28日に町民ホールで開催した回では10人でした。

パパママ説明会の参加人数につきましては、２月２日に嵐丸ひろばで開催した回では８人、２月９日に健康増進センターで開催した回では10人でした。

どの説明会も毎回多くのご意見、ご質問、ご要望をいただきました。このご意見等は、学校再編を進める上で大変貴重なものと捉えております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

学校再編の一番の当事者は学校に通う子どもです。学校再編事業は、こども基本法の理念に沿って、年齢、発達段階に応じて子どもの声を把握しながら進めてまいります。具体的には、令和６年度から学校名、校歌、制服、部活動、行事や生活の決まりについてなど、統合に関わる様々なことについて協議する統合準備委員会を立ち上げる予定ですので、この統合準備委員会の中で子どもの声をしっかり把握し、新しい学校づくりに反映させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（３）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問項目１の（３）についてお答えします。

学校再編後の跡地利用については、以前と同様の回答となってしまいますが、今後開催する学校再編プロジェクトチーム内で、町民の方々への意見聴取を何らかの方法で行うことを検討していきたいと考えている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ご説明ありがとうございます。

前回の説明会と比べ大分数が少なくなっているように思います。私も説明会の実施報告、拝見させていただきましたけれども、その中に、学校ごとに保護者を対象の説明会を実施をしてほしいというそういったご意見がありました。私のところにも多数の保護者から、それぞれの学校で保護者に対する説明会をぜひ行ってもらえないかというような話が来ていますので、そういったことはお考えにはありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

保護者のお声としまして、各学校ごとに保護者対象の説明会を開いていただきたいというご意見をいただいておるところでございます。こちらにつきましては、今までの回でなかなかそちらの実現ができなかったことも踏まえまして、４月以降にそういった回を設定して、説明をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　よろしくお願いします。

それから、子どもの声を聞くということですけれども、私ちょっと聞いたところでは、あるところでは子どもたちの声を聞いていなかったということで、学校統合を進めていたところ、それが白紙になったというようなところがあったように聞いております。そういったことがないように、今ご説明があったとおり、最大の当事者は子どもですので、子どもの声をぜひ拾い上げて、これは私たちも知りたいのでお伝えいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

それから、跡地利用ですけれども、私、同時進行がやはり適切かと思います。ただ、財政の関係とかいろんな問題がありまして、これは学校ができたからといって跡地利用のところに何かができるとか、そんなことはなかなか難しいかなと思いますけれども、やはり学校がなくなっていく地域住民の方々にとっては大変な問題でありますので、町の誠意としてそういった話を聞いて、どういったものができるのかということはぜひ進めていただきたいと思います。

令和６年には、何らかの形で町民の方々の話を聞くということはやっていただくことはできるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　今、教育委員会のほうから、12月に町民説明会を行いました。１月に保護者説明会を行いました。２月にパパママ説明会、未就学児の親に対しての説明会を行いました。町民へのまず説明会がここで終わったと。そして、今議会で６年度の新年度予算で統合準備委員会の運営の経費が予算化されております。それと、小中学校の建設事業基本設計業務委託の予算も計上され

ております。こちらのほうが認定されれば、もう町のほうとしても次は跡地利用という考えがありますので、認定されましたらば跡地利用の会議をプロジェクトチーム内で話し合い、そして町民の意見を聞きながら跡地利用の考え方を進めていきたいというふうに考えています。新年度になれば間違いなく跡地利用の住民への意見をいただく形になるかと思います。

以上です。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　よろしくお願いをいたします。

また、しつこいようですけれども、一般質問の機会がありましたら、重ねてご質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○４番（宮本大裕議員）　大項目２、防災倉庫の管理と活用についてです。

（１）、有事の際に、防災倉庫はどのような機能を果たすと考えられるか。

（２）、各区における装備品の管理状況と町の把握状況について。

（３）、非常食等の備蓄状況は。

よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

大項目２、防災倉庫の管理と活用について。質問項目１、有事の際はどのような機能を果たすのか。

質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

本町には12の防災会と30棟の防災倉庫があり、主に防災資機材が保管されています。防災倉庫は、地域住民がよく集う場所に設置されており、応急救助活動の拠点となります。

小項目２、各区における装備品の管理と町の把握について。

続きまして、質問事項２の（２）につきまして、お答えいたします。

防災倉庫の管理点検ですが、防災会ごとに定期的な資機材の点検を行っています。地域支援課では、各防災会が保有する資機材についておおむね把握していますが、詳細な管理状況までは承知していません。

小項目３、非常食等の備蓄状況は。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。

現在、本町では8,620食の非常食を備蓄しています。アルファ米4,500食、レトルトパン4,120食です。そのほかには粉ミルク180袋、飲料水500ミリペットボトル1,920本などを備蓄しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ご説明いただきました。

私も区長をさせていただきまして、この防災倉庫に関していろいろと役柄仕事をさせていただきました。ただ、この防災倉庫がどこにあるのか、何がその中に入っているのか知らない人はかなり多いのです。そういったことで、できる限り簡単に誰でも資機材の確認や備蓄状況が把握できるように、不備があればすぐに備えることができるようなリストとして、今日添付させていただきましたこの資料１になりますけれども、こういったものを、コロナの状況下にありましたので、ほかにやることもなく、こういったことをこつこつとコロナの間にさせていただきました。これは、うちの役員さんが作ってくれたものなのですけれども、全ての備品を写真を撮りまして、こういったリストを作って、これを全ての家庭に配布をして、こういったものが区の中にはありますよ。そういったことをさせていただいたのです。こういうものが町全体で共有できるということが、やっぱりその災害があったときに、例えばどこかで災害があったけれども、こっちが災害がない、そういうときにこっちの災害がない人が手伝いに行ったときにも、こういったものがすぐに承知できて使えるというような状況も考えられますので、こういったことをぜひ区長会にお諮りいただいて、実施していただければなと思います。

それから、もう一つ、このカラー刷りの表の次になりますけれども、第５章、防犯防災部って書いてある資料です。これは、この防災倉庫の担当するのが、うちは、平沢２区は防犯防災部ということになっています。この部に関わった人が全てこのマニュアルを作って、このマニュアルに従って、この防災倉庫の点検とかそういったことができるような状態にしてあります。誰がこれに関わっても、これを見ればすぐに実働できるようなそういった状況です。これも併せて区長会にお諮りいただいて、ぜひ一定、統一的なそういった形をお考えいただけないかと思っています。これ実を言うと、私区長しているときに区長会の研修会でちょっと発表させていただいて、こんなことをやっていますということでさせていただいたものなのですけれども、そういったことをご検討いただけませんか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

宮本議員が区長会でご紹介をいただいたということは、私も後でお話を聞きまして承知をしております。具体的には、毎年５月の終わりから６月の頭にかけまして、区長会ではなくて、多分こちらは防災会長会議でご紹介するのが一番よろしいと思います。この写真がないところまでは地域支援課のほうでも同じデータを持っておりまして、多分、区の方で写真を撮ってエクセルに入れてもらったのだなというふうに想像がつきますので、まずこちらを具体的に紹介をさせていただこうと

思っております。

多分12の防災会それぞれ同じようなリストを持って管理をしていますので、写真まではないなとかって多分そういうお話が具体的に出ると思います。区長さんよりは防災会長さんにどうでしょうというふうにぶつけたほうが間違いなく効果は上がると思いますので、もう早速やらせていただこうと思っております。

続きまして、この防犯防災部のマニュアル的なものは、こちらは多分、各防災会、地区防災計画みたいのが多かれ少なかれございます。なので、こちらも同じようなものを紹介させていただいて、多分こちらは、うちの防災会はこういうのを持っているよとか、多かれ少なかれ多分あると思いますので、ここまで詳しくないやとかあると思いますので、こちらも併せて、去年、今年度、年に２回防災会長会議行っておりますので、具体的に、特に資機材のほうは皆さんかなり関心あると思いますので、早速、写真を皆さん入れましょうかとか、お話ができればと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ぜひ写真入り、これ結構皆さんに聞くと、これはいいねという評価をいただいていますので、ぜひそのような形でお願いできればなと思います。

それから、この防災倉庫の装備品を使った研修や実践的な防災訓練、そういったものも行っていただけると、これはすごくありがたいなと思います。実際に点検とかすると、例えばエンジンとか立派なものあるのですけれども、まずかからなかったり、かけるにはやっぱりガソリンとかも必要なのですけれども、そのガソリンは倉庫に入れておくというのは結構危ないというか、そういうこともあるのです。だから、そういったことも含めて、こういった研修や訓練とかということをすると、何が足りなくて何が必要なのかということよく分かると思うのです。見て点検するだけではなくて実際に使ってみるということ、そういうことをしている区もあるみたいですけれども、区によっては１年で区長が交代したりするような区も結構ありますから、順調な引継ぎが行われているかどうかということもそれもよく分かりませんから、ぜひそういったことをまた重ねてお諮りいただければと思いますけれども、いかがでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

宮本議員がおっしゃる自分たちの防災倉庫にある資機材を使って訓練をしていただくのが一番ですので、コロナ禍でかなりやっぱり訓練がなかなか行われなかった時期等もありましたが、去年から少し訓練が始まりまして、今、町で大きくやるのではなく、各防災会ごとに訓練をしてほしいと、町と今年から消防団が地域に入って訓練を行いますので、さらに具体的に防災資機材を使った訓練をしてほしいということをかなり強くお話をしておりますので、とにかく町と消防団が地域に行き

ますから、一緒にやりましょうというのを強くお話をさせていただきながらと思っていますので、同じように今度の５月、６月の防災会長会議では、とにかく訓練１回やりましょうという形で促してみたいと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　今、千葉で地震が頻発しています。こういった状況もありますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○４番（宮本大裕議員）　大項目３、ＡＥＤについてです。

（１）、設置場所と台数について。

（２）、町民への周知について。

よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問項目３の（１）についてお答えいたします。

町内の公共施設のＡＥＤの設置場所については、役場ロビー、健康増進センター、菅谷小学校、志賀小学校、七郷小学校、菅谷中学校、玉ノ岡中学校、嵐山幼稚園、Ｂ＆Ｇ海洋センター、図書館、活き活きふれあいプラザやすらぎ､ふれあい交流センターにそれぞれ１台ずつ､合計12台を設置し、貸出し用として役場総務課に１台配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

ＡＥＤの町民への周知です。設置してある町の施設は、ホームページにてお知らせしています。また、官民合わせた町全体ですと、埼玉県に届け出たものは埼玉県ＡＥＤマップにて公表されています。改めて、町のホームページを確認したところ、町内のＡＥＤ設置場所が分かりづらいと感じたため、コンテンツを修正しました。

また、比企地域の住民に広く周知を図るため、比企広域市町村圏組合の広報紙「広報ひき」にＡＥＤ特集を組んでいただけないか提案しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ご説明いただきまして、よく分かりました。町のホームページ、私も見せていただいて、これは新しくなったなというのを確認させていただきました。とても見やすくなっ

て分かりやすい状況で、本当にありがとうございました。これを見ても、今ありました埼玉県ＡＥＤマップ、これも見ましても、嵐山町の中にＡＥＤたくさんあるのです。実は、この質問させていただいたのは、うちの区で今度ＡＥＤをどこかに設置してくれないかという話があったのです。そのときに、ではそれぜひやりましょうといったときに、この近くにＡＥＤどこにあるという話になって、ほとんどの人が分からなかった。もう当然、消防にはある、あとはヤオコーあたりにはあるのかなというような感じだったのです。それなので、ちょっとこれを調べてみました。割とたくさんありまして、驚きました。届出がないものも含めるともっとあるかなと、そのように感じます。ただ、とても少ない、ほとんどない地域も嵐山町にはあります。それは、南部や北部とか、あと遠山とか、そういったところでちょっと話を聞きました。遠山なんかの場合は、前にもちょっと町に話したのだけれども､お金のかかることだからといって今まだついていないというような話でした。

そういうことなので、私は新しくこのＡＥＤを設置する場所というのは、そう多くないかなとは思うのです。本当に少なくて、必要な場所だけピックアップして、そこに置いていただけたらなというのが今回の質問の趣旨なのですけれども、町民の大事な命を一人でも多く救う可能性があるのであれば、そういったことをご検討いただけないかということなのですけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　それでは、お答えさせていただきます。

ＡＥＤの設置につきましては、ほとんどの事業所につきましてはそこの事業所の厚意で置いていただいているものでございまして、町として置いてくださいということになりますと、町の負担となることになりまして、一応、町のほうの考えとしましては、事業所で厚意で置いてあるということで、社会貢献として置いてくださっているという考えでありますので、現時点では町として町の公費で負担して設置するということは考えていないところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　消防庁のほうでこういうデータがあるのですけれども、119番通報から救急車の到着まで全国平均で８から９分かかるそうです。心停止してから１分経過するごとに救命率は７％から10％低下して、３から４分程度で脳の回復が困難になる。そして、心停止から救急隊が来るまで心肺蘇生が実施されなかった傷病者の１か月後の生存者数の割合は9.3％､これに対して心肺蘇生が実施された場合は16.4％、さらに除細動が実施された場合は53.3％まで生存率が上がるということが記されています。ＡＥＤが使用された場合の生存率はおよそ5.7倍、これ圧倒的に多くなるのです。ですから、やっぱり町場はもう必要ない。でも、本当に必要なところは置いておく必要性があるのではないかなということは思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

ＡＥＤの本当に必要な場所ということなのですけれども、国のほうで示しているのはスポーツの場面と、あと学校だというふうに言われておりまして、嵐山町では全ての公共施設には置いているところでございますので、今のところは公共施設に置いてあるということで十分対応できていると考えております。

以上です。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　せっかく調べてきましたので、ちょっと報告というか、そういったことでお話をさせていただきたいと思います。

今ご答弁いただいてちょっと残念だなって思うのですけれども、例えばたくさんあっても、ほとんどの施設、業者、そういったところが夜開いていないのです。ＡＥＤを使おうと思っても使えない。夜開いているところというと大体コンビニエンスストアなのですけれども、町内のコンビニエンスストア全て聞いて歩きました。町内のコンビニエンスストアには１台もありません。それから、あそこは小川になるのですけれども、古里の交差点の角にあるローソン、あそこにもありませんでした。唯一、私、調べてあったのが唐子の交差点のセブンイレブン、東松山はコンビニエンスストアにそういったＡＥＤを預けて、24時間、そういったところですぐに使えるような体制が取られているようです。ぜひこういったこともお考えいただいて、町民の命を救うという観点におきまして、お考えいただければと思います。

これにつきましては、以上、よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　答弁させていただきます。

先ほど課長のほうからもお話がありました。また、宮本議員からもご指摘がありましたけれども、これは人の生死に関わる非常に重要な問題であろうかと思います。現に、私がちょっとこの庁舎の前のところを歩いていたときに、そこにフィットネスパークというのがあるのですけれども、あそこのところにご夫婦で倒れていた方がいるのです。それで、奥さんが一生懸命足を上げたり何とか、何をやっているのかなと思って行ったら、ご主人が倒れてしまっていて、それで私もすぐに人工呼吸をすると同時に、役場の職員のほうにＡＥＤを持ってきてくれということで、それで持ってきていただいて、それをやって、最終的にその方も助かったということで、そういう私自身もそれを経験している一人でありますので、その重要性はしっかりと認識をしているし、また改めて5.7倍という大きなその確率が上がってくるというようなこともお示しをいただきましたので、しっかりとそ

の辺のところは検討させていただいて、最低限でも設置できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ご答弁いただきましてありがとうございます。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に参りたいと思います。

○森　一人議長　はい、どうぞ。

○４番（宮本大裕議員）　大項目４です。公園管理について。

公園は避難場所に指定されているところもあり、有事に備えて常に活用可能な状態を保つことと、子どもが集まりやすい発育促進につながる遊び場として、安全性の維持管理が重要であると考えるが、町の管理状況は。

（１）、業者への依頼状況。

（２）、シルバー人材への依頼状況。

（３）、区の管理状況。

（４）、嵐山町が誇る豊かな自然の中でのんびり過ごせる公園を整備することで、植物が有するフィトンチッドの効力を活用し、町民や嵐山へ来る全ての人々が心身の健康を促進するとともに、介護予防や健康寿命の延伸など、健康を目的としたフィトンチッドの積極的な活用によって「嵐山町の未来を担う特効薬の一端となる」と思うが、町長並びに町の考えは。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えさせていただきます。

町の公園管理の状況の内容でございますが、通年、除草・植木管理をシルバー人材センターに、公園内トイレは福祉作業所に清掃それぞれ委託しております。さらに、支障のある高木につきましては、専門業者に伐採を委託しております。なお、総合管理を業者に委託している公園はございません。

続きまして、（２）につきましてお答えさせていただきます。

令和５年度のシルバー人材センターへの公園の除草等の作業の委託状況につきましてお答えさせていただきます。まちづくり整備課所管では、都市公園等19か所、フィットネス21パーク、その他平沢土地区画整理事業地内の公園及び緑地等12か所で合わせて32か所の除草等の作業を委託しているところでございます。企業支援課所管の歴史の里公園、環境課所管の蝶の里公園、大平山山頂公園、オオムラサキの森、トラスト３号地の町有地部分においても除草作業を委託しており、全体で

は37か所になります。

続きまして、（３）につきましてお答えさせていただきます。

菅谷の東原公園及び志賀の堂沼公園は、地区に管理をしていただいております。また、各地区にある児童遊園地22か所は、地元の区に管理をしていただいております。ただし、遊具は町が管理しているところでございます。

続きまして、（４）につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町は議員ご指摘のとおり、緑豊かなまちとして多くの方から評価を得ており、町民アンケートにおきましても、身近な緑の豊かさは満足度が74.4％となっております。

議員ご質問のフィトンチッドは、いわゆる森林浴効果として捉えられると考えております。嵐山町には、嵐山渓谷という関東でも有数の景勝地を有しております。嵐山渓谷には、町外の方はもちろん、町民の方も散策に訪れていただいているものと考えております。嵐山町名発祥の地であるこの嵐山渓谷をさらにＰＲすることにより、渓谷での散策による森林浴効果が多くの方に認識され、ひいては介護予防や健康寿命の延伸などに寄与することができるものと考えているところでございます。

また、コロナ禍におきましては、身近な公園が改めて脚光を得ました。市街地の公園におきましても、季節を感じることなどにより散策がより豊かなものになると思われますので、より適切な維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　管理依頼状況については、よく分かりました。

第２次嵐山町環境基本計画案、この間ちょっと拝見させていただきましたけれども、町民の満足度、今お話がありましたけれども、そこに順位が載っていまして、満足する、第１位が里山など自然の緑の豊かさ、第２位が空気のきれいさ、第３位が自然環境の美しさというものでした。町民はこの嵐山の自然ということを本当に満足している、うれしく思っていると思うのです。私もここに、嵐山に来た大いなる理由は、自然の中で子どもを育てたいというそういう思いがあったからこの嵐山を一つの選択肢として、今現在に至っているわけでございますけれども、ただその反面、不満というところにゆとりある空間、公園、広場が少ない。また、町全体の改善すべき環境の課題には、町なかの公園や自然が少ない。さらに、嵐山町に優先的に取り組んでほしいことの上位に、町の緑化の推進というのがあるのです。でも、私は、嵐山には森林や公園緑地たくさんあると思うのです。ただ、これがうまく活用できていないのか、それとも整備が行き届いていないのか、いずれにしても私は新しいものというのはこの嵐山には必要はないかなと思うのです。それぐらいここには、今、伊藤課長からも話がありましたとおり、たくさんの豊かな自然があります。しかも、東京から約１時間で来られるような場所です。

私が一番同じ自然を有しているところと何が違うかというと、高い山とかそういったところだとやっぱりそれなりの装備が必要だったり経験が必要だったりしますけれども、この嵐山はそういう場所ではないのです。身近に緑があって、すぐに緑の恩恵というか、そういうものが得られるような環境が整っている。ただ、それをやっぱり常に整備しておく、そういうことというのはとても大事なことなのではないかなと思います。私も犬の散歩なんかで、嵐山渓谷や杉山城、菅谷館跡とか行きますけれども、とてもすばらしいと思います。こういったところに町民や外から来る人たちをいかに導いて、長くとどまってもらう、そういうこと、嵐山の魅力を実感してもらう、そういったことが何か必要ではないかなというふうに思っているのです。

ちょっとここに突拍子もないフィトンチッドという言葉を載せていただきました。皆さん、フィトンチッドって御存じだったでしょうか。私、こういう森林とか樹木を扱う仕事をしていたことがありまして、その当時から、このフィトンチッドというものにすごく興味があって、独学ですけれども、いろいろ学ばせていただいてきました。これは、お手元の添付資料の一番裏に、このフィトンチッドの効果というものがあります。これ別に特別嵐山だけに存在しているものではなくて、全ての樹木から発信しているものなのです。これは、農林水産省のホームページにもあるのですけれども、一般にリフレッシュ効果などの森林浴効果をもたらす森林の香りをフィトンチッドと言います。主に樹木が発散する揮発性物質でその主な成分はテルペン類と呼ばれる有機化合物で、本来は樹木が自分自身を守るために発散するものですが、リフレッシュ、消臭、脱臭、抗菌、防虫など、人体や暮らしに有益な効用が知られています。また、林野庁のほうには、森林は安らぎや癒やしの効果をもたらす空間であり、フィトンチッドと呼ばれる樹木からの揮発性物質を含めて、健康増進効果があると言われています。また、森林の安らぎや癒やしの効果に関する研究の一例として、森林を歩くと副交感神経活動が高まり、生理的にリラックスする。実際に、森林及び都市を歩きリラックス状態を測る指標によるフィールド実験を実施したところ、リラックス状態を示す副交感神経活動が森林の中では都心に比べて２倍程度高まります。

これぐらい、特別そこで何かをするのではなくて、いるだけでそういった効果が得られる。お手元の資料にもちょっと載せましたけれども、週２時間いることで、その効果は１か月程度はもつということがいろんな実験で分かってきている。そういうものを活用して、この嵐山町の自然の中に人が長くとどまってもらえるようなそういった一つの方法としてこれを活用していただくことはできないかなということを今日申し上げたいと思って、これをあえてさせていただきました。

町長、これフィトンチッドって御存じでしたでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　この言葉自体は初めて聞きました。ただ、やっぱりこういう効果があるというのは、森林なんか、いわゆるマイナスイオンですとか、そういったことも含めて、非常に心身共に健

康増進に効果があるというようなことは、何となくですけれども、認識をしておりました。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ぜひこれ取り上げて、何かしらのところで活用をしていただきたい、発信をしていただければなと思います。

令和６年度から森林環境税が始まります。それに伴う森林環境譲与税の使途についても、このフィトンチッドの活用というのはその目的に整合するものではないかなということをすごく感じています。ぜひこの新しいことが始まるときに合わせて、そういったことをお考えいただきたい、そのように思う次第でございます。

これを管理するに当たっては、次の項目にお話しさせていただきたいと思いますので、次に移らせていただきたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○４番（宮本大裕議員）　最後になります。第５、嵐山町まもり隊について。

（１）、まもり隊の現状について。団体数・活動拠点・活動内容・人数・実働状況。

（２）、今後の計画についてです。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目５の（１）につきましてお答えいたします。

嵐山まもり隊は、あらゆる面で町を守りたいという草の根的な団体活動を支援する目的で、平成27年４月１日に設置されました。現在、23団体、延べ265人が登録されています。活動拠点は、市街化区域９団体、市街化調整区域11団体、町全体３団体です。活動内容は、除草作業を中心とする公共施設の管理21団体、図書館でのボランティア２団体です。実働状況ですが、年度末に活動報告があり、大多数は年間を通して活動しています。なお、昨年度は２団体ほど活動実績がありませんでした。

続きまして、質問項目５の（２）につきましてお答えいたします。

町では、区長会・町広報紙・町ホームページ等にて周知を続けていきます。地域の自発的なボランティア活動なので、無理なく続けていければと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　私は、この自主性を重んじたこの取組はとてもよい取組だと思っています。私も実はここに名前を入れさせていただいて、これからいろいろとお手伝いできるところを手伝いをさせていただこうと思っているところでございますけれども、ぜひこの嵐山町まもり隊の拡充、

そういったことを進めていただければと思います。私も人を誘ってこういったことをさせていただこうと思います。

先ほど公園管理のところで伊藤課長にいろいろご説明をいただきましたけれども、そこでほとんどシルバー人材センターに任せているような状況ですから、そこがやっぱりうちの区でも伐採とかいろいろお願いしているのですけれども、なかなか順番が回ってこないで、半年ぐらいたってから来ていただくとか、そういったこともあります。だから、シルバー人材のほうもだんだん年齢が高齢化してきて大変だという状況を聞いておりますし、こういったことでそこを補うようなことで、自分たちの町は自分たちで守って自分たちで育てる、そういった人材をこういった取組を通して育てる、そして地域力の向上と結束を強化するということ、それはぜひ進めていただきたいと思います。

そして、情報の共有、そういったことをお願いしたいと思うのですけれども、これはお考えいただくことできますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず議員さんがおっしゃるまもり隊は、公園の管理をというようなお話ですが、もともとのまもり隊というのは、どちらかというと目の前の家の近所とか、地域でちょっと目につくところという形で、ちょっと気がついたところを「いいよ、私たちが草刈りぐらいとかやりますよ」という形で、本当気軽な形のボランティアという形で行っていただいています。ですから、やるのも自由、ちょっと大変だなと思ったら、もうできませんという形、基本的にはお任せをしていたという、本当の草の根、別に誰がやっているということも地域の方は無理に知らなくてもいいと、基本的には、本当に草の根というような形でずっとやってきました。

ここに来て、コロナ禍も開けてという形になって、公園の管理というのが吉本議員さん等からもご質問いただいているのですけれども、公園の管理となってきますとちょっと形が変わってくると思っています。本当の皆さん、私たちはここをやりたいのだという形、基本的に場所指定なのですまもり隊というのは。ここをやりたいのだけれども、いいですか、大丈夫です。ありがとうございます。お願いします。では、保険等に関しましては対応させていただきますという形になりますので、公園等となりますと話が少し変わってきますので、そこをどういうふうに組み立てていくかという、変な言い方ですけれども、第２まもり隊みたいな形に間違いなくなってきますので、第１は第１で今のままで行きまして、第２というのはどういうふうにやっていったらいいのかというのは、基本的にはまちづくり整備課等とかと逆に、公園を自由に管理というわけにはいきませんので、恐らく公園の担当と話をしながらというふうになっていこうかと思っていますので、地域振興課はどっちかというと当初のまもり隊といいますか、本当の目先の気がついたところで、私たちはここを

やりたいのです、自分たちの好きなときにやりますよという、そちらのほうを中心に行っていきたいと思っています。公園の管理というのは多分、またもうちょっと重要なといいますか、第２段階に入っていくのかなというふうに思っていますので、そうすると管理をする担当と綿密にやったり、いつ頃管理してほしいとかって、今度自由ではなくなってくるというふうになりますので、その辺が大きな課題なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　やる気のある人は大いにやってもらって、そういうことを進めていただきたいと思うのです。ただ、縄張ではないですけれども、そういったどこかがやっているところまで手をつけるようなことがないように、そういった情報の共有というものがやはり必要かなと思うのです。そういうところはやっぱり町が主導でしていただきたいと思いますし、そういったことができると、より町が、先ほどの公園の話ではないですけれども、常に公園がきれいな状態が保たれて、町民の不満とかそういったところの解消にもなるでしょうし、また町民の健康とか、そういった面においても公園を十分に活用する、そういったことが可能になってくるのではないかなと、そのように思いますので、これもぜひもうワンステップ、ツーステップ上に行けるような状態にお願いしたいと思います。

町長、よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

先ほど公園の整備の仕方、フィトンチッドですか、そういった効果があるようなという話もありました。ここのところでちょっと注意しなくてはいけないのは、市街化区域の中にあるような公園、これはあんまりそういうような恩恵を受けるということになると、かなり立派な森林ではないですけれども、大きな樹木もしなくてはいけない。しかし、最近は、先ほどの防災の観点から、大きな大木がそういった町なかにある場合には、これが倒れてしまうと道路を塞いでしまって緊急車両が通れないというような状況があって、逆にどんどん伐採をする。多分もう専門家でありますのでよく知っていると思いますけれども、「桜切るばか、梅切らぬばか」という、昔はそういうようなことであったのですけれども、今は学校の桜、それからあとは公園の桜、どんどん切ってくれというそういう要望が出てくるところがありますので、ですからそういったところの公園に関しては、住民の方が気持ちよく散策できるような、そういった整備をしっかりと整えていく、そういう方向性で整備をしていったらいいかなと。あとは、課長も答えてくれましたけれども、嵐山渓谷ですとか、杉山城だとか畠山重忠の館の跡地、そういったところは大いに先ほどの効果が発揮できるような形になるかなというふうに思います。

それから、あとはこのまもり隊のほうの関係ですか、先ほど議員自身からも紹介ありましたけれども、議員自身が代表を務めて、それでそういうグループをつくっていただいたと、そしてそのグループのメンバーも皆さん議員だということを私も担当課のほうから報告は聞きましたけれども、これ本当にありがたいなと。議員さんは、それなりにこういった形でいろんな形で町政に関してご意見を申し上げるということがまず第一義でありますけれども、そういうことをきちんと踏まえる中においても、そういった自ら汗を流していこうという姿勢というのは、大変もう感謝にたえないと思いますし、私自身も誇りに感じているところでございます。

それで、具体的な活動の方向性でありますけれども、今議員が言っていただいたように、この公園をぜひ我々に管理をさせてくれよというようなグループが出てきた場合には、これは本当にありがたいことであって、もちろん大木を切るだとか、あるいは素人にはできないこともありますので、そういったできないところはプロの方に町のほうでお願いをして、協調をして管理をしていくということになれば、さらにいい管理体制になっていくかなというふうに思います。

今、ご指摘をいただいた点は、しっかりと念頭に置きながら整備のほうに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ご答弁感謝申し上げます。

以上になりますけれども、嵐山町のますますの発展ご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　橋　本　　将　議　員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号３番、橋本将議員。

質問事項１、千年の苑についてです。どうぞ。

○３番（橋本　将議員）　ただいま議長よりご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。議席番号３番、橋本将でございます。

１、千年の苑について。観光協会のホームページには、稼ぐ農業と地方創生を目指してとあり、令和５年度はコロナウイルスによる規制も緩和されたことや運営関係者の方々のご尽力もあり、大変盛況であったとのことでした。そこで、以下の点について質問いたします。

（１）、2019年からオープンし５年経過しましたが、稼ぐ農業として達成度はどのくらいと捉えていますか。

（２）、令和６年度の来場者数と売上げの目標は。

（３）、今後の展開は。

以上、答弁をお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

観光協会のラベンダー事業は、新たな観光農業の拠点をつくる事業として観光客を集客し、農産物や特産物の販売により地域の活性化を図ることを目的として事業展開が行われてきました。

稼ぐ農業という視点では、今年度実施したラベンダーまつりは、町の補助金受入れがない状況で2,988万8,260円を収入として計上し、約320万円の黒字を達成しております。これは約1,974万円の地方創生推進交付金を受け入れて黒字を確保した昨年度と比較すると、大幅な改善と考えております。

しかしながら、ラベンダー園の維持管理費用の捻出までには至っておらず、その点については、ラベンダーまつりを含めたラベンダー事業全体のさらなる創意工夫が必要と考えております。一方、町内の農業者、商工業者への「稼げる場」の提供という視点では、まつりイベント会場における出店者全体で約1,186万円の売上げが報告されており、中には400万円以上売り上げた事業者もあります。これらを踏まえ、ラベンダーまつりが出店者にとって有益であり、稼ぐ農業のもう一つの指標として、高い達成度を示せたと考えております。

以上のことから、観光協会のラベンダー事業は、町の地域活性化に貢献しており、稼ぐ農業としての達成度は高いと考えております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

観光協会は、令和６年度のラベンダーまつりの目標来場者数につきまして４万人としており、売上げにつきましては、今年度と同程度の客単価を目標としているところでございます。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。

ラベンダー事業の今後の展開については、議会よりいただいた４つの提言を参考にさせていただき、観光協会と連携し事業を展開してまいります。まず、ラベンダー以外にポピー、千日紅、ヒマワリなどの新たな品種の花を栽培することで、園の魅力を高め、通年で人が集える千年の苑を目指してまいります。マイラベンダークラブやラベンダーまつり終了後のラベンダー摘み取り体験、各種手芸講座の開催など、町民にラベンダーに親しみを持っていただき、かつ参加していただく機会を提供してまいります。来場者に周辺のほかの観光スポットやグルメなども楽しんでいただくため、パンフレットやチラシの充実を図り、誘導を行ってまいります。

ラベンダー事業を安定的に継続して運営していくためにも、ラベンダーまつりの来場者を増やせるよう、イベント会場の変更や駐車場の増設等利便性を高めます。また、これまで以上にラベンダーの花穂の有効活用やラベンダー関連商品の販売促進を進め、ラベンダー事業全体で町への経済効果が高められるよう、また町民のシビックプライドの醸成につながるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時００分

再　　開　午前１１時１５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第３番、橋本将議員の再質問からになります。どうぞ。

○３番（橋本　将議員）　小項目１、稼ぐ農業として達成度はどのぐらいかと捉えていますかのところで、出店者全体で約1,186万円、中には400万円以上売り上げた事業者があるということです。ですが、出店数の数27店舗出ています。そのうち、中には400万円以上売り上げた事業者があるということは、残りの約800万円を26店舗で売り上げたということなります。そうすると800万円を26店で割ると28万円ぐらい、30万円もいかないのですけれども、開催期間３週間で28万円程度の売上げはちょっとまだ少ないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

出店者が平均をするとそのような数字になるかと思うのですけれども、出店者の皆さん、出店の形態も販売をする物も様々でございますので、出店者向けのアンケートというものもお祭り終了後に実施をしているのですけれども、皆さん出店してよかったと、満足と答えていただいておりますので、よかったかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　そうですね。達成度をどのくらい捉えているかという質問ですので、高いと考えておられて、出店者も満足しているということで、今後ももっと高めていっていただければと思います。

（２）、令和６年度の来場者数と売上げの目標はの点につきまして、目標４万人です。今年度と同程度の客単価を目標としているということでございますが、約４万人の場合ですと1.25倍、収入客単価同じであれば収入は3,750万になるのかなと思います。そうすると、収支は昨年330万プラス750万だと1,000万ぐらいになるのかなとも思うのですが、それに対して支出の2,660万円は増えるのでしょうか。結果的に、４万人になった場合、収支が1,000万円ぐらいになると想定していますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　今年のラベンダーまつりの収支の見込みというところなのですけれども、

橋本議員おっしゃるとおり単純に数を合わせまして1,000万ぐらいの収益が上がるということは必ずしも言えないのですけれども、取組といたしましては収益を上げる部分においては、昨年、駐車場なのですけれども、Ｂ＆Ｇ海洋センターの駐車場を設けておりまして、こちらは無料であったわけなのです。ただ、こちら、もともと体育施設ということもございますので、こちらの使用は今年に関しては行わないと。あわせまして、千手堂の駐車場というのがあったのですけれども、こちらにつきましてももう距離も遠いということもございますので、こちらも使わない予定で考えております。代替といたしましては、今、令和６年度の新年度の予算にも盛り込ませていただいておりますけれども、ラベンダー園の駐車場を多目的広場ということで拡張いたしまして、駐車場料金もそれなりに売上げを上げていこうと、ほかにもイベント広場をもう少し利便性を高めたりですとか、バスで来場になっているお客様を、足元が悪いという要望もございましたので、駐車場の歩く部分の舗装を行ったりですとか、お客様に喜んでいただくような取組も考えております。

支出の部分なのですけれども、去年の反省も踏まえて、もろもろ改善を必要な部分というのは出てこようかと思います。なので、単純に去年と比較して、来場者の人数を掛け合わせて1,000万ぐらいの収益が出るということは､今の時点では必ずしもちょっと言えないかなと思うのですけれども、稼ぐ農業という視点ではございますので、なるべく収益を上げられるように観光協会と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　目標人数４万人ということですが、先ほど答弁にもありましたが、足元が悪いという指摘は以前の改善点とかでも挙げられていると思います。

そこで、これ、昨年2023年の熊谷の天気なのですけれども、昨年割と天気よかったかなと思っていました。それでもやっぱり雨の日多いのです。雨の日は関係者の皆さんが朝からブルーシートを敷いて、一生懸命対応されたということだったと思います。昨年よかったのは土日が割と晴れたのかなという気がします。それだからこそ３万3,000人の人が来てくれたのではないかと想像します。

今年４万人目標ということですが、ちょっと悪いデータになるのですが、２年前の2021年のお天気になりますと、６月、全ての土日が晴れていません。傘マーク、曇りマーク、こういう状況ですので天候にすごく左右される事業だと思います。その点で、雨が降っても来場者が来ていただけるような対策は何か考えていますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　悪天候でもお客様に来場していただけるというのは、橋本議員おっしゃるとおり大事な視点かなと思っております。今年度、先ほどの答弁でイベント広場を少し利便性を高めるという話もしたのですけれども、具体的には手芸施設、建物が千年の苑の敷地の中にござい

まして、その道路を挟んだすぐ北側になりますけれども、そちらのほうにイベント広場を移そうと今観光協会と取り組んでいるところでございます。その中には地中の中の雨水を抜く排水管などもまめに配置をいたしまして、なるべく足元がぬかるまないような取組も今考えているところでございます。

あとは、雨の日でも間違いなくお客さんが来場していただけるというのが、ツアーのバスです。ツアーのバスは一度お客様朝乗り込んでいただくと、もうよっぽどのことがない限り雨でも、雨だからやめようということはありませんので、ツアーのバスをなるべく呼び込みたいなというふうに考えております。そちらにつきましては、早めに各ツアーを組む旅行会社のほうに投げかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　いろいろと施設のほうから努力もされているということで、雨対策しっかりしていただきたいと思います。

売上げを伸ばすということで、もう一つご提案というか、データがあるのですけれども、６月の日の入りって19時なのです。まだまだ夕方明るい。しかも、６月暑いのですけれども、夕方のほうが多少過ごしやすいと思っています。ですが、この開園時間が９時から16時までで終わってしまっているのが現状かと思うのですけれども、ここ特に、入場者の売上げから500円で入場した人が３万人で1,500万円､残りの45万を200円の入場者がいると､大体2,500人かなとちょっと推定しています。200円というのは、６歳から12歳の子どもと障害手帳をお持ちの方ということで、これ全体の入場者数の約7.5%、仮にですけれども、この2,500人が全て子どもさんだと仮定すると、大人も2,500人は入っているという形になります。開催が６月なので、通常、小中学生は平日は来園できないということになるかと思います。これが開園時間を２時間延ばすと、例えば手芸教室とかももうちょっと延長してできたり、物販の売上げも伸びると思います。あと開園時間を18時までにしてもらうと、土日の混雑を避けて、学校が終わってから連れていっていろんなことを体験させることも可能だと私は思っています。

先ほど模擬店とかもいっぱい出ているので、ラベンダーではなくてキッチンカーだったり、模擬店が目当てになるかもしれませんけれども、やっぱり行ってもらって景色や雰囲気、買物を楽しんでもらうことがまず大事だし、平日の売上げの増加が期待されると思うのですが、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　開園時間を延ばしたらどうかということで、貴重なご提案かなと思います。ただ、現実問題として、橋本議員、天気も触れていただいていますけれども、この時期、夏で

はないんですけれども、非常に高温になる日が多い。なかなか勤務時間、スタッフの状況も、人数なんかも十分に確保できていれば途中で交代とかということも、それによって開園時間延ばすということも考えられるかなと思うのですけれども、今限られたスタッフで運営をしているという状況もございますので、そうすると安全なお祭りを実施していく上で、スタッフも疲弊してしまって、なかなか厳しい状況になるということも見込まれますので、その辺りも踏まえながら、観光協会と検討してみたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　恐らくそのスタッフの確保、難しいのかなと思っていました。例えば駐車場係も、炎天下、６月雨が多いといっても、平均気温、昨年も30度を超える日もあるので、そういう立っているだけでもつらい中で開園時間を延ばすことは確かにしんどいのかなと思いますが、私に言わせればすごくもったいないと思いまして、そこは何とか、今現状できないのであれば、やっぱりそのスタッフの確保という面は今後頑張ってくださいとしか言えないので、次の質問に移ります。

○森　一人議長　はい。

○３番（橋本　将議員）　３、今後の展開はということを聞きたいのですけれども、ちょっといろいろと細かいことを質問する前に、あえてこの場で聞きたいことがあります。せっかくなので総務課長にお聞きしたいのですけれども、観光協会やこの事業に関わる人たちがやりがいを持って仕事に従事しているのか、職場の雰囲気をどのように捉えているか教えてください。総務課長でなくても。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　このラベンダー事業はなかなか収支の面で、ラベンダーの管理費全体を賄えていない状況とかもありますけれども、ほかに、何というのでしょう、お祭りに来場してきた方が町内の飲食店で食事をしてくれたりですとか、町内に経済効果もかなり高い事業だと思っております。それらを踏まえて、我々担当課の職員を中心にして、観光協会も一緒ですけれども、やりがいを持って、誇りを持って取り組んでいるところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　ぜひやりがいを持ってやっていただけたらと思います。

次、ちょっと農政課長にお聞きしたいことがあるのですけれども、先日、観光立国推進基本法にのっとった方針というご説明をいただく中で、千年の苑は開発のところに丸がついていたので開発できる観光資源となるのかなと思っています。これは農地の一時転用をしなくても、敷地内にお土産店や飲食店を設営可能になるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

先日の観光の方針に関わることというご質問なのですけれども、あの場でもご説明させていただきましたが、あくまで文化財保護法ですとか農地法、農振法、それらの法律が優先しておりますので、あの方針をつくったから、すなわち千年の苑の中でお店がすぐ立地が可能だというものではございません。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　それでは、現状、農地の一時転用の期間はいつからいつまでなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　農地の一時転用でございますが、毎年イベントの期間中、一時転用の申請が観光協会から出ておりまして、限定でそのお祭りの準備から祭りが開催される約１か月間ですか、そちらのほうを県から一時転用の許可を取っております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　私は、ちょっとこの一般質問を通して、何とかこの千年の苑の収支を増やせないかという思いで質問しております。

現状６月開催だけですと、毎年同じ程度、1,000万も行かなければ、では500万ぐらいなのかと、雨が降れば赤字もあり得る。そういう状況の中で、６月以外にも何かしら、１か月とか長い期間でなくてもイベントが開催できればいいなと思っています。農地の一時転用の期間を例えば６月から10月まで取ることというのは可能でしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

先ほどの答弁でちょっと説明不足だったかもしれませんが、一時転用をとるエリアが一応出店のエリアでございまして、全体を取るということではございません。全体は、農地のまま景観作物として運営してまいりますので、農地以外の目的で広場として取る部分ですので、そのほかにポピーですとかいろんな花を植えた場合に、また別のイベントをやるというときは、やはり別の期間を一時転用してもらうということで、通年は一時転用というのはちょっと不可能かと存じます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　通年ではなくてもいいのですけれども、６から10までということなのですが、それも不可能でしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

ある期間ですが、それなりの理由がございますと、許可のほうも可能性があると存じます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　先ほどポピーの栽培していること、あとヒマワリもしていることですが、その育成はうまくいっているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　ポピーにつきましては、もう４月後半から５月になれば花が咲いてくるかなと思います。今のところ特に花の育成について支障が出ているという話は聞いておりません。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　先ほど答弁にありましたが、ポピーの開花時期も５月、６月なのです。ラベンダーと同じで、やっぱり１年間準備したものが天候に左右されることで収益が伸び悩むことも考えられるのですけれども、リスク分散と、私は６月以外にも開園してほしいというのをずっと訴えたいのですけれども、リスク分散と６月以外にも開園して収益を見込める品種がいいのではないかと思っているのですけれども、そういうことをご検討されたことはありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　答弁書にも書かせていただいていますけれども、ポピーですとか千日紅、ヒマワリなど、あとは千年の苑の周辺にはなりますけれども、親水公園には彼岸花等も、ここのところ除草をまめにしておりますので、彼岸花のほうもだんだんきれいに咲くようになりました。これらを維持管理をきちんと行いまして、魅力的な一帯のエリアとして育てていきたいなと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　この千年の苑の中で敷地内で農林61号を栽培しているというのを聞いたのですけれども、小麦の栽培も行っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

千年の苑の圃場が全体で10.5ヘクタールございます。その内訳といたしまして、底地が水田、田の面積が約３ヘクタールでございます。田んぼにつきましては、当初ラベンダーを植えましたが、やはり田んぼの機能、水をためる機能がございますので、ラベンダーにはあまり適していないということでいろいろ当初相談いたしまして、現在、付加価値のついた小麦ということで農林61号をその田んぼに作付しまして、嵐山町の特産品の小麦を来場者にも見ていただくという考えで、その場所につきましては、水稲を作付を行っているらんざん営農さんが農地を借りまして、その３ヘクタール部分につきましては、らんざん営農での麦の栽培をしております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　農林61号、私よく食べるのですけれども、非常においしい小麦だと思っています。小麦の収穫時期というのは、早いところだと６月なのですけれども、大体夏場だと思うのです。７月、８月ぐらいに収穫するのではないかと思うのですけれども、やはり農地の一時転用、イベント会場を使用ができないかもしれないですけれども､多分多目的広場というのが増設されて、そこが駐車場になりますというお話なのですけれども、そういう多目的広場等を今後使って、農林61号のイベントなんかやったらどうかなと思います。そういうことをやると、この肉汁うどん以外の目玉商品が生まれて、それこそふるさと納税に反映できるのではないかという思いもあります。

香川の丸亀城というところで流しうどんというイベントがあるみたいなのですね、ちょっと調べたら。そこは老若男女すごく盛り上がっているということで、そういった農林61号を売り込むというイベントがあってもいいかと思うのですけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、ラベンダーまつり以外のイベントの企画を何か検討したことはありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　まさに先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、令和６年度、新年度予算に多目的広場の整備工事費、造成費のほうを上げさせていただいております。多目的広場ということで整備を予定しておりまして、ただ単に駐車場だけではなくて、地域の魅力を新たにつくり上げるようなイベントも考えております。まだ抽象的な部分はあるのですけれども、一つの例としては、農業者の皆さんに協力をいただいて、イベントの合間を縫って軽トラ市を実施したりですとか、ただの軽トラ市ではなくて、グルメですとか手芸ですとか様々な魅力を入れたイベントを実施できたらいいなというのは考えております。

以上です。

○森　一人議長　橋本議員に申し上げます。

多目的広場については予算審議前なので、あまり深追いはしないようにお願いしたいと思います。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　この千年の苑は、菅谷館とか嵐山渓谷とか杉山城とかと違って歴史が浅いものなのかなと思っています。認知度としては高いのですけれども、まだまだその嵐山町民に愛されているかというと、そうではないのかなという気もしています。なので、この千年の苑の成功の鍵はやっぱり町民に愛されることだと思うのです。では、どうすれば愛されるかというのをちょっと考えたのですけれども、やっぱり歴史がないということで皆さん思い入れがまだないのかなと思っています。もし私がイベントを企画するとしたら、６月、ラベンダー刈り取る、刈り取るから７月開催できないというようなお話もあったのですけれども、ラベンダーのイルミネーションをつけて、もう夏休み期間中、土曜日だけでもいいので、土曜夜市を開催、そうすると幻想的な風景とカブトムシとビアガーデン、もう花火まで上がったら夏一番の思い出になるのです。実際、私、田舎なので土曜夜市とかあって行くと、カブトムシ、夜店、楽しい思い出があるのです。そういう、先ほどちょっとイベントを企画していますということだったのですが、ちょっと重ねて、そのターゲットを町民や近隣に絞ったイベントを、ラベンダー、６月の例えばずっと同じことをやるのではなくて、ピンポイントで何月何日の土曜日は何かイベントをしますというようなことも必要かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　町民に千年の苑に親しみを持ってもらうというのは、非常に大事な視点かなと思っております。橋本議員おっしゃるように、イルミネーション、あとは夜のマーケットというか、イベントというのもなかなかすぐやってみようかということにはならないのですけれども、今考えている一つの取組といたしましては、まず足を運んでいただかないと話になりませんので、ちょっと広報に町民限定の割引チケット等を折り込むと、まずは足を運んでいただくような取組を今のところは考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　ちょっと聞きたいことあったのですけれども、多目的広場のことなので、これはやめておきます。

町長にお聞きしたいのですけれども、今回の答弁を聞いていると、やっぱりかなりいろんな視点でイベント等できることをやっていこうという気持ちは伝わってきます。ぜひともこの事業を軌道に乗せて、嵐山町の名所として経済を回してもらいたい。ここの利益をほかの補助金に回して、町民生活をよくする政策に還元してもらいたい、それぐらい思っているのですけれども、とは言え、

現状ではやはりなかなか売上げが上がっていない。一般企業で考えると、町からの補助金をもらいながらもやはり補助金の額に対して利益が少ない。これはもう普通の会社だったら、もう事業の存続に関わる問題だと思うのです。なので、もう企業支援課だけでなく作物は農政課、ＰＲやマーケティング、地域支援課、道路整備はまちづくり課、本当に一丸となって取り組んでもらいたいと思います。

ただ、一生懸命尽くしても、やはり気候だったり思うように作物育たなかったり、なかなかうまくいかないことは世の中たくさんあります。そこへ千年の苑自体に利益がなくても、農業や環境の観点として維持開発していくのか。それとも、やはり予算的に厳しいのであればどこかで一線を引いて、最悪の場合てこ入れをするのか。そのどこかで、一線というのが町長の頭の中であるのかないのかを含めて、千年の苑の今後にかけてのお考えをぜひお聞かせください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

先ほど橋本議員のほうからあらゆる角度からいろんな提案も含めてお話をいただきました。基本的なスタンスとしては、多分橋本議員さんが議員さんになる前から、これはずっとスタートしていて、当初は１億だとか8,000万だとか、そういうようなお金を町のほうから出していた、もちろんそのときには国のほうから半額の支援があったとはいいながら、これ大変な大きな支出であったわけです。そういう中にあってもそれプラスアルファでまた事業費として補助金なんかがあったので、そういうのをプラスしてどうにかこうにかプラスにはずっと来てはいるのですけれども、いよいよ今年度に関しては国のほうからの補助金はもうゼロになったということであります。

だから、普通で考えるならばとても運営はできない。もう本当にお手上げだというような状態になるかなと思うのです。しかし、そうではない。事業費としては、町のほうとしては観光協会に補助金としては一銭も出していませんので、この町のやるべき事業をやっていただいているので、その人件費の半額を補助して、それはありますけれども、事業費としてはもうゼロですから、ですから観光協会のほうで今年度は頑張っていただいて、それでそういうお金がなくても先ほど言ったような３週間で3,000万円ぐらいの売上げを上げる、その中でまた320万円のプラスになる。これは今まででは考えられないことだと思います。

それから、あとは出店者にしても1,000万を超える、1,186万ですか、こういった売上げを出している。その中で、400万以上売り上げているけれども、ほかの業者さんは何ですかって、ここのところは大した売上げではないのですかというふうに、そういう指摘もありましたけれども、それは町が考えるのではなくて、出店者がこういう天候の中だったら何が売れるかなと、こういう売り方をしたらもっと売上げが伸びるのではないか、これはこの400万円売り上げた方は、１年目は１台の車で来たのです。これはいけるなと、もう次から２台です。やっぱり実際に出店者がそれだけの意欲

を持って、それだけのセンスを持ってやれるかやれないか、ここに関しては町とか観光協会ではなくて、その出店者がしっかりと考えていかなくてはいけない部分かなというふうに思います。

先ほどお金のお話だけが出ましたけれども、それ以外の観点から言うと、テレビだとか新聞だとかラジオだとか、もうかなり嵐山町を取り上げていただきました。私のところにも「佐久間さん、最近嵐山町よくテレビに出るんね。よくラジオ、この前も聞いたよ」と、そういう声が非常に多いのです。嵐山町イコールラベンダー、ラベンダーイコール嵐山町、この第一のその印象というのでしょうか。そういったものを築けた、これマスコミの、これお金払ってやったとするならば、数千万単位だと思います。１億まで行くかどうか分かりませんけれども、それぐらい多くの方たちに応援をしていただいた。これは基本的には、そういったラベンダーの祭りをやっているということがあるからだと思っております。

今後、さらに利益を上げていく、また年間の維持管理も含めてやっていく、そういうことでスタートしましたから、私も議員のときにそういう質問をよくさせていただきました。でも、今回はそういう今までのことがあって、第一としてこういう結果が残せた。これはぜひ評価をしていただきたいなというふうに思います。

ただ、議員がご指摘のとおり、まだまだやるべきことは私の目から見てもまだあるだろうなと、ここのところどうかな、あのところどうかな、こういう商品だったら絶対売れるのではないか、また私も提案しようと思っていますけれども、そういう中で、それからあとは摘み取り、これお祭りのときに摘み取りを当然やるのですけれども、終わった後にそのラベンダーを摘み取って業者さんのほうに持っていっていろいろ商品にしてもらうのですけれども、最後の摘み取り作業も大変なのです。これは、役場の職員なんかにみんな協力してもらってやっている。しかし、この摘み取りもちょっと皆さんから手伝っていただく、手伝っていただくだけではなくてお金も少しもらえるような仕組みはできないかどうか、既にもう考え始めておりますので、ご指摘のところはしっかりと念頭に置きながら、このラベンダーの事業がさらに発展していくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　非常に熱い思いを語っていただいて、応援したくなるなと思っています。

今回調査していく中で、あるロコミを見つけました。これはたびかんというサイトの2021年６月の口コミになります。これ最後に質問しますので、ちょっと読ませてください。

総評というところで、「2019年６月に開園し、その３か月後に台風19号が襲来してほぼ壊滅した。とても不幸な生い立ちを持つ嵐山町の新名所である。苦節２年を乗り越え、2021年よろよろと小規模ながら復活した。不幸続きで規模は小さくなってしまっているが、いずれは日本一のポテンシャルを秘めている。なぜなら富良野ラベンダー畑に匹敵する敷地を用意し、日本最大級５万本の植栽をして堂々と観光名所として名のりを上げる予定だった。台風19号とコロナ禍さえなければ今頃は

もうちょっとよかったのではないだろうかと。苦難に負けず日々こつこつラベンダーを増やしている、とてもよい。山が背景になっているが、あの山は何という山だろうか、ハイキングしたくなる。他の観光ラベンダー畑と比べると見劣りするかもしれないが、その背景を知ると頑張れ頑張れと応援エールを投げたくなるだろう。頑張れ嵐山町、頑張れ千年の苑」というロコミがありました。

これを執行部の方が聞かれて、もっともっと頑張っていただけるかどうか、できれば今日いっぱい答弁していただいた企業支援課長にもっともっと頑張っていただけるかどうか聞きたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　そのロコミ存じておりませんで、非常にうれしく思いました。涙が出そうです。この後も皆様のご支援いただきながら、千年の苑をますます魅力的な場所に育てていけるよう頑張っていきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　今年のラベンダーまつり楽しみにしています。

以上です。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　竹　内　隆　哲　議　員

○森　一人議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号２番、竹内隆哲議員。

初めに、質問事項１の地域の防災計画についてです。どうぞ。

○２番（竹内隆哲議員）　ただいま議長に指名いただきまして、一般質問をいたします。議席番号２番の竹内隆哲です。

まず、大項目の地域の防災計画について伺います。

本年は、元日に能登半島の震災があり、皆様も記憶に新しいと思います。国は今後30年以内に約70％で首都直下型地震が発生すると示しています。これを機に地域防災計画を確認したく質問いたします。

小項目１番の地域防災計画における首都直下地震の被害想定は。

２つ目、町で最も被害が発生する地震を伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

国が想定する首都直下地震とは、東京湾北部地震及び茨城県南部地震を指します。東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）と同じ海溝型の地震です。ともに本町の最大震度は５弱、住家の全半壊、焼失、死傷者はありません。マグニチュード７クラスですが、海溝型で震源地から遠いこともあり、大きな被害は発生しないとの想定です。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

本町において最も被害が発生すると想定される地震は、関東平野北西縁断層帯（旧深谷断層）です。こちらは能登半島地震と同じ活断層型になります。最大震度は６強、住家の全半壊2,882棟、焼失111棟、死傷者495人の想定です。マグニチュード８クラスの直下型地震なので甚大な被害となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員）　災害の少ない町民の方にやはりお話をお伺いしたときに、災害の本当に少ない天国だと言われる町民の皆さんに愛される嵐山町ですが、万が一に備えて準備が必要かと思います。改めて、首都直下型地震における埼玉県の被害想定をお伺いできますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　首都直下地震は２つございまして、どちらかというと大きいところ、東京湾北部地震のほうが大きな被害になります。イメージとしては関東大震災をイメージしていただければよろしいのかなと思っております。

主なところを申し上げます。埼玉県の被害想定ということで、住家の全壊１万3,380棟、半壊４万2,743棟、１日後の避難所です。４万3,538人。１週間後、５万4,180人。停電の世帯数としては５万2,970件、このような形で埼玉県全体の被害想定ということが出されております。

以上でございます。

○森　一人議長　第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員）　地震以外にも風水害が、先日、町でも職員だとか議員を対象に風水害の勉強会がありました。大変勉強になったのですけれども、地震以外にも風水害、こちらのほうが数十年単位であると思います。避難にも段階がありますが、まだ大丈夫と逃げ遅れることがないようにすること、防災無線で連絡があるとも聞いていますが、町民の方は防災マニュアルを御覧になって

ご確認いただければと思うのですが、避難場所には限りがあったり問題も多いこと、自宅で安全が確保できる場所があるかを確認することも大事かと思います。

まちづくり整備課にお伺いします。能登半島の震災で市の９割に上った木造住宅の倒壊について、ご説明お願いできますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　嵐山町では平成４年３月に建築物耐震改修促進計画というのを策定しておりまして、その中におきまして嵐山町の一般住宅における耐震化率は66％と考えております。その他34％程度は耐震化していないという状況になっているところでございます。

対策としまして、今現在は耐震改修の補助金等を行っておりますので、耐震化についてご協力いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員）　ありがとうございます。

続きまして、救助の受入れ体制についてなのですけれども、自衛隊は独自の判断で救助活動をと聞いていまして、消防団だとかについては町の職員の方にも20名ほどの方がいらっしゃって、連携も取りやすいと思っています。万全の体制を整えることは、日頃から行政と町民の協力体制があってのことです。町の避難訓練の実施と予定についてお伺いできますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

避難訓練ですが、あまり嵐山町の場合は今まで経験をしていないといいますか、比較的大きな地震、大雨で避難するとかあまり経験がないものですから、避難訓練というより、どちらかというと避難経路が、ここは通れない、ここは通れないというそういうことがあって初めて避難訓練というのが発生します。主なところというのは土砂災害が、ここは土砂が崩れてしまうから通れないよとか、ここは雨が降ったら浸水してしまうから通れないよとかって、そういう形でどちらかというと避難訓練というのが行われるのですが、嵐山町の場合はあまり避難訓練というのは大きな想定がなかったものですから、避難訓練というのは地域の防災訓練、その中で避難場所にみんなで避難してきて、名簿を確認して安否確認をするとか、今はどちらかというと安否確認タオルというのを進めておりますので、そこで安否を確認しましょうということですので、どちらかというと避難訓練というよりは安否確認というものに力を入れております。

以上でございます。

○森　一人議長　第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員）　ありがとうございます。

私もこの土地に移り住んだときに、黄色い防災マニュアルと黄色いタオルをいただいたのはよく覚えています。安否確認、ご本人がちゃんと生存確認だとかに活用されているということですね。ありがとうございます。

続きまして、大項目２つ目の起業支援の取り組みについてお伺いいたします。

○森　一人議長　どうぞ。

○２番（竹内隆哲議員）　商工会で物件情報や近隣の自営業者様をご紹介いただいています。小項目の１番、開業される方に対してのご支援は。

２つ目が商工会の入会条件は。

３番目に、高齢化や人手不足で事業を撤退せざるを得ない事業主の相談窓口や、経営や事業継承等に悩む事業主の窓口はございますでしょうか。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

現在実施している開業される方への支援ですが、大きく分けて３つございます。１つ目は、嵐山町商工会が主催する「らんざん創業塾」の開催です。こちらは、例年10月に実施しておりまして、中小企業診断士等の有識者を講師に招き、起業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識を身につけていただくものです。２つ目は、小川町と共同で10月に実施しております起業・創業セミナーです。３つ目は、町補助金を原資といたしまして、嵐山町商工会地域商業活性化創出推進委員会が交付する嵐山町空き店舗等活用事業費補助金につきまして、創業者に対して改修費補助と家賃補助の選択肢を設けているものでございます。なお、ほかにも嵐山町商工会において個別の相談に対応するなどの支援を実施しております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

商工会の会員は法定会員、定款会員、特別会員の３種類に分けられております。法定会員は商工会法上、その地区内において引き続き６月以上営業所、事務所、工場または事業所を有する商工業者と規定されており、正当な理由がなく加入を拒むことはありません。また、定款会員は本商工会の地区内に引き続き６月に満たない期間営業所有する商工業者及び商工会の地区内で事業活動を行う団体を指しており、嵐山町商工会の定款において規定をされております。なお、特別会員につきましては、嵐山町商工会では規定はしておりません。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。

現在嵐山町では、主に商工会が窓口となり事業承継や事業再構築といった相談を会員・非会員問わず受けております。また、事業者が経営課題を見詰め直すきっかけづくりといたしまして、事業計画や経営革新計画の策定支援も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員）　ありがとうございます。

農地の多い嵐山町にあっては、新旧就農の方々にも多くのご苦労があるかと思います。商業についても商工会、地域支援課のご協力がありますが、なかなか新規で商業を始められる方は少なく思います。店舗がなくなることは税収だけではなく、地域のサービスの低下にもつながるかと思います。個人の自己表現や夢の実現のため、企業支援課の取組についてお伺いします。どうしたら商業をする方を増やせると思いますか。難しい質問ですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　答弁書にも書かせていただきましたが、起業を志している方につきましては、セミナーの実施ですとか、あとは空き店舗を有効活用して出店をしていただいている方には補助金を交付するですとか、あとは創業塾のほかにも個別の相談を受けておるということは説明させていただいておりますけれども、ワンストップ相談窓口といって、いろいろ商工会、町が窓口になりまして相談を受けて、専門家に引き継いだりとかということもしております。そういったものを総合的に、そういった取組をもって商業を盛り上げていければというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員）　長年、個人で事業をやってきて、自分の会社の責任者、店長だとか社長にも何か新しいビジネスをやりたいことはないですかって聞いても、言われたらやりますと、一からやるのは難しいですって言われることがすごく多くて、企業支援課の課長がやっぱり主でやるわけではなくて、どうしても事業主で自主的にやってもらわないと、側面的なサポートです。環境をつくってあげたりだとか、そういうことをやるしかないので、大変歯がゆい立場というか、いつもお悩みになると思うのですけれども、引き続きこういった商業だとか、本当、農業がやはりメインになるとは思うのですけれども、商業でもお力添えをいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　狄　守　勝　義　議　員

○森　一人議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号５番、狄守勝義議員。

初めに、質問事項１のこどもまんなか社会についてです。どうぞ。

○５番（狄守勝義議員）　ただいまご指名いただきました議席番号５番、狄守勝義でございます。一

般質問通告書に沿いまして質問させていただきたいと思います。

まず、大項目の１番です。こどもまんなか社会について。昨年４月１日にこども家庭庁が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。そして、12月22日には基本法に基づき子ども政策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こどもまんなか社会」につきましては、昨年の第２回定例会でも質問させていただきましたが、「こども大綱」が示されたのを機に、再度、次のことをお聞きしたいと思います。

（1）、「こどもまんなか社会」は、佐久間町政の「人が宝のまちづくり」に通じるものがあると思います。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども政策を策定・推進していくことが佐久間町政の「人が宝のまちづくり」につながっていくものと考えますが、町長の見解を伺います。

（2）番、こども家庭庁が呼びかけている「こどもまんなか」宣言、「こどもまんなか応援サポーター」就任宣言について、町はどのようにお考えなのか、見解を伺います。

（3）番、昨年行われた公益財団法人日本財団の「こども一万人意識調査報告書」によりますと、こども基本法の認知度について、60％以上が「聞いたことがない」という回答がありました。子どもたちに認知されていない状況がうかがえます。町も同じような状況だと考えられますが、見解を伺います。

（4）番、「こども課」の再設置を昨年提案いたしましたが、当面、現体制で行くとのことで、子ども政策の策定・推進は、各担当課が所管事業の範囲で担うものと認識しています。しかしながら、町に努力義務としてつけられている「子ども計画」策定には、各課横断的な検討が必要だと考えています。プロジェクトチームなどをつくる考えはあるのか、伺いたいと思います。

（5）番、小中学校の不登校児童生徒数が年々増加している現状の中、町の「子供家庭支援センター」は、「子ども第三の居場所」として重要な役割を担っています。「こどもまんなか社会」を目指す上で、今後の運営方針について見解を伺います。

（6）番、県の「こども計画」が示されていない状態ですが、町の「こども計画」策定における基本的な方針と策定スケジュールについて伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、佐久間町長。

○佐久間孝光町長　質問項目１の（1）につきましてお答えさせていただきます。

令和４年４月22日第208回国会衆議院内閣委員会において、「こどもまんなか社会とは、常に子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもに関する取組、政策が我が国、社会の真ん中に据えられる社会のことであります。子どもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子どもの権利

を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています」と当時の野田大臣が答弁しています。

私の提唱している「人が宝のまちづくり」の意味するところは、人は国づくり、まちづくりにとって最も大切であり、その「人」の中には子どもも当然のことながら含まれております。この点において、狄守議員ご指摘のとおり、こどもまんなか社会の実現に向けて、子ども政策を策定・推進していくことは、私のモットーである「人が宝のまちづくり」に通ずるものと考えます。

また、「人が宝のまちづくり」にはもう一つの願いが込められています。それは、嵐山町に住まう人、嵐山町に関わる人、全ての人が宝と思われるようなすばらしい人材になっていただきたいという思いです。いずれにいたしましても、狄守議員のおっしゃるとおり、「こどもまんなか社会」の実現は、「人が宝のまちづくり」に通ずるものであります。

○森　一人議長　次に、小項目（２）から（６）について。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、私のほうから（２）以降につきましてお答えいたします。

子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するというこどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、取り組んでいくことがこどもまんなか応援サポーター宣言であり、埼玉県内においても、町をはじめ、複数の市が宣言しております。町といたしましても、引き続き子育て施策を展開していくことが重要であると考えており、宣言については今後前向きに検討してまいります。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。

町においてこども基本法の認知度に関する調査は実施しておりませんが、日本財団による調査と同程度の状況と思われます。こども計画を策定するに当たり、子どもの意見を聞き取ることとなっていることから、子どもたちに向けたアンケート調査等の中でこども基本法の周知も図っていきたいと考えております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。

こども計画については、現在策定済みの子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画が令和６年度までの計画となっていることから、令和６年度中に一体的に策定する予定でございます。既に子ども・子育て支援事業計画における未就学児保護者に対するアンケート調査も実施しているところです。これまでの計画においても関係各課と意見交換を実施し、計画を策定・評価をしているところであり、現にプロジェクトチームの機能を有していると考えております。こども計画の策定においても同様に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。

子供家庭支援センターでは、令和５年６月から７月にかけまして町内小中学校への不登校児童受入れ事業について説明を実施し、８月より実際の受入れを始めているところです。令和６年度につきましても、引き続き不登校児童支援を実施してまいります。

続きまして、（６）につきましてお答えいたします。

令和５年12月22日にこども基本法に基づく子ども施策の基本事項を定めましたこども大綱が策定されました。こども大綱は、これまでの子ども関連３大綱、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を一つにまとめ上げたものであります。

また、既に策定済みの子ども・子育て支援事業計画においては、国において策定に関する手引が発行されておりますが、こども計画の策定に関しましても国においてガイドラインが示される予定でございます。ガイドラインが示され次第、具体的な策定作業に入れるものと考えております。その際には、埼玉県のこども計画との整合性も図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　再質問なのですが、（１）と（２）関連ありますので一括でということで、よろしくお願いいたします。

先ほど町長からご答弁いただきまして、町長の掲げる人が宝のまちづくりとこどもまんなか社会の実現というのはこれは通ずるものがあると。そういう意味では、こどもまんなか社会の実現に向けて施策を策定・推進していくということは、当然、要するに町長が掲げる人が宝のまちづくりというのにも通じていくということで認識は一致しているなというふうに思っております。

その中で、今までも確かに子育て支援というのは、これはライフステージの最初の段階だと思うのですけれども、こどもまんなか社会の中ですが。その中で、非常に佐久間町長が町長になってからこの子育て支援というのが少し前進してきているなというふうに私は評価しております。

まず、１つは、こども医療費の18歳拡大、それから学校給食費の第２子以降の補助、そしてさらにこれから審議されるであろう、施政方針の中で表明されました学校給食費の第１子の給食費補助ということ、またさらに幼児教育の分野では３年保育というふうに数々打ち出してそれを実行してきているということです。

ですから、そういったものをさらにこれから推進していくということがこどもまんなか社会、さらに人が宝のまちづくりというのに通じていくわけですから、今これからやろうとしていること以上に何かこういうことが、こどもまんなか社会では大事で、こういうことをこれからやっていこうとかというそういう課題とか、今後の決意みたいなものが町長にあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思うのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今、私がこの３年半をかけて実行してきたことをご披露いただきましたけれども、本当にこれは一つ一つ、これもやってあげたい、これもやってあげたい、これだって必要だよな、これはもうた

くさんあるのです。ただ、それと同時に、やはりそれ以外の分野も全て大切なことになりますので、全体の財政の観点から、今回もいろいろな形で、この分野がある程度めどが立ったな、よし、ここのところまで来ればここも平気だろうと、安定してきちっとできるだろう。また、この前のときには、財源の問題も狄守議員のほうからご指摘をいただきました。これは、こういう財源ではなくてこうではないですか、まさにそのとおりだろう。あのときは大変苦しい予算組みでしたので、ああいう財源の形でなりましたけれども、でも本家本元でやはり嵐山町としてはこういうことを推進をしていくのだという意思を表すには、一般財源をきちんと確保してやるべきだというご指摘もあって、今回はそういうことも含めてやっています。

ですから、具体的にこうということではなくて、やることが分かっていて、そしてやるべきものは果敢に挑戦をしていく。ただ、それには当然財源の裏づけ、それから安定的な財政運営というのが基本中の基本でありますので、その辺のところはバランスを取りながら、また皆さんのほうからいろんな形でご指摘、またご提案をいただく中で実施をしてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　こどもサポーターだったかな、ちょっと待ってください。こどもまんなか宣言とかこどもまんなか応援サポーターというのは、大体埼玉県のほうでも、それから市町村、大体10以上が宣言していると思うのです。先ほどの答弁によりますと、一応前向きにこれから検討していくということなのですが、やはり宣言をするということの意義が大きいのだろうと思うのです。まず１つは、町内外に対する、こどもまんなかを推進している町だということのアピールにもなりますし、それからこのこどもまんなかサポーターというのは、個人とか団体、企業、全てが要するに就任できるという、これは届出も何も必要ないわけです。ですから、町がそういうふうな形で宣言することによって、個人、団体、企業の協力も得やすくなるというメリットもあると思うのです。ですから、よく言われるのは検討というのはやらないことと一緒だというふうに言う方もいらっしゃいます。ですから、できるだけ早く宣言をしていただいて、それを周知して、できるだけ大勢の皆さんの支援をいただけるような、そういう雰囲気というか、その状況、環境をつくっていくというのも大事なのだろうと思うのです。その辺については課長どのようにお思いですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、お答えいたします。

狄守議員おっしゃるとおりでして、宣言というのは町としてのＰＲという部分ではあると思います。現状、私がちょっと調べた中では、埼玉県が昨年の６月を筆頭に、残りというか、ほか７市なのです。町村部に関してはどこも宣言はしていないという状況でございます。この近隣におきましても、宣言はまだされていないところでございますが、先ほどの前向きの検討というのも、この宣

言がそれぞれどういった形でされるのかというのは定まっているものではございません。ただ、大多数が動画によるホームページ上のメッセージを出していたりとか、先ほど町長も答弁されていましたが、今後拡大していく施策を中心にというよりは、既存の事業を実施している、プラスアルファでこんなことをやっていきますということもありますので、宣言といってもただ出しましたというものではないと思いますので、そういった意味では、全国的に見ますと、逆に町民憲章的な紙で残るようなものでつくっていらっしゃる自治体もございますので、どのような形でメッセージ、宣言をしていくのが望ましいかというのは、少しお時間をいただきたいなと思っております。これは、またこども計画の関係とも関連してくるのかなと思っております。

また、応援サポート宣言のほかにこどもまんなかというカラフルなロゴは御存じかと思うのですけれども、こちらの使用に関しましてもまだ町のほうでこども家庭庁のほうにどんな形で使うかというのは出してございませんので、そういった部分からもまずは始めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　宣言という形で考えたときには、来年度の６年度というのが一つ大事な時期なのだろうなというふうに思っているのです。ですから、そういった意味で、例えば先送りしないで、６年度中にできるだけ早く検討し、そういう町民憲章みたいな形になるのかどうか、その辺も検証しながら、ぜひそういった方向でやっていただければありがたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、（３）番目のほうの関係のほうに行きたいと思うのですが、こども計画を立てるという形で考えたときには、所管事務の関係でそれぞれの課が立てるということと、それから当然要するに大本の部分で立てるという形のものと、その連携というのは当然必要だろうと思うのです。

先ほどの答弁で言うと、（３）番、認知度についてだと、大体先ほど私が示したような認識かなというふうな形でしたけれども、昨年の定例会のときに、まだ基本法というのが、新法で２か月ぐらいなので、国とか県からの通知を待って、それで今後のことは検討していくというようなことだったのですが、国とか県から例えば周知について何か通知があったとか、そしてそれを受けてこのような周知活動をしたとかというそういうのはございますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

まず、学校で周知のためには教職員が十分知らなければいけないということで、前回議会のときにもまだ学校のほうへの十分な周知はなされていないという答弁をさせていただきましたが、その後通知ですとか、それから校長会のときにもこども基本法の理念について、こういったことを踏ま

えた上での子どもへの指導であったり、教職員へのしっかりしたこの内容の周知であったりということを図るようにということで、学校長のほうに指導してございますので、そういった形でまず教員のほうにはしっかり指導したところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　こども一万人調査の中で、これは日本財団がやったやつですけれども、これ確かに調査期間というのが３月だったので、それ以降からすると、もう少し認知度が上がっているのかなというふうには思っていますけれども、そこの中でこんなことがあるのです。子どもの権利を守るためによいと思う仕組みトップスリーというのがありまして、その中で子どもの権利についてとか、それをもっと学校でも教えてほしいと、これがもうトップスリーの中の１番に来ているのです。これは１、２、３合わせて全部で70％以上のパーセンテージがあるのですけれども、その中の29.5％が子どもの権利についてもっと学校で教えてほしいと。それから、２番目が子どもが困ったことや大人に伝えたいことを伝えるためのサポーターをしてくれる人が欲しいとか、それから３つ目は、困ったときに電話とかＳＮＳ、メールなどで相談できるところがあればいいとかと、こういうのを合わせるともう大体70～80％になるのだろうと思うのです。

ですから、そういった意味で子どもに周知をするということは、ある意味、学校の役割がすごく大きいと、そういうことで今先生方に知ってもらうということをやられたという形ですけれども、それを例えば道徳の時間とか、またはその総合学習の時間を利用してとかというそういうふうな形でやることも大事なのかなというふうに思うのですが、そこまでは考えてはいないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

子どもたちにこの子どもの権利等について指導することも重要なことだと捉えてございます。当然、それは発達段階に応じてということになりますが、今、教員のほうに指導を、周知を図った上でこういったことを踏まえた指導をしてくださいということで学校は指導しております。その結果といたしましては、今、嵐山の子どもたち、この日本財団の調査対象は10歳から18歳までということで、こちら学校の調査ですとちょっと対象年齢が変わってしまいますが、これ嵐山の小学校のほうで調べてみますと、こども基本法については、小学校４年生から中学校３年生まで知っている子どもというのが35％、それから子どもの権利条約について知っている、聞いたことがあるという子どもが約40％でございました。これは日本財団の調査よりも年齢層が下になりますので、そういった意味では同等、またはそれ以上に子どもたちの中にもこちらのほうが周知が進んでいるかなと思ってございます。

ただ、調査した学年によって人数のばらつきがございますので、そのばらつきというのは教員の

指導の温度差にもつながることかと思ってございますので、こういったことも公教育でございますので、どの年代も同じように周知が図られるようなこれから指導・助言のほうでしてまいりたいと思います。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　学校が基本的には子どもたちが一番過ごす時間の長いところですから、そこでいろんな話題の中でもぜひそういう周知の徹底のほうをお願いしたいなというふうに思います。

では次、（４）番目のほうの再質問ということで行きたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○５番（狄守勝義議員）　先ほど答弁をいただいたときに、現にプロジェクトチームの機能を有しているような形で一応こども計画の策定にはこれから取り組んでいくのだと、そういうふうな答弁があったと思うのです。２月27日の議員全員協議会でこども計画という策定が福祉課が中心的に担うと、そういう説明を聞いているわけなのですが、このこども計画に盛り込む施策というのは相当いろんな多岐にわたっています。そうしたときに、確かに今答弁の中でプロジェクトチームのような機能を有しているような形でというふうな答弁もありましたけれども、実際要するに各課からそういう選ばれた人というか、そういう人たちが集まって会議をしたり、そういうのを実際いつ頃から始めてこういう計画に入っていくというそういうものというのを考えていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも、まず嵐山町はこども計画をどういう形でつくるかという中では、現行の子ども・子育て支援事業計画等の子ども関連計画を一体的にまとめてこども計画として考えたいと思っています。

その中で、先ほどお話しした子ども・子育て支援事業計画につきましては、既に国のほうからガイドラインが示されている事業計画でございますので、未就学児の保護者様宛てにアンケートを実施をしています。今日１日ですから、２月の20日前後で送っているのですけれども、既に先週末ぐらいからどんどん返ってきている状態でして、対象が約550人ぐらいのお子さんに、保護者なのですけれども、１つの家庭で未就学児のお子さん２人いらっしゃれば２通行っています。それぞれのお子さんの立場で保護者の方が記入していただくという形ですので、おおむね230とかそのぐらいの回答は得られるのではないかなというところでいるのですけれども、その回答をこの後集計をかけ、分析をしてというのがまず作業としてございます。その中で、これからいわゆるすくすくと育っていく中での子ども政策のどこに当てはまっていくか、どんなニーズがあるかというのも拾い出しをしなければいけませんし、大綱の中でも示されているのが年代別ということです。こども基本法は年齢が表記されていません。ただ一方で、この大綱の４ページ目にも示されているのですけれども、

こども基本法においては、子どもとは心身の発達の過程にあるものをいうとされているということで、これは18歳や20歳といった年齢で、必要なサポートが途切れないように子どもや若者、それぞれの状況に応じてというようなことが示されています。したがいまして、まずはその大綱の中で酌み取れるものは当然進めていけるのかなと思っているのですけれども、国として先ほど子どもの声ということもございましたが、どういった形で子ども本人から声を聞いてしていくのかというのも、具体的に、このこども基本法施行された後に聞いてくださいという方法は、こんな方法ありますという羅列がありましたけれども、先ほどの子ども・子育て支援事業計画と同じでガイドラインが今示される直前でございます。昨年のこの大綱が示された後、12月26日にはガイドラインの策定に伴う有識者会議も実施されていまして、その中でちょっと案で何々についてというのは空欄ですけれども、体系は出ていたのです。なので、もう少し待てばなのですけれども、大綱と同じでどのタイミングできちっと出てくるかによって、実際の作業が早期にできるのかできないのかってございます。ですので、できる範囲でまずは先ほどの子ども・子育て支援事業計画の部分を分析まで終わらせてしまいたいなと考えておりますが、いずれにしましても今の総合振興計画でも各課ヒアリングという形で実施をしているところがございますので、こども計画につきましても福祉課だけの施策ではございませんので、町の中で特に教育部局とは連携をしていかなければいけませんし、それ以外でも子どもの対策という部分がある課については、やはりヒアリングを実施していく中で、具体的にどういう計画で数値化できるかというようなことも検討していきたいなと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　非常に多岐にわたっていますので、漏れのないようにきちっと連携をして、子ども計画の策定、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今度５番目のほうの再質問に移らせていただきたいと思います。

この子供家庭支援センターの今後の運営方針というものを聞いたのは、要するに基本法の中にこども家庭センターの設置というものに努めることというふうなものがあったので、もしかしたら、例えばこの子供家庭支援センターと支援というのがついていますけれども、機能強化をして何かこう少し方針が変わってくるのかなというふうに、私自身ちょっとこう思ったのでこの質問をさせてもらったのです。

そうしたところ、基本的にはこの子供家庭支援センターというのは、今までと同じような形で運営をしていくというような、そういう捉え方でいいのか、そしてまた今子供家庭支援センターでは何か課題とかそういうものがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、お答えいたします。

子供家庭支援センターにつきましては、今、狄守議員おっしゃるとおり、４月からこども家庭センターと類似のちょっと間違えやすい名称なのですが、こども家庭センターの設置そのものは、今現行でいきますと健康増進センターが母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター、これは出産されてから就学前までのお子さんとその保護者の親御さんの相談等々の事業をしているわけなのですけれども、一方で子供家庭支援センターというのが児童福祉法でありまして、子ども総合家庭拠点というような形でありまして、類似をしているのです。ただ、国のほうでも一方で母子保健、一方で児童福祉法という法律が別々で動いているという中で、全国的に見てこの就学前から就学後というところの連携がうまくできていないのではないかというようなことがあって、今回児童福祉法を改正して一本化しましょうという形です。

その形は、議員おっしゃるとおり箱物を造るのか、既存の体制で行くのかというのは様々なのですけれども、嵐山町では母子の関係は健康いきいき課で実施しています。それ以降は福祉課のほうで児童福祉担当が見ているわけなのですけれども、２課がこども家庭センターという位置づけでその業務を実施していきたいと考えております。

一方で、子供家庭支援センターどうなるかということなのですけれども、基本的には現状の運営方針は変わらないような形で考えています。ただ、子供家庭支援センターが設置された当初というのは、Ｂ＆Ｇ財団さんのほうでの子どもの貧困対策的な要素がすごく強くて、そこに通ってこられる子どもさんが貧困家庭だとか、そういった、何というのですか、イメージを持たれやすいということで、そういうことではなく、そういった子どもさんたちも含めて支援していきましょうという意味合いだったのですけれども、貧困という言葉が独り歩きをしてしまいまして、なかなかそこに利用しづらいということもありましたので、公にしていないというか、あまりＰＲをしないような形でこれまで活動してきました。ただ、やはり家庭的に養育する面で親御さんが、本来であれば家事のお手伝いをしてもらって、子どもが大人になったときに御飯を炊けるようになろうよとか、洗濯できるよねとかというのが本来なのですけれども、そういったことができないお子さんだったりとか、あるいはお子さんそのものが何らかの特性を持っているとか、様々でございますが、そういった中で生きる力を身につけていただこうというのが本来の目的の部分の一つでもあります。

そこに加えまして、昨年度は、特に嵐山町が不登校児の状況があまりよろしくないということもございまして、センターとして本当に居場所というところで、学校も行けない、どこも行けない、だけれどもセンターだったら行けるかなというそういう場所としてセンターを位置づけたいということで、午前中はそういったお子さんを預かれるような形にしましたので、それは引き続き、たとえ少数でも、逆に大人数だと施設の規模がありますので、受入れ不可能ということもあるのですけれども、一定の人数のお子さんであれば引き続きお預かりをして、お預かりというか、来ていただいて、そこで自分が自分らしくいられるということを認識してもらいたいなというそういった場所にしたいなということで、そういった点では運営方針に何ら変わることはないと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　よく分かりました。

こども家庭センターについては、まだ審議事項でもありますので触れないようにしたいと思います。

では、（６）番について再質問ということでしたいと思います。一応いろいろ調べてみますと、全国の自治体の中では、まずできるところからどんどんやろうという、当然、我が町でも先ほど課長から話したように、今できるところをスタートさせているのだということです。ですから、それはそれでいいのだろうと思うのです。ただ、少なくとも例えばガイドラインが出てからとかというよりも、ある程度もう予想できるようなものというのはまだまだあるような気がするのです。例えば先ほどのアンケートになっても、未就学児というふうな形ですけれども、もっとさらに例えば広めた形でいろんな意見を聴取するということは、もうぼちぼちいろんな角度からやってもいいように思うのです。そして、できれば、少なくとも来年度中の後半には、やっぱり計画がきちっと策定できるような方向性のめどをつけてほしいなというふうに思いますけれども、そういう考え方ということはちょっとまだ時期尚早なのかなということですけれども、どのように思いますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　こども計画につきましては、実はもう４年度中から担当課ではどういうふうに進めていこうかということを考えてございまして、特に４年度の後半、５年に入ってからはどういった形で進めていくのが一番理想的かということを福祉課の社会福祉の担当と児童福祉の担当、２担当で構成しているのですけれども、今年度、先般、全協でご説明した障害福祉計画を策定してございます。そういった中で、そういった計画と一緒に進めていく方法もあるのではないかと、いろいろ議論をしたのです。どうしてもやっぱり職員だけでは策定することは難しいので、業者に入っていただいての策定という中だったのですけれども、実は以前にもお話ししたかと思いますが、業者のほうでも人材不足ということがございまして、なかなか策定に関する研究員さん等の確保は難しいということが分かりまして、令和５年度と６年度の２か年の契約という形で既に業者と契約をして、その上で先ほどのアンケートの実施もしているところでございます。

したがいまして、先ほど来ガイドラインと申し上げましたが、ガイドラインの前にこの大綱も出ている中で、どういった内容をどういう形で盛り込んでいくかの青写真的なものは、当然、既存の計画もございますのでつくるというか、打合せをしていくことは可能なのかなと思っています。ただ、最終的にはガイドラインの中でこの部分は必ず明記することとか、そういったものが示されるとすれば、そういったものを除いて先走って策定というのはつくり直しになってしまいますので、その部分も含めまして、大綱は既に出ていますから、大綱の中でも先ほども申し上げた世代別の問

題だとかありますので、とにかく子ども施策に関しては本当に幅が広くて、先ほどちょっとお話をした貧困の関係でいきますと、ヤングケアラーの問題だとか、そういった部分も出てきますでしょうし、そういったものを網羅する中で、来年度の年明けぐらいにはもう皆さんの前にパブリックコメントができるような、そういったイメージを常に持って取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　よく分かりました。よろしくお願いいたします。

では、２番目のほうに進めたいと思います。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２５分

再　　開　午後　２時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第５番、狄守勝義議員の質問事項２、「嵐山町公共施設等総合管理計画改定版」、「嵐山町公共施設個別施設計画」についてです。どうぞ。

○５番（狄守勝義議員）　それでは、２番の「嵐山町公共施設等総合管理計画改定版」、次に「嵐山町公共施設個別施設計画」について質問させていただきます。

「嵐山町公共施設等総合管理計画改定版」、これは令和４年の３月に改定されています。「嵐山町公共施設個別施設計画」、これは令和３年８月に策定されております。このことについてお聞きしたいと思います。

（１）、「総合管理計画」と「個別施設計画」の位置づけについて。

（２）、次の各施設の「総合管理計画」と「個別施設計画」における考え方について。

まず、ア、学校給食センター。

イ、南部交流センター。

ウ、嵐山町子育てステーション嵐丸ひろば。

エ、農産物加工施設。

よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

総合管理計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、財政事情や人口減少による公共施設

の利用需要を鑑みて、長期的な視野で本町が保有する公共施設の最適化を目指す行動計画です。持続可能で最適な公共サービスの提供を基本コンセプトとします。令和４年３月の改定版では、平成29年３月の初版47施設（124建物）を精査し、57施設（141建物）を調査対象と改めています。

個別施設計画は、総合管理計画の目標を達成すべく、57施設（141建物）について適正に管理するための基本的な方針を示したものです。各施設の築年数や構造等のハード面及び利用者や維持管理経費等のソフト面に加え、建築物老朽度基礎調査結果と将来的な財政負担を総合的に勘案します。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。

個別施設計画にて示された将来方針2050年度を申し上げます。

ア、学校給食センター、維持。イ、南部交流センター、除却・売却。ウ、嵐丸ひろば、跡利用の検討。エ、農産物加工施設、譲渡または除却。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　それでは、（１）、（２）関連ありますので、一括で再質問させていただきたいと思います。

それでは、まず個別のところの施設についてちょっと再質問させてもらいたいと思うのですが、まず最初に、アの学校給食センター、これは2050年度の将来方針として維持というふうに簡単に書いておりますけれども、一応学校給食センターについては、まずこの個別施設計画の中では設備更新の検討を実施というふうにあって、その後に今度は総合管理計画では運営形態の見直しという形で書いてあると思うのです。そうしたときに、この個別施設計画というのが令和３年、2021年に改定されているわけです。それで、これ直近の５年間の計画というのを見ますと、先ほど言ったように設備更新の検討、実施とあるのですが、これを例えばこの計画表を見てみますと、2021から2025年までが適切な維持管理ということなのですが、直近の５年でいうと、設備更新検討実施というふうにも入っていなければならないはずです。当然、検討して、そして場合によっては設備を更新しなければならない、そういう状況だろうと思うのです。そして、その後にこの計画表を見ると、大規模改修の検討を実施をして、最終的には2050年ですか、これが維持という形につながっていくのだろうと思うのです。

今、設備更新の状況というか、その設備の状況というのがどういう状態になっているのか、その課題というのですか、要するに例えば設備というのは、一般の家庭でも10年とかそのくらいたつと大体劣化をしていろんな不具合が出たり、水回りとかそういうところにです。特に給食センターというものは学校給食を提供するという場なわけですから、衛生面では非常に管理していかなくてはならないと思うのです。そのためにはその設備というものは、やっぱり適度にきちっと更新しながらやっていかなければならないと思うのですが、現状どういう状況なのか、ちょっとその辺を先にお尋ねしたいなというふうに思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

給食センターの調理器具でございますが、建設当初の平成21年度当初に、補助金、まちづくり交付金を活用しまして、購入した設備とリースをした設備がございます。建物に付随するような設備につきましては、自動食缶洗浄機ですとかコンテナ洗浄機、そうした大きなものは補助金を利用して購入したものでございます。また、器具の消毒保管庫ですとかスチームコンベクションオーブン等の個別のものにつきまして、平成22年から平成29年までのリース契約で設置したものでございます。こちらのリース契約のものにつきましては、リース契約後に所有権が町のほうに移るものとなっておりますので、現在は町の所有物となっております。

こうしたものにつきましても、経年の利用におきまして、やはり水回りのものですので耐久に問題があって更新しなければならないものがございましたので､そういうものにつきましてその都度、個別に見直しをしております。令和４年度におきましてもスチームコンベクションオーブンを１台更新したところ、また今年度におきましてもスチームコンベクションオーブンを更新していることがございます。

そういったことで、現在は町の所有物となっておりますので、個別設備に支障が生じた場合に緊急な対応として対応しておるところでございますが、こちらをどこかで一括してリース等の更新ができないかということは、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうしますと、取りあえずは今のところ給食提供には支障がないようになっているという状況というふうに考えていいわけなのですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　当然のことながら安全安心な給食を学校に提供するべく、安全対策を図りながら設備につきましても支障があった場合には緊急で対応しております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　次に、例えばここで書かれているのが運営形態の見直しとかというのも書いています。現在、民間に委託して給食等の運営をしていると思うのですが、その運営形態の見直しというのは、どういった観点からこういう形、要するに民間委託ではない方向で行くのかとか、そういうふうな形で考えているのか、その辺のところはどういうふうなことなのかちょっと教えていただければと思いますけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

現在の給食センターができる前は、町の給食調理場で町の職員が給食を作って配送しているような状況でございました。こちらの現在の学校給食センターになりまして、委託という形で運営をしております。今後につきましてでございますが、見直しということにつきましてもなかなか職員を以前のように直接雇いまして運営していくことは困難かと思われますので、委託にての運営を続けていくことを考えていくことになろうかと思いますが、そういうことも含めまして、運営について改めて考えていく時期がございましたら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　その運営形態について考えていく時期というのは、今、学校再編みたいな形で動いています。その時期だからそういう形で考えていこうということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

調理委託につきましては、単年度ごとの契約ではなく３年間の契約をもちましてやっております。今回、５年度から新たな契約期間が発生しておりますので、５、６、７年度は現在の方式のまま行く予定でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　次に、南部交流センターについてちょっとお尋ねしたいと思います。

これ最終的には除却・売却というふうな形の方針ということだと思うのですが、ここのところの部分は、個別施設計画では大規模改修等の検討を実施とあって、それで総合管理計画では将来的に周辺公共施設園に移転複合の検討を図って、それで最後に除却・売却というそういう流れになっていると思うのです。

そうしたときに、ここのところでまず一番最初なのは、大規模改修等の検討実施というのは、個別ですから直近５年間の中のところでこれは書いてあると思うのですけれども、実際もう入っているわけですよね、形とすれば。そうすると、あと今年と来年、一応大規模改修の検討実施という形ですけれども、どの程度これは進んでいるのか、まず最初にそれをちょっと聞かせていただきたい。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋　透生涯学習課長　それでは、南部交流センターについてお答えいたします。

まず、大規模改修の検討実施というところなのですけれども、こちらにつきましては2024年度、2025年度というところですので、来年度から検討を始めるところでございます。実際に、最終的に除却・売却という形になっておりますけれども、この最初の質問で地域支援課長がお答えしていますけれども、町の施設の適正化ということで、国の指針に基づいて、人口減少していく中、１人当たりの公共施設の面積を減らしていこうというのがそもそもの計画の趣旨ですので、この施設につきましては木造ということでほかに施設があるということも鑑みて、こういう結果が一応出ております。

ただしかし、南部交流センターにつきましては、御存じのとおり建物も非常によくできていまして、木材で県の補助をいただいて飯能の西川材等を使ってできていて、かなり丈夫にできていますので、現在のところ大規模改修をする必要はないかなと現時点では考えております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　同じような機能を持っているものが近くにあるということは、ふれあい交流センターのことを言っているのかなというふうに思うのですけれども、それにしても、例えばしっかりした建物だということは課長も今おっしゃったような形で、何らか別な形の使い道という方向性というのは、このまま大改修しなくてもできるような気がするのですけれども、こういう最終的な除却・売却という結論になるというのは、先ほど言ったようにだんだんこう減らしていくという過程の中でこれが一番適当だろうというふうに考えたということですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋　透生涯学習課長　お答えいたします。

計画を策定した時点では、結局面積を減らしていかないといけないということで対象になったというふうに考えております。ですので、今後、ニーズですとか建物の状況を見て当然検討していきますけれども、計画にあるとおり来年度以降少し検討しながら進めていければと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　当然、最終的にここがなくなるような形であれば、前もってある程度住民の方々に周知して一応お願いするような形になるのだろうと思うのですけれども､そういった形で、要するにどういった意見とかという形の調査とかそういうふうなものというのは、大体いつ頃進める形ですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋　透生涯学習課長　お答えいたします。

個別施設計画のほうにもありますとおり、2026年度から2030年度の間が施設の在り方の検討という期間になっておりますので、その間に地域の皆さんのご意見いただく等施策をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　次の今度はウの嵐丸ひろばについてちょっと伺いたいと思います。

ここでは跡利用の検討、最終的にはそうなるというふうな答弁なのですが、まずその前の段階で総合管理計画では、将来的には嵐山町健康増進センターへ移転複合化をまず検討していくという形があるのです。駅西口公園というのが昨年度の予算審議の中で4,000万ほどかけて、今整備をしています。その中で言っていたのが、未就学児用の公園として改修して、駅に常設している嵐丸ひろばと連携して、そこのところを子育てエリアとして充実を図ると、こういう形で言っていたと思うのです。そうすると、例えばこれは先の話とは言いながら、健康増進センターのほうに移転して、そこで複合化を図るというふうな形になっています。こういう考え方に至ったこの経緯みたいなものというのはどういうことだったのか、ちょっとお話しいただきたいと思うのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お答えいたします。

当時の経緯というのは細かく私も承知していないのですが、もともと嵐丸ひろばの場所は、障害をお持ちの方のパレットだったかなという名称で、駅舎の中での簡単な喫茶というか、そういった形で嵐山郷さんの中の障害を持つ方が運営をしていただいていたということもございました。その後、児童福祉法の関係で先ほど来お話ししています地域子育て支援拠点事業というのを各市町村で実施するという中で、一番人の動きがある場所でということで、今の嵐丸ひろばに移行したわけなのですけれども、一方で健康増進センターの２階で、今は２階なのですけれども、当時はここの庁舎の町民ホールで子育て広場「レピ」という事業をやっていて、この「レピ」につきましても令和２年ですか、先ほどの子育て世代包括支援センター機能の中に取り込んで、町民ホールでやっていたときは常設ではなくマットですとかそういったものを開催のときに設置をして、終わりますとまた片づけてという形で事業を実施して、かつ町民ホール、それから北部交流センターという形、あとふれあい交流センターですか、というのを不定期に回って子育て広場という形の事業をやっていましたが、増進センター２階の会議室を大改修しまして、床のフロアもクッション性の高いものに替えたりとかということで常設した広場をしましょうということでやっていますが、そういった中で子どもさんの将来的な見込み等々を考えていく部分で、この計画書に載っているのが2031から2040年以降で複合化の実施というのを検討するということですから、まだ大分先なのです。ただ、現状で、先日も条例の関係でお話しさせていただきましたが、一時保育事業をやっていくというと

ころでいきますと、2030年までは随分先なのですけれども、当面はそういった形での運用をしていかざるを得ないというところがありますので、ここに書いてあるその計画は少し見直しをする時期であるのかはちょっと分かりませんが、していく必要があるのかもしれません。

ただ、現実的なことを申し上げますと、健康増進センターの２階の面積と今の嵐丸ひろばの面積ですと、当然嵐丸ひろばの面積のほうが広いわけなので、そういった意味ではお子さんが伸び伸びと遊べるという視点があるのですけれども、一方で駅舎２階なので連絡通路という形にはなりますが、不特定多数の方も通られるということで、若干安全面だとかそういったところは少し不安要素は残るのです。ですので、そういったことも加味しながら、今後、お子さんの状況等々を見据えながら、改めてその辺は検討していく必要があるかと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　先ほどもちょっと触れたのですけれども、公園を整備をして、それも大きい金額で整備しているわけです。３月で終了するのかな。そして、ここのところにも書いてあるように、基本的にはそこのところを子育てエリアとして充実を図るというそういう状況があるので、そことの整合性というものをきちっと取った形で、そしてまた要するに利用者の利便性とか、そういったこともよく考えて、少し計画というのを慎重に立ててほしいなというふうに私は思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今度はエの農産物加工施設、最終的にはこれ譲渡・除却というふうな形になっておりますが、ここのところで言うと、個別施設計画では設備更新、大規模改修等の検討を実施、2035年ぐらいまでは適切な維持管理、その後、ここに書いてあるように譲渡・除却の検討ということなのですが、加工所というのは前に使っていた方が一応撤退されて、募集していました。今の状況というのはどんな状況なのか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

ここで個別施設計画に沿いながら今の現状を説明したいと思います。まず、議員ご心配のとおり昨年の８月いっぱいで味菜工房さんが長きにわたり営業していましたが、残念ながら閉店ということを９月議会で報告させていただきました。その後、９月から今まで空き施設となっておりました。個別施設計画の中ではこの時期に設備の更新ですとか大規模改修の検討の時期なのですが、今まで味菜工房さんが使っていた中で小規模な修繕等をしてまいりましたので、今のところ大規模改修をしなくても継続できるという状況でございました。

しかし、残念ながら閉店ということで、これはあまり店舗が空いた状態ですと、どんどんやっぱり設備が老朽化してまいりますので、一日も早く事業者を見つけたいということで、こちら直営で

貸し施設でございますので、実は今年の１月の22日から２月の26日まで公募をいたしました。公募方法につきましては、ホームページで掲載して募ったわけでございます。その応募を見まして、１法人ほか３名の方、計４名公募が来まして、施設のほうも設備等じっくり現地説明会で見学をするという熱心な４団体でございました。

そうしましたところ、先日１月の29日に庁内の選定会議で審査をしまして、点数をつけて決定したわけですけれども、その中で１名の方が決定いたしました。決定に際しましては４名の審査員でやりましたけれども、候補ということで、今の段階では候補者ということで、近々本協定を結んで晴れて決定という形になりますので、決定しましたら本定例会中に具体的に報告をさせていただきたいと思います。

現状についてはこんな状況でございますが、その中で新しい貸付者が決定したということで、当面は、10年契約でございますので、この10年間で何か改修が必要なことがあれば、相談しながら町でやること、借受人がやることと協議しましてやっていきますが、当面は適切な維持管理ということで、持続可能な経営をお願いするところでございます。その中で、将来的には、この譲渡という言葉が出てきますけれども、優秀な事業者であれば経営拡大をすることを期待しておりますので、農政課といたしましては譲渡ができればと、このように考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　もう一つは、加工場の隣接している空き地があります。駐車場の奥のほうというふうに言ったほうがいいのですか。そのスペースで、例えば何か民間の方が入って、加工所だけでなくて、何かお店的なこと、飲食できるようなというそういうふうなアイデアを持っている人がいるというのを聞いているのですけれども、そういったことも含めて一帯というか、スペースを見直して検討していくというようなそういう計画はないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

議員ご質問の直売所の裏、ちょうど裏が舗装がかかった駐車場になっております。実は、その区画の中で加工施設が建っているところが分筆されていまして、そこのみが建物は町の建物、底地は個人の方から町が借りております。それ以外の続いて舗装になっている部分につきましては、ＪＡ埼玉中央さんが管理する駐車場に、土地になっております。したがいまして、なかなか、これはちょっと都市計画上のことなのですが、国県道に接しているので沿道サービスはできるのですが、それを誰がやるかということになりますと、なかなかちょっとハードルが高いものがあります。沿道サービスと申しますと、それなりの浄化槽を新たに設置したり、そういったことが必要になります。町でも再三検討しましたが、ちょっとそこがネックになっておりますので、継続的に研究というこ

とで考えております。

また、農産物直売所は定期的に売出しをやっておりまして、直売所の表の駐車場付近でキッチンカーを呼んだり、そういった食べ物を売ったりするイベントをやっておりますので、そちらのほうを有効に活用して、町内のキッチンカーの事業者さんを呼んだり、そういったことを考えていきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　よく分かりました。

次に移らせていただきたいと思います。

それでは、３番の災害対策について質問させていただきたいと思います。能登半島地震発生から２月１日で１か月になりました。新聞報道によりますと、石川県では１月31日時点で238人の死者や、４万6,000棟以上の住宅の損壊が確認されていますが、被害が甚大な奥能登地域では被害状況の把握が十分ではなく、さらに増えると見られています。

町では令和４年３月に嵐山地域防災計画が策定され、さらに防災地図が町内各戸に配布され、注意喚起を促しています。そこで、町の災害対策について次のことをお聞きします。

（１）、町想定の最大震度地震が発生した場合の避難所の確保、飲料、食料、乳幼児の必需品、毛布等の確保状況について。

（２）、震災対策の一つとして建物の耐震化の促進が挙げられるが、町内住宅や公共施設等の耐震化の現状について伺います。

（３）、土砂災害危険区域に住む町民への安全対策について伺います。

４番、今後の防災訓練、避難訓練、注意喚起活動について伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。

本町にて最も被害が発生すると想定される地震は、関東平野北西縁断層帯（旧深谷断層）です。能登半島地震と同じ活断層型で最大震度は６強となります。

現在、町の指定避難所は９か所、主な物資として飲料は500ミリペットボトル1,920本、食料はアルファ米4,500食、レトルトパン4,120食の計8,620食、粉ミルク180袋、哺乳瓶20本、子ども用おむつ584枚、毛布1,070枚を備蓄しています。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

嵐山町建築物耐震改修促進計画における一戸建て住宅及び共同住宅の耐震化率（令和３年３月

31日現在）は66.06％です。また、避難所となる公共施設の耐震化率は100％です。

続きまして、質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。

土砂災害警戒区域に居住する町民への大地震発生時における安全対策ですが、ソフト面として、１階で就寝する方には、素早く屋外へ避難するルートを確保しておくよう勧めています。どの部屋にいても屋外の安全な場所へ避難するスピードが大切です。また、２階で就寝することも安全対策の一環です。

ハード面では、新たな土地への移転費用や崩れてきた土砂を防ぐ擁壁等の設置工事に対して、国の補助制度があります。ただし、この補助制度は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の住宅に限られます。

続きまして、質問項目３の（４）につきましてお答えいたします。

今後の防災訓練や避難訓練ですが、12の防災会ごとに自主的な訓練が行われるよう消防団と力を合わせて支援していきます。また、新たな取組として、能登半島地震を教訓に、防災キャンプ（被災訓練）を企画しています。震度６強の地震発生による停電・断水を想定し、実際にテントで一夜を過ごします。簡易トイレ・食料・飲み水・生活用水・明かりの確保など、本町の備蓄物資を活用する訓練案を練りたいと存じます。引き続き、町民に正確な情報を発信し、自ら備えていただくよう注意喚起してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　全て一括で再質問ということでさせていただきたいと思います。

まず最初に、避難所のことについてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、避難所は防災地図によりますと９か所、答弁でもそんなふうに書いています。この避難所の中で北部交流センターと七郷小学校も指定されています。これ確かに水害とかという形のときは、土砂崩れの関係があったりしてちょっと使えないというふうな形で書いていますけれども、私もいろいろ調べてみますと、地震でも土砂崩れとかそういう要するに災害が起きることというのはあるということです。そうしたときに、例えばこの地震のときの避難所として、この北部交流センター、七郷小学校を指定して大丈夫なのかどうか、その辺のところをちょっとまず最初にお聞きしたいなというふうに思ったのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

もし大きな地震があって、七郷小学校、北部交流センターに上っていく、両サイドから上がっているルートが危険とどうしても判断した場合には、私は小学校のＯＢでしたけれども、鶴巻から入ってくるルートというのがもう一つありますので、どうしてものときは鶴巻ルートから進入かなとい

うふうに思っているところです。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうするともう一つルートがあるので、そっちの方向からというふうなことのも考えているということですよね。そういう周知というのは、それはきちんとされているということでよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

七郷の方はほぼ皆さん鶴巻ルートは承知していると思っておりますので、町なかの方はなかなか、水道庁舎のほうから入ってくるルートが１本あるのですけれども、そう言われてみるとなかなかかなと思うので、必要に応じて周知をするようかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　分かりました。

それで次に、南部のほうの避難所として考えられるのがＢ＆Ｇ海洋センターだと思うのです。防災地図で見るとですね。南部には先ほどちょっと施設計画の中でも話した南部交流センターというのがあります。そこはなぜ使わないのか、その辺はどうなのですか、これは。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

指定避難所といいますと、町の町営避難所というようなイメージを持っていただければと思っております。ですから、ある程度の面積も欲しくなります。南部交流センターはそこまで大きくありませんので、基本的には地域の避難所的な形で、第２避難所みたいな形で、いざとなったら活用をしたいと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　分かりました。

次に、備蓄の関係、食料とか飲料の関係です。一応内閣府の調査によると、例えば乳幼児とか女性とかという形での備蓄、必需品が、要するに準備しているところの割合が非常に少ないというふうなそういう報道もありました。ここで一応答弁のところを見てみると、粉ミルクとかおむつとか哺乳瓶とかというふうな形ではあるのですけれども、たしか内閣府は20品目を一応示して、それでどのくらい備蓄しているのかということを調べた調査があったと思うのですけれども、御存じだと

思うのですけれども、そういう中で例えば離乳食を備蓄しているところが非常に少ないとか、それから女性用の必需品のものとかそういうようなもの、妊産婦の方のものも少ないとかというそういう形であるということなのですけれども、嵐山町の状況というのはその辺はどうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

恐らく議員さんがおっしゃるような物資は、嵐山町もそれほど多くはあるものとないものというのがございます。子ども服ですとか備蓄しておりませんので、なかなか悩ましいところなのですが、できるところからといいますか、費用は町が全額町負担という形になりますので、なかなかやり切れないというところもございます。ですので、やれるところから本当に少しずつ備蓄して今があるというような形でご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　財政の関係もあるので、これもあれもということにはならないと思うのですが、想定して、できるだけそろえていただければというふうに思うのです。

こういうふうに備蓄品、女性とか妊産婦さんとか乳幼児さんのものの備蓄が少ないというのには、一つには女性職員、要するに備蓄担当の女性職員だったり防災担当の女性職員だったりというふうな、その方々の配置ができていないことが多いという、男性主体だということです。そういうふうな指摘もあるのですけれども、嵐山町においては防災の関係の中で、これは当然地域支援課の範囲にはなるのだろうと思うのですけれども、何人ぐらい配置しているのか、その辺伺いたいと思うのですけれども、備蓄の関係。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

今、地域支援課で防災を所管しているのが安全安心担当というところでございまして、副課長以下４名、私が入って５名という形です。今、女性職員は１名という形になっております。

議員さんおっしゃるように防災担当に女性職員がいないというのは、もうずっと長年の課題でありまして、現実的に土日も呼び出されたりとか、なかなか土日がないというのがかなり実はございますので、多少の配慮が必要かというのは現実あります。

私どもは、こういった備蓄に関しましては、保健師さんに大体相談に行っています。今、粉ミルクの量ですとかおむつの量はみんな保健師さんのところに、少し財源が確保できたので購入したいのだけれども、どのくらい買ったらいいでしょうかということで、みんな保健師さんが電卓打っていただいて、このくらいの避難者の割合かなという形で数字をもらってやっておりますので、もし

かしたら保健師さん、今のやり方でよろしいのかなと、あとは必要なところに応じて、現在１名いる女性の職員にアドバイスをもらいながら、できるものはやっていくとそのような形でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　もう一つは、避難所生活というのは非常にストレスがかかるものだと思うのです。そのためには、できるだけプライバシー確保というものも必要だと思うのです。そうしたときに、例えばこのプライバシー確保のために段ボールで仕切ったり、場合によっては避難所の配置というのも考えなくてはならないとは思うのですけれども、ここは備蓄というような関係なので、そのプライバシー確保のための備蓄用品みたいなものとしてはどういうものが用意されているのか。

　前に、昨年だったですか、昨年かその前のときに、見本的にちょうど２階のところに段ボールの仕切りみたいなものを展示していたようなときがあったと思います。ああいうものがちゃんと備蓄としてあるのかどうか、その辺。

○森　一人議長　答弁を求めます。

　安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

　川口議員の一般質問にも同じ内容のを頂戴しておりまして、先に答えてしまうので、よろしいのでしょうか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○安藤浩敬地域支援課長　よろしいですか。

○森　一人議長　どうぞ。

○安藤浩敬地域支援課長　今、テレビ等ではパーティションといって、大体２メートル10、２メートル10の真角のものと、パーティションが今嵐山町には200張りございます。200張りで足りるかというと足りませんので増やしていく必要があるのですが、現実的にはそれなりのお金がやっぱりしますので、できるだけ、逆にもうなかなか増やすのも難しいぐらいの金額です。プライバシー等に関しましてはもう長年の課題でして、今のやり方ですと、大体プッシュ型といいまして、国が最低限のものというのはどんどん送ってくるというやり方を今しています。もう金額的にも全く持ち切れません。金額を聞くとびっくりするぐらい１個のパーティションに金額がかかりますので、恐らくどこも、私が見ても持てないのだと、市町村にそれを持ちなさいということ自体がもう無理な要求だと思っております。その代わりパーティションは国が送りますと、だから最初の何日か、いろいろあるのですが、その後は送ってきますからというやり方で、恐らく能登の地震のテレビを見ても、皆さんパーティションがあったりテントを張ってあるのを見ると、あれはほぼ間違いなく国からの支援物資だというふうに感じております。

　以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　あと、防災計画では福祉避難所の活用というのもうたっています。これはどういったイメージなのでしょうか。例えば高齢者施設とか、それからいろいろあると思うのですけれども、そういうところを避難所にするのか、その辺の福祉避難所のイメージというのはどういうものなのか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

福祉避難所というのは、かなりの配慮が、ある一定よりももう一つ上、例えば要介護認定があるとか、一般の避難者と同じ避難所にはいられない方用の避難所というのが福祉避難所になります。各市町村、ここはかなり苦しんでおりまして、一つは養護施設のほうにお願いをして指定をするというのがございます。ただし、今回の能登の地震でもそうですが、福祉施設自体が被災してしまいますので、町が要請しても多分相当の数受け入れられないということでマスコミ等で言われていますので、福祉避難所というのはなかなか大きな課題になります。

逆の見方をすれば、一定の配慮ができればという形もありますので、町等では民間の施設も３か所ほど協定を結んでおりますが、一つとすれば北部交流センター、バリアフリーがあることというのが条件になりますので、北部交流センターのある１室をそういう福祉避難所機能等にするとか、恐らく施設もお願いをするのですが、なかなか受け入れられないといいますか、職員さんも被災してしまいますので、そこにさらにお願いに行くというのはもう現実的な話ではありませんので、そこは切り分けて、町は町の施設でそういうバリアフリーのところでエアコンがあれば、ある程度やれれば、基本的には福祉避難所に関しては付添いが来るというのが大原則です。ですから、付添いがいらっしゃらない方というのは、現実的にはなかなか難しいのです。ですので、付添いがいらっしゃればある程度はそういうバリアフリーのある施設ということで、先ほどのパーティション等を用意して何とかやれるのではないかなと思っております。これは協定結んだからというよりは、現実はなかなか厳しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　次に、耐震化のことについてちょっと伺いたいと思います。

現在のところ、これは令和３年３月31日現在で66％、これは一般住宅というふうに、公共のほうは100％大丈夫というふうな、そういう答弁だったと思うのですが、要するに能登半島の状況を見ても比較的古い木造の建物が甚大な被害で、建築年代の新しいのは被害がないか軽い傾向だったということで、この耐震化というのが非常に大事だというふうに言われているのですけれども、この耐震化促進計画の中に住宅の耐震化率を95％にするという目標があります。これは、これいつまでやったかな、ちょっとこれ調べてみないとなのですけれども、これ目標達成としてはどういう印象と

いうか、持っているかちょっと先にそれを。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

町の耐震化促進計画は、どこの計画もそうなのですけれども、埼玉県の計画等に即して行うというのがありまして、県の計画では、今現在、目標数値が95％になっておりますので、嵐山町も目標としては令和８年度95％という、これはあくまでも埼玉県と足並みをそろえて耐震化の目標を立てているところです。ただ、なかなか30％のすぐに耐震化ができるかというとなかなか難しいのですけれども、目標自体はそのような感じでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうすると、現実的にはなかなかこれ難しいなというそういう状況ということだろうと思うのです。

水道のほうの耐震化というのにちょっと行きたいと思うのですけれども、例えばこの計画、第２次水道事業基本計画というのを見ますと、第１浄水場の管理棟及び機械棟、第１配水地、第２浄水場管理棟の一部については耐震基準が満たされていないと、こういうふうに書いてあったと思うのです。それで、基本的には新浄・配水場の施設は、計画では来年度稼働の予定というふうなことも、この計画、水道戦略の中ではちょっと書いてあると思うのですけれども、この来年稼働という形なのですけれども、今の進捗状況というのはどんな状況なのか、ちょっとまず先にそれを。

○森　一人議長　これも畠山議員の質問にあるのですが、よろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○森　一人議長　では、清水上下水道課長、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

今現状の進捗状況ということでございますけれども、まず水道施設の耐震化についてからご説明申し上げます。

まず、今回の石川県の大きな地震で、今現在２か月たった上でも、まだ断水が続いている状況でございます。３万件以上がまだ断水だということで聞き及んでおりますけれども、その原因がやはり人間でいえば心臓部に当たります水源井戸、それとあと上水道施設、それと配水タンクの施設がことごとく壊滅状況にあって、それに加えて重要施設をつなぐ基幹管路という動脈、それもずたずたになっておるというところで、今現在、断水が続いているという状況でございます。

石川県につきましてちょっと調べてみたところ、耐震管の率につきましては31.6％でございます。埼玉県につきましては33.7％、全国的に見ますと27.4％ということになっておりますけれども、嵐

山町につきましては平成10年ぐらいから耐震管更新事業を始めておりまして、今現在25年ぐらいたったところで36.4％の進捗状況でございます。まだまだ十分であるということには至っておりませんけれども、これからも10年スパンで老朽管の更新計画に基づいて、毎年毎年管路を更新していく予定でございます。

それと、水道施設につきましては、平成20年、21年あるいは25年、26年ぐらいに各施設の耐震強度の試験を行っております。その中でやはり設置年度によりまして、これはもう耐震化がレベル２地震動、先ほどの関東平野断層地震、そういった大きな地震にはもう当然耐えられないという判定が出たものもたくさんございました。その施設については改善ができるものにつきましては、耐震化補強工事は済んでおります。ただ１つ、第１系統の遠山の一番上にあります第１配水地の配水タンク、2,000トンのタンクでございますけれども、こちらにつきましては耐震補強工事ができないという状況でございますので、そちらの施設につきましては、今度建設いたします新浄・配水場の建設によりまして、第１配水地、今現在使っているものにつきましては廃止にする予定でございます。

それと、その施設、新浄・配水場の建設事業につきましては、今経営戦略を見直している最中でございます。狄守議員が御覧になった経営戦略は現計画でございますので、来年度稼働となっておりますけれども、実際のところ今現在用地の買収をしている段階でございます。それですので、来年から造成工事、あるいは建設に向けた事業を展開していく予定でございますので、修正した計画の中では令和10年度からの稼働ということで、今現在、事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時４０分）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

３月４日（月）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第12番議員　　渋　谷　登美子　議員

第10番議員　　畠　山　美　幸　議員

第９番議員　　青　柳　賢　治　議員

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	９番	青柳賢治 議員
１０番	畠山美幸 議員	１１番	川口浩史 議員
１２番	渋谷登美子 議員	１３番	森　一人 議員

○欠席議員（１名）

８番　吉本秀二 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
中村　寧	農政課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
下村　治	教育長
髙橋喜代美	教育総務課長
馬橋　透	生涯学習課長
中村　寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第８日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○森　一人議長　本日、最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１の女性支援法施行についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、通告書に従って行っていきます。

まず、１番目ですけれども、女性支援法施行についてですが、これは画期的な法律と言われています。売春防止法では、女性が犯罪者みたいな形になっていたのですけれども、この女性支援法で女性がとても困っている人たち、売春しなくてはいけないような女性たち、それを保護していって、困っているＤＶの被害者とか、そういった形の方たちをどうやって支援していくかという法律で、本当にやっとできたという法律なのですが、始めていきます。

（１）ですけれども、女性支援法が４月から施行されるが、担当部署を聞くということです。

（２）、埼玉県女性支援計画（案）では、婦人相談所のほかに、男女共同参画センターＷｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたまの相談員も担当することになっています。令和８年度までに、市町村は女性支援員設置を27市に設けることが計画されています。嵐山町などの小規模自治体では、設置することが難しいですけれども、県は人口10万人の市に設置することを目標としています。比企郡では共同して設置することを前提に、ヌエックの施設内にＷｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたまの分室設置を求めるこ

とを提案します。分室設置を依頼して、消滅可能性都市と言われる中山間地で、女性の地位向上のための埼玉県の施策展開を求めていくことができると思います。

（３）として、県の計画案では、令和８年度には困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定を全市町村に、これは努力義務になっているわけです。課しています。計画策定に当たっては、県の支援が必要です。困難な女性支援施策を展開するに当たっては、ＤＶ被害者等の女性支援として子ども同伴の場合も予測されて、県有地である子どもの心のケアハウスの協力も必要であると考えます。居住支援のＮＰＯも含め、女性支援計画の策定を嵐山町及び近隣市町村に働きかけることを提案します。また、ヌエックは内閣府と文科省の共管にして、機能強化を行うことが提言されています。そして、ＤＶ法は、ドメスティックバイオレンスの被害者の支援法ですけれども、内閣府の管轄でもあります。助言、支援の働きかけを求めていくことが必要であると考えますが、伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

近年、女性をめぐる課題は多様化、複雑化、複合化しております。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第２条では、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な女性」と定義されております。町では、これまでも個々の事情や相談内容により、福祉課、長寿生きがい課、健康いきいき課、地域支援課において個別相談支援あるいは状況に応じて各課が連携した支援を実施しており、今後も引き続き個々の状況に応じた支援を実施してまいります。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。現在の売春防止法第35条に基づき、女性が抱える日常生活の様々な悩みに対し、西部福祉事務所に在籍する婦人相談員が婦人保護・ＤＶ相談を実施しているところであり、令和６年４月以降は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に基づく女性相談支援員となる予定であります。町といたしましては、西部福祉事務所での相談の周知に加え、引き続き西部福祉事務所と連携を行い女性の支援に対応してまいります。

また、ヌエック内にＷｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたま分室の設置を求める件でございますが、ヌエックが現状のまま残った場合であっても、県としてＷｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたまの分室設置を必要としているのかは現時点で不明でありますので、法施行後の県の動きに注視してまいります。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。都道府県及び市町村における女性支援基本計画の策定は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第８条において、都道府県は策定が義務づけられており、埼玉県では計画案のパブリックコメントも終わっているところであります。県の計画における市町村計画の策定目標では、令和８年度末までに県内全市町村における計画策定としています。国による困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針では、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画、男女共同参画計画等と一体的に計画が策定できるも

のと示されており、県の計画案においても、埼玉県男女共同参画基本計画の下位計画と位置づけられております。町におきましても国の基本的な方針に基づき、女性支援計画の策定を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、（１）なのですけれども、これに対してありがとうございます。今までこういった女性が支援を必要とする相談というのは、嵐山町は大体どのくらいの件数が来ているのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　件数手元にございませんが、やっぱり個々の状況に応じて、例えばＤＶ案件等でございますれば、福祉課のほうにご相談いただきながら警察と連携をしていく部分がございます。また、ＤＶの被害ということで限って言えば、避難を求める方の経済状況によっても変わってくるかと思います。例えばほぼお金を持っていないといった場合には、先ほどお話ししました西部福祉事務所、こちらとも連携をしまして、県のシェルターのほうに保護するような動きもございますし、実例でございますが、若干生活できるような財力をお持ちの方でいけば、警察とも協議をしながら、ご自分でこの近辺ではなくビジネスホテルとか、そういったところを借りて避難してみてはどうかというようなお話をしたりすることもございました。いずれにしろ件数は押さえてございませんが、年間で相談だけで言いますと数件、福祉課ではお話を聞く場合がございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　多分、直接町に被害相談というのは少ないのだろうと思うのです。今、埼玉県では４か所のシェルターがあると言われていますが、シェルター自身は４か所で、そして被害相談に係る方で７回ぐらいは最低でも出たり入ったりして、そして悩まれていて入ってくるというふうに聞いていますけれども、その点について嵐山町では西部福祉事務所というふうな形になっていますが、西部福祉事務所に１人、これは２になってしまうのか、ごめんなさい。

○森　一人議長　一緒にやってもらっても結構です、（１）。

○12番（渋谷登美子議員）　そうですか。そうしたら、西部福祉事務所に行ったり来たりという形で、実際にどの程度西部福祉事務所でそのことに関して行われていて、西部福祉事務所というのは管轄としてはどのぐらいの範囲のものになっているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　まず、西部福祉事務所の管轄でございます。いわゆる比企郡、それから入間郡

の郡市が一応対象となってございます。県のホームページ上で西部福祉事務所のサイトというか、ページを見ていただきますと、婦人保護・ＤＶ相談という形で記載がございますが、対象の市町村についてはそちらに記載がしてございます。

それから、件数は実は単独で出てございません。西部福祉事務所としては出てございませんで、令和５年度版の男女共同参画に関する年次の報告書の中で、全県のこれは市町村も含めてなのですけれども、数字が出ておりました。ちょっと待ってください。県の報告書では、４年度で総件数が１万2,984件、そのうち市町村のほうで受けた相談が１万471件、県については2,423件となってございます。この県の件数については、先ほどおっしゃっていただいたシェルター関係、福祉事務所も含めての総数なので、地域ごと、事務所ごとというような細かい振り分けはしてございませんでした。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　１に併せてという形で質問させていただきますけれども、もともとヌエックに関して言えば、教育施設だけでなくて、福祉関係もあったほうがずっといいなというふうに思っていたのです。それで、今回この質問させていただくのですけれども、県が求めているか求めていないかということよりも、地域からそういうふうな形の発信していくということがとても大切だと思っているのです。

これは、Ｗｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたまにこちらに分室を持ってきてほしいというのを、一つの改めての機能強化という形を国立女性教育会館が機能強化をするということであるならば、ＤＶに関わる人、女性の支援に関わる担当部門として、こちらに入ってきてもらったほうがありがたいなというのは、すぐそばにこどもの心のケアハウスがありますよね。子どもを伴ってＤＶの被害者たちというのは必ず、１人の方も、今10代、20代の方のほうが多いということが分かっている。統計的にはあるわけなのですけれども、子どもさんを持って被害者としてシェルターなどを求める方も多いということがありますと、これはこどもの心のケアハウスが唯一そういうふうな形に全国的にというか、シェルターがあるところではまた違うと思うのですけれども、できるのではないかというふうな感じがあります。

そういった部分もあって、私は嵐山町からそういったことを県に要請していくという必要があると思うのです。そのことによって、国立女性教育会館の機能拡張ができていくと思うのですけれども、その点についてはどのような、現時点では不明ということですけれども、埼玉県の男女共同参画センターはさいたま市にあります。大宮のほうにありますけれども、ほかの男女共同参画センターというのは、実はどんどん、どんどん閉鎖されてきているのです。

新座もあったのです、駅のそばに。それがなくなってきて、川越市も男女共同参画センターがあったのですけれども、川越のすぐそばにあるところに民間指定になって、そうすると今度入ってし

まったのですけれども、逆に言えば本当の相談機能というものがなくなってきていて、そしてそのために要するに企業がいろいろなことをするための場所になっているという。ウェスタ川越ですよね、入っていて、男女共同参画センター、本当に必要な相談事業というのがなかなかできないというふうな状況があって、私、東松山市が男女共同参画センターがどういうふうな形で行われているか聞いていないのですけれども、持っているのかどうか分からないのですけれども。

そういった意味で、この西部地区には、特にこの中山間地は女性の地位が低いというか、地位が低いというとおかしいのですが、やっぱり参画率が低かったり、そういったことがありますので、Ｗｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたまをこちらに持ってきてもらうというのは必要ではないかと思うのです。特に東秩父、小川、嵐山、滑川なんか、議員としても女性が少ないですよね。そういったこともあって審議会にも女性が、嵐山町は多少は高いほうなのかもしれないのですけれども、全体として男女共同参画を進めていくには、県のほうにこちらに来てくださいということを頼むことが必要ではないかと思うのですけれども、その点については、町長、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今、ヌエックのほうの機能強化ということでご提案がございました。私もそういった意味においては、今のようなことが実現できれば、非常にいい方向性に行くのかなというふうには思っているところもございます。ただ、比企郡全体の例えば男女共同参画の計画に関しても、計画自体は全ての市町村でできているのですが、これを条例化しているところというと、議員ご指摘のとおり東松山と嵐山町と川島町しかないと。既にここのところで足並みがそろっていないわけなのです。この次の段階の女性支援の基本法の計画を例えば立てるといっても、県のほうだと８年度末までにということで、だからこういうふうに皆さんにお声がけしても、なかなかそういう形でいくか。

それから、あとはヌエックの問題にしても、先ほど渋谷議員のほうからご指摘ありましたけれども、男女共同参画センターが立派なやつがさいたま市のほうにあって、私もこの前見てきました。ああいうことがあるにもかかわらず、またさらにプラスアルファでこちらのほうに来ていただく。ましてや国のほうが持て余している施設を、県のほうでそれを引き継いでやるということは、非常に現実的には難しいかなというふうに思います。様々な観点からお子さんのシェルターの機能も、あそこの心のケアセンターであるではないかと。確かにそのとおりだと思うのです。ただ、それにしても今までの状況、それから現在の町と国のほうのスタンスを考えると、これは現実的には難しいかなというのが私の印象です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　日本の女性のジェンダー格差というのは、世界各国のうち、146か国のうち125位と非常に低くなっていて、去年は110位だったのが、今年は125位ですよね。だんだん、だん

だん下がってきている。それは、予算としてもそういったものを取っていない。

私がすごく気になっているのは、ここで男女共同参画に関わる部門が全く都心に移ってしまう。都心に移ってしまうと、今現在問題になっているのは、なぜ女性が都心に移転していくか、移動していくかということです。若い世代の女性が移動していくか、そこのところを全く考えない今の男女共同参画の政策の在り方というのが問題かなというふうに思っていまして、特に女性支援計画というのはつくらなくてはいけないものなのです。

そうすると、男女共同参画計画についてはともかくとして、女性支援計画というのは、全然予算も取れないような自治体がやっていくわけですよね。実際に予算も人員も配置されないようなところでやっていくわけですから、それを進めていくためには、東松山市はできるかもしれないけれども、小川地区ぐらいのところになってくると、非常に難しいかなと思って。そして、そのために県からの支援の要請をして、県に指導を一緒にやってもらいながら女性支援計画というのをつくっていって、しかもこどもの心のケアハウスがあるわけですよね。

私、この前ちょこっとだけ話したことがあるのですけれども、施設の管理者の方と。そういうふうな状況になったときには、ぜひ一緒にできますねという話ができたのです。それって、今は嵐山町の子どもさんが、こどもの心のケアハウスを利用されている方がいらっしゃるかどうかは分かりません。だけれども、そういったことは埼玉県でシェルターを求めていらっしゃる方にとっては、こどもの心のケアハウスがすぐそばにあって、シェルターがあるということをとても、どこにシェルターがあるか分からない、造るかは未定なものですけれども、そういった女性の支援というのには必ず結びつくと思うのです。

私は、やはりこの中で、例えばここの今の執行席ですけれども、３人女性がいて、６人ですか、男性が、そういうふうな状況。そして、ここの中には12人いて、３人しか女性がいない。その中でいろんな女性に関する問題を指摘していかなくてはいけないわけですから、女性に関する問題に関しては、県がどう考えているか分からない、国がどう考えているか分からないというよりも、発信したものをそのまま受け止めていただいて実際にやっていただくということが、特に首長さんは女性がいないわけですよ、この近辺は。埼玉県だと、首長さんは３人今女性がいるのですか。そういうふうな中で男女共同参画とか女性支援に関する行動というのは、男性の町長が、こうではないですかというふうな形で県に働きかけていく、国に働きかけていくということが必要だと思うのですけれども、いかがでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

先ほど、先進国の中でも日本という国は非常に女性の地位が低いと。これは私も国や県と交渉するときに、そのご指摘はさせていただきました。文科省のほうの役員の方も、本当に恥ずかしい限

りですという。だからこそ残すべきではないですかということも、逆に私のほうからそういう場のときにはお話をさせていただきました。

また、嵐山町にとっても、私の頭の中でも国立女性教育会館というのがあるということの中で、そういった女性の地位向上のために、率先して模範にならなくてはいけないなという意識はやっぱりあるわけです。だから、そういう中でいろんな嵐山町としても計画を立てていますけれども、女性の幹部の登用だとかというのは、嵐山町はそういった目標もクリアできていると思います。

そういう意味において、本当に渋谷議員の主張を否定するわけでも、私も全く同じように考えます。ただ、先ほどちょっとヌエックのシェルター化みたいな話も出ましたけれども、それはシェルターというのはどこにあるかというのは、基本的には公表しないというのがあれですので、ああいった形でこうですよということは、非常に実質的には難しいかなと思いますけれども、考えは本当によく分かりますけれども、ただ現実問題として捉えていったときには、非常に難しい。

また、逆に言うと、そういったことをほかの市町村も含めてお願いするということは、それなりにやはりいろんな混乱も同時に発生する可能性もあります。嵐山町にとっての例えばヌエックの位置づけ、あるいはそういった今までのヌエックの役割もありましたから、嵐山町というのは、この近隣の中では非常に意識は私は高いほうだと思うのです。ただ、ほかの近隣のところだとちょっとまた違ってくるし、そういった施設がないということでまたぐんと違ってくる。そういうところを現実的なことをしっかりと捉えると、あまりにも嵐山町だけが先走って、そういったことを先導していくというのはどうかなという感じはいたします。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私、この２月28日、29日と市川房枝政策セミナーの中で、男女共同参画に関してどんな予算をつくっているかというところがあるのです。そして、その中で私も質問してみたのですけれども、国立女性教育会館に関してどのような展開していくのかという質問が結構出ているのです、質問の中で。オンラインでやっているのですけれども、その中で答えというのがすごくおもしろくて、今現在埼玉県と嵐山町と協議しておりますというふうに言うのです。全く決定しておりませんというふうな形で答えが返ってくるわけです。課長クラスの答えなのですけれども。そうすると、これから嵐山町で国立女性教育会館がなくなるということを、移転するということを前提にして動くよりは、嵐山町、この中山間地でどうやって男女共同参画の機能を拡張していくかというふうな提案をしていくほうが、うんといいなと思っていまして、その中で国立女性教育会館に例えばＷｉｔｈ　Ｙｏｕ　さいたまの県の分室というのをあそこに全部持ってくるというのではなくて、ほんの一画でいいと思うのです。分室として週に２回ぐらいでも、１回でも２回でも来てもらう。そういう形から入っていって広げていく。

そして、私も女性教育会館の成立の在り方とか見てきますと、最初には女性のための施設が全く

ないから、それを造ってくださいというところから入っていって、そして非常に豊かな形でやっているから、例えばお茶室なんかは裏千家の宗匠が入って、あの当時ですと淡々斎か鵬雲斎か、そういうふうな形の方だと思うのですけれども、それが設計に関わっているとか、どういうふうな形で建物を造っていくかというのも、国際会議ができるような場所にしていきたいとか、それを全部女性たちが関わってやってきているわけなのです。そこの部分を抜きにして、今までの歴史的なもの、そして８か所あった候補地の中から、皆さんが動いていって嵐山町にしようとした経緯、都心から１時間以内、東京ではなくてほかのところに、東京ではないところに求めて１時間以内の場所、そして駅から歩いて行ける場所というふうな形でずっと探してきていたという経緯を見ていますと、この歴史的な部分をどうやって機能拡張していくかということが、とても必要だと思っているのです。

すみません。私のほうの質問が長くて申し訳ないのですけれども、今なぜこういうふうな形になってきたかというと、男女共同参画に関して、セミナーに関して国立女性教育会館は何をやったかというと、オンラインでしかやっていないのです。宿泊を伴う事業というのをやっていないのです。それでもって、男女共同参画に関わる事業に皆さんが来ないで、オンラインのほうが効果があるというふうに言っているのです。だから、機能を拡張して都心に持ってくる。これは本末転倒だなというふうに思っていまして、そこの部分は強調していいと思うのですけれども、実はこの前の１月29日か何か、すみません。ごめんなさい。女性教育会館が休館日だったとき、実は女性教育会館の仕事を、ヌエックの仕事をやっているのです。どこでやっていたかというと、日本ＮＰＯセンターというところでやっているのです。それはオンラインではなくて、実際に大学１、２年生の子どもと対面でやっているのです。そんなことをやっていて、嵐山町に人が集まらないというふうなことをやっていく国の方向性というのは、すごくおかしいなと思っていて、もともと国がどういう考え方があってやっていくのか分からないしということで、それはちょっと間違っているのではないかと。

今、閉館を決定したというのをボランティアの人とかヌエックベストサポートの人に、嵐山町に来た段階と同じくらいの段階で、法制定もしていないのに決定したというふうに話をしているのです。それってすごく間違っていて、私がここで話をしているのは、それをちゃんと町長に、県知事や国と協議をしていると言っているのですから、本当に協議しているのかどうか分からないのですけれども、そこのところをしっかりつかんでいただいて、そして嵐山町にあって、県との協議の中で少なくとも女性支援法が施行されていて、実際には予算も人材もついていない中でやっていかなくてはいけないときに、ここにもう一回持ってきてほしいというのをやっていくべきで、それもしかもこどもの心のケアハウスがあって、そこで非常に位置的にはとてもベターな状況にあるのです、埼玉県の中では。そういったことを頭の中に入れていただいて、ぜひ協議をしていただきたいと思ってやっているのですけれども、これはとても大切なことだと思うのです。

オンラインでやっていて、嵐山町に人が来ないからというのはあり得ないです。全部オンラインでやっていて、男女共同参画を地域の方たちに、ヌエックの今館長さんは地域に出向いて出張しているのです。それで、男女共同参画について話しているのですけれども、嵐山町でやらないで出張してやっていたら、人は来ないです。そういうふうな状況になっています。

なので、その点についてぜひもう一度協議していただいて、この女性支援法を嵐山町で活用していくということはとても大切なことですし、ほかの埼玉県の近隣の市町村も多分私が思うのには、私がですよ、思うというか、国立女性教育会館があるからこそ、小川町にはしっかりした施設があると思うのですけれども、ほかの町村は大きな施設を持っていないです。そういうふうな意味もあって、町村で協力していただけると思うのです。ですから、そのことも女性支援法の計画をつくらなくてはいけないという形があるのですから、一緒に男女共同参画の下の形にはなっていますけれども、実際には女性の暴力に対しての計画で、本当に困っている女性たちの支援の法律が、これがやっと始まったということで、これは男女平等に対してはすごく一歩前進のところなので、皆さんに話しかけていただきたいと思いますので、その点について伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

大変参考になる様々な情報をいただきました。冒頭で予算の件もありました。私も既にヌエックのほうからこういうような状態なのですという説明を受けたときに、確かにそれは小さなお金ではないと。しかし、国というレベルあるいはこの大きさ、意義という点からすると、そのくらいはどうなのでしょうねという話も当然させていただきました。また、部分的にほかの市町村たちも、このヌエックの施設を使って例えばスリーデーマーチやったり、みんなそうです。そういうところで関連していて、ほかの町村からも心配をして電話がかかってきたり、どうなっているのですかということで心配されている。そういった状況も私自身も認識しておりますので、今提案していただいたようなことも参考にさせていただいて今後交渉する。

１月に一度お会いを再度いたしましたけれども、そのときには私のほうでお願いをしたのは、嵐山町さんどうですかと。今までどおり女性教育会館を嵐山町に置いて、そして機能強化を図るのであれば、あの場でぜひ図ってくださいということは主張しました。国のほうは国のほうで、また同じようなことを言っていますし、県は県のほうで。だから、そういう中で今のところはばらばらの状態です。では、これからそれを少しずつ詰めていきましょうという作業になっていきますので、その辺のところは今議員さんからご指摘いただいたようなことも念頭に置きながら、交渉は進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　次に行きます。オーガニック学校給食の実施についてです。

（１）として、学校給食で嵐山町生産物の利用比率を伺います。

（２）として、有機農業に取り組んでいる農業者とその連携についての把握を伺います。

（３）として、有機農業者の栽培する生産物とその量の把握について伺います。

（４）として、学校給食の米を有機米に変更するには、１食に必要な米90グラムを1,200食としますと、108キログラム必要になります。町の１反当たりの収穫高を６俵とすると、３日分ぐらいにはなるわけです。学校給食に有機米を入れていくために、１年１回の有機米米飯給食を開始し、通常のお米と有機米との価格差も試算できます。実験的な取組についていかがか伺います。

（５）として、麺類にめんこ61のうどんを活用したことがあるかどうか伺います。

（６）として、オーガニック野菜を学校給食に取り入れる場合、うどんに必要なネギ類から始めることは可能ではないかと思いますが、伺います。

（７）として、町の有機農家でニンジンの生産をする方がいます。１年に１度、有機野菜を学校給食に取り入れることは可能だと思うのです。例えばニンジングラッセとか、そんな形でできると思うのですが、いかがでしょうか。

（８）番として、町の有機農家が生産できる範囲で学校給食のオーガニック化は、年次計画をつくり進めることができます。流通経費を抑えることで、有機栽培の経費支出が可能になります。教育委員会、農政課、生産農家の連携で進めることができると思いますが、方向性を伺います。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）と（４）から（８）について、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

学校給食における嵐山町産の利用比率は、令和４年度の実績で嵐山町産の米が100％、嵐山町産の野菜が30.2％となります。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。嵐山町の学校給食において、米飯は学校給食会に炊飯を委託しております。（１）でお答えしたとおり、嵐山町では嵐山町産の米を使用しておりますが、４か月ほど前に学校給食会に申請しており、学校給食会が農協経由で玄米を確保し、精米し炊飯したものを運搬し、学校給食で提供しております。また、小学５年生の農業体験で収穫した体験米は、学校給食会にあらかじめ申請し、玄米の引取り、精米、炊飯を依頼することで学校給食で提供することができています。このように特別な持込み米については、事前に学校給食会との協議が必要であり、現在単発での持込み米の受入れはできないとの回答を得ております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。学校給食において、主食としてめんこ61のうどんを活用したことはございませんが、令和５年11月の彩の国ふるさと学校給食月間に嵐山町産の小麦農林61号を使用し、嵐山すいとん61を提供いたしました。大量調理での手作りすいとんは大変手間がかかるため、何度も試作をして誕生したものです。

続きまして、（６）につきましてお答えいたします。学校給食にオーガニック野菜を使用する場合は、汚れや虫の混入に注意して洗い、調理する必要があります。特にネギについては、常に一本一本を縦に裂いて中を全部洗い、汚れや虫がいないか確認して使用しているので、現段階ではオーガニック栽培のネギを学校給食に使用するのは難しい状況です。

続きまして、（７）につきましてお答えいたします。学校給食において使用する野菜については、形や大きさがそろっていないと裁断する機械に入らないため、手作業となり下処理に時間がかかってしまいます。限られた時間で調理しなくてはならないので、形や大きさがそろっており、量も不足がないことが必要です。この条件が合えば、有機野菜を取り入れることは可能かと考えております。

続きまして、（８）につきましてお答えいたします。学校給食に使用する野菜は、嵐山町農産物直売所の出荷計画書の範囲内で発注し、不足分は契約業者に納品してもらいます。有機野菜について生産分を計画的に使えるかどうかは、今の段階では判断できません。生産が間に合わず納品できないということがあると、学校給食の提供に大きな影響が出ます。また、限られた予算の中で食材の購入をしているため、有機野菜が通常の農産物直売所で購入する野菜よりも高価であった場合は、他の食材購入に影響が出ることが推察されます。オーガニック学校給食の実施には、これら安定供給と価格の課題を解決する必要があると捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）、（３）について、中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、質問事項の２、（２）、（３）につきまして関連がございますので、併せてお答えいたします。

現在、町では嵐丸塾を卒業した若い就農者等が増えつつある中、若者の農業者を集めて盛り上がろうと、町農業委員会会長の提案により、町で把握している若い農業者10数名に農政課でお声かけをし、令和５年２月に初の座談会を行いました。この座談会がきっかけとなりライングループを作成することで情報を共有し、現在までに情報交換や栽培勉強会など、全体では３回の集まりを行っています。会に集まるメンバーは、有機農業、慣行農業、それぞれの農業者が混在しておりますが、栽培方法や販路での共通する話題で熱心な情報交換がされております。

町といたしましては、今まで有機農家の実態把握が困難でありましたが、このライングループのネットワークにより、有機栽培での生産者とその量についてある程度の実態が把握できるようになりました。このグループの中で12名中７名が有機農業者で、実態把握が明確にできるのは、この中野認定農業者１名、認定新規農業者が１名からとなっております。この２人の現状の経営規模で見ますと、合計で露地野菜栽培面積は115アールで、生産量は１万150キロとなっております。なお、両者とも将来的には経営規模を拡大する目標がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　すみません。１番と２番はいいです。３番もいいです。

学校給食に関する有機米に変更する場合なのですけれども、これは私はお米を有機米にしていくということが一番やりやすいかなというふうな形で、これを提案しています。今は炊飯委託しているということと、また農業体験のものは直接交渉してやっていけているということですよね。逆に言えば、それはまず有機米を有機農業の方たちが作っているかどうかというのを、今のお答えでは分からないのですけれども、そうするとその場合は、有機米を作ることが、逆に言えば１年に１回とか１年に２回とかは、そういったものを給食会のほうにお願いすることができるというふうに考えていいかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

ただいまのご質問の有機米を持ち込みで１回ぐらいできるのではないかというお話でございますが、（４）のところでお答えさせていただきましたが、現在特別な持込み米については、事前に学校給食会との協議が必要となっております。そして、体験米につきましては、従来毎年お願いしておりますので、お願いできる状況を維持しておりますが、新たにまた違うものをもう一回となると、給食会のほうでも、もうこれ以上の受入れはできないというような回答を今のところは得ている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　中村農政課長、ありますか、答弁。大丈夫ですか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　文科省のオーガニック学校給食の支援というのがあるのです。それを見ていますと、学校給食会に今炊飯をお願いしていますよね。ですけれども、炊飯を嵐山町独自でやるとなると、それなりの補助が出るのです。２分の１補助か何か、今回はそうなのです。昨年はすごく、この状況がうまくクリアできないと、すごく難しいなと思っているのですけれども、令和５年度に関して言うと、有機の野菜を使った分と、その差額の部分を文科省が補助するという補助があったのです。そこのところでいけるかなと思ったのですが、この学校給食会がネックになっていて、それで有機米が入ってこないとなると、私はやっぱり嵐山町で炊飯をしていくという方向性に変えたほうがいいのかなと。炊飯器がどのくらいの金額がするものなのか分からないのですが、そういった可能性というのはあるのかどうか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

現在、町の学校給食センター内には御飯を炊くような設備がございません。そうした中で、新たに炊飯設備を導入しまして御飯を自前で炊くということは難しいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　東京都の日野市も学校給食を有機米でやっているのです、たしか。それで、それは給食センターではなくて、各学校が炊飯器を持っているのです。そういうところも結構あるのです。そうすると、私は今現在で学校給食をオーガニックでやっていきたいというのは、それはとてもおいしいからと、それから残菜率がうんと低くなってきて、ほとんど残菜がなくなってくるという結果があるのです。そうすると、やっぱり学校給食を有機にしていきたいというふうな思いがすごくあります。

学校給食、いろいろなところで言われているのは、学校給食会が非常にネックになっているというふうなことが言われています。それがクリアできないと、学校給食にオーガニック給食はできない。ところが、韓国とかいろんなところでは、いすみ市とか先進的なところでは、学校給食が100％有機になっているのです。それを埼玉県でやっていくためには、どういうふうなことが改善されればできると考えられるか伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

まず、各学校に炊飯器を設置したらというようなご提案でございましたが、なかなかそれは難しいと考えられると思います。また、オーガニックの有機米でございますが、現在の栽培量につきまして農政課長のほうから答弁がございましたが、嵐山町で生産されている有機米、これが安定的に生産された場合においても、価格等の問題ですとか安定供給、そういった総合的な面で現在のところは難しいかなと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　有機米を使うときに、例えば令和５年度では文科省から補助金が出ていたわけです。今年度はないわけなのです。ないなというふうに私は見ているのですけれども、そういうふうな形で価格に関しては何とかできるし、また流通機構を流通のお金がなければ、その部分が嵐山町産のお米を使っているわけですけれども、そこの往復があるわけですよね。給食センターでできないといいながらも、給食センターは改善することができるわけですよね。今現在ではできないといいながらも、実際には炊飯器をどの程度の金額になるか分からないけれども、入れれば可能なわけです。そうすると、学校給食に有機米を持ってくるというのが一番早いかなと思っていたので、それをするためにはどういった課題を解決すればいいと思いますか。初めから否定するので

はなく。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

お話を伺っている中で有機米のお話が出てまいりましたが、農政課で今把握している有機米の栽培の実態につきましては、有機農家でお米、有機米をやっている実態というのがほとんどありませんで、唯一把握している方が、自家消費で１反弱やっているという方が１名おります。学校給食に取り入れる課題といたしましては、まずそこの有機米の栽培から支援なり普及させていくのが一番大切かと思います。

ただ、若者会議の中で、有機と慣行農業を一緒に並行してやっているという農家がおります。その方は、唯一水稲農家でございます。かなり集積もしております。若い担い手が米、有機米についても興味を示しておりますので、やがてまとまった有機米が確保できる可能性もございます。なお、その有機米につきましては、ご自分の乾燥調製をする機械を持って、ご自分で調製をすることが必要となっておりますが、ちなみにその農家はご自分で乾燥施設も持っております。一応有機米農家につきましては、そのような実態でございます。

以上です。

○森　一人議長　続いて、下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

各学校での炊飯ということで、確かに今農政課長から話がございましたように、一定の価格の中で有機米が提供されて炊く施設があれば、炊くことはできるかと思います。私も以前に給食センターの改善ということで、他市町に見学に行ったことがあるのですが、それはお米を炊く施設を入れるにはどうしたらいいかということで見に行きました。御飯を炊くためには、相当大きな機械で相当高額な機械を入れるか、または高額でないものを入れた場合には、それ専用の人を雇用していく必要があるということで、やはりお米を給食センターのほうで炊いていくということは、大きな施設改修が必要になることが明らかになってございます。ですから、そういったことを念頭にまず解決を入れていかないとなかなか、もし有機米のほうが学校給食会のほうで炊いていけるようなシステムができれば、導入することが可能だと思うのですけれども、今の段階で給食センターのほうで炊いて有機米を提供するというのは、かなり難しい状況かなと捉えております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、お米は今の段階では難しいということで、でも量が増える可能性はあるということで、それは将来的な展望として考えておきたいと思います。

ネギなのですけれども、うどんに対してのネギなのですけれども、ネギというのはどこのネギもやっぱり細かく切ると思うのです。有機のものと普通の野菜栽培のものと、処理は対して変わらな

いかなと思うのですけれども、そんなに違うというところの視点が分からないのですけれども、伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えさせていただきます。

確かにネギ、現在有機のものでなくても点検はよくしております。そうした中でどのくらい違うかということでございますが、給食センターの調理員、また調理を統括しております職員に聞いたところ、やはり有機のものには虫がついている可能性が大変大きいので、そういったものに注意を払いながら調理するというのに大変神経と時間を要するということで、特に葉物の場合には間に入ってしまっていることが多いということで、根菜類でしたら皮をむいたりというか、そういう処理の仕方で十分対応できるかと思いますけれども、葉物については間に入っている虫等、丹念に注意しながら除去しまして調理していくということに非常な神経を使うということで、難しいということでございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　うどんを入れたのは、うどんのネギってそんな大した量ではないですよね。そのネギさえもどのぐらい必要なのか分からないですけれども、子どもの使ううどんに対してのネギ。それも難しいというふうな形でやるのは、非常に有機の野菜に対しても先入観が強いのではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

学校給食の提供している給食につきましては、やはり大変衛生面ですとか虫の混入につきましては、神経を使いながらやっているものなので、そこのところで現在のところは難しいというようなセンターの判断かと思います。そういった中で、どこまで有機のものを使っていけるかということにつきましては、またセンターとよく協議してまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　８番のほうになるのですけれども、今文科省の有機を学校給食に入れるというふうな政策の中で、今年度に関しては学校と、それから農家とをつなぐコーディネーターの補助が出ているのです。１年間、年間で3,800万か何かだと思うのですけれども、そのコーディネーターを依頼してみるというのは、依頼というか、要請してみるということはあり得て、その中からいろいろな問題が分かると思うのですが、そのような情報というのはありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

ただいま渋谷議員さんから教えていただきましたコーディネーターの補助につきまして、私のほうでも承知しておりませんでしたので、今後そちらのほうをどういったように活用できるのか、調査研究してみたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　令和６年度の予算を持っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時００分

再　　開　午前１１時１５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の質問事項３からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　地域社会のＤＸ推進と町民参加及び自治基本条例についてです。

（１）として、自治体ＤＸ推進計画の中で、地域社会のＤＸ推進についての進め方を伺います。

（２）として、学校再編について、基本計画（案）の説明会と、それからパブリックコメント後の計画の説明会に参加しました。学校保護者、未就学児保護者等に対しての説明会は参加していないのですが、住民参加の手法の一つとしてオンライン、対面とハイブリッドの説明会にして、オンラインでも意見が出せるような仕掛けが必要であると考えますが、見解を伺います。

（３）として、行政計画案の周知とパブリックコメントを求める手法についての考え方を伺います。行政手続法では、パブリックコメントは意見聴取方法として規定されています。一方、市町村は、その制度が適用されていません。町においても、町民等が政治参加する方法としてパブリックコメントを条例化し、行政への参加手続を明文化すべきですが、方向を伺います。

（４）として、第５次総合振興計画では自治基本条例を制定するという新しい政策が入り、５年後策定を目指すということで期待していたわけですけれども、第６次総合振興計画ではなくなってしまいました。自民党の「ちょっと待って自治基本条例」のパンフレットの影響も大きいと考えますが、しかし自治基本条例は先ほどの上記３点を含め、自治体ＤＸ、気候変動による災害の多発、町民の価値観の多様性への対応、人口縮小社会での自治体の持続性維持のため、町民参加の手続を保障するために必要です。自治基本条例制定についての方向性を伺います。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（４）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。本町では、自治体ＤＸ推進計画の重点取組事項である自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化に取り組んできました。地域社会のＤＸ推進については、自治体行政のＤＸ推進により、全ての町民や地域がデジタル化の恩恵を享受できるよう取り組んでまいります。

続きまして、質問事項３の（４）につきましてお答えいたします。本町における自治基本条例の制定について、渋谷議員より令和２年第３回定例会にて一般質問をいただきました。自治基本条例の制定に対する本町の考えは、当時と変わっておりません。

ちょっとこれに付け加えさせていただきます。このときのご質問の内容としまして、渋谷議員より、作物を作るときは、種をまくときには耕して土をほぐしてからでないとうまく育ちませんよと。今までの嵐山町は、耕すということをしないで種をまくから、事業がうまくいっていないのだと。その耕す行為、行政でいう耕す行為は、自治基本条例の制定ではないのかと。町民の意見を聞いて、しっかり町政に反映していく仕組みを条例制定化すべきではないかというような趣旨のご質問でした。そのときの町のお答えとしまして、多くの方たちから、町民からご意見をいただくことは大切です。渋谷議員の趣旨に関しましては、全くそのとおりであり、大賛成です。しかし、現時点で嵐山町自治基本条例を制定する考えはございませんと、そのような形でお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）、（３）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問事項３の（２）についてお答えします。

現在、住民説明会等については、地域にお伺いしての対面型の説明会を実施することを主流で進めておりますが、必要に応じて説明資料や説明動画等をホームページ等に掲載して町民の方々へ広く周知し、ご理解をより深めていただけるように努めているところでございます。住民説明会等のオンラインでの開催については、将来的にはオンラインも含めた開催が一般的になっていくことも考えられますが、現在では設備の導入やライセンスの取得等に係る経費も多く見込まれることもあり、今すぐの導入は難しいと考えております。今後の状況を見ながら導入については検討していきたいと考えております。

続きまして、質問事項３の（３）についてお答えいたします。現在、嵐山町においては、町の政策形成過程において公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民等の町政への参画と町民等の協働のまちづくりの推進に資することを目的とした嵐山町パブリックコメント手続実施要綱が定め

られております。今後も当該要綱に従い、町民の皆様の町政への参画と協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　すみません。（１）ですけれども、自治体ＤＸの進め方というのは、政治参加に関しては、自治体ＤＸと考えていないというふうに思ってよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　申し訳ありません。もう一度ご質問お願いできるでしょうか。

○12番（渋谷登美子議員）　自治体ＤＸ推進計画の中で、町民の町政参加に関しては、自治体ＤＸの中に入らないというふうに考えられているということでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　申し訳ありませんでした。お答えさせていただきます。

町民参加と自治体ＤＸでは、どちらかというとデジタル化の享受を町民が誰一人残されることなく享受できることという幅広く考えておりますので、また町民参加というものは当然入っているというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　では、次に行きます。

２番目になりますけれども、私は説明会に関して言うと、学校説明会に全部参加していて分かったというのは、若い世代の方はやっぱり自分なりの意見がしっかりある。子どもの立場に立って意見を言う。だけれども、それはお母さんたちというのはほとんど参加できていなかったのです、そのとき。だけれども、本当はオンラインだったら参加できただろうと思うのです。実際にオンラインだと、オンラインでいろいろやっていますと、すぐそばで赤ちゃんが泣いていたり、子どもの世話をしながらオンラインで説明会に参加したりする、そういったことは多々あるのです。だけれども、これがないので、オンラインでも対面とハイブリッドの形が必要だなと思っているのですけれども、それは見解を伺うのですけれども、現在に関しては導入が難しいということですが、これはどこでも今やっていることですよ。嵐山町だけがやっていないのか、特に地方自治体がこれがすごく遅れているというふうなことなのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　まず、宮本議員さんに対して、教育委員会から説明会についての人数等が報告

がありました。地域説明会として、北部交流センターで実施したときは18人、町民ホールで実施したときは17人等、あとふれあい交流センターのときは８人でしたとかという回答がございました。その後の保護者説明会やパパママ説明会のときは、もっと人数が少なかったわけですが、この方々がもしオンラインで行ったときに、どのくらい利用者がいるかというふうに思ったときに、まず参加者を考えると、教育関係の方と議会の関係の方を除くと多くは、保護者の方ももちろんいましたが、自分の印象では高齢者の方が多かったのかなというふうに思います。

そういう方々がズーム会議等をした場合、どれだけつないでズーム会議のほうに参加できるかと考えると、あともう一つ、会議に出るには、資料が自分でダウンロードなりプリントアウトなりしなくてはいけないというふうに思います。今回は説明会の資料もホームページにアップされていましたので、自分で印刷するというより、ダウンロードして、それを見ながら併せてズーム会議をしながらという２つのことを同時にしていく形になるかと思います。

そういうふうに考えたときに、費用対効果、ズームライセンス１つ取るのに４万円程度かかるというふうに伺っていますので、そして町の説明会で、今回は多分学校の統廃合というのは、嵐山町始まって以来の一番大きな町民説明会、関心があるものだと思います。以前は役場庁舎を菅谷からここに動かすというのも大きかったですが、それ以上のインパクトのある町民にとっては一番関心のある説明会だと思います。

しかしながら、説明会に出席した人数を考えるとそういう人数であって、その方がどれだけズーム会議等に出るかというと、それほどズーム会議で参加者はいないのではないか。その代わり、町としては地元に、七郷地区には七郷地区北部交流センターを使ったり、役場庁舎で行ったり、ふれあい交流センターで行ったりと、皆さんの近い位置で、多分行くには10分もかからない範囲内で説明会をしていますので、今現在はまだズーム会議での予定者は少ないと考えられますので、今後はそういう形になると思いますが、すぐ来年からライセンスの取得、費用を取るとかという考えは今のところございません。将来的には渋谷議員さんのおっしゃるとおり、そういうふうになっていくのかなというふうには思われます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　すごく何かマイナスというか、消極的な考え方ですよね。若いお母さんたちは、あの時間帯では入れないですよ、どんなに頑張っても。だけれども、オンラインにしていくところで御飯を作りながらとか、そういうふうな形で入っていける。そういった視点があっていいかなと思うのですけれども、オンラインにすると私は一番楽だ。

コロナで一番恩恵を得たというのは、いろいろなオンラインが進んだこと。だから、逆に言えば人が遠くに行かなくても済むということがあって。嵐山で高齢者の人たちは、オンラインではやらないですよ。やっぱり近くに来ていらっしゃるというのが普通で。そして、オンラインで画面共有

して説明を聞く、それが今当たり前ですよね。それで、ダウンロードするということもあるでしょうけれども、そういうふうな形で進めていくことを嵐山町自体がやっていかないと、町が非常に遅れているなという感じが強いのです。そこについてはどのような、将来というのはどこら辺になってくるのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　将来、いつからというのはすぐには答えられませんが、町はホームページ上に説明の動画をアップしました。ズーム会議で行う場合は何時から何時が、その時間は接続して見なくてはいけない。わざわざ場所まで行かなくても家でも見れるというのは利点ですが、その時間に都合が悪い人は見れないということで、嵐山町ではいつでも見れるように動画で説明をアップしたというので、皆さん、できるだけ町民の方に説明は届くように周知したというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　オンラインでも意見や質問とか、そういったことはできるわけですよね。でも、ユーチューブにしたのかどうか分からないけれども、ホームページにアップしていたら、そういうふうなやり取りはないわけですよね、少なくとも。そういった部分というのは、私はもうそろそろ幾ら何でも、コロナ禍では普通の自治体がやって、普通というかやっていることを、嵐山町がやらないというのはすごく出遅れているなという感じがするのですけれども、出遅れていないという意識がとても強くて、そして高齢者対応の説明会のみで進むという感じでいらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　説明会、高齢者のみという考えはありません。地元に行ったことにより、多分場所が限られていれば、そこの会場まで行く時間はかかりますが、地元に行ったことにより10分以内で皆さん着けるようなところで開催していますので、高齢者だけでなく、広く皆さんが参加できるような形で開催しております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これは感覚の相違なので、これ以上言ってもしようがないと思います。

そして、次に行きます。パブリックコメントに関してなのですけれども、私はホームページが変わってから、非常にパブリックコメントをやりにくいなというのが印象としてあります。パブリックコメントに関しては、国の場合は１か月なのですけれども、嵐山町は３週間なのです。そういう

ふうな意味で言うととても難しくて、パブリックコメントの期限が終わってしまうと、そのパブリックコメントの案も消えてしまうというふうな状況になっていますので、あまりよろしい状況ではないというふうに考えています。その点を改善していくということが必要だと思うのですが、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

ホームページが変わってトップページが変わりましたので、もともとのトップページもトップページにバナーがパブリックコメントが貼ってありまして、今のホームページも下のほうにバナーが貼ってあります。やりにくいということはそれほど私も考えておらずに、ポイントとしましては、県の電子申請のページを使ってパブリックコメントを今行っております。まず、町にホームページを作って、パブリックコメントを募集しておりますと。一番下に行くと、入力フォームはこちらですという形で、クリックを押すと県のページに行くようになっています。県の電子申請のページでパブリックコメントを行うような形になります。それはもともとページを２つ作りまして、町のページ、県のページを作ります。県のページを作るときは、何月何日から何月何日までというふうに決めてページを作りますので、その時点でぱたって消えてしまいます。

今はそのやり方を行っておりまして、中には市町村によっては課で持っているアドレス、私どもでいえば地域支援課のアドレスに、ここに返してくださいという、そうやっている市町村もあります。見た限り半々ぐらいが課のアドレスに送ってください。半分は県の電子申請に返してくださいというやり方をやっております。町としては、県のページに返すというやり方がいいのかなと。今後、県のページはいろいろ活用性もありますので、町のアドレスに返すのではなくてというふうに思っておりますので、今のやり方を続けていくと。確かに時間になっては消えてしまうので、どちらかというと周知さえしっかりできて、時間になったら消えてしまうというのは、それは仕方ないというふうに思っていただいて、周知に力を入れる。今、ホームページ、下にバナーを作って私どもは分かりやすくしたつもりでおりますので、その点のご理解はいただければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これも受け止め方の違いかと思うのですけれども、私はとてもやりにくくなったと思っています。それと、議会のページが、ほかの担当課と同じような議会の形になっていますよね。議会ってこんなに重視されない。二元的代表制なのだけれども、全く違うのだな、町のほうはというふうに思っています。これは受け止め方の違いだと思うのですけれども、次に行きますので、そのことも併せてお話ししたいと思います。

嵐山町では、自治基本条例は今のところつくる気はないということですよね、お話として。私が

このところですごく大切だと思っているのは、人口縮小化社会であるということ。そして、前回の狄守さんの質問でもありましたけれども、公共施設が多分何年か後になったらなくなっていく。それは地域の人にとってはとても悲しいというか、痛みを伴う改革をしなくてはいけないわけです。

その中で、多分人口縮小化社会の問題というのは、格差が拡大していくということなのです。格差はいろいろあるのですけれども、嵐山町でいくと格差が拡大していく。特に遠方とそうではない人との差がひどくできてくるということがあって、そうすると自治基本条例的なもの、少なくとも住民の方と、今議会が私は議会報告会で意見交換会があるわけですけれども、嵐山町の町政では町長と住民と、それと一緒になって議会も入ってもいいのですけれども、そういった意見聴取の場というか、そういうふうなまちづくりを一緒に考えていきましょうという場がないですよね。

そういったことを含めると、今の人口縮小社会の中ではこれはかなり大きな問題で、気候変動もあって、今これから物すごく大きく変動しようとしているわけですよね。日本全体というか、地球環境全体も変えようとしているときに、耕していないからということではなくて、自治基本条例というのは、やっぱり町民参加の中に非常に必要な大事なものだと考えているのですけれども、もう時代が変わってきて、令和２年でしたか、令和２年と全然違う。そういうふうな状況になっています、コロナ禍以後。それを改めて考えると、今は自治基本条例的な住民参加の手続をつくっていく必要があると考えるのですが、そのためにホームページをしっかりオンラインでやっていくとかいうふうな方向も必要だと思うのですが、その点についての考え方を町長に伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

この自治基本条例、私が初めて嵐山町長に就任したときに、９月議会でしたけれども、そのときも渋谷議員と議論をさせていただきました。そのときには、自治基本条例がないからできないのだというような渋谷議員さんの主張もあったのですけれども、これは議事録から再度見ますと、「女性が意見を出しても、女性の意見を聞かなかったという状況が嵐山町政の中にあります。幼稚園の問題なんか一番大きいのです。女性たちが子育て支援会議でも、ぜひ幼稚園を３年保育にしてほしいと言いながらも、なおかつやっていかない」というような表現がありましたけれども、果たして今はどうでしょうか。今年度から幼稚園は３年保育を実施しています。つまり、基本条例があるから、ないにかかわらず、そのときの状況によってしっかりと執行側は判断し、そして必要であると思えば、今年度から実施したように実施をしていくということが、まず大前提としてお話をさせていただきます。

それから、あとはなぜ私が自治基本条例制定に慎重にならざるを得ないのかというと、まず１点目として自治基本条例が他の条例に優越する可能性があるということ。つまり同じ条例であるにもかかわらず、こっちのほうの条例のほうが優位なのだと、この考え方というのは法理上大変問題が

あるわけであります。それで、前回の議論の中にも渋谷議員のほうから、自治体の憲法ですよ、自治体の憲法をつくらずしてというような発言がありますけれども、まさにこういったところに示されている。これは危険だなというふうに私は判断をしています。

それから、２番目として市民を自治体の居住者以外にも拡大定義して、居住していない方にも政治参加の権利を認められる可能性もあるということ。これは嵐山町民ではなくても、ほかの町民の方たちが来て、嵐山町政に対してこうでもない、ああでもない、そういう形で出てくる可能性も十分にあるということ。

３点目として、地方自治法で規定されているにもかかわらず、選挙で選ばれた首長や議会の役割を独自に定義し直す可能性もあるということ。これは法律で既に決められているわけですから、それをあえてまた条例で規定し直すなんていうことはおかしいわけです。憲法を超える法律はつくれない。法律を超える条例はつくれないのは当たり前のことでありますので。

それから、４番目、法律上根拠のない住民投票を住民が発議できる可能性がある点。これは、住民投票が地方議会の意思を拘束することはできません。また、住民投票は公職選挙法の適用を受けないため、どのような宣伝方法でも違法にはなりません。ですから、本当にそういった状況の中で示されたのが、真の町民の意思かどうかというのは、非常に疑わしいというふうな考えがあるわけです。

それから、５番目、憲法と地方自治法で定められている執行機関としての首長と、議決機関としての議会、議員は、住民が直接選挙によって選び、この首長と議会が意思決定を行う二元代表制、間接民主主義を採用しているわけであります。つまり自治基本条例は制定の仕方によっては、この地方自治法の大原則を破壊してしまう、あるいは特定の選挙を経ていない政治勢力が地方政治に介入するおそれがあるという点であります。

６番目、住民による直接請求などの直接民主主義的手法は確かにありますけれども、その制度はあくまでも補完的な制度にとどめられている。なぜかといえば、直接民主主義にはムードだとか雰囲気だとか、デマだとかフェイクニュースによって影響されやすい民意が醸成されやすく、それによって国政や町政をゆがめられる危惧があるから。そうした欠点があるので、首長と議会の責任と権限を地方自治法で定めている。にもかかわらず、自治基本条例の制定を求めるのはなぜか。それは議会で少数勢力が、自分たちの政治的主張を実現するための手段として利用する可能性もあるということ。

前回、渋谷議員の発言の中にも、何もせずに町長の欠点だけが大きくなっていく。そういうふうな状況が来るのが怖いので、自治基本条例の制定をという発言がありましたけれども、法律の改正が行われたわけでも、私の権限を強める条例を改正したわけでも何でもないのです。私は常に自分自身が思うことをしっかりと一貫して主張し、そして必要な説明をしっかりとやっていく。それに対して皆さんのほうから様々なご意見だとか、あるいはご批判もいただく。なるほどな、こういう

点は自分の中で少し落ちていたな、そういうことがあれば、それを修正していく。しかし、皆さんのほうから指摘されようが、やはり今回はこれが中心だろう、ここのところをやっぱりきちっとしなくてはいけないだろうという場合には、そういったことを総合的な判断する中で、自分自身の考えをしっかりと貫いていく。

こういった形で今までも来ましたし、これからもそういう方向性でやっていきたいと思います。そういうことを考えると、まだまだこの時点で自治基本条例を制定する状況にはないというふうに思います。引き続き研究はさせていただきます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　それってあれですよね、「ちょっと待って自治基本条例」、自民党のこの文章そのものですよね、お答えが。それで、私は問題が今あるのは、令和、コロナ禍以降のこの人口縮小社会で、どうしたって財政の問題もあって、そしてなおかつ高齢化社会で高齢者が非常に大きくなっていって、そして公共施設を完全に少なくしていかなくてはいけない状況になっているときに、皆さんで話し合っていく、そういった場が非常に弱くなっていくのではないかという形で、自治基本条例あるいは住民の方たちと町長と議員とが一緒に会議ができるような場が、少なくとも必要ではないかと思っているのです。今の状況というのは、気候変動も本当に激しくなってきていますし、人が亡くなって、亡くなるというか、生まれにくくなってきているがあります。本当に生まれにくくなってきているのです。環境が悪くなってきていて。

そういうふうな状況の中で高齢者の方の意見が、この議会を見てもそうですけれども、今回は少し若い方が増えていますけれども、若い世代の人たちも入っていけない。そして、オンラインでぜひまちづくりをというふうな形でいっているのは、もうまちづくりの在り方自体を考えていかなくてはいけない、そういう事態になっていると思うのです。住民投票もあってもいいのだけれども、住民投票以前に議員と議会と、それから町長と住民の方、住民の方も本当に少なくなってきています、若い世代が。実際に入っていけないです、今の状況だと。それを考えていくために、新たにオンラインを中心にしたような新しい形の住民自治基本条例、まちづくり条例というのはあったほうがいいのではないかと思うので、再度その点について伺います。ごめんなさい、９分しかないので。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答え申し上げます。

この自民党の云々ってありましたけれども、前回も私はほとんど同じようなことを渋谷議員のほうにお伝えしていると思います。それは自民党の云々ではなくて、それ以外にもいろんなところの調査研究がありますので、そういったことを参考にする中で、自分自身でも読む中で確かにそうだなという。それから、あとは住民とのいろいろな意見交換、これはとっても大切な視点だと思いま

す。ですから、先ほど説明があったように、今回のことも説明会８回ですよ、１つのこと。８回もやったことは今まではないと思います。

それから、会議が終わった後には、毎月必ず広報でも発表し、そして区長会があれば、区長会でも報告し、またご意見をいただく。民生委員の会議があれば、民生委員の方たちにもお話をいただく。電話でもいつでもいいですよ。窓口いつでもいいですよ。そしてまた、紹介ありましたけれども、教育委員会のほうでは動画まで作成して、そして見れるようにした。これは若いお母さん方からは大変喜ばれました。大変喜ばれています。ただ、説明会に来た保護者の方たちから私が聞いているのは、大先輩たちが多くて、あの雰囲気ではとてもではないけれども、我々は意見が出せませんという逆のパターンでした。そして、保護者向けのやつ、ああよかったですって。私たちもやっと何というのですか、リラックスして聞くことができたし、自分の聞きたいことも聞けましたということで、教育委員会のほうでも本当に微に入り細に入りいろんな形の中で意見集約はしている。

それからまた、渋谷議員だけではなくて、ほかの議員さんたちからも様々な形でご指摘を受けております。できるだけそういったご指摘は、反映できるものはすぐに反映をしてくださいということで、私のほうからもお願いして、実際にやっていただいていると私は思っていますので、十分な意見集約もできているというふうに確信いたしております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ちょっと時間がないので、これに対して反論したいのですけれども、やめておきます。

それで、次に行きます。駅東側の６年後の学校廃止についてです。現学校再編基本計画では、駅東側から学校がなくなる。町の小中学校の児童生徒のうち、45人が不登校です。学校環境の格差は大きく、いじめ、不登校は、現状よりもさらに多くなると思います。これは比率でですね。学びの多様性学校を本町でも位置づけ、政策として進めていきたいと考えますが、考え方を伺います。

２番目として、小川地区適応教室の自治体構成と、その範囲内での不登校の児童生徒数について伺います。

３番目として、駅東側の学校について小規模特任校あるいは学びの多様性学校を位置づけ、現場の学校に適応が難しい児童生徒に対応することに対しての見解を伺います。

○森　一人議長　順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、下村教育長。

○下村　治教育長　質問項目４の（１）についてお答えいたします。

小中学生の不登校児童生徒数は、国全体で約30万人と大きな問題となっております。本町においても議員ご指摘のとおり、不登校児童生徒数は増加し、解決が迫られる喫緊の課題です。現在、町では校内教育相談体制の強化や関係機関との連携、ＩＣＴの活用などを中心に不登校の問題に取り組んでおります。

議員ご提案の学びの多様化学校につきましては、誰一人取り残さない教育の実現のための手だての一つと考えておりますが、今現在、町でこの学びの多様化学校を設置するという考えには至っておりません。

○森　一人議長　渋谷議員に申し上げます。発言残り時間５分となっております。

次に、小項目（２）、（３）について、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問事項４の（２）につきましてお答えいたします。

小川町広域適応指導教室は、小川町、滑川町、嵐山町、ときがわ町及び東秩父村の４町１村で構成しております。この広域適応指導教室は、構成する町村立小中学校における不登校の児童生徒に対し、自立と学校生活への適応に係る指導等を行い、学校への復帰に資することを目的としております。教室利用者数については、回答を差し控えさせていただきますが、嵐山町からも数名利用しております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。今現在、駅東側の学校を小規模特認校あるいは学びの多様化学校として設置するという考えには至っておりません。現状の学校に適応が難しい児童生徒への対応については、町としても大変重要なことと捉え、それぞれのケースに応じて様々な方法で取組をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まとめて。

○森　一人議長　どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、まず一つに駅東側から学校がなくなるということで、非常に駅東側の子どもたちにとっては不登校、いじめは、遠距離になってくるので、その部分は大きくなってくるだろうな、その比率は増えていくだろうなというふうに考えています。それは推測できることです。だって負担が大きいのですから、子どもにとって通学が。

そのことに関して、八王子高尾学園という学びの多様化学校に視察に行ってきました。そうすると、そこに一緒に行った人たちというのは、やはり学びの多様化学校が必要だなと思う教育委員会の人たちが多かったのです。実際に入ってみて感じたのは、学校の時間が９時半から２時半か４時半、そうなのですね。それで、なおかつ委員会活動とかクラブ活動というのがあるのです。そしてまた、学校側の行事もあるのです。それが学校として、今の私は必ずしも学校教育がいいとは言わないのですけれども、学校教育の形態を取っているので、子どもたちも自分が学校に行っていないという惨めさというのですか、自己肯定感の低さがなくなっていく。実際に学校にその後登校していくという、進学していく割合が非常に大きいのです。

それはとても大きいことだなと思っていて、そういうふうな形で、嵐山町にも一つあったほうがいいのではないかというふうに思っています。それは、今ｂ＆ｇ、子供家庭支援センターでやって

いるのとは全く違う形になりますけれども、そこではやまゆり学級といって、そこのところに入っていくまでにもう一つの段階があるのです。そういった段階を経ていくというのは、私はいいことだなと思っていて、それでその中で、駅東側に学校が一つでも残る。それがとても大切なことで、そしてそれが小川町適応教室ですか、の子どもたちも一緒に入ってこれれば、それでいいかなと思って。人口58万人の八王子市で、本当に入っている子どもは、それでも48人か何かなのです。そのくらい少ないので。ですけれども、面積的にはそのくらいのちょうど面積なのです。やはりそういった形のものを考えていって、学校を駅東側からなくさないということが、これからとても大切だと思うのですけれども、その点について伺います。

○森　一人議長　渋谷議員、もう10秒でございますので、よろしいですか。

○12番（渋谷登美子議員）　答えられない。

○森　一人議長　下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

○森　一人議長　発言残り時間切りましたので、ここで打ち切らせていただきます。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の災害対策についてからです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、議長のご指名がございましたので、今回は５点についての質問させていただきます。

１番目の質問からいきたいと思います。議席番号10番、畠山美幸です。１番目が災害対策についてでございます。令和６年能登半島地震が新年元日に発生しました。町で災害が起きた場合の備えと被災地への職員対応について伺いたいと思います。

（１）、小矢部市と災害協定を締結しておりますが、被害状況の把握、災害派遣はなされたかお伺いいたします。

（２）、能登半島では水道が壊滅的な打撃を受け、他自治体が修繕に尽力していました。町は水道工事を順次行っておりますが、耐震の進捗状況は。また、被災した場合、他自治体との連携は。昨日、金曜日の日の一般質問で進捗率についてはお伺いしましたが、再度お伺いしたいと思います。

（３）、災害地で井戸水を近所の方が分けていた。災害時の協力体制はどのように本町はなってい

るかお伺いしたいと思います。

（４）、携帯トイレの備蓄はどの程度か。

（５）、トイレトレーラーの考えは。

（６）、以前、大雨警報が出た場合の車の避難場所について質問させていただきましたが、その後の進捗状況はどのようになっているかお伺いいたします。

（７）、常備薬の提供体制はどのように行うのかお伺いいたします。

○森　一人議長　順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）と（３）から（７）について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。2024年元旦の16時10分に能登半島地震が発生しました。その後20時30分頃、佐久間町長より、災害協定を締結している富山県小矢部市の被害状況と支援要請の有無を確認するよう指示がありました。翌日の11時頃、小矢部市の災害対策本部に連絡を入れたところ、住家の倒壊や負傷者の報告はないが、屋根瓦やブロック塀が崩れている。一部地域で断水と停電が続いており、自主避難所を２か所開設しているが、約230人が避難所で一夜を過ごしたとの情報を得ました。災害協定に基づく支援要請を確認したところ、既に近隣自治体から給水車の応援が入っており、また当市の備蓄物資にて当面は対応できそうであることから、支援不要との回答でした。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。町内の井戸の把握です。昭和55年に水道事業の給水区域が町内全域となったこともあり、現在も多くの井戸が残っています。まず、平成７年の阪神・淡路大震災を契機に全町調査を行ったところ、658本の井戸がありました。そのうち380本の井戸は水量も豊富で、災害時に町民へ提供してもよいとの回答をいただきました。その後、平成27年に380本の井戸の再調査により、178本の井戸を災害時協力井戸として登録し、今日に至ります。

続きまして、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。現在、本町が保有する簡易トイレとして、自動ラップ式トイレ11セット、9,400回分、簡易組立てトイレ62台、9,420回分、マンホールトイレ12セットです。

続きまして、質問項目１の（５）につきましてお答えいたします。能登半島地震でもトイレトレーラーの活躍をよく目にします。青柳議員の質問にもありますＴＫＢのＴ、快適できれいなトイレの代表格です。７割が地方交付税の基準財政需要額に算入されますが、１台2,000から2,500万円と高額であること、またトイレトレーラーの移動に牽引免許を要することから、導入のハードルは高いです。大切なのは平時の活用であり、他の用途で年間を通した利用が見込めれば、ハードルが一気に下がります。災害時の利用はお守りと考えます。

続きまして、質問項目１の（６）につきましてお答えします。大雨時における乗用車の避難場所

については、ウエルシア嵐山東店と交渉しております。志賀２区の区長さんと地域支援課職員がお店を訪れ、店長さんにお願いしたところ、先方からは本部と協議をするため、少し時間をいただきたいとの回答でした。ウエルシア嵐山東店は、１階と２階合わせて190台の駐車場を完備しているので、範囲指定があるとは思いますが、ご了承いただければ大きな前進です。そのほかには、知識の森嵐山町立図書館（32台）から了解を得ています。ウエルシア嵐山東店の回答によって、ほかを考えたいと存じます。

続きまして、質問項目１の（７）につきましてお答えいたします。災害時における常備薬の提供体制です。比企医師会、東松山薬剤師会、小川薬剤師会、比企郡市歯科医師会とそれぞれ災害協定を締結していますので、協定に基づいて必要な支援を要請します。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）について、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　質問事項１の（２）につきましてお答えいたします。

およそ30年前に発生いたしました阪神・淡路大震災を機に、その後発生が予想される大規模自然災害に対しても、安定して水を供給し続けることができます強靭な水道管網の整備が、今強く求められております。特に動脈でございます基幹管路の耐震化は、国の防災・減災、国土強靭化計画の中でも、その率の向上を推進しております。

町の基幹管路耐震化状況でございますけれども、まず水源井戸から浄水場まで原水を導く導水管は3,085メートルあり、うち2,116メートルが耐震管で68.6％、次に浄水場から浄水した水を配水タンクまで送る送水管は7,255メートルあり、うち5,260メートルが耐震管で、その率は72.5％です。高台の配水タンクから標高差によって、自然勾配によって水を配る配水本管は１万3,873メートルあり、うち1,432メートルが耐震管で10.3％、基幹管路全体といたしましては２万4,213メートルのうち8,808メートルが耐震管であるため、率といたしましては36.4％でございます。今後も新浄配水場整備事業等に併せて、計画的に整備率向上に努めてまいります。

次に、被災した際の自治体間連携についてでございますけれども、広範囲にわたりライフラインの被害が甚大な今回のような大規模自然災害発生時には、水道は日本水道協会、下水は日本下水道協会並びに下水道事業団全体で、被災のない支部から直ちに被災支部支援を行う体制が確立しております。

能登半島地震においても、特に被害が甚大でありました６市町を、関西支部は能登町と穴水町、中部支部は七尾市と珠洲市、そして関東支部は輪島市と志賀町を、そのうち埼玉県支部は現在も交代派遣にて、いまだ続く断水区域への給水支援と仮設水道管設置により、一日も早いライフラインの再開へと、全国からの支援とともに活動を続けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、順次再質問させていただきます。

（１）の小矢部市との災害協定の件ですが、先ほど答弁ございました約230人が避難所で一夜を過ごしたとの情報で、今回は近隣自治体で給水車も応援に入ってくれたということで、嵐山町が応援に行くことはなかったということで確認しましたが、初日の町長のお話でしたか、七尾市へ今回災害派遣で職員を行かせたというお話を伺いましたが、何名の方がどのような応援に行かれたのかお伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、富山県小矢部市につきましては災害時相互応援協定ということで、相対、友達というような形で個別の応援という形になります。

七尾市への災害派遣でございますが、こちらにつきましては総務省の広域応援制度のようなものがございます。災害派遣につきましては、災害が発生したとき、その県内、今回では石川県内で対応できるかというのがまず第１段階です。今回は石川県内では対応ができませんと。そのような形で、次は総務省が間に入りまして、恐らく能登は中部ブロックになると思います。東海圏と多分北陸圏で、今度そこで応援に入ります。恐らく今度はそれでも足りないと。そうなると全国展開というか、３段階目で初めて全国展開というふうな形になりまして、総務省を通じて関東圏の幹事というか、長野県が関東圏の幹事に今年はなっていますので、総務省から長野県に応援要請が入ります。長野県が基本的には多分県ごとで市町村を分けて、埼玉県とさいたま市は七尾市に入ってくださいと、市まで指定ということで入りまして、段階的にはそのような形で広域応援という形になっております。

埼玉県のほうでオペレーション、今回は５個の避難所を長野市から託されたということで、５か所の避難所を運営するためには20人必要だということで、20人を１組ということで、８日ごとに交代という形で派遣しております。嵐山町につきましては第５陣ということで、２月５日からの８日間と、実は今日から第９陣だったと思うのですが、第９陣で今日から８日間、また嵐山町から１人派遣をしております。やり方としては、総務省が入った全国版の応援体制と、それに関東ブロックとして埼玉県を代表して応援に行っていると、そのような形でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　理解しました。２月５日から８日間行かれた方は、先ほど５か所の避難所へ20人、８日間と言いましたけれども、２月５日から８日間は20人、そして３月４日から８日間、今日から行かれる方は１人ってさっき答弁ありましたけれども、20人で前半のほうはよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

たしか前半は埼玉県職員が６人で、市町村が14人だったと思います。本日も基本的には同じような体制で行っています。避難所のほうが大分縮小されていますので、たしか４人は罹災証明書の受付業務ということで、七尾市の市役所に勤務になりまして、基本的には受付、あとは入力とか、そのような応援業務というので行っております。避難所は多分16人、罹災証明書の事務で４人と、恐らく今日からの業務はそのような配分かと思います。

嵐山町からは避難所の応援という形で指定で来ておりますので、たしか70人現在でも避難している避難所だという形で聞いておりますが、本日、多分ちょうど今避難所に着いた頃かなと。本日２時から勤務という形で、１日だけ休みがあるだけで勤務というような形になります。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先陣の行った方からのご意見とか何かお伺いしておりますか、お手伝いに行かれた方の職員から。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

たくさんのことを聞きまして、どれかというのはなかなかないのですが、一緒に今回行った者は２月５日からでしたが、１月６日、第１陣で行った埼玉県の方からお話を聞くことができまして、その方のほうが大変印象に残っております。幾つか聞いて印象に残っていることを言いますと、１月６日に七尾市ですから、比較的被害がまだそこまでではないと。やっぱり能登、輪島、珠洲というのがすごい被害で、七尾はまだ運よく手前だったので、それほどではなかったのですが、６日に行ったときには電気が通っていたと。停電かなと思って行ったら、市役所に電気が通っていたので、電気は早いと思ったそうです。ただし、断水で、これがきつかったと。

それと、物資は比較的あったと、届いていたということで、私すごく印象に残ったのが、ペットボトルが２リッターのがたくさんあって、飲み水には困らないそうです。全然困らないと。その代わり、その反動でトイレがきついと。ですので、その方も水というのは、飲み水と同じぐらい生活用水だよと。トイレがやっぱりきついと、その言葉が一番の印象でした。

今回、町の職員が行ったところは断水をしていたのですが、小学校ということで、小学校は高架水槽、屋上にタンクがあって、そこから行きますので、給水車が高架水槽に給水をするそうです。そうすると、学校の中で一部漏水しているところは止めますけれども、あとは蛇口から水が出たということで、それがよかったと。ですから、環境としては恵まれていたけれども、そうでないとこ

ろは多分断水が続いて、とにかくトイレが大変だったと、そのようなことを印象に残っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　また行った方々からいろいろと情報共有して、町でも生かしていただきたいと思います。

次に、（２）のほうに移ります。井戸の把握ですけれども、178本の井戸を災害時協力井戸として登録……

○森　一人議長　畠山議員、（３）になってしまいます。

○10番（畠山美幸議員）　これ（３）だっけ。

○森　一人議長　（２）の水道課のほう……

○10番（畠山美幸議員）　水道課、失礼しました。水道課のほうの質問に行きたいと思います。昭和55年に水道ができて、さっきの進捗率を見ますと、全体像では36.4％ということでございます。金曜日の日に質問された方の答弁ですと、石川県は31.6％、埼玉県が33.7％、全国平均は27.4％、その中で嵐山町は36.4ということで、嵐山町は進んでいるほうだなと金曜日の答弁を聞いて思っておりました。たまたまですけれども、文化村が今水道の工事に入っていただきまして、令和６年で３年目に入るのでしょうか。３年目に入ると思うのですけれども、今その水道管の工事をやっている順番といいますか、その辺は何をめどにやっているのかお伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

今現在、水道管の耐震管への入替え工事、こちらにつきましては令和４年度から令和13年度までの10年間の管路更新計画に基づきまして、毎年度水道管の入替え工事を行っているところでございます。年間目標といたしましては、約１キロの水道管の入替えを目標にしております。嵐山町につきましては、先ほども申し上げました阪神・淡路大震災の後の平成10年ぐらいから、随時嵐山町においては耐震管に入れ替えております。１年間に１キロでございますと、20年で約20キロ。嵐山町の水道管が全体で180キロございますので、20キロですので、全体といたしましては約11％ほどの進捗率でございます。今後も１キロずつを計画して、今現在は昭和50年代に埋設いたしました配水支管の入替えを順次行っております。また、配水本管につきましても新浄配水場の整備に併せて、そちらのほうも順次配水本管のほうは入れ替えていく予定でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　珠洲、輪島市で３万件余りの水が出ないという報道を見まして、こういうことが嵐山町で起きては大変だなと思いまして、今回この質問を入れさせていただきました。先ほ

どお話にあったとおり、180キロ、１年で１キロしか進まなくて180キロあるということは、本当に大変、180年かかる事業を地道に今やっているところなのだなということを認識いたしました。

今、浄水場の工事が見込まれておりますけれども、七郷小学校の上にある水道タンクはそのままだと思うのですが、今後志賀と遠山にある水道タンクを一緒にして工事が始まると思うのですけれども、耐震的には両方どういう状況なのか、お伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

先週もお答え申し上げましたけれども、施設の耐震につきましては、平成20年あるいは25年ぐらいに全ての施設の耐震化調査を行っております。その中で遠山の配水タンク施設、こちらにつきましては、今後耐震化の強度を増す工事さえできない状況であるという判断はもらっているところでございます。そのほかにも第１浄水場とか第２浄水場の施設の中においても、老朽化によって耐震強度が弱っているという判定もあったところもございましたけれども、そちらにつきましては当時耐震補強工事を行って、今後も耐震度は安泰であるというような工事を施しております。

今後、新浄配水場につきましては、第１浄水場と第２浄水場、第１配水タンクと第２配水タンク、それを一つの施設にするという工事でございます。そちらの施設につきましては、令和10年からの供用開始を目途に、今現在整備を進めている最中でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　承知しました。先ほど、大規模な災害が起きたときには、協力体制はと聞きましたら、この近隣自治体と協定を結んでいる日本水道協会、下水におきましては日本下水道協会などの団体と体制ができているということで承知しましたので､次の質問に移りたいと思います。

（３）に移ります。皆さんのお宅にこのハザードマップがあると思うのですが、こちらには井戸の状況というのが載っておりませんで、やはり今回の能登半島の地震を見ておりますと、近所にお店をやっている方の井戸があったおかげで助かったと言っているものを見たものだから、嵐山町も井戸のあるうちは何軒かあるなと思っていたのですが、このハザードマップに載せておりません。まず、その理由についてお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

ハザードマップですと点のようになってしまいますので、載せるのでは難しいかなというふうに思っております。どのように地域に周知をしているかといいますと、まず個々の個票というのですか、誰々さんのうちは使っていいよということが一つ、現在使っているか使っていないかというこ

とが一つ、その次、今実際それが飲んでいるのか、生活用水かということですね。電気でくみ上げているのか、がちゃぽんなのかとかという、そういう一件一件作った個票というのですか、それが作ってありますので、その個票を27年当時の区長さん、全ての区ごと、広野２区なら広野２区の区長さん、広野１区は広野１区の区長さんと、あと防災会長さんにお渡ししてあります。ですので、基本的には区の引継ぎ書類として使ってほしいという形でお話をしておりますので、今区のほうで持っているかなと思っています。なければ、当然こちらからまたコピーのほうは差し上げますので、178枚分のお名前から住所とか電話番号が入った全てのリストをこちらのほうで持っておりますので、そういうので対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　井戸の件は承知しました。

次に、（４）、携帯トイレの備蓄の状況が先ほど答弁でありました。お話によりますと、コロナ禍において自動ラップ式トイレを買ったのだという説明が過去にあったかと思うのですが、そちらが11セット、9,400回分、あと簡易組立てトイレが62台、マンホールの上に直接設置するタイプが12セットということでお話がありました。私自身もトイレが生活の、誰に聞いてもやっぱりトイレが大変というのがお話の中に出ておりましたので、自分自身もトイレを買いました。ネットで買うと、2,000円から3,000円ぐらいで買えました。

皆さんに見てもらおうと思って今日持参したのですけれども、これは組み立てて四角くなるのですけれども、ちゃんと蓋がついていて便座がありまして、ただ便座が簡易過ぎて、この上にちゃんとした便座にちゃんとカバーをつけないと、冬なんか冷たくて乗っかれないなって思ったところではございますけれども、こういうものを、各家庭のトイレが断水にならなければ使えますし、断水になったとしてもこういうビニール袋が、ざあっとこの凝固剤があるのですけれども、そういうものを家のトイレにかぶして使えば使えるのは承知しているのですけれども、もし家がぐちゃっとなってトイレに入れない状況になったときのことを思うと、こういうのを買っておいたほうがいいかなと思って買いました。

先ほどの数で足りるかどうかって私自身もちょっと分からないのだけれども、一応町のほうとしては、こういう準備はしているわけですけれども、これを７か所の、ここに避難所として９か所ありますが、こういうところにある程度人数に応じて職員なり誰かが、多分備蓄倉庫か何かに入ってしまっていると思うのですけれども、その体制をお伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

基本的にこの自動ラップ式トイレや簡易組立てトイレは、町の防災倉庫に備蓄してありますので、

災害が発生したときには持ち寄るというような形になろうかと思っております。人数によってということと、あと小学校ごととか避難所ごとにトイレが何か所あるかまで調べてありますので、その辺も見ながら、先ほどのように高架水槽があって、例えば何とかなるということでしたら少なめとか、それは状況を見ながら配分したいと思っています。大切なのは、一応大体決まりがあって、女性が３で男性１というふうに、そういう割合というのはしっかり示しなさいという基準等がありますので、できるだけ女性のトイレを多く配備できるような形の、それだけは心にちゃんと残してやりたいと思っています。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ぜひ災害があったときに、倉庫から各人数把握してそこまで運ぶということが、果たしてできるのかなというのがちょっと心配の部分でもあるのだけれども、例えばふれあい交流センターのほうに菅谷分のほうのものを置いておくとか、何かそういう振り分けみたいなことはお考えはないのでしょうか。とにかく倉庫がまずどこに、多分町の裏のほうにあると思うのだけれども、場所が今どこにあって、そこからどのように運ぶのかだけ伺っておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

防災倉庫は、調理場の北側に平成21年度に造った120平米ぐらいの防災倉庫がございまして、そこに一式しまっております。トイレ等の備蓄物資に関しましては、嵐山町はどちらかというと町で今一挙に持っているような形でして、各避難所には避難所開設物資という形で開設するためのいろんな物資があるのですが、それ以外はどちらかというと町にありますので、おっしゃるようにこちらから持っていくというのは一つの大きな手間になりますので、今回の地震をきっかけに少し備蓄させてもらおうかなとか、そういうのは考えて、具体的にどうするということではなく、ちょっと考えなくてはかな、どうやってやろうかなというのは今考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　職員の方も被災されてしまうわけですから、そこに運ぶという手間を考えると、なるべく身近なところに置いておくというのが大事かなと思いますので、ぜひ調査研究していただきたいと思います。

次に行きます。（５）がトイレトレーラー、これは大変高額なものではありますけれども、すごくこれが大活躍したという、今回能登半島の震災においてもピックアップされておりましたので、嵐山町においても、そんなに出動することはもしかしたらないかなとは思うのだけれども、やっぱり備えがあれば憂いなしで、備えておいたほうが。これは災害時だけではなくて、嵐山町においては

ラベンダーまつりだとか、いろんなイベントのところでも使えるし、また皆様にご紹介もできる場もそういうふうにあるわけだし、あとあそこの杉山城のところに、今駐車場も立派なものを造っていただきまして、あそこのところからもっと学校側になるかもしれないけれども、ああいうところに置いてみるとか、すごく嵐山町のアピールにもなると思うので、考えていただきたいと思うのです。導入のハードルは高いですって書いてあるのですが、これが一応緊急防災・減債事業債というふうにはうたってあるのですけれども、地方交付税交付金算入率が70%、自治体負担が30%で購入できますよと。自治体の30%の見込みがつけば、この交付税算入の70%はいただけると考えてよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

この70%は翌年になるのですか、地方交付税で返ってきますと。先に町で購入して、７割は後で交付税として返しますよと、そのような仕組みになります。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　金額を見ますと、2,000万から2,800万ぐらいの金額らしいのですけれども、内容をやることによって、その上限が出てくると思うのですが、これが太陽光発電で全部電気がなくても動いてくれる。それですごく清潔で、ベビーベッドなんかも折り畳み式ですけれどもあって、おむつ交換ができたりとか、授乳の場所に使えるとか、今回これをちょっと値段は高いけれども、提案しようと思ったきっかけもあるのですが、まず今回の「広報らんざん」３月号、文化村はすごくこれ１日か２日で届くのですよ、うちのほうは。

それで見ましたら、１ページ目に「防災を考える」という記事がございまして、たまたま嵐山にこれはお住まいの方かな、が能登半島に家族旅行に年末年始で行っていたと。そのときに被災したという内容が書かれておりまして、このご夫妻の体験の中で印象的だったのが生活用水ですと。特にトイレ事情は衝撃的だったという。結局トイレがあっても、そこが流れなくても、みんながそこでやってしまうから汚物がたまってしまって、そこの何というのかな、すばらしい方が、ゴム手袋をはめて全部取って袋に詰めてというようなことをここに書いてあったのです。こういうことがやっぱりあり得るだろうなって思ったのですよ。

それと、あといろいろと今回の能登半島、また熊本地震とか、そういうところを読んでも、特に避難所におけるトイレ不足、トイレの不衛生が二次災害につながると書いてありまして、特に高齢者、女性、障害者の関連死を招き、特に高齢者が関連病になって回復が長引く原因とされ、災害時のトイレ対策は生死に関わる重要な課題だと書いてあって、本当にそうだなと思って、自分もご近所で使えればと思って買ったわけなのですけれども、そういうことを考えると１台2,800万近くする

と、嵐山町の負担は900万かなとは思うのですが、イベントでも使えます。また、近くで被災されたところには、今回も輪島、珠洲のほうに大分派遣でこのトラックが行っているわけですよね。そういうことを考えると、考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

畠山議員、もう既に個人的にそういうのを購入されて準備された。これは本当にすばらしいことで、分かっていながらなかなか実際やらないのが我々、私も含めてですけれども、そういう中でそういうのを取り組んだというのは、とてもいいことかなというふうに思います。

ただ、このトレーラーハウス、前にもそういった業者の方が来たりして、そういった説明を受けたのですけれども、最初に課長のほうからありました牽引の免許が必要だということ。そうすると、そういった方が、それだけの大災害が起こったときにそこに来れるかどうかも分からない。それから、あとはそのトレーラーを例えばこっちで必要だといっても、道路が寸断されていて、ほとんどそこのところに持っていくことができない、そういうようなこともあるわけです。

また、７割が来るといっても、交付税措置というのは非常に難しいところがありまして、最終的にはちゃんと来るのですが、７割ですから、ぽんと来るという問題でもないのです。地方交付税というのは全体の中で算出しますから。だから、税制が減れば、本来今年来るべきものが、来年になったり再来年になったり、こういうふうに。こういうようなこともあるので、そういうことを当てにして財政をやると、とんでもないことになる可能性もありますので。ただ、やっぱりこれは非常に衛生面からいっても非常に価値の高いものでありますし、ただほかの簡易的なものであるならば、何千人分を用意できるという、そういうこともありますので、その辺のところはもうちょっと検討させていただいて、研究させていただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先ほど牽引とかのお話もありましたけれども、牽引するためには確かに免許がなくてはいけないのですが、嵐山町内におきましては、花見台工業団地の中にトラック業界とか、そういう企業さんもありますよね。だから、そういうところの活用とかも協定を結んで、いざ何かがあったときには牽引してほしいとか、そういうふうな振り方もあるのかなと私は思います。

維持管理とかもいろいろかかってくるわけですけれども、別の市議会のほうで質問した内容で見ますと、維持管理のほうはいろんな自賠責だとか重量税だとか、何だかんだってありますけれども、10万程度らしいのです、年間で。なので、維持管理費はそんなにはかからないかなと。あとは、お金のことが町長も心配されておりましたけれども、クラウドファンディングというやり方を各自治

体はやっております。ですので、こういうものが町内にあると、いざというときにはどうでしょうねということをうたっていただきまして、クラウドファンディングで募っていただければ、多分こういうことに対してノーと言う方はいらっしゃらないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

クラウドファンディングを使って、このトイレトレーラーを購入したというところは何件かあります。大切なのは、ご答弁させていただきましたとおり、ふだんの使い方が一番だと思っております。防災はあくまでも私どもは、おまけと言うとちょっと言葉が過ぎるのですが、お守りで持っていると。何かあったらこれが使えるようですので、ふだんどう使うかが全てだと思っておりますので、観光的な要素が強いのかなと思うのですが、これをふだん使おうと。ほかのイベント等で借りてくるのだったら、持ってしまったほうが管理費もかからないということでいいのだということであれば、私たちが緊急防災・減債事業債の書類を作ればいいだけですから、ふだんどう使うかをぜひ検討して買うことになったからと、そういう形であれば、私たちお仕事できますので、とにかくふだんの使い方を研究というか、ふだんどう使えるのかというのですか、それが一番かなというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　おっしゃるとおりかなと思います。ふだん使いがどうしたらいいかなと。全員協議会のときに嵐山町観光資源の保護及び育成及び開発に関する方針という資料をいただきまして、この中にいろんな今度こういうところを、観光の資源として活用するのだよというようなものを配られました。その中で、民間のところに置くわけにいかないので、公、公共の施設だとどういうところにおけるかなと思っていろいろ見まして、嵐山渓谷ですと、もし水が増水してしまったときには流されてしまって、こんな高いものを買って流されてしまったら困ってしまうかなと思ったり、千年のラベンダー園が開園しているときは、イベント会場に持っていけばいいかなとは思いました。

それと、やっぱり一番あれなのは玉ノ岡中学校の脇にある杉山城址のところが、私は一番最初にも言ったとおり、あの場所、今中学校の外のトイレを使っていると思うのです。観光、あそこの杉山城に来た方は、あそこを使っていると思うのですけれども、やはりあそこは暗くてお外でどうなのでしょうか、教育長。今、あそこを杉山城址のトイレとして見学に来た方は使っていらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

杉山城のお客さんにつきましては、玉ノ岡中の体育館の北側のトイレのほうを利用しているところでございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　私も子どもが卒業してしばらくたってしまったので分からないのですが、あそこは洋式化はされているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　洋式にはなっていなかったと認識しております。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　あそこ電灯、明かりはありましたか。すみません、一遍に聞かなくて。あそこの玉ノ岡中学校の外のトイレは、電気は昼間つくようになっていましたか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　電気のほうは、自動とかではないですけれども、つくようになっていたと思います。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　一応今お話聞いた中で、男性トイレは洋式化になっていなくてもそう問題はないのかなと思うのですが、今女性の方、割と膝が悪くなったりとか、あそこを散策にされに来る方ってお元気な方が来ているとは思うのですけれども、やはり和式トイレが厳しくなっている方が今多くなっておりますので、あそこに置いてああいうきれいなものと観光と併せて置いておくと、すごくイメージアップになるのだろうなと思うのですけれども、これは誰に聞いたらいいだろう。担当課長でもいいですけれども、玉ノ岡中学校のあの辺あたりに置いておくというのも手なのではないかと思いますけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

これはどこに置くかというのは、町としてどこに置くかというのを決めることですので、まずどこに置くのかということと、それと併せてこれを導入するのかというのはセットかと思いますので、今はそのような形でご答弁させていただければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　いろいろ先走りましたけれども、前向きにぜひ検討していっていただきたいと思います。今は各自治体がこういう方向で動いているという話を伺っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、（６）です。（６）につきましては、これは何月議会だったでしょうか。私が台風ではなくても、今雲が出てきてずうっと雨が降る何といったっけ、とにかく雨対策が大変重要だと思いまして、雨がざあっと降ってくると増水して車が、何にも欠陥のない車たちがみんな流されているあの風景を見たときに、車は早い段階で移動させなくてはこれは大変なことだなと思いまして、何年か前に質問させていただきました。

そのときには、今後場所をどういうところにするか検討するということで、先ほど答弁の中にウエルシア東口店のところでお話をしていただいたということで、まだその先がどうなるかという結果が出ていないようですけれども、あそこだったらお店の道を挟んだ反対側に相当数、さっき台数も190台と書いてありましたけれども、そして敷地内のほうにも平場のところにあったり、またはお店の２階にもあったりするわけですから、ぜひ貸していただければありがたいかなと思っております。お話どんどん進めていっていただきたいと思いますけれども、これ以上進捗はないわけですよね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

今、返事を待っているというところなのですが、少し時間がかかっているので、いい返事ではないのだろうなというふうに正直思っております。あそこは正面と２階と、あと２階に上がるところですね、２階に上がるところで30台ぐらい止められるのです。お店自身が多分借地なのだと思うのです。ですから、借りているところを貸すというところが、一つ大きなネックなのかなと、私個人で思っています。ですので、そんなに簡単な話ではないかなと、少し粘らないと駄目かなと思っているので、何とか少しでもというふうに思っております。

そのほかには、一応川島地区からは鬼鎮神社のところに集会所ありますので、あちらは止めていいよと。あと志賀１区のほうも堂沼公園と、志賀１区の集会所、あそこも30台ぐらい止められますので、あそこも止めていいよというふうな形になっております。幾つも分散してしまうと分からなくなってしまうので、できるだけ図書館とウエルシアさんだったら分かりやすいかなと思っていますので、まずそこを白黒つけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ぜひ地産団地の水害に遭われるような赤く塗られたようなところの方が、車が移動できるような近場にいい場所を見つけていただければと思いますので、今後も粘り強く頑

張っていただきたいと思います。

次に、７番目です。（７）が災害時におけるお薬、やはり今回みたいに元旦のましてや４時10分というところで、誰も予期しない時間にまた来てしまったなと思うのです。日頃からお薬を飲んでいらっしゃる方は、お薬手帳ですとか、１週間分ぐらいのお薬をローテーションしながら、うまい形で常備、玄関のところに置いておくとか、バッグの中に入れておくとか、そういう体制は必要だと思っているのですけれども、不意打ちに遭ってしまったような感じであいうことになってしまうと、なかなか持って出るということも厳しいなと思いました。

やはり調剤薬局というのは、先生の調剤のメモというか、それがないと薬を出してはいけないことにはなっているのですけれども、昨日いろいろ調べておりましたら、災害処方箋というのがあるということが書いてありましたけれども、課長のほうでもしこの内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

災害処方箋というのは、今回能登の災害で私も知ったわけなのですけれども、災害のときに医師の診断がなくても出してもらえる処方箋のことを言うようです。ですので、災害が起きたときにお薬手帳がなかったりすると、やっぱりどんな薬を出していいか分からないのですけれども、口頭とかでも出していただけるというものになります。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　そのようなのですけれども、例えばいつもこういう薬を飲んでいるというのを自分で把握されている方は､ふだんこういうのを飲んでいますというのを調剤師さんというか､薬剤師さんにお話しすれば、ある程度、ではこの薬、この薬ってできると思うのですけれども、もしそれすらも分からない場合はどういう体制が取れるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

災害時になりますと、ＤＭＡＴという災害チームが派遣されるのですけれども、そちらには医師が派遣されておりますので、医師がその方の症状を診たりとかして処方箋を出すというふうに聞いております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　あとモバイルファーマシーという移動薬局があるというのがあるのですが、

これには医師は乗っていないで、薬剤師さんだけが乗って移動するという形でよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

モバイルファーマシーには薬剤師が乗っているということで承知しております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　嵐山町におかれましては、ありがたいことに薬局というか、いっぱいドラッグストアがありますので、災害のときには何かすぐに対応していただけるような、そのような協定はもう結んでいらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

現在、町内にドラッグストア、確かにかなりございます。チェーン店ということもあって、私どももなかなか協定がうまく進んでいないのですが、唯一協定を結ばせていただいているのは、カインズさんとは協定を結んでおります。残りのドラッグストアさんとは結んでございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今後、結ばれる予定というのはあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

今から考えると、オープンのときに結ぶのが一番いいのだというのが、よく建設するときに、そのときに話をするというのが、やっぱりそこかなというふうに思ったので。建ってしまうと、何件か手紙を持っていってもなかなか進まないと。ですので、建設に合わせて狙っていくのが、それが一番現実というか、可能性は高いかなと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、２番のほうに移りたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　自転車ヘルメット着用推進についてでございます。

自転車死亡者の半数以上が頭部に致命傷を負っていることから、令和５年４月より自転車のヘル

メット着用が努力義務になりました。中学生は全員が着用していますが、高校生、大学生は着用で髪型が崩れる、収納に困るという理由でほとんど着用しておりません。今後、駅において預かりができるような仕組み、安価なコインロッカーの設置などとかって書いてありますが、必要です。折り畳み式のヘルメットもありますが、高額なため補助の検討が必要と思います。お考えを伺います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

質問事項２につきましてお答えいたします。県内でも、自転車ヘルメットの助成制度を創設した自治体が増えています。本町では、中学校に進学するとき全員にヘルメットを贈っており、当面の間、本事業を継続する予定であることから、助成制度は考えておりません。

また、武蔵嵐山駅での預かりですが、コインロッカーであれば容易にいたずらされないことなど、諸課題をクリアできないと設置は難しいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時３０分

再　　開　午後　２時４５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、畠山美幸議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　今の答弁を聞きまして、後ろ向きな答弁でがっかりだったのですけれども、今回この質問を入れさせていただいたのが、12月の中旬頃でしたか、ある方からお電話をいただきまして、大学生のお子さんをお持ちのおばあちゃまだったのですけれども、うちの孫が自転車で学校に行こうと思って家を出たら、朝日がまぶし過ぎて塀にぶつかってしまったと。それで、頭、額辺りなのかしら、10針縫う大けがをしたと。そういう連絡が入りまして、嵐山町はヘルメットの補助はしているのということもまず言われて、申し訳ないですけれども、現時点では２人の議員が質問はされていますが、今は任意ということもあって義務にはなっていないために、そういう補助はやらないということで答弁いただいているのですよと。それだったら、自転車で行って大学生の子がヘルメットをかぶって、ヘルメットを置く場所はちゃんと保管してあるのよねと言われて、目からうろこと思って、そういう視点がなかったって思ったのです。

原付バイクであれば、椅子の下にヘルメットを収納する入れ物がありますけれども、確かに自転車はそのまま籠の中に入れていくか、今は100均でも、ロックできるようなそういう器具も売っておりますけれども、結局もろ出しで置くか、荷物を入れるところに、今擦れ違いざまに物が盗まれな

いようにチャック式の入れ物がありますけれども、ああいうものに入れてちゃんとロックするとか、そういう方式しかないなと思いまして、そういう視点がなかったですということで、今回質問させていただきました。

やはり高校生、大学生、先ほどもこの質問の中に書いたとおり、おしゃれな年頃ですから、朝、髪の毛をきれいに整えたのに、ヘルメットをかぶったことによってぐちゃぐちゃってなって学校に行くのは嫌がると思うのですけれども、やはりけがをしたということはすごく重大なことで、今回こういうことになったのは、頭部の致命傷を負っていることが増えているということで、こういうふうにしていっているわけではないですか。ですので、ぜひ嵐山町において、子どもさんがかぶっていった場合にコインロッカー、今リターンコインロッカーというのでしたっけ、コインリターン式ロッカーといって、よくお風呂屋さんへ行っても先に100円払うのだけれども、100円戻ってくるみたいな、プールとか、そういうところがありますよね。だから、そういう形で負担をかけないようなコインロッカーを置けないのかなと思って質問したら、武蔵嵐山駅での預かりですが、コインロッカーであれば容易に悪さをされるから、クリアできないとかって書いてあるのだけれども、そんな悪さをされているのでしょうか、ほかのところで。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、仮にコインロッカーですと、やっぱりいろいろと物を置かれてしまったりとかというのがあると思います。ですので、もし実現できるとなると、今私たちも思うといい手は浮かばないのです。これは言い方変ですが、どこかおもしろい取組をしたところがあったら、それをまねればいいだけですので、どこか多分、私もこのお話は何件かいただくのです、駅にかけられれば。だから、どっちが先かと。駅にこういうヘルメットを預けられるところができれば、やるよという方もいらっしゃるのですけれども、どうしましょうといただいて、そこなのだよ、問題がねという。スペースもないしとなるので。

ですから、どこかおもしろい取組をしたところがあって、これはまねれるなというところがあれば進められるのかなと思うのですが、今私どもで考えてこれかなというのは、正直ないのです。お金もかからず、手間もかからず、だけれども、いい案だなというのがあればやれるのかなと思うのですが、コインロッカー等ですので、面積がかかって、当然防犯カメラはあるから大丈夫かもしれませんが、ちょっといたずらされてしまったとかというふうになってしまうと、どんどん、どんどん職員とすると悪いほうに、あることがプラスの仕事になってしまうのは、一番それは避けたいので、今何かではなく、何かあったら、それは検討できると、これはまねができると、それが一番。多分全国的に同じような問題を抱えていますので、連絡通路とかというのは大体どこも一緒ですから、そういうのを今正直探していると。いいまねるものがないかなというのが、これが今の実情な

ところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　私もいろいろと調べること大好きで、いろんな自治体でそういう取組していないかなというのを探すのも大好きなのだけれども、今回のこの質問に間に合うような形で見つけられなかったのです、私も。だから、ちょっと私もいろいろ考えてまた提案していきたいと思うのですが、前、改札口の脇にキオスクみたいな建物がありましたよね。あそこ、あのままま だ残っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　お答えします。

キオスクの脇は、皆さんご存じのように自動販売機と、その脇にコインロッカーを置いて、今ＡＴＭがあると思いますので、あの辺は確かにいっぱいかなというふうに思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　自動販売機とコインロッカーが置いてあるのですか。全然気がつかなかったのですが、そこのコインロッカーは１回、１日というのかな、あれは１回お金入れてずっと200円とか300円のまま置ける場所と、コインロッカーの方式としては24時間で100円入れても、24時間たつと次のときはその差額分をいただきますというような、そういうコインロッカーの仕組みとかもあるのですけれども、あそこはちなみに幾らなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

コインロッカーの管理が東武鉄道でございますので、町が管理していませんので、それまでは存じていないところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、ぜひ東武にそのコインロッカーを、今後自転車のヘルメットを入れるための安価なというか、さっき言ったコインリターン式ロッカーみたいなものを設置してくれませんかという要望は、町のほうからはできないのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

嵐山駅の駐輪場が330台置けることになっておりますので､かなりハードルが高いかなというふうに思います。東武も敷地が限られておりますので、その辺なかなか難しいかなと思います。先ほど地域支援課長が言うように一番多分現実的なのは、駐輪場の前のところのスペースというふうに考えられるかもしれませんが、今現在そこにもコインロッカーございますし、あのスペースも限られてございますので、確かになかなかハードルが高いかなというふうに考えているところでございまして、地域支援課長の言うとおり今後の情勢を見ながら、技術革新も考えながら検討させてもらいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、置く方法については、またいろいろと提案していきたいと思っております。

ヘルメットの形式なのですが、ヘルメットってやっぱりこういう大きい一つの形になっているものというイメージされますが、議会で防災のために買ったヘルメットは、町長も持っていらっしゃると思いますけれども、こういうふうに潰れて、バッグに入れようと思えば入らない大きさではないのかなとは思っているのですが、でもこれはあくまでも自転車用ではなくて防災用のものですので、多分自転車には不向きなのかなと思うのですが、いろいろネットで調べましたら、折り畳み式の自転車用ヘルメットというのがあるのですけれども、やはり値段が折り畳み式ということでコンパクトになるということもあるので、8,000円ないし１万2,000円ぐらいかな。割と幅広く値段がありました。

だから、今回町長の施政方針の中にもありますけれども、医療費の助成対象の18歳までの拡大ということで、高校生の方は医療費が助成されることになるわけですよね。ですので、高校生の子たちは、万が一自転車ヘルメットをかぶらないがために、この間の大学生の子が10針縫ったというようなけがをした場合には、医療費がかさんでいくことを考えると、やはりここは手を打っていくべきではないのだろうかと私は思うのです。それは18歳の子までの部分なのだけれども、やはり大学生、高校生、未来ある子どもたちのところ、本当は一般の方にも助成してもらいたいとは思うのですが、まずは学生の子ぐらいには補助したらいかがなのだろうかと思うのですけれども、町長、どうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

まず、18歳までの医療費の無料化は今年度とか来年度ではなくて、２年前から既にやっていますので、ぜひご認識をいただきたいと思います。

それから、あとヘルメットの関係ですとかというのは、今課長さんたちのほうからお答えがあり

ましたけれども、今は現状そういうような状況であります。嵐山町においては、小学校卒業する児童には全員配っている中で今対応しているので、この次の段階になったら、そういったことも含めて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ぜひ前向きに考えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。３番、防犯のまちづくりです。令和６年度国の予算において、防犯のまちづくりをさらに推進して安心安全の確保を図るとあります。犯罪の抑止効果及び社会的関心が高い防犯カメラの公共空間への設置事業補助があります。このお考えを含め全体の推進についてお伺いいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目３につきましてお答えいたします。本町における令和５年中の犯罪認知件数は133件、前年比14件増と増加傾向にあり、引き続き小川警察署と連携して犯罪予防に努めます。公共空間の防犯カメラですが、本年度県の補助制度を活用して、武蔵嵐山駅の東西両ロータリーに各１台設置しました。自転車の盗難が増加していることから、駅前駐輪場への防犯カメラ設置など、小川警察署の要望を踏まえて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　駅の東西についているということなのですけれども、過去に地産団地の中で放火があったことがございまして、そのときに一度防犯カメラの考えはということで質問したことがございました。そのときは国の予算も何もございませんで、どうでしょうかという質問したのですが、そのときの答弁は、警察と協議して、必要とあらば警察からレンタルができるというような答弁で、警察から借りたものをそういうところには設置していくような、そういう答弁でした。区長のほうからは、何かこういうところが割と事件とかいろいろとあるから、つけてほしいとかという区からの要望というものはないのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

特別、区長さんからここにというのは、私は承知をしておりません。警察に防犯カメラをどういうところにつけたらいいのでしょうかという確認をしますと、２パターンあって、人が集まって商

店街と人通りが多いところか、もう一つは犯人の逃走ルートにつけてほしいという言い方をします。２つにどっちかなのだけれども、嵐山町ですと、人が集まってそのカメラが抑止力になるというのはそれほど、基本的には駅なのだよねと。逃走ルートとなるとなかなか難しいのだけれども、シンプルに言うと例えば広野２区ですと。広野２区の県道から入っていく道路と、関越へ抜ける道路がありますから、あの２か所つけてくださいと言いました。そうすれば、基本は車で通る人は、全て24時間押さえられますから。ああいうところ以外は、あまりつけても意味がないといいますか、効果がそれほどないので、その２つであれば効果が見込めるのでということでアドバイスはいただいております。

今、県の補助事業がありますので、必要に応じて毎年、毎年県の補助事業は今行っておりますので、手を挙げるということは可能かなというふうに思っておりますので、また警察と相談して、ここにつけたらどうかということがあれば検討したいと思います。

レンタルに関しては、すみません、私承知をしておりませんでしたので、改めて確認してみたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今回、防犯のまちづくりのさらなる推進ということで、国の予算が3,847万3,000円つくという資料が手元にあったものですから、それに基づいてこの内容は何があるのかなと思ったら、嵐山町では既に今年度やっていただきました電話機も、この予算に入っているのですよね、今年度。今年度というか、この新しい予算の中に。犯人からの電話をシャットアウトできる特殊詐欺対策機器の普及促進事業への補助というのがのっていて、嵐山町はこれをいただく。県のほうに入っていたのかどうだか分かりませんけれども、いち早くやっていただいて、大分嵐山町の電話での詐欺が防げたという、この間報告お伺いしてよかったなと思っておりますが、やはり防犯カメラのそういう抑止効果というのは大変大きいものだと思いますので。

嵐山町において、コンビニが志賀のところと、あと古里のところと、あとあそこは越畑、勝田、工業団地の入り口のところと、あとはそんな数は多くないのですよね、嵐山町のコンビニの数が。コンビニは必ずビデオカメラであって、警察なんかもそこのものを見て逃走経路とか判断するというのがあるのだけれども、ちょっと嵐山町のコンビニも少ないのでどうなのかなと思って入れさせていただきましたが、今後必要とあらば、課長のほうからつけていくようなお話もありましたので、これはやはり地元の方からの要望があまりにも出るようであれば、考えていただきたい。さっき犯人経路、逃走のと言っていたけれども、あまりにもこういう今うちの広野の中でも、広野だけではないか。空き巣みたいのも増えているということもありますので、そういうものが増えたときには、やっぱりいろいろ考えておかなければいけないのではないかと思いますけれども、もう一度確認します。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

先ほど議員さんおっしゃられたのは、県の補助事業がちょうど今できてございますので、県の補助事業は国と違いまして、ハードルがそれほど高くないというのもございます。ですので、これもそうなのですけれども、必要となれば、今県の補助事業がありますので、こちらに手を挙げていくという形で考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　次、４番目に行きます。

○森　一人議長　どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　こども・子育て支援事業債（仮称）事業についてです。

子育て関連施設の環境改善に対し、保育園の防犯カメラ、園庭の整備（芝生化）、遊具設置などのお考えはありますか、伺います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、質問事項４につきましてお答えいたします。

こども・子育て支援事業債（仮称）につきましては、令和５年12月22日付総務省自治財務局資料におきまして、事業概要が提示されたところでございますが、事業債の詳細につきましては、現時点で埼玉県からも情報提供はなされておりません。しかしながら、今後子育て支援事業を実施する上で有益な補助事業等については、積極的に活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今、課長がおっしゃったとおり、令和５年12月22日に総務省からの資料が手元にあったものですから、これを今回質問しましょうと思ってお出ししました。子育て関連施設の環境改善というところで、児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等に、今回例題としては空調、遊具、防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の芝生化、トイレの洋式化などが盛り込まれておりましたので、新年度から嵐丸ひろばとレピで一時預かり事業も始まることですし、何か必要なものがあるのであれば、これは事業債ですから、返済はしていかなくてはいけないのですけれども、充当率90％で、交付税措置が機能強化に伴う改修だったら50％、新築とか増築になると30％ということもあるのですけれども、割といいのではないのかなと思いまして提案させていただいたところですが、いかがでしょう。レピとか、今後一時預かり始まりますけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　畠山議員おっしゃるとおり、私も同じ資料を持っているのですけれども、まずこの総務省のほうで出している事業でございますが、町単独事業という中で来年度策定予定のこども計画、この市町村こども計画に位置づけとして実施する以下の事業ということもコメントとして出ています。また、併せまして国庫補助事業に合わせて実施する単独事業も含むということで、本当に短いコメントしかないものですから、今後この事業債に関しまして詳細な資料が出てきますれば、先ほどもおっしゃっていただいたレピ等々の改修事業ですとか、あるいは保育所関係、そういったものに活用できるものをなるべく活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ぜひそのときには、細かい詳細が出たときには、使えるときにはぜひ検討していただきたいと思います。

次に、５番目に移ります。デジタルで新しい行政の形を実現についてです。「大切な時間を生み出したいがあふれる業務をビジネスチャットで劇的に変わる」という内容の研修を受けました。ＬＧＷＡＮ環境のクラウド型ビジネスチャットでは、セキュリティーを担保して安全に利用でき、大切な仕事、住民対話、窓口対応、現場対応、現場での災害対応、改善のための考える時間の仕事ができます。お考えをお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

質問項目５につきましてお答えいたします。地方自治体の専用ネットワークであるＬＧＷＡＮに特化したビジネスチャットに、株式会社トラストバンクが提供するロゴチャットがあります。埼玉県内では24の市町村が共同調達し、廉価に導入されています。セキュリティーを担保してファイルや画像が送受信できるなど、業務効率の向上が期待できることから、全国的にも導入が進んでいます。本町も関心があり、先日近隣で導入している川島町を視察したところ、確かな手応えを感じました。

本町では、２年前からＮＴＴ西日本が提供する無料のビジネスチャットエルガナを全ての正規職員に導入していますが、2026年１月から有料化（ユーザー１人当たり月額330円）するとの通達がありました。エルガナとロゴチャットの料金は同程度ですが、新たに費用が発生しますので、財政担当との協議を進めたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先ほどの答弁の中に、無料のビジネスチャットエルガナを全ての正規職員

に導入していたとありましたけれども、いろいろとセキュリティーがこういう自治体って厳しいけれども、それは保証されていたのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

このエルガナというのは、一般的なインターネット回線を通じて行うもので、イメージとしてはライン、私どもふだん使うラインをイメージしていただいて、全職員入っていて課ごとにグループをつくったりして行う、写真も送れるというような形で、ロゴチャットはＬＧＷＡＮ回線ですから、それこそセキュリティー、公文書まで送れるという形ですが、このエルガナというのはビジネスラインだと思っていただいて、ほとんど機能は変わりませんので、よろしいかと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　確かにこういうものが今まで無料であったものが、今議会でもラインワークスを使っておりますが、今年の10月から有料化という話も伺っておりますから、今後ラインワークスどうするかなというところを、また議会でも話し合っていかなくてはいけないのではないかとは思っているのですけれども、では普通のチャットというか、何もセキュリティーのないものだとという今ご答弁でしたから、ロゴチャットにおいてはセキュリティーがちゃんとかかっていて、だから仕事はそんな大した内容でないものは、お互いに流すことはできるのでしょうけれども、守秘義務とかいろいろあるものはできないではないですか。だから、やはり確たるものを導入しないと、自治体は情報漏えいとか大変になってしまうでしょうから、やっていかざるを得ないのかなと思いますが。

ただ、研修に行ったときに費用がかかるということで、さっきお１人当たり330円、ロゴチャットもたしかそんな程度だったかなと思うのですけれども、やはり業務が、本当に今地域を支える行政職員の数というのが、これは全体でですけれども、日本全国ですけれども、平成６年のときは328万人いたのだよと。ところが、24年間で平成30年では55万人職員が減っていて、今273万人になっていると。深刻な人手不足があるということもあって、あまりにも仕事をやることが多くて、電話応対だとか、そういうものに時間を費やすぐらいなら、別のものでどんどん業務を減らしていって、変えられないものというのはアナログの仕事だと思うのです。さっきも言った福祉サービス、災害対応とか、あと公共インフラの適正維持、町の活性化への取組、住民との対話というのが、やはりこれというのは何を置いてもやらなければいけないことだから、職員の手間を減らすためにも、これを導入したほうがいいのではないのでしょうかという提案だったのです。それを聞いて、確かに嵐山町においても重要なことだなと思って、今回質問させていただきました。

似たようなものは使っていたということですけれども、川島町を視察したところ、確かな手応え

を感じたということですが、内容をお伺いしたい。どのような手応えを。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

先ほどの議員さんのエルガナとロゴチャットが似たようなものというようなお話ですが、実はかなり違います。エルガナはスマホでしか、簡単に言えばスマホでラインを使うというふうな思いでよろしいかと思います。ロゴチャットは、ふだんパソコンとスマホを使っていて、ふだんは自分の席でパソコンで行っていながら、例えばメールを送るような感覚で、ＬＧＷＡＮ回線を使ってスマホに公文書を送れると。それはＬＧＷＡＮ回線ですから、セキュリティーが担保で、見るほうは、スマホにもらったほうは見ることはできると。当然修正はできません。それと同じような形で、カメラで撮ったものをロゴチャット、ＬＧＷＡＮ回線を使ってパソコンに移れるという形で、スマホだけがエルガナなのが、パソコンも入るのがロゴチャットになりますから、そこが大きく違います。

川島町を見に行きましたところ、職員間が電話していないでチャットでやっているのです、これは何とか。だから、業務効率は相当上がったということでお話をいただきました。そういうこともあって、現在埼玉県内で63のうち24の市町村が導入しておりますので、それだけいいものだというのは、私も見て分かりました。

嵐山町の場合は、今お金をかけないという意味でエルガナというビジネスラインを導入していて、安否確認とか、今は職員が個人のラインを使ってやり取りをするというのは、仕事の話というのは基本的にはやめましょうということで、このビジネスチャットを導入しておりますので、これが有料化になるのであれば、幾つか方法があって有料化でもやるのか、それとも有料化だったらやらないのか。今聞いた限りロゴチャットは月額280円というふうに、川島町に聞いたら、440円なのですけれども、24の市町村で共同調達をして280円まで減額しているというふうに聞きましたので、こういうのを導入するのかとか。

ただ、新しく今無料が費用が発生しますから、そこが一番の大きなネックですので、財政さんと相談して、幾つかある可能性の中でどれかを入れていこうかなと思っています。災害時の安否確認等がありますので、このまま何も入れないで、全職員のラインでやるということは現実的ではありませんので、何かはやらないと、安否確認とか、肝腎な連絡をやり取りというのはしなくてはいけませんので、研究というか、その辺をいろいろ分析をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ロゴチャットを導入する前の課題ということで、この研修に行ったときにあったのですが、チャットを導入してから、今までのコミュニケーションには、相手が不在時に内線電話を応酬する時間ロスや、口頭の伝言でしっかり伝わっていないケースがあるなどの課題があ

ったことに気づきました。資料の回覧でも、紙で回すと、最後の人が見るときには期日が過ぎてしまったり、誰まで見たのか分からなくなったりしました。関係職員が入っているチャットのトークルームで資料ファイルを一斉共有すれば、職員間の情報のタイムラグがなくなる上、既読機能で誰が見たか、情報伝達の状況が確認できますということで、ラインも既読がつくから、誰が読んでいるとか、読んでいないとかというのがすぐ分かりますので。やはり仕事量が昔と違っていろいろと増えておりますので、こういう考えを持っていったほうがいいと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

大変すばらしい提案かなと思います。ただ、嵐山町は今の規模だとかそういう中で、今課長のほうからエルガナの紹介がありましたけれども、今無料で使うことができるのです。ただ、これに関してはセキュリティーの問題だとかというのがありますから、これを使ってどういう情報を流すかというのは、当然職員間で止めていますから。だから、先ほど説明があったように、2026年にはこれは有料化されるということですから、一つのきっかけとしては、そこのところを今度はさらにセキュリティーもしっかりしたもの、そしてまた安価なもの、そういったものに切替えをしていくのは当然のことかなというふうに思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　以上でございます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　青　柳　賢　治　議　員

○森　一人議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号７番、議席番号９番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項１の能登半島地震から嵐山町の防災を考えるからです。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　９番議員の青柳賢治でございます。議長から指名がありましたので、一般質問させていただきます。

１、能登半島地震から嵐山町の防災を考えるでございます。先ほどの畠山議員からも質問がありましたけれども、元日に発生した能登半島地震は、発生から１か月が経過したにもかかわらず、断水が続き、災害関連死を防ぐために県の呼びかけも行われています。次のことについてお聞きいたします。

（１）、災害対策本部における訓練はどのように行われているのか。

（２）として、断水で川の水を利用されていました。町内の災害時の水の確保はどのようになる

のか、町内の井戸の把握と利用について。

（3）といたしまして、災害関連死を防ぐにはＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドですね、が重要視されています。町の見解をお聞きいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目１の（1）につきましてお答えいたします。災害対策本部の訓練ですが、震度４以上の地震や台風の接近時、また先月の大雪時には、災害対策本部員である町長、副町長、教育長及び各課局長が参集し連絡会議を開催しています。当直する職員、被害状況の報告、復旧作業への応援体制、各課の対応など協議しますので、この連絡会議が訓練を兼ねていると考えます。

続きまして、質問項目の（2）でございますが、畠山議員一般質問の質問事項１の（3）と同じでございます。

続きまして、質問項目１の（3）につきましてお答えいたします。能登半島地震では、災害関連死を防ぐには、ＴＫＢが重要であるとマスコミ報道されています。トイレ、キッチン、ベッドの略です。快適で十分な数のトイレ、温かい食事、簡易ベッド、眠れる環境を被災者に提供することで、災害関連死を減らそうという提言です。

本町の見解としまして、ＴＫＢの改善全てを自治体に委ねられても困惑します。日本は地震大国なので、平時から国が快適なＴＫＢの手配体制を整え、発災したら被災地へ順次送っていく仕組みがよいと考えます。また、本町には多くの共同住宅、アパートが建っています。発災後の早い段階で被害の少ない共同住宅、アパートの空室にみなし仮設住宅として入居できれば、ＴＫＢの改善につながると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　青柳議員に申し上げます。畠山議員の質問の答弁書をお渡しするのを、こちらの手違いでお渡しできなかったこと、大変失礼いたしました。登録されているのは、178の井戸水ということでございます。

では、第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　それでは、再質問させていただきますけれども、私、この質問を、今回元日にあのようなことが起こってしまったということは当然でございますけれども、うちの川島の地区の中で２月に役員さんの集まりがありました。それで、１月の新年の賀詞交歓会のとき、それとあとその後に行われた人権教育の中で佐久間町長が、この能登半島のことを触れながら、皆さんに向けて町の状況といいますか、そのような話がされたわけなのです。それで、町長のあの話ってどうだったのかねという話も出たところなのですが、我々は議会だとかでいろいろと町長のご苦労の話は聞いていますので、思いついて、そうだねというところがあったわけですけれども、まず一番

ここのどういう訓練が行われているかということ。今、この答弁書いただきましたけれども、まずその辺でこういう訓練が行われているという想定の話というものが、やはり町民の皆さんにしていただくべきなのではないかというふうに私は思うのです。

そういう意味で、あのとき町長言葉でおっしゃったのは、非常にいわゆる避難所、そこのところになかなか手が回らないのだというようなことも触れていました。その辺のところの、いわゆる議会からの一般質問でございますので、その辺については、町長、その辺のところをどのように、補足を含めて答弁していただけるようであればお尋ねいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

例えばこれだけの大きな大災害が発生したときには、役場の職員はとても避難所のいろんな運営ですとか、開設のところを全て賄うということはできませんよと。本当に申し訳ないのだけれども、命からがら逃げてきた皆さんが、開設も含めて、運営も含めて、運営をしていかなければならない。そういう状態になりますので、ぜひご理解をいただきたいということであります。

その真意は、当然役場のそのときの被害の度合いにもよります。そこまでの被害でなければ、役場の職員が携わることも当然あるでしょう。しかし、今回の能登半島を見たって、我々の職場のほうから行っていますけれども、やはりそこのところで任せられるのは運営なのです。避難所のほうの運営。そこの例えば七尾市の職員がそこのところに張りついているかと、そんなこともできません。職員はほかの復旧作業で手いっぱいですから。だから、そういう意味においては、避難をしている町民一人一人が、しっかりと腹をくくっていただかないといけないのですよということのメッセージとして、私はそういうことを伝えさせていただきました。

これは、とっても大切なことなのです。町のほうで全部やってあげたい。それは本当にやってあげたいですよ。しかし、役場の職員だって生身の体ですから、被災もしている、家も潰れた、家族も亡くなった、そういう人たちだっているわけです。それで、公的ないろいろな水道の復旧を中心とした道路の復旧だとか、電気の復旧だとか、ありとあらゆることに携わらなくてはいけない。今、この段階になってきますと、罹災証明書というのを発行しますから、そういったときになると、一件一件のうちをどういう状態なのかと全部調査して、そしてこういう状態だからこうだということをやらなくてはならない。だから、避難所のほうのことに関してはそういう形で、現実問題としてはそういう形になるので、ぜひご理解をいただきたい。

私の使命としては、今平時でできることは、一番大切なのは、そこのところの町民の共通の認識を醸成することだと私は思っています。起こってからそんなこと言ったって、「ふざけるんじゃない。おまえ、働きたくないからそんなこと言っているんだろう」って当然なりますから。しかし、そうではないのですよと。どんなに頑張ったって、役場の職員は限界がありますから、そこのところは

皆さんの協力も得なくてはいけないのだということで、そのようなメッセージを発出させていただいて、またそういうメッセージを発することができるのは私だけかと思います。役場の職員が言ったら、「おまえ、何考えてんの」というふうに当然なりますから。だから、当然町民の中には反発する人もいるし、「おまえ、何考えてるんだ」って、分かります。でも、その被害想定をはるかに超えていくのが現実だということです。そこのところをお伝えするには、ああいう言い方は、私はしっかりと町民の方々にも共通の認識を持っていただくには、必要かなというふうに思いました。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　今、町長がおっしゃっていただいたようなところ、これはいつああいうような状況になるか分かりませんけれども、町民が共有して持っていただくこと、これは本当に避難所を含めて大事なことだと思います。ただ、やっぱりその中でも職員に向けても、しっかりとした対応していただくようなことを、常に言っていただきたいと思います。それは結構ですけれども。

それで、町長から今いいお言葉いただきました。この災害対策本部なのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、いわゆる職員の動員計画がありますね。この動員計画の中にいわゆる会計年度任用職員というような方がいるわけですが、その指揮系統の場合、このような担当のようなことが起きたときには、どのような指揮系統になっていくものなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

大きな災害、今回の能登の地震のようなとき、会計年度職員さんの位置づけですが、基本的には参集をお願いしているわけではございません。まず、自分の身の回り、家族や自分をとにかく最優先して、出勤できたらお願いしますと、そういう位置づけでございますので、人数には入っておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　その辺は確認いたしました。

そして、今回答弁では、災害対策本部の訓練が震度４以上の地震で一応行われていると。これが一つの訓練になっているということですけれども、この震度４という訓練が、実際に起きたときに、当然正職員が動員計画の対象になってまいります。そうしたときに、嵐山町にいる方もいるでしょう。それから、川越にいたり、もう少し離れたところにいたりということもあると思います。その人数対比は分かりませんけれども、震度４ぐらいの地震が発生したとしたときに、どのぐらいの正職員が、この災害対策本部に駆けつけてこれるものかというようなことの想定はできておりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

今回、災害対策本部の訓練ですから、震度４以上ですから、基本的には町長、副町長、教育長、課局長がその場で集まるわけではなく、勤務中でしたらすぐ集まります。夜でしたら、次の日の朝一番で集まるような形を取っていって、震度６弱になったら即参集ですので、そこは段階を見ながら、５強クラスでしたら、場合によっては、先ほど畠山議員さんがおっしゃったエルガナを使って全職員参集と、そのような形を取っていくような形の段取りを取るような形です。震度４ですと、勤務中でしたらすぐ、夜間ですと、また土、日でしたら次の日の、基本的に月曜日の朝に被害の報告と。各課の施設の担当者は、恐らく４ぐらいから確認に出ますので、地域支援課がまず参集して、あとは必要に応じて震度４で施設を持っているところが確認して、地域支援課に情報が入っていって、朝町長、副町長に後というか、情報が入った段階で報告をするというような、そのような形を取っております。

また、職員の参集ですが、これはあくまでも想定なのですが、自宅からの距離に応じて、２キロが何分、10キロが何分って、時間によって参集時間というのがおおむね決まっております。参集計画というのが今手元にないので、細かいのは分からないのですけれども、時間に応じて何％、何％というのが大まか決まっておりまして、それを見て次の日には何人そろうだろうとか、５時間後には何人そろうだろうと、そのような一応目安というものはございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　その辺もお聞きしておくと、どの程度のものが起きたときにどうなっているかということが、我々のほうでも分かるわけでして、よく今の説明の中で、当然震度６強の前から触れているような関東の北西、震度６強が来たときには、一番嵐山に被害があるという答弁いただいています。そういうことで、地震の状況がそのようになったときに、速やかに対策本部が立ち上がっていくというような形で、我々町民、議会も捉えておいてよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

町の地域防災計画では、震度６弱以上から非常体制ということで全職員参集です。その時点で参集、当然エルガナ等も出しますが、参集となりますので、来れる職員から集まってきまして、204、205、201をすぐ災害対策本部を立ち上げまして、情報収集に当たるというような形で今計画をしております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　課長にお尋ねしますけれども、令和３年頃に小規模市町村における災害時の初動対応の向上に向けた課題の整理というようなものが、総務省から情報共有するということで、各自治体に出ているというような形を私見たのですけれども、いわゆるその辺の役場の緊急参集の話今出ましたけれども、さらにそこの中で避難所運営というようなことも含まれているようですけれども、その辺のところは、課長、把握していらっしゃいますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃる通知というのは、特別この通知の中身までというのは承知はしてございません。ただ、私どもがふだん抱えているものが書いてあるのだろうなというふうに正直思っておりますので、ふだん私たちの悩みのとおりだろうと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　それで、ここは一番最初のところなので、今私たちの嵐山町には、防災の専門家というのはいないのだと思うのです。その中で専門家がいない中で、地域支援課、担当の方たちがそれに当たっていくのだろうと思いますけれども、そういう中で一つの考え方なのですけれども、今までは非常に岩盤が強くて、この嵐山町というのは非常に災害に強い町だということで我々も認識しているし、非常に企業も岩盤が強いところだからというので、そういう電子関係の仕事なんかも入ってきている気がします。ただ、どうもここのところ、そうもいかなくなってきているのではないのかというのが、最近千葉のあの辺のところを見ますと、ちょっと怖いなと思っています。

そういう中で、一つ私がご紹介しておきたいのは、高知県の黒潮町という町があるのです。これはカツオを中心にして、高知県からどんどん、どんどん黒潮と親潮を求めながら、3.11で被害があったところまで行くのですけれども、そこの方との交流があったりして、南海トラフのあれが出てくると、津波が34メートルにもなるのが出てくるらしいというので、町の人たちは全部諦めて、高台だとかそういったことも造ることもないと。ただ逃げればいいというような考えに至っていたらしいのですけれども、この町長がいわゆるそこの自治体ですか、新聞だったのですけれども、その行き着くところが気仙沼だから気仙沼市ですね。そこまで行き着くのですよ、そのカツオの漁というのが。そうすると、そこと3.11のときに親戚関係なんかできているものだから、防災に対して気仙沼の資料が参考になったということで、非常にここ今、この役場約１万1,000人ぐらいの町なのですけれども、約200人いる役場の全職員が防災担当を兼務したというような、捉え方が南海トラフの34メートルだから、半端ではないと思うのです、危機感みたいなものは。

そうしてくると、そういう関係のことについては防災課長としても今の人員では、なかなか厳し

い中でやってくれているのだと私は思います。ですけれども、こういった観点、いわゆる地域支援課がそこの窓口ではあるのだけれども､それをカバーし合う周りにいる課長さんたちもいますよね。そういったようないわゆる役場の全職員が、私は全職員とは言いません。南海トラフのような34メートルの波は来ませんから。ですけれども、そういった意識を少し高めていくというようなことが、この先に求められてくるのではないかというふうに私は思っていますが、課長さん、どうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

東日本大震災のときも基本的には防災担当だけでは回りませんので、東北も聞きますと、防災経験者が全て参集して本部に全て引っこ抜いたというのですか､集めたというふうに聞いております。私も実は応援職員として派遣をされたのですが、派遣先で聞いてみたら、併任辞令が出たそうです、３月11日になったら。税務課と地域支援課を兼務って、後の併任ですけれども、ＯＢはとにかく集めて、ここが柱でやっていくのだと。どう見たって皆さんのほうが詳しいと。ですから、自分の課の仕事はいいから本部をやれと。そういうことで、本部をとにかく厚みをつけてやったというのも聞いて大変参考になったのが、嵐山町でどこまでできるかは別として、具体的にそうなると本部を手厚くしているのだと。引っこ抜いてきてしまってやっているのだなというのは、大変そのときに勉強になりました。

また、嵐山はどちらかというと消防団のＯＢが多いですので、かなり多分職員のスキルは高いのかなというふうに、やっぱり10年、15年消防団職員やりますと、防災の知識はかなり普通の職員以上に現実的に持ちますので、そういう意味では比較的職員は強いかなというふうに思っておりますので、私自身もしものときは、本当に本部は手厚くしたいというふうなのは思っておりますので、そういう気持ちではいます。とにかく本部をしっかり強くして、本部からいざとなったら応援に出すという、そういうやりくりで回したいというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　課長が経験した非常にいい体験を答弁でしていただきました。そういう課長がいてくれるということは、非常に心強い。

そして、さっきの黒潮町の話をしますと、中学生たちが、年寄りは俺たちに任せてくれよというぐらいの言葉が出てきているというふうに書いてありました。ですから、町のつくり方ですから、埼玉県は海には面してはいませんけれども、一番北西、関東、いわゆる活断層が動いたときには、そういうことになるわけですので、さっきも課長すると、全てが確率的に少ないからというようなこともあるのだけれども、災害というのはいつ来るか分からない。それに備えるということが、や

っぱり町民の安全安心を守ることが町の責務でありますから、その辺はひとつ引き続き研究を重ねてしっかりした防災のものをつくっていっていただきたいと思っております。

（2）に移ります。これはさっきの町内の井戸の把握なのですけれども、さっきの話でいきますと、そのいわゆる災害井戸、協力井戸というようなもので、ある程度看板的なものもあるのではないかということも聞いたことありますけれども、そんなところの見直しとか、そういったようなことも行われているものなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

もともと最初が平成７年に協力井戸の体制をつくって、少し遅れてしまったのですが、20年後に調査をして、平成27年に行ったというような形になっております。ちょうどもうすぐ10年たつものですから、この前の防災会長会議でも、そろそろ井戸をもう一回やったらという実は提言もいただいておりまして、10年たちますからというようなお話をしたので、一回改めて確認したほうがいいか、ちょっとそれは今回の能登半島地震の影響が、やっぱり皆さんお水のインパクトがあまりにも強過ぎますので、そろそろタイミングかなというふうに思っております。増えることはもうないと思いますので、約78からどのくらい減るかというのは、確認は10年たちますからそろそろかなと、そういう思いは持っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　先日、課長会のほうの皆さんと、気象のアドバイザーの気象に対しての研究の勉強会させてもらいました。非常にいいことをおっしゃったなと思っているのは、私もこういう協力井戸とかあるもので、どこにどうあるかはまだ全部把握しているわけではないですけれども、そういったことも通じて、例えばどこどこの集会所まで行けないけれども、そこでちょっと一休みができるだとか、そういった視点も非常にお年寄りに対しては大事だと思っているのです。その辺も併せてひとつそれを、さっき水はかなりあるから大丈夫だということをおっしゃったけれども、これだけはそこを言い切れない部分があると思うのですけれども、それも併せてどうでしょうか、課長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

先ほど私が七尾市で言いましたのは、２リッターのペットボトルがいっぱいあっただけで、生活水がなくて真逆だったということで、井戸水は大切だよというのはアドバイスをいただきました。ですので、多分実際災害時協力井戸は相当活躍できるかなというふうに、どうしても町村部に多い

ものですから、町なかの井戸がそれほど多くないのが大きな課題なのですけれども、この井戸でかなりトイレは活躍できるなり、場合によってはトイレをお借りするなどして、トイレ問題できるだけ抑えたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　続けて、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　私のほうから、水道水のほうからの防災水の面でお話しさせていただきます。

東北の大震災のときもそうでございましたけれども、水道の施設には緊急遮断弁というのが設置されております。それが震度５以上になりますと、自動的に全部シャットアウトになります。それで、水道施設のタンクはそのまま水がめになるわけです。その量が全体で6,000から7,000トンを一瞬にしてためることができます。その水について、6,000トンといたしまして600万リットル、大体１世帯当たり１日の飲料水、６リットルあれば、ペットボトル２リットルを３本あれば足りるということでございまして、嵐山町は8,500世帯ぐらいございますので、それで割り返しますと、大体３か月から４か月の間、ためている水で飲料水は確保できるということになっております。

したがいまして、水道の職員につきましては、震度５以上の地震が発生したら、全員が参集するということになっております。それで、東北の震災のときでございますけれども、14時50分ぐらいにあの地震がございまして、職員が直ちに参集して、当然水ためはシャットアウトしておりますけれども、その後それを開放していいかどうか、全職員が町中を、ほかの課の職員にもご協力をいただいて、かなりの職員の数で全町を見て回って、これだったら水を、目立った漏水の箇所がありませんでしたので、これでしたら再開してもいいという判断の下、大体７時ぐらいに水を開放したという経緯がございました。

以上でございます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開時間を４時５分といたします。

休　　憩　午後　３時５０分

再　　開　午後　４時０５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第９番、青柳賢治議員の再質問からになります。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　１つ、（２）のところですけれども、先ほどの畠山議員の質問の中で、答弁でマンホールトイレと言ったかな、マンホールトイレというのが実際嵐山町の中に何か所かとおっしゃいましたけれども､それは使えるものというのがあるのだということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

マンホールトイレというのは、簡単に言うとマンホールの蓋を取って、そこをトイレにしてしまうということで、足場を造って本当にマンホールに直接用を足すという、そういう最後の手段のトイレでして、ですからそれができるのが12個セットを持っておりまして、どっちかというと下水道のマンホールを使うというよりは、浄化槽を使うほうが多いと思います。断水になって浄化槽が使えなくなったときに、一時的に浄化槽に用を足してバキュームで吸い取るとか、そういう使い方をするパターンと、あとは市街地で純粋に順次と言っては変ですけれども、マンホールの蓋を開けてという形で使い方はありますので、浄化槽でしたらバキュームとセット、市街地ですと点々としていくと言っては変な言い方ですけれども、詰まらせないようにという、そのような形のセットでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　次、（３）に移ります。

この答弁を見まして、私も全く同感の部分があります。最近ＴＫＢという言葉を、私も能登半島のときに何を言っているのかなと思って、ラジオで放送していたので調べてみました。そうしたら熊本地震だったり、三度三度の食事が朝はパン、昼はおにぎり、夜はパスタ系みたいな形になって、４か月ぐらいそういうサイクルが続いてしまって、げっそりやせてしまったという方のも載っていました。

それで、今回、私この質問するというようなことの中でも、ある知り合いの方が６年１月１日の能登半島の地震雑感というので、１番目のトイレ不足からずっと最後のつい本当に最近まで、ちょっと紹介しますけれども、日本は技術大国でお金もあるのだけれども、どうして災害難民が大量に出るのか。災害が起きることが分かっているのに、総合的な対策が取られていない。どんな災害が起きても、ある程度はすぐに対応ができる資材、設備などを供給できるようにしておくべきことであると。これは当然国の備えがあってだと思いますけれども、私も能登半島のあの惨状を見ていると、ああいう生活を高齢者の方に続けていってくれというのは、非常に気持ちが重たいと思います。

それで、このＴＫＢというのは非常に、トイレは当然さっき畠山議員がおっしゃったような部分だと思いますけれども、あとキッチン、温かい料理、日本と同じように災害大国であるイタリア辺りでは、48時間以内にそういったものが、トレーラーにつけられてどんと届くということも行われている国もあるわけです。ですから、ここも一つの考え方で、この100年間、ずっと日本の避難所生活は変わっていないという中で、いつ来るか分からないかもしれないけれども、いざそうなったときの惨めさだとか、そういったようなものは、日本の場合自助、いわゆる自己責任みたいなのがついて原点にありますから。ですけれども、支援を受けるとか、受援体制をつくるとか、そういったことをやっぱりこれからも求められていくのではないかなという、その辺の感覚を少し変えていか

なくてはならないだろうと思います。

そんな中で、さっき畠山議員からＴＫＢというトイレのことが出ましたけれども、何らかの形でやはり嵐山町が災害に強い、地震に強いと言いつつ、では避難所運営にも強いよという中でも、一つのこれは考える余地があるような気がします。そして、さっき畠山議員はトイレの話を大変な話していらっしゃった。実際にそれが現実だと思うのです。我々だって、できれば何らかの形でそういったものができるような方策ってあると思うのです。災害に対応できる町になっていこうよというようなことというのは、町民の皆さん、みんな思っていると思うので、そういったところに町の公費だけ使うわけではなく、半分半分でもいいと思うのです。そういったような形を取れるような、こんなの一つ嵐山にあるねというようなことも、私はこの能登半島の地震を経験して考えたり思ったりしていることですが、いかがでしょうか、町長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

こういった経験を積ませていただいて、冒頭もご紹介がありましたけれども、輪島に12月31日に行って、１日に輪島で迎えて、その方たちはたまたま１日は観光ということで水族館のほうに行って、帰りに穴水町のところで被災に遭った。本当にひどい状態で、その道の駅の店員さんに、避難所はどっちのほうですかと。本人が慌ててしまって全然答えができない。それで外へ出ていったら、地元の人たちが何となく行くので、途中で年配者もいたので、その人たちを拾って、それである程度のところへ行ったと。それで、その後、その人たちが避難所として使ったのは病院だったらしいのですけれども、何といってもトイレはひどい状態でしたと。それから、廊下から何から、どこが廊下なのだか分からないぐらい人があふれていて、本当に病院中にその臭いも蔓延しているし、そういう形。だから、水、水って、最初は飲料水しか私も頭にそんなになかったのですけれども、実際そうではないのですよって。トイレの問題が圧倒的なのです。そういうような話を聞く中で、様々な検討している。

そして、来年度の予算の中にも、また施政方針の中にも入れさせていただきましたけれども、防災キャンプという、そういう位置づけ。これはどういうことかというと、そういうトイレがありますよと、こういうテントがありますよと、こういうパーティションがありますよ、こういうところまでは今まで皆さんに紹介をして、そして携わっていただいた。そうではない。今度は一晩テントで寝てもらって、トイレはこっちを使わせないで、それを使ってやってくださいって。そうすると、どういう気持ちになるのか、どんな惨めな気持ちになるのか。プライバシーが保たれるといって、こんなの全然プライバシーなんかないなと。それをやっぱり実体験として経験をしていただくような防災の訓練に変えていかなくてはいけない。もうちょっと実践的なものにしていこうということで、今担当課を中心にそのような計画も立てているところであります。

ご指摘のとおり、これは大変重要な問題であります。ただ、我々が判断するときに大変難しいのは、一方でこれはいつ起こるか分からない。でも、ここのところで、今助けてくれよって、今生活が苦しいのだよって。子育てだってそう、食べるのだってそう、職もなくなってしまっている。このバランスをどういうふうに取っていくかということが、本当に役場の中でも議論をしながら、そこまではやり過ぎではないですか、でもこういうことがあるのだからって、でもここのところはこうなのだから、でもこっちを優先せざるを得ないよって、本当にその辺は一つ一つを丁寧に、そしてまた皆さん、議会の方々からも様々な論点から今回もご指摘をいただきましたので、そういったこと一つ一つをしっかりと念頭に置きながら、丁寧に一つ一つを判断し、そしてこちらにも、こちらにも、両方にいいなんていうことはなかなかないかもしれませんけれども、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　災害のことはこの後もほかの議員さんも質問しておりますので、この程度にとどめさせていただいて、次の質問に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　２番目でございます。

国立女性教育会館の撤去、機能移転検討のその後について。新年の賀詞交歓会において、佐久間町長より国立女性教育会館の移転のことについて報告がありました。県、町、議会の反対を受けて、一旦踏みとどまったようにお聞きしました。報道によると、大野知事は、ワーキンググループで議論されない移転が突然方針案に含まれたことに、「プロセスが不透明で、行政の在り方としておかしい。議論自体を受け入れられず、賛成も反対もない」と批判されています。土地は県、建物は国、所在地は嵐山町とございまして、今後の見解についてお尋ねいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　それでは、質問項目２につきましてお答えさせていただきます。

昨年11月29日、嵐山町第４回定例会前日、国のほうから、内閣府と、それから文科省ですけれども、それから県のほうからは県民生活部、それから管財課、会館のほうからも理事兼事務局長が嵐山町役場に来庁され、そしてハード、要するに施設からソフト、機能への転換、主たる事務所を埼玉県内の別の場所に移転すること、現在保有する施設は、譲渡または撤去の在り方を検討すること、またこの件は12月中には大臣に報告、翌年１月には国会に法案を提出する予定であること等が伝えられました。

その後、嵐山町の意向の方向性を確認し、嵐山町議会に報告、嵐山町議会からも国へ意見書を提出していただきました。さらに、議会終了直後には、大野埼玉県知事への協力要請、埼玉県議への

応援要請をした結果、12月25日に国で開催された男女共同参画会議においては、事務所移転、施設の譲渡または撤去というような文言は、資料から削除されていたとの報告を受けています。

年が明けて令和６年１月19日、国からの要請で再度国、県、会館及び町の４者協議の場が持たれました。国及び会館からは、施設維持の管理、運営面において大変厳しい現実であり、また交通の利便性からも、嵐山町において現状のような形での存続は難しいとの主張、町からは、今までどおり嵐山町において機能強化を図っていただきたいと主張、県からは、ワーキンググループはあくまでも機能強化が主題であって、施設の議論は枠外との国の説明であるが、ワーキンググループの議論は、施設が現状どおり嵐山町に存置されることが前提での議論だったのではとの主張、それぞれの意見の歩み寄りはありませんでした。

ただ、冒頭、「11月に嵐山町に伺った際に、ボタンの掛け違いにつながるような受け止めを与える形となり、申し訳なく思っている。11月29日に嵐山町に伺った意図としては、これから地元のご意見をお聞きしながら、施設の在り方について相談していきたいという趣旨であった。今後、３者にとってどういう形がよいのかを話し合っていきたい。もう決めたということではなく、これからがスタートと考えている」との発言がありました。嵐山町に対する姿勢に変化が現れたことを感じました。まず、皆様方のご協力、ご支援に深く感謝申し上げます。今後は地域支援課を担当課とし、３者の隔たりを少しでもなくしていくべく、交渉を重ねてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この件は、町民の皆さんも非常に気にして心配したりしておりまして、私もその後、１月の町長のお話がありましたので、よかったなと思っていました。私も小久保県議の県政報告だったり、それからあとこの問題で内閣府のことでうたっている山口順子先生という方がいらっしゃるのですけれども、その辺のレポートの中から２、３質問させていただきたいと思います。

今、町長の答弁で振出しに戻ったようないい状態というか、なっているような感じに受け止めました。ただ、ここのいわゆる内閣府移管に伴うヌエックの問題点というようなことを書いていらっしゃる先生がいらっしゃいまして、ハードの面で今外壁の工事をやっております。これは内閣府の予算で、既に地元の災害があったときのいわゆる避難所的なものもあるのだろうというようなことも書かれておりまして、その辺がまず町にもそういったことがお知らせしていただいてあるのかどうか、その辺ひとついかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

現在、外壁の目隠しがされているようなことがありますけれども、工事に入る等のお話は町には

ございません。私自身承知しておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ああいう工事が入っていくということは、当然地元のそういったものもあるのではないかというようなことを、この先生が書かれてありましたのですけれども。それで、このいわゆるハードの運営はＰＦＩという事業になっているわけですけれども、それでもなおかつ国民負担は国のほうから提示されているのは約５億円、これはかかっているということは事実だと思うのです。

そんな中で、令和４年度の財務諸表が公表されております、国立女性会館の。そこの中の注記がありまして、その中に資産除却債務関係ということがございます。資産除却債務関係、これは実際にうたっておりますから。その中には、埼玉県から借用している土地、これが返還時において不動産賃借関係に基づき必要となるいわゆる原状回復、さらにはそれに係る債務及び石綿の障害予防規則の規定に基づく建物のアスベスト除却義務に係る債務というようなことがうたわれているのです。

これから何が受け止められるかというと、いわゆる建物は国のものですから、それと土地は県の土地です。恐らく書かれている内容からいくと、あと何年かで賃貸借関係は終わるというようなものではないらしいと思うのです。そうすると、いつまでいくのかと分からないような状況だと思うのです。その中で、本来であれば更地にして、恐らく国は県のほうに戻すというようなことになっているのだと思うのですけれども、更地にするためには、あの建物を撤去しなくてはならないです。撤去するための経費というのは莫大な経費がかかるわけだけれども、そういったことの内容がそこに現れていないのです。財務諸表上には、金額的なものが表せないということです。

そうなってくると、ここから推測するに、これは私の推測ですよ。いわゆる国としてはなかなか撤去し切れないというようなところも出てくるのではないかなと。そうしてくると、午前中の中に渋谷議員がいろいろなこともおっしゃっていましたけれども、私が調べた範囲でいくと、非常に莫大なあそこにアーカイブがあったり、図書資料があったりするわけです。そして、そのためにはハードが必要だと思うのです、私も。そういうときに、この後の交渉がどういうふうに進んでいくのか分かりませんけれども、町としてやっぱり何らかの町のシンボルであったり、それからここに国立女性教育会館がなくてはならないのだというようなことも、さらに強く推し進めていくというような観点が必要ではないのかなというふうに私としては思います。

そういうことで、この方も非常に大事なヌエックですから、残していっていただきたいというようなことをおっしゃっていて、議論の中に入れていってくれということでおっしゃっていました。その辺の今私が申し上げた点のことについては、確認できているような部分もありますか、どうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

私ども、細かなところまでは正直承知をしてございません。現在、町長が申し上げましたとおり、これから、11月29日に伺ったときの決定事項だというような受け止め方をしてしまったのは申し訳ないと。そうではありませんと。これからがスタートだと。町長の答弁のとおりですので、私たちはこれからスタートだと思っております。あの施設をどうするのかというところも、これからスタートだと思っておりますので、このまま何とか嵐山町で機能強化を図っていただくというのが町の、それ一本だと思っておりますので、粘り強く交渉させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　もし、これの地元の地方自治体から、何らかの支援が必要ではないかというようなことが出てくることも考えられますよね。その辺のところについては、現時点では全く白紙というか、分からないというようなことでいいのかどうか、そこだけ確認させてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

これから本当のスタートで、恐らくまだ１歩も出ていないくらいの状況ですので、これから恐らく具体的なお話が多分提示をされ始めてきて、町長に報告をして判断を仰いでいくということですので、基本的にはまだ１歩かゼロ歩か、そのような形でご理解いただいてよろしいかと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　あともう一点、この今日の答弁の中で、翌年１月には国会に法案を提出する予定であるというようなことが、ここに答弁書に書かれていますけれども、その辺のところについては、今現時点で担当課はどのように把握していますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

内閣府に確認したところ、３月15日が法案の締切日だというふうに聞きました。現時点では、提出予定となっていますと。今、国会でいろんな流れがありまして、当然審議をされる、されないという予想とか、そういったものも含めて考えたいと言っておりましたが、仮に今回出せなくても、臨時国会もありますから、１年後ではありませんと、そこまではお話をいただいております。です

から、今の時点は確認しなくては分からないのですが、３月15日が出す、出さないの締切りだと、それは間違いないと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この施設は本当に嵐山町を象徴する施設でありますし、何とかして、やっぱりこれから嵐山町でまた育って勉強していく子どもたちのためにも、大事な場所だと私も思います。ですから、できるだけ上手にタフに交渉していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

○森　一人議長　９番、青柳賢治議員に申し上げます。次の質問に入る前に事務処理が必要でございまして、暫時休憩をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○９番（青柳賢治議員）　分かりました。はい。

○森　一人議長　それでは、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時３０分

再　　開　午後　４時３３分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第９番、青柳賢治議員の質問事項３からになります。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　３点目なのですけれども、嵐山町まもり隊の拡充と連携について、質問要旨だけ読ませてもらいます。

嵐山町をあらゆる面で守っていきたい、支えていきたいという気持ちを持ち、グループで行う草の根的活動を対象とする嵐山町まもり隊についてお聞きいたします。

（１）、登録状況、活動内容は。

（２）、まもり隊同士の顔合わせ、活動についての意見交換の場はということですが、（１）は今答弁書をいただいておりますので、（１）は結構でございます。（２）の答弁からお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。まもり隊同士の顔合わせ、意見交換ですが、以前皆さんの意向を確認したところ、希望されませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　（１）のところなのですけれども、３月議会で宮本議員と同じ質問が出たのが、よく話をしていたのかなという感じで私もびっくりしましたけれども、（１）のまもり隊の認

識が、私も今まで思っていたものとちょっと違っていました。それで、支援課長にはあれなのですけれども、非常にこの活動が広がってこないなと思って、静かにやっているような感じ、自分の身の回りをやっているという感じでした。ですから、私としてみると、このまもり隊というのは、嵐山の中では一番大事な組織になっていくのではないかと思っていたところなのですが、どうも本当に身近なところのできる範囲をやるというようなことに、立ち上げの当時からあったのかな。私、そこのところをちょっと捉え違いしていまして、まずそう思ったところが違っているところなのですけれども。ですから、この団体が拡大していこうと減っていこうと、そんなに町にとってはあまり関係がないよというような捉え方になるかと思うのだけれども、どうでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

もともと各まもり隊の皆さん、ほとんどがここをやりますという形で、自ら皆さん場所指定、最初から場所をやりますという形で行っております。ありがとうございますと。保険のほうはこちらで、一番肝腎なところですから、掛けさせていただきますと。また、必要な消耗品類も提供のほうをさせていただきますので、無理のない範囲でやれるときに皆さんで集まれる人でやっていただくと。これ以上町は求めませんというのですか、そのような形でお願いをしておりますので、本当のできる範囲でお願いできればというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ある程度限られた除草だとかそういった団体だったり、図書館における読み聞かせの団体だったりというような形だったですけれども、そうすると町のほうもこれをある程度、もう少し幅を広げたりしていくようなところはあまり考えていないということでいいですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

宮本議員さんにもお話ししたのですが、まず地域支援課のほうとしては、身近なところという形のあくまでも手を挙げてやっていただくところというようなところまでで、私どもはとどめたいというふうに思っております。それ以上になってしまうと、また話が変わってきてしまうというか、内容が変わってきてしまったり、管理し切れないところもありますので、私どもはあくまでも手を挙げていただいたところでとにかく長く続けたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　これは何というのでしょうか、今もシルバーのほうの事業もなかなか大変

だったりとかという話を聞く中で、このまもり隊の拡充というのはあってもいいのではないかなと、私も前回の質問と引き続き考えてみたところだったのです。それで、宮本議員のときの答弁の中に、第２見守り隊というか、第２まもり隊というような話が出てきました。これは非常にいい考え方で、私も議員が、今、年に４回ですか、せせらぎ水路のああいった形で協力させてもらっています。ああいうある程度場所を、今課長は難しいけれどもとおっしゃったけれども、嵐山のメインになるような場所、そこにやはり手を挙げてくれる人たちを募って、そしていついつ幾日やるから、協力してくれる人はやってくれないかというようなところがあってもいいような気がするのです。

森だとか何かになってくると、またそれは管轄がちょっと離れるから、ある程度目につくような、皆さんがちょっとここ、きれいにしてもらったほうがいいよねというような道路とかあるではないですか。まちづくりだってなかなか手が回り切れないって。そういうようなことを、前回の橋本議員もこういうのが汚れているという中でも、今のまもり隊の中だと地域でもなかなか、うちの地域も実際に神社ののり面なんかもやっていたのだけれども、結局はできなくなってきてしまって、シルバーに頼んでいるような状況になってきてしまっている。それはなぜかと、刈り払い使える人が少ないからなのです。ですけれども、もう一度その辺を少し危なくないような作業を含めて、みんなで使う場所だとか、せせらぎ水路だとか含めて、私はそういったところをもう少し拡大していってもいいような気がするのだけれども、そういう機運もあるのではないかと私も思うのですが、課長、どうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

いろいろ道路なり公園なり、まもり隊の方々が十分自分の範囲の中でやっていただいて感謝しているところでございます。確かに皆さん今まで区でやったり、または農家の方がやっているところがなかなかできなくなって、うちのほうも年２回、基本的には１回で、多いときは２回シルバーで入るのですけれども、シルバーのほうも人数が少ないとか、限られた時間ですので、なかなか対応できないところもあるのは事実でございます。ただ、場所を区切ってやるというのが、こちらの役場の体制のほうも人員が限られておりますので、なかなかそれを準備して対応していくというのは、今現在難しいかなというふうに考えております。自発的に私はここをやっていきたいというところについては、お願いしますという話をさせていただきますけれども、人を集めてここはどうですかというのは、人がやっぱり行く必要がございます。

本当に現実的な話をしますと、そこに行く時間があれば、職員がやったほうがかなり早いわけなのです。ですから、今段取りをしてまでその場所をきれいにしていただくというのは、なかなかハードが高いかなと。町の職員も限られておりますので、その辺は難しいと思いますので、やっぱり身近で皆さんが見て、自分ならここならできるというところを探していただいて、そこをやってい

ただくというのが、今現在の状況ということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうすると、なかなか町のほうも第２まもり隊含めて難しいような話なのだけれども、ということはある程度自発的にそれぞれの人で思ったところをやってもらうというようなことが、今一番町としてはお願いすることということになるのでしょうか。町長、どうですか、その辺。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

青柳議員からそういう質問をいただいて、こういうような答弁になってしまって、意欲をそぐような感じで大変申し訳ない部分もあるのですが、ただそうはいっても総合振興計画の中にはちゃんと目標値があって、こうやって増やしていきましょうという、そういうことも規定をされていますから、これが増えていくということは大変町にとってはありがたいと。ただ、課長たちが今心配しているのは、こちらのほうからここのところぜひお願いしますよと。そうすると、やっぱりやるほうはやらされているという義務みたいになってしまうと、同じことをやっても負担感が２倍、３倍、４倍、10倍になってしまう。そうすると、俺たちはここまでやっているのだから、町のほうはどうにかしろよって、そういうやっぱり論理になってしまうのです。

だから、そうではなくて、ぜひ皆さんのほうからここのところいつまでだから、ではちょっとやろうかなと。例えば10やらなくてはいけない。でも、俺たちは半分しかできないからと。でも、その半分だけでも結構ですので、その辺のところは、ぜひ自発的にそういったグループを設けていただいて､そしてそういう方たちがそういうふうなボランティアに取り組んでいただくということは、町としても大変ありがたいことであると。これは基本的には感謝の気持ちは持っておりますので、ぜひその辺のところ、非常に微妙なところでもありますけれども、ただいろんな交流に関しては、活発に活動しているところというのは結構あるのです。そうすると、内輪のいろんな取組の姿勢だとか、考え方とか参加の仕方とか、時間帯だとかやり方だとかというのが非常に参考になること。

だから、もしまもり隊だとか、あるいはほかの団体さんなんかでも、ちょっと今うちのほうは調子悪いのだよなというようなところがあれば、では地域支援課のほうに、ここのところの活動は非常に活発だから、ちょっと意見交換するのはどうですか。そういうことであるならば、地域支援課のほうからも、ここのところの団体さんは非常にうまく活動していますよということで紹介させていただいて、それでヒントをいただくということは、とってもいい交流になるかなというふうに思っておりますので、ぜひその意欲ある姿勢を持ち続けていただくと、町にとっては大変ありがたいです。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　また、よく考えてみたいと思います。次に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　各地区にスマホ相談協力員を設置することについてです。

以前、パソコン教室が行われていましたが、現在はスマホの時代になってきました。お年寄りのスマホなどの取扱いの上達は、本人にとっても、まちづくりにおいても有益なことと思います。嵐山おたすけサービスの対価での提供もありかなと考えます。手を挙げてくれるスマホ上達相談協力員の設置を提案したいと思います。見解をお聞きします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、質問項目４につきましてお答えいたします。

おたすけサービスのメニューとして、スマホ上達相談協力員を設置することにつきましては、人材の確保、育成、トラブルが起きた場合の対応等多くの課題があることから、今のところは難しいと考えています。携帯電話販売店において、使い方をレクチャーしてくれる専門のスタッフが常駐していますので、それを利用するのが一番の得策と考えます。また、総務省で進めているデジタル活用支援推進事業や、埼玉県との包括的連携協定により、町内や近隣の販売店においてスマホ教室を開催していますので、そういったものをご活用いただければと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　これは令和３年の第３回定例会に、通信事業者をお願いしてスマホ教室をやったらどうだと、畠山議員のほうから一般質問がございました。そのときの答弁も調べてみると、機種がいろいろ個々様々でなかなか対応し切れないという、令和３年のことですから、それから約３年が経てきています。

今、ほとんどの方がスマホを持ってきているような時代になってきてしまっていて、私も少し前までは電話かけたりラインができたり、何かできればいいぐらいだなと思っていたのです。ですけれども、年齢がいけばいくほど、こういったものに興味だとか関心を持つことというのが、意外と年寄りを若々しくするというようなことが最近分かってきたのです、実際近所の人だとか見ていて。それなので、これは長寿生きがい課というよりも、別の角度もあるかもしれませんけれども、実際今嵐丸庵というところがあるでしょう。嵐丸庵というところで提案が何かあったら、マージャンができたと。マージャンにそれこそ10何人も来たというのです。それはマージャンをやりたい人だから来るわけです。

ですけれども、スマホだって覚えたいといえば、そういうのを１こま入れてしまえば、本当に初

歩的なものだというような形でもいいと思うのです。そこから今度レベルを上げていくのは自分ですから、そういった入り口のような段階で、やっぱり何と言ったらいいのか、こんなにしてしまったらちょっと困るだとか、そういったどちらかというと今の本当のデジタルの社会を、もう少し嵐山町の町民が段階を上げていくというところに来てしまっているのではないかなと。それがあるとないとで、えらい町民の皆さんの知識が違ったり、考え方がある程度違っていたところが正しく修正されたり、逆のこともあるかもしれません。ですけれども、私はいい面を今思っているので申し上げているのですけれども、難しい点をクリアしながらでも、何とかこれを短期間に、３年なら３年でもいいのです。恐らくこれができたところとできないまちでは、相当これから先の町民の皆さんからの意見だとか考え方だとか、変わってくるように私は今思っているのですが、その辺含めて、長寿生きがい課長、どうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

スマホ教室を実際に行っている自治体を調べてみますと、ボランティアでお願いしている場合には、講習会を開いてある程度指導ができるようになってから、講師を務めていただくというものがございます。また、神戸市なんかだと、大学生をボランティアとしてお願いしてやっているところとかもございます。そういう点もありますので、高齢者に限らず町民の方皆さんが使いやすいような、スマホになれ親しんでいただけるような方向性を、やはり考えていかなければいけないと思ってはおりますので、その今申し上げたいろいろな課題を解決するために、長寿生きがい課だけではなくて、生涯学習課とも連携しながら事業については研究していきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　以前のときにはスマホ教室の話は、生涯学習、教育委員会のほうでお答えしていましたけれども、今日、課長いらっしゃるけれども、課長あたりとしては、この問題についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋　透生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

ふれあい交流センター講座ということで、平成29年度にスマートフォン入門講座というものを一回開いております。そのときには定員20名に対して応募が26名ということで、定員超えするような人気でした。その後、コロナ等もありまして開設できていないのですけれども、そのときには講師は、やはり町内のドコモショップの店員さんにお願いしてやりました。一般の方を指導員にするという観点につきましては、携帯電話というのは個人情報の倉庫といいますか、かなり内容が携帯の

中に入っていますので、かなり慎重にしていかないとというふうに考えています。やはり講師を頼むときにも、町民の一般の方をお願いするとなりますと、その方の携帯を触って中身を見るということも当然できますので、そういったことについてかなりセキュリティーの問題もあるかなというふうに考えていますので、この後またマイナンバーの関係もございますし、より携帯電話のほうに個人情報が多く入る時代になってきましたので、その辺はかなり慎重にしないとなというふうに考えています。

ですので、今回、来年度に向けて講座のほう、どういったことをやろうかということで考えていますけれども､過去に定員を超えているような人気の講座を取りあえず再開しようかということで、今検討しているところでございますけれども、その検討の中には、スマートフォン講座のほうも入っていますので、実施に向けては前向きに今考えているところですけれども、一般の町民を指導員とか講師にということについては慎重に進めたいというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　今、課長が話された観点は、セキュリティーの部分ですから非常に大事な部分だと思います。私もあまり得意ではないので、身近にそんな人がいてくれたらいいなというような本当に軽い気持ち、助かるなという思いから、こんな形で提案させてもらったのですけれども、もう少しこういう機械を上手に使いこなせるようになったときには、かなり目の先が違ってくるなということだけは何とか感じるものですから、ぜひそれについてはいわゆる期間を集中してでもいいですから、どこかで嵐山町がある程度そういうデジタルだとかスマートフォンだとか、そういったものに強くなると。そして、町民力が上がっていくのだというようなところに話を、セキュリティーも含めながら検討していただくようなところが欲しいと思います。

それによって、必ず元気になるのです。私はそう思って信じているので申し上げているのですけれども、ぜひその講座を取り入れていただくときには大きく広げてもらって、人があふれてもいいぐらいに、話だけ聞かせてもらいたいというような人も含めて対応していただくようにお願いをしておきたいと思いますが、とにかくだらだら、だらだらやるのではなくて限定した、２年ぐらいの期間を限定して、国もそういったことを進めているわけだから、やってもいいかなというふうに思いますが、もう一回長寿生きがい課長に話を聞いて終わりにしましょうか。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

やはりこれからは、スマホを皆さんが使う時代だと思っております。なかなか先ほど生涯学習課長が申し上げましたように、ボランティアとかでやるというのは難しい。おたすけサービスに関しても、今担い手不足というところもございますので、できれば町の主催の事業として、関係各課と

協力しながらそういう事業を進めていければと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　以上で終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５２分）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

３月５日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第６番議員　　小　林　　智　議員

第11番議員　　川　口　浩　史　議員

○出席議員（１１名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
４番	宮本大裕 議員	５番	狄守勝義 議員
６番	小林　智 議員	７番	藤野和美 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（２名）

３番	橋本　将 議員	８番	吉本秀二 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
下村　治	教育長
髙橋喜代美	教育総務課長
馬橋　透	生涯学習課長

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しております。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第９日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

本日１番目に一般質問を予定されていた吉本秀二議員ですが、体調不良により取下げの申出がございました。ご了承願います。

◇　小　林　　智　議　員

○森　一人議長　本日最初の一般質問は、受付番号９番、議席番号６番、小林智議員。

初めに、質問事項１の第２次都市計画マスタープランの取組の状況についてです。どうぞ。

○６番（小林　智議員）　議席番号６番、小林智です。議長より指名ありましたので、一般質問を行いたいと思います。なるべく簡潔な質問に心がけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

１、第２次都市計画マスタープランの取組の状況について。令和３年６月に策定された「第２次都市計画マスタープラン」について取組の状況を伺います。

（１）、地域別構想のうち北部地域の取組の状況、特に「土地利用の方針」と「道路・交通体系の方針」に明示されている具体的な個別方針の取組状況。

（２）、「コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり」のネットワークとは具体的に何を想定しているのか。また町外を含めた広域の考え方はあるか。

（３）、策定後、３年を経過するが、改定の予定はあるか。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、質問項目（１）につきましてお答えさせていただきます。

第２次嵐山町都市計画マスタープランは、令和元年度から検討を始め、庁内部会による検討や都市計画審議会における答申を受け、令和３年６月に議会の議決をいただき策定したものでございます。将来都市像を「自然と萌える路に暮らしが交わるまち」とし、「人が育むまちづくり」、「ひとに選ばれ集まるまちづくり」、「誘導し継承するまちづくり」の３つの基本目標を掲げております。

分野別構想のうち「土地利用」におきましては、北部地域に関するものでは、産業地としての花見台工業団地、田園地域の土地利用、自然保全地域の土地利用について基本的な考え方を示しているところでございます。無秩序な市街化拡大を防止しつつ、積極的な土地利用を行う土地利用活性エリアも県道沿い等に定めているところでます。

取組状況とのことですが、花見台工業団地拡張地区の整備を進めていただいており、また良好な工業団地を維持するための地域計画の変更を行いました。農業による交流・観光等の取組として比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産に認定されるなどされております。しかしながら、土地利用活性エリアを活用した事例はございませんでした。

「道路・交通体系」では、全町的に道路・交通網の基本的な考え方を示しています。北部地域の取組状況では、町道において地域要望や実情に合わせた維持管理を中心に行っているところでございます。基本的な方針に示した町民の移動に関する検討につきましては、交通政策担当課を中心に検討を進めているところです。今後、立地適正化計画にも位置づけを行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、（２）につきましてお答えさせていただきます。

議員御存じのとおり、町では今年度から立地適正化計画の策定を進めています。立地適正化計画は、人口減少にある社会で、市街化区域内の人口密度が減少することによるまち全体の魅力の低下を食い止めるための計画であり、市街化区域をどうするかという計画でございます。

国土交通省が公開している立地適正化計画策定の手引では、コンパクトシティの形成には、公共交通の充実、防災、医療・福祉など、まちづくりに関わる関係施策との連携を図り、総合的に検討することが必要とされています。また、持続安定的な公共交通の確立と連携しつつ立地適正化計画の策定が必要との記載もあります。日本全国では、各自治体の都市計画区域内に、住居系の市街化区域が複数あることが一般的でございますので、その区域を持続的なネットワークで結ぶことが魅力的な都市計画を形成するために必要であるということが考えられます。

嵐山町には、住居系市街化区域は１つしかございませんが、現状の交通に関する課題を把握し、よりよい都市計画とするための一定の方針を示せればと考えているところでございます。

ネットワークには広域的な考え方もあると存じますが、既に東松山市及び小川町では単独での立地適正化計画を策定済みでございますので、嵐山町においても、町域内のみの計画を策定する予定でございます。

続きまして、（３）につきましてお答えさせていただきます。

第２次嵐山町都市計画マスタープランの計画期間は、令和３年度を初年度として令和22年度までの20年としているところでございます。見直しにつきましては、巻末の「計画の推進と見直し」にございますとおり、庁内部会を定期的に開催し、検証を行い公表・報告する予定でございます。さらに、都市計画法の改定や第６次嵐山町総合振興計画や東松山都市計画区域マスタープランの改定・変更によるものや社会情勢の変化により、必要に応じて変更することとしています。変更する場合は、改めて議会の議決をいただくことになります。

以上、答弁させていただきます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

今回、第２次都市計画マスタープラン、都市マスのこちらの取組についてお伺いするわけですけれども、先ほどの答弁にありましたとおり、本件につきましては既に嵐山町の立地適正化計画の策定ということで、都市計画審議会、こちらのほうで審議が始まっております。私も議会の代表としてこちらの審議会には参加させていただいていますので、状況については話を聞いております。本日の質問では、ただ立地適正化にも一部関わるようなところをご質問させていただくことになるかと思います。全般的なまちづくりという観点から見たそのトータルのものの中で、これに関わるところが出てくるかと思いますが、その点についてはご了承いただきたいと思います。

審議会の中では、改めて審議会に提案された内容をほかの審議委員の皆さんとともに適正に審議していきたいと思いますので、本日は議員の立場から町のまちづくりについて質問させていただきたいと思います。

それでは、早速、内容について再質問させていただきます。

まず、この１番、２番、３番それぞれ独立でもあるのですけれども、全体としてマスタープランの全体像をどうするかというお話も聞きたいので、一括して質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（１）、（２）と挙げたのですけれども、まず確認しておきたいのは、都市マスです。皆さんご承知の方はよく存じ上げているかと思うのですけれども、基本的にまず都市計画から始まる課題だと思っております。嵐山町の場合には、都市計画を全域としてもう既に従来から営々としてやってこられて、それなりの成果を出していただいているというところでございます。

私の認識するところでは、都市計画というのはいわゆる市街化区域と市街化調整区域ということをはっきりさせて、土地活用の要は整然としたまちづくりをしていこうというところが狙いなのだ

ろうと思っております。これは従来からある都市計画です。それで、比企郡全体を見回しても都市計画をやっている市町村って半々ぐらいで、今も都市計画を立てていないところもあります。その中で嵐山町は早くからもうこれ取り組んでいただいて進めておるわけです。もうこれの功ばっかりではなくて、功罪合わせてあったかと思いますけれども、今までの取組についてどういうことが実現して、細かなこと、具体的なことは少なくてもいいのですけれども、都市計画に取り組んだことでこういうことができたとか、あるいは反対に都市計画をやったためにこの辺ができなかったとか、そういうことがありましたら、これはどうでしょうか、できればまちづくり整備課長のほうからでよろしいですか、ではそちらでお答えいただければと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えします。

嵐山町は、昭和42年に都市計画区域に入りまして、東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町と東松山都市計画区域という中で都市計画を始めました。その中に嵐山町があるということです。用途地域もその後線引きを行って、市街化調整区域としては区域を分けているところでございます。

都市計画には２つの観点がありまして、土地利用と都市計画事業というのがございまして、都市計画については土地利用を規制して、無秩序な市街地の拡散を防ぐというのがそもそもの目的でございますので、効率的なまちづくりのためには一定のエリアを指定して、そこを開発して住んでいただく。調整区域の方につきましては、集落の維持というのが必要でございますので、一定の開発の容認をしつつ維持を行うということで都市計画を定めております。もう法がそのままになっていますので、法の趣旨どおりに進んでいるという考え方でございます。

都市計画事業につきましては、御存じのとおり、むさし台地区、平沢地区、東原地区と都市計画事業をいろいろやらせていただいて、まちづくりに大変貢献させていただいて、駅前も以前はちょっと山林の多いところであったものが今整然としたまちづくりができておりますし、平沢につきましても今やっと換地処分が終わって、新しいまちづくりを始めようとしています。東原地区につきましては住宅が多く建って、最近の人口の維持に貢献しているように考えております。

都市計画につきましては、もともと都市計画法という法でございますので、その法にのっとりつつ進めていきたいと考えておりますし、先ほど言いました都市計画事業には下水道も入っていますけれども、そういうのを含めてまちづくりがはっきりと進展したかなと考えているところでございます。

罪というか、なかなか皆さんがやっぱり不満に思うところは、市街化調整区域には基本的には家が建たないところというのがございますので、市街化調整区域については活性化ができないというご意見をいただいておりますが、やっぱり都市計画法の趣旨としましては、戦後、いたずらに市街化区域が広がって、市街化というか、住宅が広がって、どうしても統制が取れなくなってしまうと

いうそういうときがございましたので、一定の制限をして、ただ全くできないということではございませんので、ある程度の寛容的な制度も考えつつやっているところでございますので、それは法の趣旨に従って嵐山町はしっかりできているなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

ただいま答弁いただいたとおりなのだろうと思います。町全体を、これは高度成長期に向けて日本経済が行く中で、乱開発があったので、これを秩序ある形での開発をすべきだというところから入ってきているのだと私も認識していますので、その意味では市街化区域と市街化調整区域という形ではっきり分けてめり張りをつけたというのは一つの成果があったのかなと思います。

ただ、その後の近年、そういったことの弊害も出ているのかなというのをちょっと生活している中で感覚として持っておりますので、その辺について後ほどちょっと質問もさせていただきたいなと思っております。

今回のまず立地適正化を進めるということですので、立地適正化のことについてもちょっと踏み込んでみますと、市街化、要は都市計画のさらなる進化といいますか、もっと細かくしていくことが内容的に行われるのではないかなと思っています。というのは、例えば市街化区域という形で用途区域を決めてきているわけなのです。その中でも今度立地適正化がこの後いろんな案が出てくるのだと思うのですけれども、その中で、計画の中ではまず３つの観点が法律上も挙げられていて、都市機能の誘導区域をはっきりさせますよと、それから居住誘導区域ももうちょっとめり張りをつけますよと、それ以外のところと、この３区分にしていきます。これ３層構造と言うらしいのですけれども、そういった形にめり張りをつけていく、市街化区域というだけでなく、都市機能誘導区域、これは居住誘導区域という形に市街化地域内を分けていくと。その中でめり張りのあるまちづくりしてをいくのだというのが立地適正化計画だと、これも私も勉強したばっかりで具体的なことはなかなか言えないのですけれども、都市機能誘導区域というのはこの中で明示されているのが医療施設、福祉施設、商業施設、これらを誘導する地域が都市機能誘導区域だという定義になっているそうです。それ以外に居住誘導、ここは居住地区ですよという形で居住を誘導していくという地域に色分けしていくのだというのがこの一つの目的と、それと皆さんご承知のように立地適正化の一つの形は、居住地域を集中させていこうという形で行政の効率化なり、それから生活の利便だとかそういったものを考えていこうというのが立地適正化の考え方であると。ただ、それ以外の市街地調整区域の者にとっては、これはさらに建物だとか開発についての制限が加わってくると、今まで以上に加わってくるという内容になってくるのではないかなと思います。これも一般的な立地適正化の説明書なんかを読んでもそんなことが書いてありましたので、その辺についてもこれはいいことなのかどうかということも懸念することも市街化調整区域に住んでいる人間にとってはあるの

かなというふうに思っております。

これ立地適正化でそういうことが進めてこられるということなのですけれども、ちょっと（1）で挙げた、では北部地域で今どういう状況になっているのかというのでお聞きしました。この中の答弁の中でも、特にこの３年間は、例えば花見台の工業団地の拡張はもう従来からありましたのでできました。それ以外のマスタープランに挙げてある個別施策の中の項目で、これといって目立ったものはこの３年間はなかったという答弁がありました。もちろん開発計画というのはなかなかこれは難しいものでありますけれども、私今日の質問のところで２つの点をお聞きしたいなと思います。

１つは、めり張りが今度立地適正化なり都市計画の中でもっとついてきますから、都市部のところ、嵐山駅を中心とした都市部に集中する地域、ここの絵図面を今後どう書いていくのかなというのが一つのお聞きしたいことです。

それと、もう一つは、いわゆるネットワークという形で地域とつながった、交通網でつながった地域が今後どうなっていくのだろうかというところ、この２つのイメージとしてどんな形のまちづくりになっていくのか、その辺がちょっと質問したいなというところでございます。

まずは、都市部という形で集中される駅周辺、このところが今後どうなっていくのかちょっと質問させていただきたいと思います。

現状を見ると西口の整備も徐々には、ちょっと遅れながらも進んできております。それから、新しい商業施設も今月できるそうです。そういった形で開発もあるのですけれども、誰が見ても菅谷地区のところ、更地の部分が大分増えてきて、先の見通しがよく見えるようになっているような状態です。これ、私は菅谷に住んでいないのでよく分からないのですけれども、通ってみると、向こうが見渡せるような広々として、これは何か大きな都市計画が始まるのかな、まちづくりが始まるのかなという印象を持つ町民も多く見受けられます。私も時々そういうことを聞かれることもあります。ただ、私はこういう議会の場でもそういうことを細かいところまでは聞いておりません。そういうところで都市部中心として、さっき立地適正化の口頭では３層構造に色分けしてさらに色分けしていくのだよというお話もさせていただきましたけれども、そういうのも含めてその辺についてのまちづくりの青写真といいますか、立地適正化に今後出してくる話のことに踏み込む必要はないのですけれども、考え方としてあの辺を、駅周辺、特に西口、そちらについてどういうような大きな計画なり理想を持っているのか。今回のマスタープランも20年の計画ですから、そういう長いスパンの中でどういうまちづくりをしていきたいのかというお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

まず、先ほども最初の答弁させていただいたとおり、立地適正化計画はもともとやはり市街化区域と言いつつも、全国的にやっぱり市街化区域の空洞化が始まっている、空き店舗もありますし、もちろん嵐山町もそうですけれども、やっぱり大きな町においても商店街のシャッター街が進んでいくというそういう状態があります。全国的な傾向になっているというふうに考えておると思います。

やっぱりそうすると、まちの魅力自体がなくなってしまうので、もう一回市街化区域の中を考えたらどうですかというのがそもそもの出発点になっているように私は認識しているところでございますので、市街化区域の人口密度を上げて、商店なりなんなり、そういう機能がちゃんと維持できるような用途を定めて市街化区域をもっと狭めればいいという考えもありますけれども、それはなかなかハードルが高いので、今までの都市計画の中、用途地域の……市街化区域に先駆けて置いておりまして、その中を、立地適正化計画は都市計画の高度化版と言われていますので、エリアを括ってより人口を集中させていただいてやっていく。

加えて、全国の都市計画の中に、市街化区域の中にもやっぱり土砂災害警戒区域等、大変危険な地域もあるという状況もあります。嵐山町はないのですけれども、そういう地域もありますので、そういう地域は排除させていただいて、またハザードマップでも浸水区域も市街化区域にあるというところもありますので、そういうところは住まないでいただいて、もっと住めるところに住んでいこうと、それは全国的な流れで、立地適正化計画が出来上がっていますので、それを嵐山町のバージョンに当てはめていくという状況にあるというふうに考えております。

市街化調整区域については、先ほど議員さんからございました、いろいろな考え方をする方もいらっしゃいますが、今現在、立地適正化計画ができるからといって市街化調整区域の規制が厳しくなるということは、今現在の情報はございませんので、あくまでも今までは今までのとおり、嵐山町においても市街化調整区域は集落の維持というのをしっかり考えていくという考えでございますので、今の法律に基づいて開発計画を行い、既存集落については維持をしていこうという計画でございます。

駅前、駅を中心とした市街化区域でございますが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、空き地、空き家が増えている、これは嵐山町も同じでございまして、空き家が増えていくと、やっぱり空き家、空き地が増えて、その空き地を更地にすると広がるなという考えがございます。それはあくまでもその空き家、空き地の個別の問題でございますので、嵐山町の計画としては、まだそこまで、立地適正化計画はまだ計画の段階でございますので、これからするというものではございません。今現在、土地が少しずつ少しずつ動いて、やっぱりいろんな考え方を持っている方がいらっしゃいますので、古い家を壊して新しくおうちを造ろうとか、そういうところもございますので、いろいろ動きがあると、そういう動きが出るかなと思いますけれども、町として一定方向的に事業を進めるというのは、今現在、駅西整備事業以外はまちづくりではございませんので、その点は急に

家が壊れて空き地が広がったので何か始めるのかなというのは、個別個別の土地利用の計画ということでございます。

駅西の中心的な考え方でございますけれども、これから立地適正化計画をつくっていきますが、基本的に駅西の場合は、近隣商業地域ということで、用途地域も定めておりますので、町としては基本的には商店等が入っていただくのが町としてのそもそもの用途の考え方でございますので、それはしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

機能誘導区域は、そのエリアに機能誘導施設という、町がやっぱりこれだけは市街化区域にはあってもらいたい、または誘導したいという施設を誘導するエリアを定めるものでございますので、その誘導区域をしたからといって全て開発するというわけではなくて、この誘導区域に誘導施設という町が医療・福祉、行政機関等々を含めて、今後まちづくりの中で重要だという施設、それを定めるところのエリアでございますので、それができたらといって、すぐその事業を行うというものではなくて、緩やかに誘導していったり、緩やかに規制をしていったりというところでございます。

機能誘導地域もしかりでございまして、町には危険なところ、住んでもらうと、市街化区域であってもやっぱり危険だなというところを規制、考えさせていただいて、そこは外しながら居住を緩やかに誘導していく。この機能誘導地域をつくると、一定の大規模開発がある程度の規制というか、届出制度なのですけれども、届出が必要になりますので、そういうことをもって緩やかにその居住を集中させていっているというものでございますので、この立地適正化計画においてもやったらすぐ事業が始まるというものではございませんので、その点はちょっと都市計画ですので、長い期間をもって緩やかにやっていく。今現在の嵐山町も都市計画は昭和40年代でやって、今のような形になっていますので、そういう長いスパンをかけながら都市計画をしていくというものでございますので、ご了承願いたいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

最後のところはおっしゃるとおりだと思うのです。それで、せっかく立地適正化とかまちづくりマスタープランのことを具体化していく中で、私はこの嵐山町、町長も「人が宝のまちづくり」だということで、いろんな案も出していただいていますけれども、形あるものにやっぱり提案していってもらいたい。20年後の嵐山町の市街化がどうなっているのか、駅前がどうなっていくのか、市街化調整区域のほうはどういった形になっていくのかという具体的なイメージを持っていただくのが、私は機能誘導区域ということの考え方の根幹だと思います。当然、土地というのは民地がほとんどですから、個人の考え方だとかもありますし、無理やりここのところは何も建てられないよだけでは私権の制限があまりにも行き過ぎてしまうというのもあるので、今回答いただいたとおりなのかと思うのですけれども、ただ町としてビジョンを出さなければ町民も何をつくっていいのか、

何ができるのか、何が誘導していきたいのかというのを今後はっきりさせて、はっきりといいますか、具体的なビジョンを見せてくれて、できれば夢を持ってもらいたいと思うのです。

そんな意味から、私、この立地適正化計画の中の誘導区域、特に医療・福祉施設、商業地区、これ一くくりに誘導地域と書いてあるのですけれども、例えばです。これは全くの素人の単純な思いつきというふうに聞いてもらって結構なのですけれども、例えば嵐山の駅前にはいろんな個人病院がいっぱいあるよなと、医療・福祉充実しているよなと、電車に乗ってでも嵐山町に来れば、例えば歯医者もあって整形外科もあって何もあって、内科もあってということでいろんな用事が足せるよなということで、医療・福祉の区域を徹底的に誘致していくとか、医療・福祉のまちづくりをしていくだとか、駅前をですね。あるいは文教施設をもっともっと、これ今度は、要は学校統合にも関わることなのです。学校統合は当然西口地区の、今の菅小のあるところが嵐山町の唯一の小中学校になってくるというのが今度の構想だと思いますので、そこが文教施設で子どもたちの教育の中心になってくる。それから、嵐山町には私立の中学校、高校もあります。そういった形で文教都市を目指していくという考え方もあるでしょう。そういった学校を誘致するということです。できれば大学でも誘致してもらいたいのですけれども、なかなかそういう規模が難しいのかなと思いますけれども、時代が、大学が都心また集中になっていますのでなかなか難しいかなと思いますけれども、そういった文教に力を入れていくというところとか、めり張りのついたまちづくりというのは、例えば町外の人からとっては、嵐山に行けば、例えば今はラベンダーだってあるとかいろんなことも、観光も取り組んでいますけれども、嵐山町に行けば、駅を降りれば福祉が充実している、例えば病院が充実しているとか、そんなことも考えられるのではないかな。

私、熊谷市のある地域で個人病院が林立、団地のようになっているところがありまして、なるほどこういうまちづくりもあるのだなというのもかつてそこを通って感じたことがあるのです。例えば産婦人科がある、みんな個人病院です。産婦人科がある、それから歯医者さんもある、内科がある、それからいろんな外科手術のできるところがあるというのが団地のように出来上がっていて、当然薬局もたくさんそこに集中してきて、そこの地区が病院村みたいになっているという地区があるのです。そういったようなこういうまちづくり一方であるよなと、ここに来れば何でも用が足りる。そうすると、何かあったらここのところをかかりつけの医者になっていこうかとかいう考え方もできるので、そういう考え方もあるのではないか、これもちろん私の素人の発想です。そういった形も含めて、都市機能の誘導区域というのをもっと具体的で特徴あるまちづくりのビジョンが描けないかなというふうにも思います。こういう考え方についてどうでしょうか、どのように考えをお持ちでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

まちづくりのビジョンということでございますけれども、都市計画マスタープランにおいては、ちょっとそのページの23ページなのですけれども、いろいろ難しいというかイメージがつかないということで、将来の暮らしのイメージというものをつけて、写真つきでこういうものになったらいいなというのを定めております。

嵐山駅周辺については、にぎやかであったほうがいいよね、町なかには空き家、空き店舗を改修し、子育て世帯の定住が生まれたらいいよねとか、田園地域については多世帯が交流し、子どもがいろいろ経験しながら成長していくのがいいよねとか、人が交流して安心して暮らせるまちづくりはいいよねというそういう一種のイメージというのは、一応以前、都市計画マスタープランを定めるときもイメージが難しいということでございますので、将来の暮らしのイメージというのをある程度都市計画マスタープランにも取り込んだところでございます。

機能誘導区域の誘導施設の中に医療施設等特徴的な施設をという考えも一方ではございますが、ただやっぱり誘導区域と誘導施設を設定している市町村の事例というか、今、立地適正化計画はいろいろ出ていますので、その事例を見てみますと、様々なまちの形態によって考え方が違ってきているかなというふうに考えます。

１つは、やっぱりちゃんと誘導していこうという地域になっていまして、もういろんな医療を明記して誘導していくというところもございますし、または全町的に広がっている施設を一点に集中するというのはなかなか難しいので、この施設はその誘導施設にはあるのですけれども、それすると規制もかかってくるということが同時に起こりますので、町全体を考えて、誘導施設にはある施設ではございますが、誘導施設として指定せずに、町全体を誘導施設として、ものとして考えるという場合もありますので、立地適正化計画は一言挟んで表現する場合もあります。

嵐山町におきましても、例えば医療施設を駅前にということで誘導施設とすることは可能とは考えますけれども、果たしてそれが今現在の既存の医療施設にとってどうなのか。または、スペースの問題として、届出制度も全くできないわけではございませんので、届出制度ということはある程度の規制がかかってくるということでございますので、それ以外で医療施設を造ろうとすると、それも少しハードルが高くなってしまうと、本当にそれでいいのかなという問題もございます。やっぱり嵐山町は嵐山町の面積がございますので、それほど大きいことではございませんので、広い町域ではございませんので、それを考えながら、町全体であるものについては、確かにここにあるのはいいかもしれませんけれども、指定してしまうと、届出理由も生じてしまって、緩やかな誘導がある程度規制というふうに考えられると、立地しようとする方も利用できなくなるという逆の面もございますので、その辺は慎重に考えたいと思います。

駅前にスペースがたくさんあって、ここに幾つでも家が建てられるとかいうふうなものがある地域においては可能かなと思いますけれども、嵐山町はやっぱりある程度、建物を建てられる面積が限られてきているかなというふうに考えていますので、そういう現状を見ながら今後検討してまい

りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございます。

特に、私、医療のことも例に出して、これは例ですよ、あくまで。例に出して言いましたけれども、すぐ思いつくのは今の答弁にあったとおりです。既存の病院も分散していますよ、医院も分散している中で、そういう地区を指定した場合にはどうなってしまうのだろうということも考える、これ当然都市計画にはいつでもつきまとうことなので、新しいこういうビジョンを出したときに、いやいや、それではうちが困るよという考えは当然ある。そんな中で一つの特色を出していくというのも私大事なのではないかなと思いましたので、あえて言わせていただきました。

あるいは福祉村でも結構ですよ。何でもいい、ほかのことでもいいです。さっき言った文教の中心、何も全部文教にしろとか全部福祉にしろというのではなくて、転々と福祉がこの中地域に集中していますねと。そもそも今回の立地適正化も住居地域を集中していこう、都市機能を集中していこうということです。ですから、市街化地域に住んでいる人もこの後出てくるネットワークを通じて、そういった医療だとか福祉にアクセスしやすくするというのがもうそもそもの立地適正化とかまちづくり、コンパクトシティの考え方そのものなのではないかと思うのですけれども、その辺をはなから放棄しないで特色あるまちづくりというのを一つのキーワードにぜひ考えていく方向もあるのではないかなということで、今回のあれについても、向こう20年、30年のことですので、考えていただきたいなと思います。

これにつきましては、そういう形で、ぜひ私としても嵐山の町民として、西口の地域が早く活性化してほしいという思いもありますので、ぜひそういう形にしていってもらいたいと思います。

特に、あと既存の空き家だとかそういったものも若い人たちを中心に今リノベーションをかけたり、新しい事業を起業してみたらということも芽が出てきていますので、そういった芽を大事にしていって町としてもサポートしながら、まちづくりのほうに生かしていくということをぜひやっていただきたいと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせています。

議員さん、集中集中というふうに今言われましたけれども、立地適正化計画はその面もあると言う方もいらっしゃいますけれども、今現在、町で考えているのは、集中させようというわけではなくて、市街化区域の中をどう魅力的にやるかという考えを持っているところでございます。嵐山町の中を、嵐山町の調整区域を嵐山町含めて市街化区域に持ってくるという考え方ではなくて、やっぱり嵐山町は市街化区域の調整区域から持ってくるとか、中をいじるというのはなかなか難しいと

ころでございますので、このターゲットをちゃんと、立地適正化計画ではターゲットを定めろというのがございますので、今現在のターゲットとしては子育て世帯が嵐山町に来るときに、何が必要、何がやっぱり一番メインと考えて、この市街化区域の中に住んでいただけるかというのを考えて、決して中を集中させていただいて、ここに持ってくるというわけではなくて、市街化区域をどう魅力的にしていくのか、それにはやっぱり店舗が必要ですね、同じ繰り返しになってしまうのですけれども、店舗が必要ですね、店舗にはある程度の人口がないと店舗が成り立たないので、ある程度の人はいましょう。ただ、都市機能については全体を見ながら、施設機能を定めて、こういう機能の施設があれば、ここは市街化区域として魅力的になるだろうというふうに思いますので、決して集中という考えはございませんので、ここに立地の緩やかな誘導というか、それも町の中を誘導するわけではなくて、町外から来る周りの施設について誘導していこうというものでございます。

今現在、先ほど議員さん言われましたとおり、リノベーション等の空き家対策等、少しは芽が出ているかなというふうに考えておるところでございまして、それをしっかりとまた支援していきたいと思いますし、この立地適正化計画はそもそも空き家、空き店舗対策も、こういうものをしないとやっていけないという基本的な大方針の下に制度が出来上がっておりますので、今後、その空き家、空き店舗をどうしていくか、市街化区域の土地利用をどうしていくかというのを全体的に考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　今お答えあった集中集中ではないよというお話がありました。

では、今度は集中ではないことの話をちょっとお聞きしたいのですけれども、今回の都市マスの中でも拠点づくりということが盛んに言われていて、確かに嵐山町縦に長くて駅が１個しかなくてということを考えると、はた目にもさっき私が申し上げたところに１か所しか集中になってしまうのではないかというのがあります。ただ、今回の立地適正化の説明なども見てみますと、やっぱりある地域を複数の拠点を結ぶのをネットワーク化していくのだという考え方がこの中にあるわけです。その中で拠点づくりというのが非常に大事になってくるのではないかと思います。

私、さっき駅西口、この先どういう絵描きができるのかな、ぜひ絵を見せてもらいたいと思うのですけれども、いい夢のあるビジョンが出てくるといいなと思っているのですけれども、それ以外にも生活のための拠点づくりという形で、南部はどうするのだとか、北部どうするのだ、中部どうするのだという形でなってくると思います。特に私は北部に住んでいるものですから、北部の拠点はどういうふうにつくっていくのかというのも一つの課題なのかなというふうに思っております。

学校統合で皆さんがご指摘、議員の皆さんも指摘しているし、私も考えてはいるのですけれども、七郷小学校、あれどうなってしまうのだろうかと、子どもの声が聞こえなくなってしまうというので皆さん懸念している方もいらっしゃいますけれども、あの地区が農協がなくなった、小学校が今

度なくなる、そういったところで拠点が何もなく、北部ふれあいのところだけの残るという形になっていくのですけれども、それは跡地の問題等も含めて今後議題になってくるのではないかと思いますけれども、まちづくりとしてあそこを一つの拠点にしていくとか、そういう考え方があるかまずお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

立地適正化計画は何回も言うとおり、市街化区域の中をどうするかという計画でございますので、調整区域のところをどうするかという計画は、全く全然触れないということはないかもしれませんけれども、基本的には、市街化区域の中だけの計画でございますので、北部の拠点となると、またちょっと全体的なマスタープランの話になってくるかなと思います。

都市計画マスタープランにおいても、都市将来構造図におきまして北部交流センターを田園ゾーンの拠点というふうに位置づけておりまして、考え方としては北部交流センター周辺を拠点というようにさせていただいております。また、先ほど言いました土地活性化エリアにつきましても、この地域は入っておりますので、今後、可能性があると思います。ただ、あくまでもやっぱり市街化調整区域でございますので、一定の制限はかかってくるものと考えますが、それは今後の土地利用を見ながら、大きな社会状況の変化とか情勢変化があれば、都市計画マスタープラン等の変更、可能な限り変更させていただいて、その拠点の後押しというのはできると思います。ただ、今現在は、先ほど言いましたとおり、ざっくりとしたエリア、拠点ですよというふうにはしているのですけれども、土地利用としては市街化調整区域でございますので、一定のものしか建たないと。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　一つの拠点の候補にはなってくるのだろうなというふうに思っているし、実際に、この後、学校統合を考えた上で、ではスクールバスがどういうふうに巡回するのだとかどこに止まるのだとか、そういったところの拠点とかも考えられてくるのかなとか、要は北部地域に住んでいる方の一つのよりどころといいますか、集まるところというところでは拠点というのが非常に大事になってくるのだと思いますので、今度は、市街化調整区域のほうのところが今後どうなっていくか、将来20年後に向けてというのをちょっと想像してみると、空き家が増えてきます。人口は減ってきます。それから、新しい家は建ちません。これが市街化調整区域です。そんな中で生活の利便をどう考えていくのかというところが一つの課題になるかなと思います。

私は、都市計画の功罪という話を冒頭させていただきましたけれども、嵐山町は都市計画があるために市街化地域には基本的に家は建たない、開発行為ができない。沿道サービスとか、またこの後私は話ししますけれども、そういったもの以外のところがなかなかできない。

一方で、都市計画、これは私の不勉強かもしれませんが、都市計画がないからなのかどうか分か

りませんけれども、ときがわ町であるとか、あれを無秩序な開発というかどうか私は分かりません、住んでいませんので。ただ、飲食店が非常にときがわ町全体にぱらぱらとほどよく点在しているという風景をよく見ます。それもああいうのができるのというのは、無指定ということはあるのかなと素人なりに思うのです。嵐山町ってうどん屋、そば屋ないよねという、地域に、農村地域だとかそういうとこに点在するようなのはないよねというのが気になっていたし、人からもそういう話聞きます。その辺の原因というのは何でだろうなというので、一つには、ああそうか、都市計画の市街化調整区域だものねという話が大概話の落としで出てくるのですけれども、その辺についての今の現状についてちょっと聞かせていただけたらと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

市街化調整区域においても今現在11号、12号区域という区域がございまして、特に11号区域は、低層の家なら建てられますし、属人要件はございませんので、一定の既存集落については、今後も都市計画法が変わらなければ、人が住めるようなある程度の規制が緩い地域もございますので、全く建たないというわけではございません。やっぱり既存集落を維持するという制度もちゃんとございますので、それを活用していきたいと思います。

その既存集落の中には、１号店舗と言って、その既存集落の中なら住民の方なら店舗はできますよというのがありますので、今現在は、既存集落内であれば店舗ができる。もちろん先ほど言いましたとおり、沿道のサービスもできますので、そういうのはできると思います。ただ、ときがわ町は、先ほど議員さんが申し上げたとおり、線引きはございませんので、その辺の区域、区別ではございませんので、店舗は建ちやすいかなと考えているところでございます。

よって、嵐山町も本当は店舗が少ないというのはその原因もあるかなと思いますので、今後いろいろ検討させていただいて、先ほど全協で説明しましたけれども、観光等の方針を改定して、よりいい都市計画法を有意義に活用できるような、そういう考えも必要としますので、今後、立地の条件というのはある程度整ってくるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　実際そのとおりなのかなと思うのですけれども、そうすると今現状の市街化調整区域の中で、例えば一つは沿道サービスというのがあります。先ほど全協でも説明いただきました観光に絡んだ飲食店ができるというその一つの取っかかりかなという、副町長あたりのお話をいただきましたので、そういうふうに開発ができる可能性を持っているというふうに聞きました。

その２点についてどういう形なら可能性があるのか、できるのか。特に、１つは観光附帯設備というのですか、そういったものとしてできますよという、これ都市計画上のお話なのだろうと思う

のですけれども、その話と、あとはもう沿道サービス、さっき言った居住の農家住宅だとか、そういったもの以外のところで商業施設として何かやると、要は地域の利便のために造るものとして、今の観光施設としての飲食店であるとか、沿道サービスがあと１つあると思うのですけれども、その２つのこういうケースならできるのだよ、こういうケースではできませんというのを概要としてちょっとお話しいただければと思います。

また、それ以外にもこういったことならば商業施設もできますとか、もちろん無秩序に開発になることはないでしょうけれども、そういったことならば必要なものは造れますよというのがありましたら教えていただきたいのです。お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

最初に言いました市街化調整区域の既存集落内にできる店舗、日常生活に必要な店舗等でございますけれども、34条の１号店舗というふうに言われているのですけれども、これについては日常生活で市街化調整区域の既存集落内に店舗が必要になりますので、一定の面積要件はございますけれども、店舗は可能でございまして、いわゆる50戸連たんとあるところをちゃんと嵐山町は法というか図面で、こちらのエリアならできますよという条件がありますので、今現在でもそれがあれば既存集落内であれば店舗が可能でございます。

今度の観光の方針に基づいて行う開発計画でございますけれども、これは34の２号というもので、観光に資するものであれば店舗というか、観光に基づく施設を可能にしようというものでございます。基本的に言いますと、観光資源を鑑賞するために必要な建造物等、または観光価値を維持するために必要な休憩施設、宿泊施設等、観光客に軽食等を提供する飲食店、お土産物店等、それであれば許可しようというものでございますので、その辺の具体的な許可等については個別に審査をしながらやっていく、もちろん技術的要件もございますので、道路や排水等立地条件がないとできませんけれども、立地の要件、そもそも立地できるかどうかについては、これでクリアできるかなという考えでございます。基本的には、飲食店、あとお土産店は34の２号でできますし、一般的な食堂等については、大規模でなければ１号店舗でございますので集落等で可能でございます。ちょっと面積等もございますので、個別になかなかどうというふうにはならないかな、個別に精査しないとできるできないというものが出てくるものでございますので、ご了承願いたいと思います。

沿道サービスについては、国県道の12メートル道路等であればできますので、今現在の254号のバイパスの端は基本的にはできるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　集落に住んでいる者としては、生活に関わるものって、やっぱりこれから

は必須なのです。私の吉田地区、もう古里に近いところに住んでいますけれども、小川熊谷県道がありまして、前々からお話ししているその辺に住んでいる者にとっては町といえば小川町に行って買物したり、熊谷市に行って買物したりということが多かった。だから、小川熊谷線って結構重要なバス路線だったのですけれども、今バスも１時間に１本以下になっていますし、そんな中で80過ぎのおばあさんがバス停に止まっていて、「バスで小川町のヤオコーに買いに行くんですよ」と言って、「帰りはもう最後の１便で帰ってきますよ」というようなことをされている方もおります。そんなので、生活必需品、今度はその西古里にコンビニが今できていますので、どうかなと思ったら結構盛っていて、みんな便利に使っているというところなのです。ああいう形でやっぱり生活必需品というものが購入できたり、用が足りたりというのは必ず必要なのだと思うのです。そういった形で今のお話ですと、いわゆる小型の店舗というものはすぐできていく。だから、沿道サービスの中ではもともとはドライブインみたいなところだというふうに解説書にも書いていてあるのですけれども、今ではコンビニであっても、要は地域住民に求められるものであったりということであれば認められるというようなこともあります。先ほどの説明でも、それ以外でも、いわゆる１号と言われているものですか、小型の商店、集落の中での商店であれば、今でもつくれると。あとはつくる方がマーケットとして成り立つのかという個別のまた問題になってきますから、ただ法律上はそういう形で町としてもつくれるよということをお聞きして、これからそういう案件があれば、できていくのかなというふうに思います。

一番あれは、農林61号と言いながら農林61号のうどんが食べられるうどん店が嵐山町に何店残っているのだということで、古里のわごころなんかも大変そういう意味では一生懸命やっていただいているところかなと思います。そういうのがやっぱり市街化調整区域の中でも点在していくような光景というのはあってもいいのかなと思いますので、そういった面も町としても、要は規制するだけではなくて、そういった方向に誘導していくとかあっせんしていくとか、そういうまちづくりをぜひ心がけていただけたらなと思います。

あと、この項目については、いわゆるネットワークについてもご質問、ネットワークというのは要するに交通網のことだということだろうと思います。町外について考え方があるかということで質問させていただきました。こちらについて、前々から言っているように、嵐山町縦に長くて、別に１つの町だけで生活が完結するものでありません。さっき言ったように個別病院は数はありますけれども、ベッドを備えた病院がないに等しいです。ない。そんな状況の中で他地域、他町村、他市町のそういったサービスを使っているというのは、小川町は昔から病院がたくさんあります。東松山市にもあります。なので、嵐山町にあえてベッドのある病院が誘致できれば一番いいのですけれども、そうでなくても、物事はもう広域で考えないと駄目かなと、それは東松山市の病院があるとか小川町の病院があるとか、あるいは商業にしても嵐山町は平沢地区に大きな商店がありますけれども、地域によっては、小川町が近いとか熊谷の江南地区のほうが近いとか、滑川のほうに行く

とか、そういう形で広域でネットワークを考えていかなければいけないかなというふうに考えています。

その中でさっきの回答でも立地適正化計画はほかのところはもう先に出してしまっているのだけれども、嵐山町これからなので嵐山町だけのことで考えていきますというふうなちょっと答弁もあったのですけれども、その辺については生活面から見るとむしろ多様化しているわけです。ネットワークがさっき言った集中、私も集中ばっかり言っているではなくて、そういった形で他町村とのサービスを使いながら生活が成り立っているわけですから、その辺にも十分配慮した、特にこれからネットワークで地域交通を考えるのでしょうけれども、恐らく町内完結の形で考えるしかないのかなと思うけれども、実態はそうではなくて、福祉施設は実は小川町の八和田地区に行っていますだとか、江南の病院によく行きますとか、そういったこともあるのだろうと思いますので、そういった視点もまた必要なのかなと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

立地適正化計画の位置づけでちょっと回答させていただきましたけれども、立地適正化計画はあくまでも個別につくっておりますので、広域的にはつくれますけれども、東松山市及び小川町はもう既に単独でつくっておりますので、広域的なものは立地適正化計画では難しいかなと考えているところでございます。

確かに議員さんおっしゃるとおり、交通のネットワークについては以前の交通施策におきましても、やっぱりバスが循環器センターに行ったりしていますとおり、町外の医療施設に対してどうアクセスするかというのは大きな課題となっております。今現在、タクシー券についてもそれらを考慮した仕組みになっているかなと考えているところでございます。今後、交通政策担当課のほうでいろいろネットワークについては考えるのですけれども、そういう様々な状況を考えながら、どうすれば一番嵐山町の町民にとってネットワーク、先ほど言いましたが、持続安定的になるかというのも考えながら、交通政策を推進していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

いずれにしても、ネットワークについても私は広域の視点はぜひ取り入れてもらいたいなと思います。

こちらの項目の最後になるのですけれども、今回、これマスタープラン策定されてから、前回のを個別に細々と改定を繰り返していった、これ第２次ではありますけれども、この向こう20年の話ですから、随時変わっていくのだと思います。その中に先ほどから申し上げたような視点も取り入

れながら、ぜひ夢のあるものの実現を目指してつくっていただきたいなと思います。それは夢を語ることによって、恐らく誘導することになると思いますので、そういった色づけをはっきり出していけるような、この地域にはぜひこういう施設に来てほしいとか、そういったことをやっていってもらいたいと思います。

改定の予定については、特に今のところは、随時改定しますというお話でしたけれども、こちらについては特にこれ以上のことはございませんので、マスタープランについては以上とさせていただきます。

次の質問に行きます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時００分

再　　開　午前１１時１５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第６番、小林智議員の質問事項２からです。どうぞ。

○６番（小林　智議員）　それでは、２に移ります。

町ホームページのリニューアルの効果及び評価について。町ホームページリニューアルをしてから３か月が経過したが、（１）、現時点での効果と評価及び課題。

（２）、担当者の配置、育成について伺います。

お願いします。

○森　一人議長　それでは（１）、（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

平成25年３月に運用を開始した町の旧ホームページを昨年10月にリニューアルしました。コンセプトは、「スマートフォンに特化」とし、あえてパソコン用とスマートフォン用のトップページを作成することで、検索しやすいホームページを心がけました。検索バーの配置を工夫したことで、トップページの見やすさやインパクトなど、町民や近隣の自治体職員から一定の評価をいただいています。課題として、縦長のスマートフォンと横長のパソコンでは、コンテンツの相性がよくありません。どう工夫するか、また割り切るべきか思案しています。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。

担当者の配置、育成ですが、行政のホームページはＣＭＳ（コンテンツマネジメントシステム）という誰でも簡単にコンテンツを作成できる仕様です。本町でもそれぞれの業務担当者と課局長が

作成、承認しています。１行の文字数が少ないスマートフォンでは、コンテンツの見栄えが一目瞭然なので、練度の差が出ないよう課長会議やグループウェアを通して手引きしていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　それでは、（１）、（２）の順で進めていきたいと思います。

現時点での評価、ありがとうございました。スマートフォンに特化しているということ、見た目からしても、それから内容的にもスマートフォンに特化しているなというのは見て取れます。見やすさは改善したのではないかということですね。それから、課題はあるということなのですけれども、まずホームページ、これ大変よかったと思います。恐らく予算が大変限られた中で非常に苦労しながらも、やれるところまでやっていただいたのだなというのも私も感じております。これからはこういったものはお金をかければどんなことでもあれなのですけれども、お金のかけ方よりも使い方なのだろうと思うのです。道具ですから買った費用以上の効果を出すというのが大事なのかなと思います。

そんな観点から、まず気づいた点といいますか、この辺がもうちょっとなというところを１つ、２つだけ例に出して挙げたいと思います。私は、よく町の課に電話をしたりするのですけれども、そのとき全部電話がスマホに登録しているわけではないので、家にいる場合にはパソコンから、ホームページから例えば教育委員会は何番だっけなというのでなるべく直通電話をかけるようにしていますのでかけるのですけれども、どこにあるか分からないというのが最初、新しいホームページでもなったのです。いろいろやっていくうち、実はトップページの右上のほうのお尋ねでしたか、お問合せを開くと、例の町の役場の中の課の紹介のところが出てきて、ちゃんとそこのページに行くようにできていたのだなというので、それはそれで考えて、一つはやっぱり普通にホームページ見たりしている人が電話番号知りたいなというときに直通電話して、各ページの一番下にフッターというのですけれども、一番下に必ず嵐山町役場ってあって住所と電話番号書いてあるではないですか、代表番号なんて。あそこに、各課へのリンクを貼っておく、各課の電話番号簿があるではないですか。そこのところに同じようにリンクを貼っておけば必ず到達できるのかなと、大体調べる人ってそこのところ、調べている間にはこれはうっとうしいなと思うこともありますので、たどり着きやすいページという意味では、例えば直通電話のほうが町も当然、電話交換の手間かけないのでいいと思いますので、そのフッターのところに、フッターってどんなページでも必ずあります。なので、一番下のところに直通電話の一覧のところにリンクするのをポチッと１行付け加えできるので、そんなことも工夫の一つかなと、使ってみてそういうこともぜひやっていただけたらなと思います。

それから、私のほうから最初苦情みたいな話ばっかりであれなのですけれども、実はリンク切れが多いです。やっぱりリンクをクリックしてもその先飛ばなかったり、古いのが出てきたりという

ケースがあるので、これについてはやっぱりホームページを運用する上では一番大事なことですので、この辺にはぜひ配慮といいますか、それはちょっと２番にも関わるので、ちょっとその辺の配慮をぜひお願いしたいなと思います。

内容の充実というのは当たり前のことなので、これは各課でやっていただいているのでよろしいかなと、私は使ってみてそんな感想を受けました。いずれにしても、限られた時間と限られた費用の中で大分見やすくなってきたのでよかったかと思います。

コンセプトをスマートフォンに特化というのは、非常に時代のことを考えれば当たり前のことでいいかなと思います。スマホで見る方がもうかなりの比率で、これ分析結果があるかどうか分からないですけれども、それがいいのではないかなと思いますので、スマートフォンの使い方をもっともっとやっていくべきかなと思いますので、ちょっとその辺について、私今２つ言いましたけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、各課の直通の電話なのですが、一応ホームページを作成した担当課のお問合せ先というのがページの一番下に出るようになっていまして、作成した課にはすぐ、コンテンツを見ていけば分かるようになっていますが､そこからほかの課というのはなかなかその発想が私も出なかったので、どこまでできるのかちょっと分からないのですが、検討してみたいというふうに、担当とちょっと話をしてみたいと思っています。

今はコンテンツを作った課、このページはどこの課が作りましたということで、課と担当と直通電話とファクスが現れるように今なっていますので、そこから全課というのはまだできておりませんというか、発想がそもそもなかったものですから、考えたいと思っています。

あと、リンク切れにつきましてはもうこれは職員の練度の、そこに一言つきますので、当然作成したときにかなりリンク切れを見てください、あと改行を直して、課長会議等でも実はかなりお話しして、私たちも全ページ見て直すところはかなり直したのですが、リンクまではやっぱり私も見切れなかったかなと、そこはもう担当課のものだというふうにちょっと私も割り切って考えておりましたので、ちょっとそこはご指摘いただければ、確かに見ていなかったかなと思って素直に反省するところかなと思います。ただし、ここはもう完全に担当課の問題ですので、ここはリンク切れはできるだけ早く確認するようにというのは周知徹底したいと思っております。

スマートフォンに特化につきましては、議員さんのほうからご評価いただきました。今、統計ですと７割がスマートフォンという、これはもう全国的に言われているところですので、できるだけスマートフォンに特化したつもりというか、担当者とすればもう迷ったらスマートフォン、迷ったらスマートフォンという形でかなり大胆にやったつもりですので、ご理解いただければと思ってお

ります。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　それから、ホームページ全体の考え方なのですけれども、この辺についてはご理解いただいているところなので、スマートフォン重視になっていますけれども、実はパソコンなりスマートフォンで見るホームページというのは、今までは見るものだったけれども、今は双方向でつながるものという理解が、いわゆるそういうデバイスですよというふうになっていると思います。何を言っているかというと、実はアンケートもここから取るし、何かの申込みもここでやるし､申請もするしという時代になってきています｡これからマイナンバーカードもありますから、本人特定した上でかなり難易度の高いものまでできてくるはずです。センシティブなところの申請だとかそういったこともホームページを通して、そういったシステムに入っていくことの窓口になっていくはずですから、見るためのテレビの画面ではなくて、双方向につながる、町民とつながる申請だとかそういった窓口だという、これ私が言っても口幅ったい言い方で申し訳ないのですけれども、ぜひそういう視点で新しいものに取り組んでいただきたいと思います。

それで、１点、ホームページからはちょっと離れるのですけれども、何人かの方がやっぱり一般質問の中で出ていました。やっぱりスマートフォン教室どうかというお話も出ましたし、それから新しいそういう問合せまで、ＤＸというキーワードで、何でしたっけ、ＬｏＧｏフォームというのを取り組んだらいいかという話もちょっと出ましたですよね。それに関連してなのですけれども、まずスマホ教室、なかなか難しいって、最近、今回の定例会もそうなのですけれども、なかなか行政の側からこれ難しいというご答弁が大変多かったので、残念だなと思いながら聞いていたのですけれども、なるべく前向きな取組をしていただけたらと思うのです。

例えばスマホ教室、これ職員が個人でやったりなんかするには個人情報だ何だってもう課題ばっかり出てきたのですけれども､そうではなくてもっと簡単な方法もあるかもしれませんよね｡また、行政がやる仕事ではないかもしれませんけれども、例えば私前にもお話ちょっとしたのですけれども、ＮＨＫの市民の時間でスマホ教室をもう何年間もやっていたのです。今はやっていなくなったのですけれども、例えばＮＨＫエデュケーショナルは過去のスマホ教室という、ＮＨＫの教育テレビですよね。そこでやっていた８回シリーズの番組のＤＶＤが出ていて、こういうのを見ながらアシスタントがいるぐらいでも全然できるのではないかなと思います。例えば町が何とか教室とやるよりは、例えば川島地区なんかは嵐丸庵とかというのをやっていたりして、そういうところでスマホの勉強会しましょうかというところで、町でこういったＤＶＤを用意しておいてもらって、見ながら少しやるとか、ちょっと詳しい人がそばにいてくれれば、その辺でできるかということで、こういう考え方でいいのではないかと思うのです。やっぱり自分たちが教えるスキルがないとか、専門家呼んでどうだこうだというと、何が問題だとかという話になるけれども、やっぱり年寄りの使

い勝手がいいというふうになるためには、こういったものを活用して、これ内部的にはもうＮＨＫは売っているものですから、全然問題ないと思うのです。この番組私何回か見たことあるのですけれども、２人使う人が出てきて、片方がスマートフォン、いわゆるアンドロイドを使って、もう一人の人がアイフォンを使うのです。同じことをやるのです。何かを検索してみましょうと、スマートフォンの方はここを押してくださいとかアイフォンの方はここを押してくださいとかというようなやり方で進んでいくものなのです。８回シリーズで１回が30分だったかな、そのくらいのものなので、あってもいいのかなという気はします。例えばこういうコンテンツを町で用意していただくとか、これはちょっと値段も出ていたのであれなのですけれども、6,160円だそうですけれども、ＤＶＤ２枚組で、こんなような活用もあるのではないかなと、これも２年前ですから、まだそんなに古くはないと思いますので、ですからスマホ教室がどうのこうのってあまり難しいことを考えずに、どうしたら町民ですか、そういうもののニーズに応えられるかという視点でぜひこういうことも取り組んでいただければ、それをすればホームページの見方もますます増えていくのではないかなと思って、ちょっとそれについてはお話、いかがですか、その辺については。

○森　一人議長　小林議員、質問事項とスマートフォン教室がちょっとずれていますが、参考までに答弁できますか。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

スマートフォンももうＤＸですので、デジタルデバイドといいまして、誰一人デジタル化から取り残さない社会を目指すという中の一つに、確かにスマートフォンというのはございます。これは多分全国的な課題になってきますので、私ども地域支援課だけではなく、いろんな担当課含めてそのデジタルデバイド、これは大きな課題だということは私どもも認識しておりますので、何ができるのか、本当にこれから考えたいというような形で考えております。

携帯ショップをよくこちらもご案内します。携帯ショップで教えていただけるというふうな形のよくお話をするのですが、そもそも携帯ショップでスマホ教室というのがございます。あれは国の事業なのです。国の10分の10事業で、携帯キャリアが手を挙げて、実際の地元のショップでスマホ教室をやりますよと、それに関しては10分の10で補助事業、手を挙げてやっている事業ですから、町としては携帯ショップのサービスというところも多分ちょっとはあると思います。切り分けがなかなか私たちが見て、これがサービスの部分かな、これが事業の部分かなというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、基本的にはみんなあのショップもちゃんと国から全額お金をもらってスマホ教室をやっておりますので、そういった意味で、そちらでぜひ、営利でやっているわけではなく、せっかく国の事情でやっていますので、それが国のデジタルデバイド事業の一つでもありますので、そういった意味ではそういうのも紹介しながら、国の事業ですからサービスでやっていただいているわけではなくて、国の事業だということで思い切って遠慮しないで使っていただき

たいと、そんな形もお話をしながら、何とか対策を取れればと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

ホームページのほうがスマートフォンに特化ということなので、その使うためのツールはどうなのだということでお聞きしました。申し訳ありませんでした。

では、２番に行きます。担当者の配置、育成についてご回答いただいております。各業務担当者が各課にいるということです。それぞれの業務担当者が担当していて、課局長が承認する考え方になっているということなので、これはこの辺についての教育はしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、ＣＭＳというお答えもありましたので、これもちょっと議長が、ほかのことに一部関わるのですけれども、要は職員の育成というところでホームページを作るということでちょっとお話ししたいと思います。これもほかの方がＤＸの中でお話しされた、これ畠山議員でしたか、一つ紹介していたＬｏＧｏフォームというＬｏＧｏチャットですか。こういったものをホームページから入っていって申請するとかそういったもののことだと思うのです。そういったフォーム、こういったものというのは単なるメールのようにだらだら書くのではなくて、ちゃんと書式のようなフォームというのを作っていってその中に埋め込んでいくというスタイルです。それで、本人認証をしていくというのが仕組み、そういったフォームが作れるということなのだろうと思うのです。

こういったことを例えば昨日もお話があったＬｏＧｏチャットなんて、これテンプレートみたいなのが恐らくあって、それをちょこちょこといじるだけで新しい申請書フォームができるとかそういった仕組みだろうと思うのです。こういったことをやっぱり各課の業務担当者が逐次できるというのは大変大事なことなのです。そういった方たちが発案していくというのは当然大事なことですので、この辺にもっと力を入れていってやっていただけたらなと思います。これもＬｏＧｏチャットの話になりますけれども、こういったものもお金かけてやればいいってものではなくて、どう使いこなすかと、使いこなしてホームページだとか行政に生かしていくかというのが大事だと思いますので、その辺に力を入れていっていただきたいと思います。

誰でも簡単にコンテンツを作成できる仕様ですというのは、もう少し詳しく、どの程度のものなのかというのは。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

私、ほかのホームページは全て詳しいわけではないのですが、私どものＣＭＳという行政タイプのホームページというのは、ブロックごと、段ごとというですか、見出し、本文、リンク、添付みたいな感じで、本当に見やすいやつですとこの１つの画面をちゃんと画面としてきれいに使えるの

がすばらしい、見やすいホームページだと思うのですが、行政はもうちょっとカタカタ、積み木のように積んでいくのです。見出し、本文という形で、ですから簡単に積み上げていきますので、見やすい、民間企業のきれいなホームページではなく、段々で組まれているホームページなので、それほど知識がなくても作りやすいというのですか、本文は本文を直すだけ、ここに見出しを入れようかなと思ったら挿入して見出しを入れればいいだけということで、パソコンなりを打つような形で作っていけば、どっちかというと積み木を積んでいくような形で、デザインではなく積み木を積むみたいな形なので簡単なのは確かに簡単です。ただ、民間企業のような画像の中に文字が入っているとか、ああいったものは作れません。あとは、行政の場合はアクセシビリティーといいまして、比較的障害を持ちの方ですとか目の不自由な方とか、誰でも見やすいようにというそういう作り方がかなり厳しく徹底されていますので、どこの行政も同じ感じかなというと、そういうアクセシビリティーの決まりの下にホームページを作っていますので、あのような形、どこも同じだなというふうになってしまいます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

いずれにしても、一々業者に発注して見積書もらってということがないように、やっぱり基本自由度の高いこういったものが大事なのだろうと思います。タイムリーに自分たちできるということが大事だと思いますので、この辺はやっぱりご答弁いただいたとおり練度の問題でしょうから、きちんとした教育訓練もしていただいて人材を育成していってもらいたいと思います。

もう一点、実はホームページをリニューアルして大変よくなってきて、ホームページと連動するものに町のＳＮＳの活用というところはあると思うのです。その辺でホームページのほうにも載っていますけれども、ユーチューブやっていますよ。それから、ツイッター、今でいうＸというのですか、そのツイッターもやっていますよとか、幾つかあります。この辺の活用、ホームページと連動していますからどんどんやっていただいたらよろしいのではないかなと。

やっぱり若い人たちがこういったものは活用優れていますから、例えば嵐山町でも嵐山町商工会さんであるとか観光協会さんであるとか、例えば事業者であるらんざん営農さんであるとか、いろんな形でツイッターであったりインスタグラムであったり、そういうことをみんな活用しています。そこで情報発信しているというのが今どきのやり方になっているのかなと。だから、嵐山町も公式チャンネルとか持っていますから、これからも活用していったらいいかなと思うのですけれども、例えばホームページから連動するユーチューブチャンネル、こんなのも実はあんまり使われていないのですか。やっぱりツイッターとか、そういった方向のほうが分かりやすいということなのでしょうけれども、なかなか更新がされていないけれども、例えばユーチューブで一番見られているのが4.6万回というので、千年の苑ラベンダー園というのが今まで過去一番見られている。それから、

嵐丸君体操が3.7万回見られているとか、こういったものが必要に応じてなのでしょうけれども、見られている。やっぱりこの辺も内容の充実だとかということも大事だと思います。ＳＮＳの活用、これはもうホームページと併せて同じ考え方でしょうから、若い人たちの力を使って進めていっていただきたいなと思います。その辺についていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

今、ＳＮＳの欄でユーチューブ、ツイッター、ライン、あんしんメールという形でたしか４つ載せさせていただいております。ライン、ツイッター等は結構積極的に発信しております。あんしんメールに関しては、防災無線を流したときにそれを受信するような形で確認できるようにしております。ユーチューブにつきましては、もうなかなか、申し訳ありませんが、手が回っていないと、ユーチューブの動画を作ること自体がなかなか現実にハードルが高いものであります。ラベンダー園もラベンダー園がオープンするときに作ったもので､町の職員が作ったものではありませんので、ユーチューブはやっぱり動画が作れる職員というのが多分、私も正直どこまで今の職員でそのスキルを持っているかがちょっとそこまで存じていませんので、ユーチューバー、ただこれからの時代やっぱり動画を入れなくてはなと思うので、私もちょっと勉強させていただく、今の職員のレベルでもしくは時間でどこまでやれるのか、それを時間外でやっていくというのはちょっと流れが違いますので、勤務時間の中で作れるのかとか、これをすれば何とかやれるのかというのはちょっと考えさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

ホームページに関連して、ホームページと連動しながらこういったＳＮＳ使っていただけたらと思います。

これ一言でちょっと話したいのですけれども、学校関係で保護者の方連携にライン使われているのか分からないのですけれども、マチコミだとかという形で非常によく使われて、家族からもその話がよく出ます。マチコミで連絡が回ってきたよとか。これやっぱりＳＮＳとか、こういうものの使い方って必要に応じてこんなに頻繁によく使われるのだなというのをつくづく感じます。こういう一番多分恐らく嵐山町の中でユーザーといいますか、町民と学校の保護者だとか教育機関と、それが非常にうまく連動していって、こんなにタイムリーにリアルタイムにやっていくものというのがもう使われているのだなというのもつくづく感じたのですけれども、恐らく教育委員会の学校関係だけではなくて、いろんな場面で、今度こういった形で双方向でやり取りして、これが便利だなというものがリアルタイムで情報が入ってくるとか、そういうもの、あんしんメールなんかもあり

ますけれども、非常に便利だなと思いますので、こういった方向に行政がそういったところを窓口にして町民とつながるということが非常に大事になってくると思いますので、ホームページを起点にして、そういった方面まで目配りしていただけたらなと思います。これについてはいかがでしょうか。最後の質問です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

ツイッターにしろラインにしろ、行政は配信しかしませんというような形で、返信というのはなかなか受けていないというのが実情です。これが今の行政の、多分返信がし切れませんとか、そういうような形なのだと思っております。ですので、どうやってそれをやればいいのかというのは、うまくやっているところを見させていただきまして、町民の皆さんからいろいろ意見をいただくとか、町が出したのがうまく情報がリツイートなりされて、できれば町民の意見をいただけるというやり方が、私ども今のところは多分行政というのは本当に流して終わりです。返信しません。返事をいただいてもという形なので、何かうまくやっているところがあるか探してみて、いいやり方があれば当然やらせていただければと思います。今だと多分配信しました、電子申請、メールでご意見をいただけますと、多分そういう２段階になっているのだと、直接というのは多分なかなかなかったと、ラインのほうも配信するだけですという形になっていますので、何かうまいやり方があるのか、いいやり方があれば当然採用できますので、お金がかからなければ採用できますので、ちょっと勉強させていただければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　以上で終わりにします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○森　一人議長　それでは、本日最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号11番、川口浩史議員。

質問事項１、万全な災害対策についてです。どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　万全な災害対策についてご質問したいと思います。

能登半島地震における避難者は、寒さと不十分な食事が何日も続いたことが報道されました。阪神大震災以降、地震は数年に１度、雨の被害はもう毎年のように起きていますので、十分な避難者への対応というのはできているのかなって思っていたのですが、実はできていなかったということで驚いたわけなのです。

そこで、本町の大規模災害時の対策はどこまでできているのか、順次伺いたいと思います。

（１）、避難所の受入れ人数は。

（２）、避難所の防寒対策は。

（３）、備蓄食料の種類と備蓄量は。

（４）、プライバシーは確保されるのか。

（５）、ペットはどのぐらいの家庭で飼っていて、避難所での受入れ態勢は。

（６）、避難所は職員がいないということである。誰が運営するのか。

（７）、避難所指定されている施設まで水道の耐震管は終えているのか。

以上です。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（６）について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

本町に最も被害が発生する関東平野北西縁断層帯（旧深谷断層）の地震では、想定する１日後の避難所避難者数が1,565人とされています。地域防災計画では、指定避難所９か所の最大収容人数を1,669人としています。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

避難所の防寒対策では、ソフト面として、避難者の体を冷やさないこと、また体温を奪われないことが最も大切です。体がぬれていたら拭く、または着替える、食事をしっかり取ってエネルギーを補給する。水分（できれば白湯）をしっかり取って脱水症状を防ぐことなどです。貼り紙や身近で確認し合うなどにより、避難者同士で注意を払えるよう心がけます。

ハード面では、全ての避難所に空調が備わっていますので、空調のある部屋に避難者を優先して受入れいたします。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

現在、町の備蓄食料は8,620食、アルファ米4,500食、レトルトパン4,120食です。

続きまして、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。

避難所におけるプライバシーの確保は長年の課題です。本町では200張りパーティションを保有していますが、これは何らかの配慮を要する方のために使いたいと考えます。どうしても我慢できない方には、車中泊やテント泊を推奨しますが、続々と送られてくる支援物資を用いて、早期のプライバシー確保に努めます。

続きまして、質問項目１の（５）につきましてお答えいたします。

ペットの飼育数は把握していません。参考として町に登録されている犬は727頭です。避難所へのペット受入れですが、原則として、発災当初の混乱期は建物屋内での飼育をご遠慮いただくよう、地域防災計画では定めています。敷地内の倉庫や雨がしのげる下屋等の専用スペースにおいて、飼

育者が持参するケージ内での飼育となります。その後、避難者の減少または避難所の集約時には、ペットの同室避難を調整できればと考えます。「ペットは家族の一員」という町民は多いと思いますが、人命優先のため、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、質問項目１の（６）につきましてお答えいたします。

建物の安全を確認した後、町職員は避難所の開設準備を進めますので、防災会や自治会に開設・運営を引き継ぎたいと存じます。町職員は、抱え切れないほどの復旧業務が待ち構えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（７）について、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　質問事項１の（７）につきましてお答え申し上げます。

国の「防災・減災、国土強靭化計画」の中でも、特に市町村水道の基幹管路の耐震化整備を強く推進しております。町では、平成10年頃より耐震管への布設替えによる耐震化を進めておりまして、現状基幹管路では36.4％の進捗率です。そのうち口径250ミリ以上の配水本管の耐震化率は10.3％ですが、新浄配水場整備事業等に併せて年々耐震化を図っています。

現在、避難所指定施設は町内に９か所所在しておりますが、これら施設全てに配管している水道管は、基幹管路であります配水管本管と異なり、配水本管から分岐した口径200ミリ以下の配水支管（枝管）から給水しております。配水支管の総延長は15万171メートルであり、うち1万5,909メートルが耐震管であるため耐震化率は10.6％です。また、配水支管につきましては、町の管路更新計画に基づき、老朽管を耐震管に入替えを進めているところでありまして、避難所指定施設までの管路も順次耐震管への布設替えを予定しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　初めに、避難所の人数の件なのですが、避難者数が1,565人、発災１日後にね。９か所の最大収容人数を1,669人ということであります。これはどういうふうに出した数字なのですか。ちょっと分かりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

本日、吉本議員が避難所に関してご質問いただいておりましたので、吉本議員のときにお答えする資料として用意しているのですが、令和元年、２年、３年と地域支援課には危機管理監として自衛隊のＯＢの方がいらっしゃいました。その方が避難所の運営マニュアルなり避難所のレイアウトのほうを考えていただきまして、実際、１区画が３メートル掛ける３メートル、この区画を各体育館なり教室なりに当てはめていって、３メーター掛ける３メーターの空間、かつ２メートルの距離

を保った段階で、その３メートル掛ける３メートルが何張り張れるのかというのを実際に現地に足を運んで測ってきています。それで、簡単に言いますと、各小学校が体育館は何か所というのですか、３メートル掛ける３メートルが幾つあるからという形でどんどん、どんどん張りつけていって、教室につきましてはエアコンがあるところとないところを見て、エアコンがないところを外して、エアコンがあるところは、各教室は両隅に４か所というのですか、１つの教室に４世帯といいますか、そういう形で全部割り出していった結果が1,669と、そういうような形で算出しております。

一応１区画は、2.4人という形で計算して、こちらは令和元年の東日本台風のときの避難所のデータを取って、１世帯2.4人平均で避難をしているということの数値がありましたので、それを当てはめて計算したところ1,669人が最大収容者数という形で計算しております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　私は、大規模災害が起きたときにこの程度の人数で済むのかなということを心配しているのです。もっと人数が多くなるのではないかなって思っているのですけれども、大規模災害が、関東平野北西縁断層帯、ここの地震が起きたときに震度６強だということです。もっと多くの被害者、災害者が生まれるのではないですか。どうしてこの程度で済むのかということを思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

こちらは、埼玉県が平成24、25年の被害想定調査ということで、全県で、各地震、東京湾北部地震、茨城南部地震、立川断層と５、６種類の地震から、全て被害想定、避難者想定、何世帯の火災がある、断水が何世帯、全て統計を出しております。具体的に家の耐震化、住宅の耐震化をしていれば全壊にまではならないと、そういうような感じで、もともとその耐震化というのは、震度６強で最小限の被害で済むように、そういうふうになっておりますので、思ったほどというふうに感じるかもしれませんが、当然耐震化率等から算出してこの人数というのが算出をされているような形でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　避難者の収容人数が1,669人ということでちょっと少ないのではないかなって思ってお聞きしましたら、耐震工事が済んでいる住宅があるからこの程度だろうということでお答えになりました。なるほどそうかと思いながら、しかしでもどうだろうなって、この程度で済むのかなというふうに思います。

旅行者、仕事の人、当然その方も大規模災害が起きれば避難者となるわけです。その方たちは入っているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

一応率としては、具体的に何人というわけではなくて、計算式の中には入っていますが、それほど多いわけではないと思っています。多分数十人という形で見ておろうかと思っています。要配慮者というのが271人という数字が出ています。その271の中には旅行者とか外国の方とか乳幼児が入ったりとかというそういうふうな形が入っていますので、この数字の中には旅行者の方も含めたというふうに取っていただいて、人数は分かりませんが、よろしいかと思います。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。ただ、この1,669人で済むかということはどうなのだろう。どこだったかな、この中にあるのかな、あったような気がするのですけれども、最悪の事態のことを考えてってたしかあったと思うのです。やはりもう少し人数的には多く私は見ていく必要があるなというふうに思うのです。それはちょっと今後検討していってもらえばいいのでお願いしたいと思います。

それで、避難所には指定避難所と指定緊急避難所があります。ちょっと違いを教えてもらえますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

指定避難所というのは指定緊急避難場所だと思うのです。避難場所というのはグラウンドとか、まず地震が起きたら１回広場にみんなで集まって、その上、そこで１回、怖かったねとか話をした後、自宅に少し戻って様子を見て避難所という流れになりますので、基本的にはもう学校のグラウンドとか、そのような形で、ＢＧのグランドとか、避難場所というふうな形で一時滞留場所というのですか、よろしいかと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、そうですか。そこは本当に一時的で、能登でもあったし熊本でもありましたけれども、グラウンドで車中泊ということがありました。それは想定していないということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

指定緊急避難場所というのは、取りあえず地震が起きて、１回皆さん慌てて外に出て、取りあえずどこか広いところに行って、結構余震が最初多分２、３時間は続きますので、その間広いところでみんなで暖を取りながらとか話をしながら、そこから自宅に帰れる人は多分自宅に帰るし、避難所にどうしてもという方は避難所へ行ったりというそういうふうな形になりますので、あくまでも余震が収まるまでいるグラウンドという形で、そこから車中泊する方というのは、もしかしたら避難所に入らないで車中泊する方もいらっしゃるかもしれませんが、避難場所というのは一時滞留です。地震後３時間だけぐらいに思っていただいてよろしいと思います。そこから皆さん自宅に帰る、親戚に行くとかというふうに判断をしますので、余震が収まるまでいるところというふうにご理解いただければと思います。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、地震が起きて緊急避難指定場所、場所ではなかった、何だったかな、から、それからやっぱりちょっとうちが壊れているなって戻ってみたら壊れていたので、指定避難場所に行くという、段階的にはそういう段階になるわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

同じようなイメージで、東北地方ですと１回地震があって高台に逃げると、津波が収まったら戻るとかというのと同じように、収まるまでに一時的にいる場所が緊急避難場所です。場所がそのような形になります。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　それで、指定避難場所のほうなのですけれども、新潟で鍵が開いていなかったと、これ嵐山でも2019年のときかな、あったというふうに聞いているのですけれども、その辺はもう速やかに鍵が開くようにはなっているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

鍵を開けるというのはやっぱり一つのなかなか、夜にあったときとか時間外にあったときというのは、実際本当に鍵が開けられるかというのは一つの課題かと思っています。今も当然、担当課で開けていただくか、地域支援課でも鍵を持っていますので、その関係で鍵を開けて建物の安全を確認しに行きますので、鍵開けというのはまず最初の一つの大きなステップというのですか、当然、今回のように１月１日に地震が起きて、鍵がすぐ開けられたのかというのも、今七尾に行っている職員に聞いてくれという話を、実際、避難所がどのくらいの時間で開いたのかと、職員も集まれたのかというのも今聞いてもらっています。お昼休みにメモが来るかなと思ったら来なかったのですけれども、そういうのはもうとにかく、今回のこと、吸収できるものはとことん吸収したいと思っていますので、鍵は間違いなく一つの課題となっております。これはもう全国的な課題だと思っています。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　中には病人の方もいるでしょうから、速やかに開くのが必要ですので、近くの人に預けるとか、そういうことも必要かなというふうに思います。ちょっとご検討をいただきたいと思います。

それで、次行きたいと思います。防寒対策ですけれども、1,669人だと体育館に寝るということはないわけなのですよね、この指定場所を見ますとね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まずは、皆さん多分ばらばらだと思いますけれども、避難をされてきます。避難所を開設して、体育館等にまず一度入っていただきます。学校等と相談して、基本的には学校をいつ再開するかというのもありますし、今回の能登地震のようにも学校がすぐは開かないと、どう見てもということになれば、当然もう教室にとかというふうな形に、生徒たちがふだんいないところとか場所を選びながら入っていくという形で、できる限りエアコンのあるところというふうに思っています。今回、実際能登に行っている職員に聞きますと、今回、小学校に２人行っているのです。今回行った職員も前に行った職員もそうなのですが、やっぱり小学校を区分けして、避難者がいるスペースと実際にもう小学校は再開しているそうなので、ちゃんと切り分けてやっているという形になりますので、私どもも小学校は比較的、中学校も、学校は私たちが思っている以上に早く再開するよというのはもう教科書に書いてあるのです。ですから、子どもたちがいるところは最後の最後だと、そういうふうなのは重々承知していますので、多分図工室だとか、私玉ノ岡中学校を卒業ですけれども、生徒がいるところではなくて図工室だとか音楽室とか、ああいうところからになるのかなと。当然、学校側と相談してエアコンのあるところに優先に入っていただくというのは、ぜひやりたいと思っ

ています。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、体育館に寝泊まりするということもあるわけなのですね、そうすると、ちょっと確認です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

俗に言う、あふれてしまえばということはあれですけれども、避難所にどうしても入れないという形で、そうしたらほかの避難所空いていますかとかというのを確認しながら行います。体育館は最後の最後だと思っていますので、そうしたら地域の集会場にどうしてもという場合は考えながら、実際、地震の起きる天気とか時期もありますので、その辺は柔軟に考えて、エアコンのないところ、空調のないところというのはできるだけ避けたいなというふうに思っています。これはもう実際起きてみて、そのときに判断をするような形ですが、そういう思いだけは持っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　能登でも体育館にかなり長い間冷たい床に寝ていましたよということで、ニュースでも上がっていました。やはりそれは時期のいいときに災害が起きれば一番いいのですけれども、やっぱりそうは限らないわけですから、最悪の事態、時期を考えた、暑いとき、寒いときを考えたことでやらないといけないなと、災害関連死が起きてしまうなと思いますので、それでちょっと質問しているのですけれども、これだと大した対策がないのです。これのちょっと答弁があったのを見ますと。どうなのですか。現実に体育館に寝泊まりするようなことになった場合の防寒対策というのは、もう少しそろえていかないとまずいのではないですか。いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、体育館自体は確かに寒いところかなというふうに思っています。当然、ストーブとかそういうものは用意をいたします。あとは布団とか現実的にはそういうものを、厚着をしてもらうというような形も取りながら対応していくのかなと思っています。１週間、10日ぐらいしたらいろいろ考えて、青柳議員のときにもお答えしましたが、みなし仮設住宅と言って、アパートに避難所として入れる制度があります。ですから、嵐山町ですとそれを多分活用して、今回も１月１日以降にはもうどんどんアパートに入るのです。アパートに入ってそこで救助から、１度救助から終わるといいますか、プライバシーを守ったり暖を取ったりというふうな形になりますので、現実的には避難

所で長い生活をするのではなくて、どんどん、どんどん、家の状況を見ながらアパート等のみなし仮設住宅に入っていただくと。今回も２月１日の新聞でたしか8,000戸の今仮設住宅の要望があるのに300戸しか建っていないと、そういうふうな状態に、現実は仮設住宅はそんなに建ちませんので、とにかくアパートに、嵐山町の特徴だと思っています。アパートが比較的建っていますので、空いている部屋にどんどん入っていただくというような形で、それに力を入れたいと思っております。できるだけ早くそのような形を取りたいと思っています。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　それにしても、数日は体育館で過ごさなければならないわけです。その時期の一番寒い時期に起きたらやっぱり防寒対策というのは必要なわけですから、もう少しそろえていかないといけないのではないですかということなのですけれども、それでいいです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

空調のあるところを優先しながらやっていきながら体育館は極力避けたいと思っています。あとは実際問題、できることとできないことがありますので、できることを精いっぱいやらせていただきます。ある程度厚着等で対策ができるのであれば、もう皆さん厚着をしていただいて、ストーブをたいてというふうな形になりますので、どこもそうだと思いますが、やり切れることとやれることとやれないことがありますので、やれることは精いっぱいやらせていただきます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ぜひ数日、やっぱり体の弱い人を対象に優先度高いと思うのです。その人たちにはできるだけ暖かいような格好をできるようにやっていってほしいと思います。

アパートの話が出たのですけれども、アパートとは、もうそういう空いている部屋は何か災害があった場合は使わせてくださいという協定のようなものは結んでいるわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

民間の宅地建物協会の東松山支部さんと災害時における民間賃貸住宅の提供というような形の協定のほう結んでおりますので、基本的にはそれと、あとは当然嵐山町の中にある不動産業者さん等と連絡を取りまして、できる限り早い段階で提供していくと。具体的に言うと、直近ですと熊本地震ですね、何年か前。あのときも８割がみんなアパートなのです。仮設住宅というのやっぱり時間がたってしまいますので、皆さん待てないというのですか、もう仮設住宅ができるまでは、ですの

でどんどん皆さんアパートに行きますので、今回もかなりの方がもうアパートに皆さん入ってしまって、何か人口が減ってしまうと言っているぐらいアパートに入っていますので、肝はやっぱりアパートなのだと思います。今回も１週間ぐらいしたらどんどんアパートに皆さん避難をしていますので、そこで随分、我々の労力も変わってくるのかなというふうに思っていますので、多分、嵐山町流の力の入れ方はそこなのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで答弁の確認と調整等のために暫時休憩を取らせていただきたいと思います。

休　　憩　午後　１時４５分

再　　開　午後　１時４７分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤地域支援課長より答弁を求めます。どうぞ。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

私、体育館、教室にどんどん、どんどん避難者の方をというふうなそのようなニュアンスのことをお話をさせていただきましたが、一義的にはまずは体育館に皆さん集まってきますので、体育館に泊まるのも当然ございます。要配慮者に関しましては当然体育館というわけにはいきませんので、教室等に入っていただくとかいうのをしながら、あとはもう避難者の数を見ながらというふうな形になりますので、体育館に泊まらないということはそれは全くございません。当然、1,669の中に体育館もちゃんと入っておりますので、状況を見ながら体育館のほうでも、当然体育館で避難をするというのもありますので、答弁のほう訂正させていただきます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。指定避難所には菅谷小学校、菅谷中学校とその学校名しか書いていないのです。体育館と書いていないから全体なのだなとは思ったのですけれども、体育館は前に聞いたときに、課長ではないときに、体育館は使用しないのですというようなことも聞いていたので、それで本当に済むのかなって、人数的に、思っていましたので、ここはちょっと確認のためによく聞きました。分かりました、それは。

次に行きます。

○森　一人議長　どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　備蓄食料なのですけれども、8,620食だと、これ何人分で何日分になりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

今、備蓄食料として一応計画として定められていますのは、埼玉県と町で、まず食料に関しては半分ずつにしましょうというそういうような形になっています。今、町は2,500食ぐらい、例えば避難をしない、車中泊の方とか地域の方等も断水して食事が作れないので避難所にもらいに来るというのですか、食事をもらいに来るということが十分想定されますので、そういった方の分も、避難所にいる方ではなくて、御飯が作れなくて避難所に食料をくださいと、そういった方も含めてやりましょうという形になりますので、そうすると2,600人を想定します。それ掛ける９日という形になります。それを半分します。１万1,500人ぐらいが３日間、嵐山町の方の場合の想定数量というふうな形になりますので、計画上は１万1,500、そのうちの8,620食が今備蓄がしてあるというような形になります。これは県が半分、あとは避難所にいらっしゃらない地域の方、食事を受け取りに来る方というのですか、そういう方も含めてというような形で、今そこで取りあえず8,620までは備蓄ができていると、そのような形でご理解いただければと思っています。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　農水省が備蓄食料を紹介していますけれども、大人２人で１週間分は用意してくださいということで、水２リットル６本を４箱だとか、米を４キロだとか、乾麺だとかレトルト食品だとかというのを、ある程度ちょっと、ある程度ちょっとと言うのはおかしいけれども、ほかの種類も必要かなと思うのですけれども、その考えはないということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、備蓄食料につきましては、価格面とか備蓄の年数面を見て、一番効果的なもの、町としてそれほど負担にならないものということで、アレルギー食料、やっぱりどうしてもこれを用意していなくてはいけませんので、アルファ米というのは28種類のアレルギー対応になります。ですから、アレルギー対応の方にはアルファ米という形で、そうではない方にはパンを食べていただいたり、そのほか県からまた来ます。国からも、この前、狄守議員の質問にもお答えしているのですが、県も国もとにかくどんどん食べ物を送ってきますと、あとは災害協定を結んで、花見台の工業会さんと結ばせていただきました。武蔵野フードさん、松屋フーズさん、あとは現実的には明星食品さん等とも支援をいただけるという形のお話もありますので、まず最初の３日分はアルファ米等で何とかしのいでというのが実際今の計画で、炊き出しというのは実際４日ぐらいからになりますので、３日間はある程度固定したもので過ごしていくというのが計画になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。どのぐらいで届くのかなってちょっと聞こうと思ったのですけれども、ちょっと覚えていたら後でお答えいただければと思います。取りあえず、そうすると8,620食で３日間もたせるようにして、その間に届くのではないかというそういう見通しですよね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

県は多分すぐ来る、県は比較的県内でいろんなところに備蓄、例えば松山高校とか松山女子校とか、ああいう県立の高校なんかが拠点の備蓄になっていますので、そういうところに取りに行けば、県の分は比較的２、３日で来るかなと思っています。あとは当然、町の中の工業団地の方等にはすぐお願いに行って、ちょうどそのとき実際に作っているものというのをお願いができれば、いただいてくるのかなというふうに思っています。

国のほうも、この前も狄守議員さんのときにお話ししたのですが、１月の６日に埼玉県の先遣隊が七尾市の市役所に着いたときに、国からの物資がもう届いていてびっくりしたと、いろいろ国にはありますけれども、本当に国は送るのだなというので、数日で国は本当に送ってくるというのですか、私、すごく印象に残っているのが七尾市の市役所があふれてしまうのではないかという、もう支援物資が次から次へと来ても、送るほうがもう間に合わないぐらい、もうプッシュ型なのでどんどん来るそうなのです。ですから、そこは私もお話を聞いて、県の方も、そこは皆さん安心していただいていいと、確かに国は送ってきますと、私もそれは安心しました。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　アルファ米は温かいのですか。温かい食事ということでいいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

○森　一人議長　安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

アルファ米は乾燥したお米という形なのですけれども、熱湯で戻して15分のタイプと７分のタイプです。カップラーメンと同じような形です。大体160グラムのお湯を入れて15分待っていれば、これは温かいです。水でも60分というふうになりますので、どうしても駄目なときはお水で60分だし、お湯が沸かせればお湯で７分、15分でかなり温かい御飯食べられますので、お湯さえ確保できればとそのような形かと思っています。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　それで、電気もない、プロパンであれば、プロパンは結構多いから、うちだってそうですから、でもそんなにないのかなと思うのですけれども、かまどが駐車場にありますよね。あれは木でやるわけなのでしょう、まきを燃やしてやるわけなのでしょう。これどうやって、

すぐ対応できるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

町の役場にもかまどベンチというのがありますが、正直、私たちもあまり試したことはございません。実際、町はカセットコンロを結構持っていますので、かまどベンチをやるのであれば、カセットコンロでお湯を沸かしたりとか、それが現実的だと、災害協定等も結んでおりますので、具体的なガス会社とも結んでおりますので、カセットコンロとボンベを提供していただけるという形の協定を結んでおりますので、恐らくそれを、できる限りそれで要請をしてやっていくと。カセットボンベについては備蓄期間といいますか、使用期限がありませんので、できるだけガスのほうをやるのが、ガソリンでやるのであればガスが一番今いいので、ガスのカセットコンロ等でやれればというふうには考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほどね。いや、ベンチをかまどで使うのだということで話は聞いていましたけれども、実際利用できるのかなって、まきを用意してできるのか。あるいはマッチが用意してあるのかって、ライターとか、そこをちょっと心配したのですけれども、基本的にはそこは使わないということなのですか。了解しました。

プライバシーの件なのですが、プライバシーを……200張りあるということで、200張りというのは200人が対象ではないですよね。初めに四隅を囲むわけなのですか。そうすると、この４分の１、50人分というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、200張りの割当てとして、２メートル10掛ける２メートル10のパーティションというような形になります。囲ってしまうやつというのですか、円柱みたいな形になって囲ってしまうタイプが20張りあります。それは授乳室ですとか着替え室というのですね。そういったものが20張り、残りの180張りというのは、そこまでのない、140までの高さというのですか。そういったものが180ぐらい持っておりますので、基本的には２人ぐらいでは、ベッド置いて、2.4という計算したのですが、２人ぐらいではという形で、介助する人と、実際にそこで、要配慮者ですから何らかの配慮が必要な方というふうにまずは考えておりますので、2.4なり２人という人、１区画に2.1、2.1のを置くというような、そのような形で考えております。ですから、180であれば360とかそういったイメージで考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど。ただ、ただというか、非常に用意するのも高額だということでお話ありましたよね、狄守議員のときかな。ちょっと金額分かりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

最初に申し上げました囲ってしまうやつというのは、本当にものは、能登半島地震で避難所でテレビで見るものとすっかり本当に同じものを町は持っています。今回、年が明けていろんな区長さん等から同じものだよって、能登の地震の避難所を見ると、この前12月10日に訓練をして実際使ったパーティションが同じものがあるよという、本当にそういったしっかりしたものというのですか、を持っております。授乳室なり着替え室になるパーティションというのは、１張り５万円します。それを本当は買いたかったのですが、もう５万円ではとてもではないけれども、手が出ませんので、２メートル10掛ける２メートル10掛ける140のもの、高さが140のものです。こちらが２万5,000円します。ですので、今町はこのパーティションで500万円かけて何とかここまで用意したというそういった形でご理解をいただければと思っております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これには補助はつかないのですか。かなり大事だと思うのですけれどもね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

災害の備蓄というのはもう非常に難しくて、災害の備蓄に関して国の補助はありません。全くございません。その代わりパーティション等とか食料品につきましては、国が送りますというそういうやり方を取っています。ですから、国はとにかく発災したら市町村の意向構わず送れるものはどんどん送ると、３日後、４日後に着くから、その代わり市町村には、言い方は悪いのですけれども、備蓄の支援はしないと、２つパターンです。１つは備蓄の支援をして各市町村に購入をさせて、備蓄をさせて、その代わり発災したらそれを被災地に送るからというそういうやり方もあるのです。中には、こちら埼玉県でしたら川島の防災基地がありますので、例えばかなりの量を各市町村にふだん備蓄をさせておいて、川島の防災基地に持ってきて、そこから大型トラックで持っていってしまうというこういうやり方も一つは考えにはあるのですが、今多分そこまで市町村にやっぱり備蓄をさせるというのも、この倉庫が必要だとかってなってきますので、できませんので、今は国が送りますと、パーティションに関してはもう全部国が送りますと、最低限だけ市町村で持ってくださいと、一応そういうやり方になって、町のほうではそれで200張りと、そのような形でご理解いただ

ければと思っています。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　能登での地震でプライバシーを守るテントのようなものがありましたけれども、あれが報道関係者に公開されたのは２週間過ぎてからではないかな、かなり遅かったなというふうに私記憶しているのです。その前に来ていたかもしれないけれども、やっぱりちょっと遅いと思うのです。プライバシーというのは非常に大事なことですからね。ただ、金額を考えると、あと倉庫のことも考えると難しいなと、悩ましいなというふうには思いました。分かりました。

　ペットの件なのですが、ペットで、１つは鳴き声、あと好き嫌い、そういうのがあって、どうしても一緒にはいたくないという人が、これはもうしようがないと思うのです。一方で、ペットと離れてしまうと、もう家族ですから、家族と離れたのと同じですから、やっぱりペットと一緒に過ごしたいと、避難所より自分のうちだということが能登の地震でも言われて、戻って大きな地震で、その方は幸いにしてけが程度で済んだみたいですけれども、やっぱりそうなってしまうと思うのです。ペット連れて避難所に行けないとなったら、やっぱりそれを防ぐのは、家族なのですからペットも連れていけるようにという場所は絶対必要です。人命優先って、ペットも同じぐらい、飼っている人は優先度高いわけです、自分の命と、高いわけですから。そういうことで考えていかないと私はいけないと思うのですけれども、ペットを連れていける避難所というのはどのぐらいあるのかということを伺いたいのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

　安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

　今、ペットと避難をするということに関しまして、東日本大震災まではあまりペットと一緒に避難をするという流れではありませんでした。東日本大震災のときに、やっぱりペットが心配になって家に戻って津波で流されてしまった人がたくさんいたのです。それをきっかけに国は方向をがらっと変えまして、ペットと一緒に避難しましょうという今流れになっております。今は、まずは先ほど言った指定緊急避難場所、広場に行くときからもうペットは連れていきましょうと。広いところですから、ペットが嫌いな人と離れていればそこはいいので、まずそこではペットを連れてまず避難場所に行きましょうという形になります。その後、避難所に行くときに関しましては、各避難所でどうしてもやっぱり建物の中で一緒というのは、アレルギーのある方とか嫌いの方にはどうしても無理ですので、ペット専用のスペースを作りましょうというふうな形になっています。町も基本的には全部の施設に関してペットと一緒に避難して結構ですと。菅中ですと第２武道場とかというところはあったりとかして、また相談しながら、ペットが入れるところ、ペット専用のスペースというのを用意をしたりして行うと。今回、能登に行っている職員にも確認したのですが、やっぱり最初はそういう形でペットスペースを作って、避難者がだんだん減ってくると、やっぱり今度は

同室避難といって同じ部屋で避難をしたいという形が、この部屋はいいですよと、その代わり外から直接出入りできる部屋です。外から直接出入りできたところがペットの専用の同室避難場所になるというのも今回教えてもらいましたので、これは嵐山でも、多分場所によっては外から直接出入りできるところありますから、そういったところを同室避難をしたり、場合によっては１棟丸々ペット専用避難所というのも、多分集約していけば実際はできますので、そういうのは今回の教訓というか、私もいろいろ話を聞かせていただいて、ペット避難は大変勉強になりました。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ペットは全施設で可能ということで、分かりました。

避難所の運営に行きたいと思います。防災会や自治会に開設運営を引き継ぐということです。もうこれはきちんと訓練をされているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

訓練が完璧かと言われてしまえば完璧では、そこまでは申し上げられませんが、12月の10日に防災会と避難所の開設訓練をさせていただきました。また、日頃から防災会との会議の……昨年も年に２回ほど防災会長会議等を行ったときには、避難所に関しましてはお願いしたいと、当然避難者の方中心で運営をするのですが、やっぱりリーダー等必要になりますから、場合によっては区長さんが日中だけでも少し避難所の運営のほうを面倒見ていただいたりとかという形で、避難者の方で運営をするのですが、どうしてもやり切れないとか、やっぱりリーダーシップを発揮していただく方がいるといないとはもう全然違いますので、そういったところに関しましては、地域の力をぜひお願いできればというふうに考えております。

これも埼玉県のこの前先遣で行った方等にお話を聞くと、避難所というのは地域の力の結晶なのだというふうに言っているのです。地域が弱いと避難所がもう全然回らない。町がやれとか、やっぱりしっかりした避難所は朝みんなで掃除もするそうなのです。その掃除すらしないらしいのです、そうではないところは。だから、ふだんのコミュニティー活動というのは災害時の避難所の活動のためにあるぐらいのことを、その埼玉県の方とかはすごい力説をして、なるほどなというふうに私も思ったのですけれども、避難所はやっぱり地域の力で何とかそういう掃除をしたりとか、食事を作ったりとかという形で、ぜひ町も当然お手伝いはさせていただきますけれども、地域で可能な限りお願いできればと、そのような形で考えております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　食事を配ったり、配るだけではない、もう作ってもらうことも避難者に要請もしていかないといけないですよね。そこで全部やれるような形でね。そういうところまで踏み

込んでお願いをしているわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

境というのはなかなか難しいかと思いますが、当然私ども自治会の方にお願いしているのは、昼間等に関しましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、自宅が大きな被害があって避難をされるということは、本当そんなにたくさんでは、確率的では１割とかそのくらいなのです、正直申し上げて。残りの９割の建物というのは、皆さん避難をしないぐらい、避難をしなくても済むぐらいの建物の被害ですので、そういった方々にはできる限り昼間のお手伝いとか、とにかく避難者の方を中心にやるのですが、地域からボランティアなり、地域からお手伝いなり、仕事に行かれる方は１週間すれば皆さん仕事が再開しますので、昼間はもう、私も今回能登の職員から聞くと、昼間というのは皆さん仕事に行ってしまうそうなのです。私、昼間って避難所に皆さんいると思ったら、安藤さん全然ですよと。昼間は皆さん仕事に行ってしまったり、うちの片づけへ行ってほとんどいなくて、夜に皆さん帰ってくる。今、夜勤の方もいて、そうすると４時頃帰ってきたりとか、何かもうそっちを気を使うんだという話で、避難所というのは避難者の方がいるのではなくて、昼間はいないのだなというのも分かりましたので、そういったのも勉強させていただきましたので、あとは地域の方がたくさんお手伝いに来るそうです。自宅の被害は１割とか何％です。残りの方は皆さん避難までもしないまでもご自宅にいらっしゃいますので、かなりの方がボランティアといいますか、手伝いに来ていただけるという形ですので、そういった方々のお力も借りながら運営ができればというふうに、今回、職員が七尾市に行っていますが、やはり七尾市もどうしてもやっぱり復旧業務に職員を充てなくてはいけないので、避難所までもう手が回せないということで、今応援に入っていますので、そういうのも今回やっぱり勉強させていただいたなというふうに、現実を私たちも見させていただきましたので、精いっぱい勉強させていただければと思っています。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これからもこの訓練は大変重要だなって思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

水道の関係なのですが、やはり避難、昨日もトイレの問題で、トイレが一番大変だということで、もう汚くなってしまっていると。やはりそこに水道が来ていれば、やっぱりそこまでは多分ならないと思うのです。下水の問題もありますけれども、優先度は私は避難所というのは大変高いのではないかと思うのですけれども、考え方についてちょっと伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

今議員さんおっしゃいました優先度で申し上げますと、まず一に心臓部分であります浄配水場施設、それがいわゆる基幹管路に当たる部分でございます。そちらの被害状況を確認するということがまず第一の優先としております。

昨日も申し上げましたけれども、Ｌ２地震動、大震災で申し上げますと、震度５強の地震があった場合には、もう自動的に全部弁がシャットアウトしますので、その中でまずは水を確保するというのが１番でございます。

２番目に基幹管路の安全性の確認、そして３番目に皆さんが避難をされる避難所施設へのこの水道管路の確保、その前に、嵐山町にはないのですけれども、病院等の重要施設、そこが避難所の前に入ってきますけれども、嵐山町にはございませんので、３番目として避難所への水道管路の安全性の確認、そういった順番になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　それで、基幹管路が180年かかるということでしたか、昨日の答弁では。ちょっとそういうことでよろしいのですか、確認ですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

昨日申し上げました180年というのは例えばの話でございまして、嵐山町には水道管路が全部で180キロございますので、それを１年ずつ１キロを更新していけば180年かかるという例えでございます。基幹管路自身は２万4,000幾つございますので、それをまず最初に更新をしているところでございます。そちらにつきましては、もうほぼ新浄配水場が建築されれば、全て完了いたしますので、間もなく完了するという予定になっております。

あとは、避難所への、これ配水本管ではなくて、そこから分岐をした200ミリ以下の配水枝管、それで避難所等に行っておりますので、そちらについては管路更新計画の中で、順番に耐震管に入れ替えていく予定となっております。

避難所施設の中で玉ノ岡中学校に行く路線につきましては、既に耐震管に入れ替えている、済んでいるということになっております。また、菅谷小中学校に行く管につきましても、今回の管路更新計画の中に入っておりますので、令和13年までには管の入替えが完了する予定になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　玉中はもう済んでいると、菅谷小中が令和13年ということですから、あと７年で済むということで、やはり私は、指定避難所の耐震管の優先度というのは高いと思いますの

で、そういう計画になっているのですか。やはりここは避難所が指定されているから早めに耐震管を布設しようというそういう計画であるというふうに認識してよいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お見込みのとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、優先順位をつけてそれぞれに更新していくという予定になっております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　予算もあることですから一遍にというのはできませんけれども、できるだけ早く耐震管というのは必要だなって、能登の地震を見て、まだ断水しているところがあるわけですから、道路事情もありますけれども、断水しているところがあるわけですから、安心を町民に与えていただきたいなというふうに思います。

次へ行きます。

○森　一人議長　どうぞ。

続けて答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　１点付け加えさせていただきたいと思います。

避難所とそれから役場の職員との関係でありますけれども、例えば首都直下型の地震の想定においては、嵐山町においては５弱ということで、例えば倒壊だとか半壊だとか焼失だとか、死傷者というのは想定はゼロになっているわけです。ですから、その程度のものであるならば、当然、水道管だかそういうのがめちゃくちゃになっているということは多分あり得ませんので、避難所のほうに職員が主体的になっていろいろなものをやるということは十分可能かなと。

現に、例えば台風19号、それから線状降水帯のときもありましたけれども、あのときも200、300人の方が避難所のほうに避難をされましたけれども、そこのところはしっかりと職員のほうも対応させていただいて、そういう余裕があるということです。余裕があってやらないというのではなくて、余裕があれば当然やれます。ただ、今度はその次の旧の深谷断層がなったときには、想定が震度６強、想定ですから７が来るかもしれませんね、もっと言うと。そうすると今度は全半壊が2,882、焼失が111、死傷者が495、ここまでになると今度は水道管から何からめちゃくちゃになっている可能性は十分ありますので、そういうときには大変申し訳ないけれども、避難所のほうにまで職員が主体的になって関わることはできませんよ、申し訳ないけれども、避難をしている町民の方々が主体的にやっていかなくてはいけない。ただ、そういう状況のときであっても、ではこの避難所のほうには何名いますか、何食必要ですか、78食用意してください、少し多めにと。あとは避難している方たちの健康状態はどうですかと、こういう方が、そうすると保健師のほうも来てもらったほうが

いいですねと、この方の場合には多分ここにいるよりも福祉避難所のほうに移動してもらったほうがいいかもしれない。そういうのは役場の職員しか多分できないと思いますので、そういうところで避難所との関わりは役場の職員なんかも出てくると思いますので、全くないです。ただ、そこまでの被害が出たときには、もうやってあげたくてもできないのが現実であるということだけはしっかりとちょっと分けていただいて、避難所イコール役場の職員は来ない、そんな単純なものではないということだけはぜひ一般の町民の方々にお伝えをするときに正確に伝えていただけたらと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか、分かりました。そこはちょっと私も避難所は来ないのだなって単純に思っていましたから、分かりました。ありがとうございました。

２番目の学校再編についてです。

○森　一人議長　どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　学校統合は現状必要ないと私は考えております。少人数学級ができておりますので、教育環境を最高の環境にあるからであります。これをあえて壊す必要はないと。ただ、今後、子どもたちがこれからも減っていくでしょう。その段階では統合は必要になってくるというふうに思いますけれども、現段階で私は必要ないということで、今回も質問することにしました。

（１）、協働的学習とはどのようなものか。

（２）、多くの学級で少人数学級ができている今、なぜ統合を急ぐのか。

（３）、基本計画説明会において写真撮影、録音を禁じた理由を伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

協働的な学習とは、学習者同士が情報や考えを共有し合い、協力して学習することで、個々の学習効果を高める方法です。この方法では、他者との意見交換や協働することで、自分の理解を深めることだけでなく、他者の視点や知識も吸収することができます。また、グループでの協働的な学習は、コミュニケーション能力や協調性、リーダーシップなど、様々なスキルも育成されます。学んだことを人生や社会づくりに生かしていこうという子どもたちの意識や積極性の高まりにもつながっていきます。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

小中学校の再編統合につきましては、町内各小中学校とも国の示す適正規模の基準を下回っていることで、今後小学校において複式学級が発生する可能性があることや、中学校においても教科指導や部活動に支障が生じている状況に鑑み、再編等審議会において「早期に再編を進めること」と答申をいただいているところです。また、校舎の老朽化なども考慮して進めるには、時間的な猶予

はないと考えております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画の説明会において、録音、写真撮影を禁止させていただいた理由は、説明会参加者のプライバシー保護と質問や意見を発言しやすい環境づくりのためでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２５分

再　　開　午後　２時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　前議会で教員人数が統合すると小学校で13人、中学校で３人少なくなるという答弁でした。それで、この協働的学習がこの人数の分をカバーするのかなって考えているのですけれども、そうではないということなのですか。これちょっと確認なのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

協働的学習と申しますものは、子どもたち同士、または子どもたちが、大人も入ることもあるのですけれども、自分独りで学んでいくのではなくて、他者との考えとすり合わせたり、合意形成をする中で新たな知見を生み出したり新たな結果ですとか、そういったことで学び合いをするという学習でございますので、この教員の定数が減るということを補うためにある学習の手法ではございません。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ちょっと先に伺いたいのですけれども、小学校で13人、中学校で３人、これ以上減るということも考えられるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

前回の小学校で13人、それから中学校で３人程度少なくなるとお答えした中では、前回もご答弁申し上げましたが、まず学校で一人職の数は除いております。一人職、校長、教頭、事務、それから養護教諭等が一人ですから学校数が減れば確実に減ります。このことは入れてございません。

それから、この学級数の中には通常学級を基本として考えておりますので、特別支援学級が幾つ

設置されるのか。それから、通級指導教室が幾つ設置されるのか。それから、現在加配教員と申しまして、学校の学級数から割り当てられる教員以外に加配が配置してございます。この加配の数が今後国の動向の中で増えるのか減るのかということで変わってまいりますので、この13人と３人という数字はあくまで予想される学級数から見込まれた限定的なものですので、当然これよりの増減はあるものと捉えております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。比企の中で統合して教員数が半分以下になるというところがあるというふうに、御存じなのですか、御存じないかな。半分くらいが普通だというふうにちょっと聞きましたので、調べてというか、そこのところに聞いたら半分以下になるよ、うちはという答弁でしたので、お答えでしたのでね。この問題については次回以降の一般質問でちょっと聞いていきたいと思います。

それで、やはり教員がこんなに減るということになったら、当然、私は子どもたちの学習効果に影響するだろうなって思うのです。協働的学習をやっても補い切れない、そういう面が私は出てくるのではないかと思うのですけれども、それは違うとおっしゃいますけれども、やはり教育環境を悪くしたらいけないですよね。悪くしてでも統合を進めるという考えなのですか。ちょっと先に伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

まず、教員の数につきましては、日本全国どこでも学級数からきちんと法に従って決められているものでございます。ですから、学級数が決まってくれば教員数は決まってまいります。その中で最大限よい教育効果が上げられるように指導していくものでございます。

統合した後、教員は確かに学級数が減りますので減ることが予想されます。しかし、１つの学級当たりの人数というものは基準の中で進んでおりますし、当然少人数の指導というものが規模が大きくなっても学級の学習内容によっては少人数、２つに分けて授業を行う、そういったことも通常行われております。それから、全体で指導を行う。それぞれのよさを生かす教育ができるためにも、今回のこの統合によって確かに数は減るという、数字の面ではあるかもしれませんが、議員おっしゃるような教育環境が悪くなるとは捉えてございません。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　悪くなると捉えていないと言っても、現実には教員が減るわけですから、それを補うものはないわけなのでしょう。私は協働的学習だと思っていたのですが、これは違いますよということですから、そうしたら何か補うものがなかったら、やっぱり教育環境の悪化というのは出てくると思います。出てこざるを得ない、そう思います。それをあえてそちらを選んでいこ

うというのがこの統合ですから、だから私は反対なのです。補うものないのでしょう。いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

今、学校教育の中では求められているものは、多くの知識を得て一人の子どもが与えられた回答を正しく導くことが求められているのではございません。これから変化の激しい社会を生きていくためには自ら課題を見つけ、他者と協力をしながらよりよい解決を求めていく、そういった問題解決の能力が求められております。そういった中で、ある程度、一定程度の人数がいる中で協働的な学習を行っていく、こういったことはこれから求められる学力を進めるためにはなくてはならない教育環境だと思ってございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、人数の少ない学級では問題解決能力は育っていないということなのですか。七郷小学校の子どもたちには、その能力が育っていないということでおっしゃっているわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

現在、七郷小学校は学級規模が小さく、かつ学年の規模も小さいのでクラス分けができません。そのような中で、先ほど問題解決学習と申しました。問題解決学習は少なくとも多くてもできませんので、恐らく議員お尋ねなのは協働的学習のことかなと思うのですけれども、協働的学習は仮に今求められている学力の元ですので、これができないということは許されません。規模が小さい学校では、それなりにそれを補うような学習形態を学校が工夫をして行っていかなければならないのです。ですから、七郷小学校でも多くの話合いを要するところ、または集団的な活動を要するところは学年を２つ合わせて行ったり、または子ども同士の意見のすり合わせ等で学び合いを進めるのですが、そういったところを多学年でやったり、場合によっては大人であったり、そういう人が入ることによって補った形で協働的学習を行ってまいります。協働的学習が規模が小さいからできませんということは、今の教育課程の中では許されないことでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうではなくて、教育長が一定の人数がいないと問題解決能力ができないのですよとおっしゃったから、では七郷小学校の子どもたちにはこの能力は育っていないのですか

というふうにお聞きしたのですけれども、いかがですかね。

○森　一人議長　先ほどの答弁と重なると思いますけれども。

○11番（川口浩史議員）　いや、教育長が答えたのは協働的学習をするための多学年との一緒に行動、そういうのをするということなのですけれども、問題解決能力に対してそういうものができないということなのでしょう、七小の子どもたちには。それがこの能力が育っていないのですかというふうに私は聞いているのですがね。

○森　一人議長　もう一度答弁をお願いできますか。

答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　議員お尋ねの問題解決能力は、もしかしたら何か誤解なさっているかもしれないのですが、問題解決能力と協働的な学習は別の学習方法でございます。まず、協働的な学習の実施だと私は推測してお答えしますが、協働的な学習につきましては、七郷小学校においても育てなければいけない能力でございますので、子どもたちにはそういった力も育っていると私は認識しております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　多分、私はそうだと思います。人数が少なくても、いろんな能力に対応できるものはある程度持っているというふうに思います。それは中学１年と６年とでは違いますけれども、その年齢に従ったというか、能力を備えているというふうに思うのです。

それで、変化に対応したということでおっしゃいました。変化に対応した子どもたちというのは、この協働的学習だけなのですか、教員から教えられるということはないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

今教員から教えられるというお話かなと思いますが、今は教員が協働的な、例えば皆さんで話し合って解決する能力を教員が一方的に教えていくという方法は現在の指導スタイルではございませんし、そのような形で指導はしてございません。子どもたちが学び合っていく中で、そういった力がつくような教育カリキュラムであったり、授業構成を上手につくることが今求められている教員の資質になります。ですから、一方的にこうできるようになりなさいという教育手法というのは現在は取ってございません。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この協働的学習、協働的な学びというところを私もパソコンで開いてみたら、個別最適な学びというのが出てくるのですよね、協働的な学びの前にね。協働的な学びも必要だというように最後に書いてあるのですけれども、ですから順位としては個別最適な学びのほうが

高いのかなというふうに思うのですが、この個別最適な学びというのは嵐山では取り入れないのですか、ちょっと内容と取り入れるかどうかも伺いたいと思いますけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

個別最適な学びと協働的な学びの一体推進と言われるものが、今国が求めている令和の日本型教育というものでございます。言葉の意味でございますが、まず嵐山で取り入れないのかということでございますが、当然これは全て取り入れております。個別最適な学びというのは、言葉の意味を説明いたしますと、個別というのは、一人一人がそれぞれの力に従って学ぶような機会を与えてください。例えばこれはＧＩＧＡスクール構想で子どもたちにタブレットを渡してございます。その中にはドリル学習等がありますので､そういったところでそれぞれの進路に従って学習できますし、学校の中でも子どもたちの実態や、それから理解度に従って課題設定等をしているところでございます。

次の最適という言葉は、これも意味が違います。最適という言葉は、子どもたちの関心や意欲に従って学習を進めましょうということです。これは探究的な学びであったり、自分で課題を追求したりするものでございます。この順番でございますが、個別最適な学びだけでは子どもたちは今の学力をつけることはできないと言われていて、必ず協働的な学びを入れるということで一体推進となっているものでございますので、この順番で優位性を示しているものではございません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　それで、個別最適な学びと協働的な学びをやっていくということですよね、嵐山もね。小学１年生に上がった子どもが最初からこれをやるわけではないのでしょう。まずは、国語の漢字もある程度、どこまでだか覚えるというそういうことをやっていくわけなのでしょう。最初からやっていくのですか、この個別最適な学びと協働的な学びを。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

これは、個別最適な学びと協働的な学びが独立してこういった指導方法が確立している、このことを個別最適というわけではございません。一斉に教えるところもあります。例えば今議員ご指摘のあった１年生を例に挙げますと、平仮名が初めは一斉に教えると思います。でも、その後、子どもたちは自分で「あ」という文字を幾つ書いていこうか、「い」という文字を幾つ練習しようか、自分の関心や意欲でそれぞれで進めていく。こういったところに個別最適な学びというのは生かしていくわけです。ですから、現在、今までも指導してきた学習指導要領で定められた学習内容を教え

る際に、個別最適な部分と協働的な学びの部分を指導法の中に生かして指導していくということが現在求められております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　最初は、今までのような教育をして、その上に立って、理解が進んだところで個別最適な学びと協働的な学びに行くわけですよね、そういうことですよね。違うのですか。イエスかノーかだけでいいですけれども、時間がない、本当に。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　今までどおり、従前どおりの知識理解を全てした上で個別最適な、それから協働的な学びに行くわけではありません。ですから、イエスかノーで言うとノーでございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。そうすると、私は、子どもたちにある程度のことを先生が教えて、その上に立って、ではこういうものを研究していこうと、子どもたちが集まって研究しようとかで行くのだと思っていたのですけれども、そうではないわけなのですね。そうするとちょっと私の想像と違う、想像というか、書いてあるのとちょっと違うような感じがするのですけれども、これ文科省から取ったプリントなのですけれども、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　議員おっしゃられるように、最低限覚える部分というのもございます。ですから、一斉に行って、例えばこの文字を覚える。でも、ずっとそれをやった後に積み重ねるわけではなくて、そういった覚える部分と、それから話し合う部分と、そういったものを授業の中に上手にまぜ込み混ぜ込みながら進めていく、このことが求められているので、例えばどちらを先にやってからという順番性があるわけではなくて、両方を両立させて進めていく、これが今の教員に求められる指導技術でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　最初の教え方というのは今までのとおりなのですよね。そこで、35人いるのと20数人と10数人とでは、これ違うでしょうということを私言いたいのです。目を配り切れないでしょうと、35人いたら、やっぱり質問してくる子どもが優先になってしまうわけです。質問もできないような子どもはやっぱり置き去りにされてしまう、私はそれを懸念しているのです。今はそういう面では少人数学級ができているのですから、これをあえて壊す必要はないのではないかということを申し上げているのですから、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　議員おっしゃられるように、先生１人に対して子どもの数が少ないほうがきめ細かな指導ができる、この部分については否定いたしません。そういう事実はあると思います。

しかし、今、嵐山の学校においても、例えば１クラスであっても１つのクラスが本当に５人ぐらいのクラスから36人までのクラスがございます。これは学級が35人学級という制度がございますのでその中で先生の数って決まってきますので、これは必ずしもいつも一定で人数が少なくなるとか、統合したら１クラスの人数が多くなるわけではございません。統合してもその１クラスの人数は変わりませんので、１人の先生が教える子どもの数というのは、基本的には学級編制の基準で決まってくるものでございます。ただ、人数が非常に少ないと常にきめ細かな指導ができるかと思いますが、人数が多い、例えば30人程度いるクラスであれば、きめ細かな指導もでき、なおかつ集団的な活動の両方ができます。初めから１クラスの人数が５人とか２人でやると、きめ細かな指導はできるかもしれませんが、そうでない集団的な活動の指導であったり、話し合ったり、そういった活動ができなくなります。そういったことから、議員ご指摘のように少ない人数を先生が教えるメリットもありますので、それは少人数指導等クラスを分解して指導していく、今も多くの学校で取り入れてございますが、こういったものを取り入れていけますので、やはりある程度の規模を整えて、教育環境を整えた上で教育を進めるということが今は必要だと捉えてございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　何反論しようと思ったのだっけな。加配というかＴＴです。ＴＴをやるということで、でもそれは全科目ではないわけです。もう限られた科目にしか加配はされない、ＴＴはね。チームティーチングはされないわけですから、不十分だなというふうに言わざるを得ないです。子どもは基本をしっかり覚えなかったら、幾らいい体制をつくっても、やっぱり子どもは育たないと、私はそう思います。

ちょっと時間がもうないので、（２）は本当言いたいのですが、飛ばして（３）に行きます。（３）は前議会でも質問しました。なぜこれ質問したかというと、テレビで住民説明会をやっているのを、その顔を正面から映して意見を述べているのをそのまま映して出しているわけですよ、テレビが。１つは仙台放送で、知事が県主導の４病院を再編構想すると、だからなくなる地域があるわけです。それに対して反対の人がいるわけです。反対の理由を挙げました。村井知事の出席を求める声なども上がったと、そういうのが堂々と顔出しで、別に断っていると思わないですよ、テレビ局が映していいですかなんて、それ１つあります。これが１月27日の放送です。

それから、１月31日に、これはさいたま市に順天堂大学の病院ができるということで、こちらも顔出しで80代の男性が意見を述べています。これ以上開院が遅れてほしくないので、間違いなく開院してほしいということを述べて、ここの部分だけは短いけれども、もっと長くやっていました。

これがＢＰＯ、放送倫理・番組向上機構、ここに上がったとは、今までも、前も12月議会のとき

にも言おうと思ったのですけれども、ここに上がった様子はないです。ここで審議をされたということは。つまり、もう世間では顔出しと意見はこの程度までは許されているというふうに私は理解すべきだと思うのですけれども、そういう点でなぜ嵐山町はこのプライバシーにこんなにもこだわるのか。これから先、何年というか、10数年、20年、30年行ったときにはこうなるかもしれませんけれども、現段階では許されているわけです。こういう社会的な通念上許されている範囲で私はやるべきだというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

今､議員ご指摘にあったようなマスコミのほうの取材のほうがどの範囲まで許されているかとか、許諾が必要なのかどうかということにつきましては私も勉強しておりませんので、そのことに触れてはお答えできませんが、今回の学校再編の説明会では、できるだけ保護者の方も一般の方も本当に自由に自分のお考えだとか、そういったものを言っていただきたい、そういったことを主眼として行ったものでございます｡誰か分からない人が録画をするかもしれない､録音するかもしれない、それをＳＮＳにアップするかもしれない。誰々がこんなこと言っていたよというのを写真つきで載せられるかもしれない。こういったことがあると自由に発言ができなくなるのではないかと事務局では考えましたので、そういったことでまず第一に自由にいろんなご意見を出していただけるような環境をつくる、このことを第一に考えて、今回は写真撮影、録音については会場の皆様にはご遠慮申し上げたところでございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　今の社会通念上とは随分離れていると言わざるを得ないです。やっぱり社会と共に歩んでいくそういう考えが私は必要だというふうに思います。

次に行きます。

○森　一人議長　どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　分かりやすい説明会についてです。

声が小さく､今何ページを説明しているのか分からないときが往々にしてあります｡そこで､（１）、パワーポイントを使うことを基本にするべきではないでしょうか。

（２）、難聴の方への配慮として、ヒアリングループを設置することが必要ではないでしょうか。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問事項３の（１）についてお答えいたします。

声が小さく、今何ページを説明しているのか分からないというご意見を踏まえ、説明会等を開く際には、声を大きくし適切な説明をするように意思統一をしたいと思います。

また、パワーポイントについては状況に応じた形で利用するよう検討いたします。

質問事項３の（２）についてお答えいたします。

町ではヒアリングループについては窓口での感染防止対策の一環として令和３年度に購入しておりますので、今後、必要に応じて説明会等でも利用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この質問をしようと思ったのは、11月に開いた地元説明会、セイメイファームの地元説明会で、参加者から役場職員の説明は下手だという厳しい意見が上がったのです。こういう意見が上がるのはまれですけれども、上がらないからといって、やっぱり安心してはいけないなというふうに思います。今日の説明で皆さんが分かってくれたかなということは、常に思ってもらわないといけませんので、そういう点で説明力の技術向上に努力するということはしてほしいなというふうに思います。

これを見ますと、パワーポイントは状況に応じた形で利用する。この状況に応じたというのはどういうことを言っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　説明会には参考資料があると思います。参考資料、もちろん１枚ならばパワーポイント使わなくてもいいかと思いますが、それが例えば10ページ以上になるような場合には、どこの部分を説明したか分からないような場合には、パワーポイントで併せて説明すれば、自分の資料の今５ページ見ているのだなとかということが分かって見やすいと思います。枚数の少ないときはわざわざパワーポイントまでは必要ないかなというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　川口議員に申し上げます。発言残り時間４分ほどとなっております。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうか、１枚だったら確かにいいかもしれないです。ただ、何行やっているかなというのは、また微妙ですけれども。それで、技術向上には努力してほしいのですけれども、やっぱり役場の職員も得手不得手というのがあるわけです。うまい人もいれば下手な人もいると、やっぱり私はそこを基準にしてほしいのです。そこを基準にって、毎回やっていたら俺のときはいつもパワーポイントを使うななんて思われてしまうかもしれませんけれども、参加者に伝わらなかったら意味がないわけですから、やっぱり伝わるだけの技術を持っているかどうかが私は基準だって思うのです。いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　セイメイファームでの説明会というのは私参加していませんでしたので、どういう形だったか分かりませんが、まずやっぱり慣れというのもあるかと思います。あと、個人の声の大きさとかスピードだとかいろいろあると思いますが、担当の課長から今回説明会はあなたがやってくださいねって言ったら、やっぱり職員はそれに向けて練習なり事前学習等をして、しっかり町民の方に分かりやすい説明をしていただけるというふうに思っています。

私、小中学校の再編の基本計画の説明会に出させていただきました。そのときはパワーポイントも使って、職員が大きな声でゆっくり丁寧に町民の方に分かりやすいように説明していたというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これ町長が参加していて、町長も同じようなことで返していたのかな、その方に、下手なのは申し訳ないと言ったか何と言ったか、言っていました。

ヒアリングループなのですけれども、ヒアリングループはそうすると使ったことはないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

先ほども申しましたが、コロナの感染防止対策の一環とし令和３年度に購入しましたということで、今現在、福祉課の窓口に設置してあります。必要であればそこから借りて、会議のほうに持っていくという形を考えております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、使用実績はないわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　説明会での使用実績はございません。

今回、質問、12月のときも聞いたのですが、福祉課の窓口のほうでこれを設置してあるって言いましたけれども、使った方いますかって聞いたら、設置してあるだけで利用している方は今現在いないというふうに聞いております。

ただし、併せてコロナになってお客さんとの間にアクリル板を設置したことによって、聞きづらいということがありますので、ヒアリングループ、福祉課に１台買っただけなのですけれども、そのほかに卓上型対話支援機器、要するに職員のほうにマイクがついていて、スピーカーがお客さんのほうについて、音量調整でちょっと大きくなるような、そういうのも一緒に購入しました。こちらのほうは年間数回利用されていると聞いていますが、ヒアリングループについては今まで使ったことというのはないと聞いております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　難聴者は、前にご質問しましたけれども、70歳を過ぎると約半数の方が難聴になると言われていますので、ぜひ積極的に使っていってもらいたいと思います。

ちょっともう時間なので、要望だけで終わりにします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時１５分）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

３月６日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第７番議員　　藤　野　和　美　議員

日程第　２　議案第１２号　令和５年度嵐山町一般会計補正予算（第８号）議定について

日程第　３　議案第１３号　令和５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第　４　議案第１４号　令和５年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定について

日程第　５　議案第１５号　令和５年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第３号）議定について

日程第　６　議案第　６号　嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについて

日程第　７　議案第　７号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて

日程第　８　議案第　８号　嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについて

日程第　９　議案第　９号　嵐山町給水条例の一部を改正することについて

日程第１０　議案第１０号　嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて

日程第１１　議案第１１号　緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を廃止することについて

日程第１２　議案第２２号　小川地区衛生組合の規約変更について

日程第１３　議案第２３号　町道路線を廃止することについて

日程第１４　議案第２４号　町道路線を認定することについて

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	９番	青柳賢治 議員
１０番	畠山美幸 議員	１１番	川口浩史 議員
１２番	渋谷登美子 議員	１３番	森　一人 議員

○欠席議員（１名）

８番　吉本秀二 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原　実	環境課長
中村　寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
久保雄一	まちづくり整備課道路担当副課長
島田泰斗	まちづくり整備課副参事
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村　治	教育長

髙　橋	喜代美	教育総務課長
馬　橋	透	生涯学習課長
中　村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第10日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第23号　町道路線を廃止することについて、議案第24号　町道路線を認定することについて、以上２件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、伊藤まちづくり整備課長は、都合により欠席しております。代わりに、久保まちづくり整備課副課長が出席いたします。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　藤　野　和　美　議　員

○森　一人議長　本定例会最後の一般質問は、受付番号11番、議席番号７番、藤野和美議員。

初めに、質問事項１の健康ウォーキングについてです。どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　それでは、議長のご指名いただきましたので、７番、藤野和美、一般質問をいたします。

最初に、健康ウォーキングについて。

（１）、現状は。

（２）、北部交流センターを拠点にしたコースをつくる考えは。

（３）、観光との連携は。

（４）、観光を含め参加者の増加策は。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

埼玉県が実施する「コバトン健康マイレージ事業」を嵐山町も推進してまいりましたが、この事業が令和５年度で廃止となり、令和６年度より「コバトンＡＬＫＯＯマイレージ事業」としてリニューアルされます。新規事業については、令和６年１月中旬より試行的に開始となっており、嵐山町でもこの事業の周知等を開始しております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。北部交流センターを拠点にしたコースを作成する予定は、今のところございません。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。嵐山町では、健康いきいき課と企業支援課で連携して、令和２年度に現在のウォーキングマップを作成しました。このマップは、観光名所を中心としたウォーキングコースとなっております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。楽しく歩いて健康づくりを進めていくことを目的としたコバトンＡＬＫＯＯマイレージでは、今後埼玉県内の市町村の観光名所を中心とした散歩コースを掲載する予定です。町では、ＡＬＫＯＯマイレージ新規参加者向け操作講習会を実施し、新規事業について不安のある方の相談に対応しました。また、新規アプリの登録に不安のある方に対し、窓口等で個別に登録のお手伝いをさせていただいており、今後もアプリ参加者の増加に向けて周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　それぞれ再質問ということになりますが、一応（１）から（４）関連しておりますので、全体として再質問をさせていただくことにいたします。

まず、これまでの健康マイレージが変更になってきているということであるわけですけれども、現状での参加者はどのくらいの方が参加しているというのは把握しているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

現状では、196人の方が参加していただいております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そういう意味では、これは年々増加しているというふうに考えていいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

今回のアプリにつきましては、今年の１月から試行的に始まっていますので、それから196人ということですので、前回のアプリではなくて歩数計でやっていた頃は600人ぐらいの参加者になっていますので、まだ新しい事業ですので、これから増えていけばいいかなというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そうしますと、以前は歩数計でやっているときは600人、現在アプリだと196人ということは、これは歩いているけれども、このアプリを登録とかしていないという方が多いというふうに考えていいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

そうです。歩数計を持っているので歩いております。アプリに登録していないだけです。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　埼玉県の２月でしたか、彩の国だよりの中に「埼玉をＡＬＫＯＯ」という特集があって、その中に自然コースということで、嵐山のコースが紹介されておりました。これは、全県の中で紹介されたということで、非常にすばらしいことだというふうに思っておりますけれども、今後、さきの答弁でもありましたけれども、県全体で歩くということを推進していこうとなってきて、町内だけを歩くということだけではなくて、逆に嵐山町から見ますとほかの町から、ほかの都市からおいでいただけるチャンスというのが非常に増えてきているというか、増やしていかなければいけないということでもあるわけですけれども、全体として大きな方向としては、そういう一種の流動性ということでもありますけれども、その方向ということは、認識はいいのでしょうか。その方向の認識です。要するに県全体として、そういう歩くというものを、町内だけではなくて町外も含めて歩いていこうということが、今後その方向になってくるということは、そういう認識ではよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

県外ももちろんなのですけれども、県内の方にはもちろん嵐山町にも来ていただきたいと考えておりますし、この彩の国だより２月号が掲載されてすぐに問合せも結構ありまして、ほとんどが町外からの問合せで、載っていたのが勝田の梅の里というところだったのですけれども、とてもきれ

いな写真が載っていましたので、ぜひともそこに行きたいということで電話を受けております。ですので、町外の方も来ていただければというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　この紹介されているコースなのですけれども、所要時間が約４時間と、距離が18.7キロということで、武蔵嵐山駅を起点としたコースなのです。かなりヘビーというか、簡単にはなかなかこの場所には歩いては行けない、かなり頑張って歩いていかないとというコースの設定になっていると思うのです。

当然駅からのコースが、現在のウォーキングコースが全て駅からのコースで設定されているのです。私は、せっかくインターチェンジがあって、車でおいでになる方というのは当然多いと思うのです。そうしますと、北部交流センターを起点としたコース設定というのも、これは非常に必要なのではないかなと思うのです。以前、これは企業支援課、副町長にも歩いていただきましたけれども、いろんな意味を考えますと、北部交流センターを起点としたコースというのは今のところ考えていないということの回答ですけれども、企業支援課含めて、観光含めて考えますと、今後はそういう北部交流センターを拠点とした動きというか、ウォーキングコースを設定しておくというのは非常に大きな意味があるかなと思っているのです。

町内にも実際にそういうコース設定があるのだけれども、例えば北部地域に住んでいる場合、歩こうとしたとき、わざわざ駅から、行って歩くというのは現実的ではないわけです。そういうケースも考えられる。そういう意味では、この北部交流センターを中心とした起点コースづくりというのは、今後検討する余地があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

北部交流センターからのスタートのコースということなのですけれども、町のほうで今発行している嵐山町ウォーキングマップというのがあるのですけれども、このウォーキングマップには全部で８コース、コースが載っているのですけれども、その８コースは健康ウォークが５コースで、観光ウォークが３コースになっていまして、この観光ウォークのコースの中に北部交流センターを通るコースが１つあるのみだけなのですけれども、健康いきいき課で進めているコバトンＡＬＫＯＯマイレージというものなのですが、それは自分の好きなところからスタートして歩きましょうというコースであって、そのアプリに散歩ルートの自動作成というのを選んでもらうと、自分に合った距離の散歩ルートが幾つか出てくるというものなので、町民の方の健康ということで、なかなか駅からスタートという人ももちろんいないですし、それぞれ好きなところからスタートしてもらうというふうな考えでおります。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　これは健康いきいき課と企業支援課連携してということでお話でしたので、観光サイド、企業支援課のサイドから見て、これについてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

現に健康いきいき課で作成していただいたウォーキングマップ、観光の視点でも作っていただいていまして、現に企業支援課でも観光の資料を欲しいというお客様には配っております。観光協会で作っているほかのマップ等にも、嵐山渓谷を中心といたしましてウォーキングのコースが示してあるものもございます。町外の方にウォーキングを目当てで嵐山町に来ていただくというのは、大変観光の視点から見ても重要な考えかなと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　今、北部交流センターを起点としたコース設定をする考えについてお聞きしたのです。それについてご答弁をお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　すみません。お答えいたします。

どうしても観光の面で言いますと、嵐山渓谷を中心とした南部に目が行ってしまいがち。というのも、現実問題として、北部に観光の資源が若干少ないと。ちょっとインパクトが、それほど強くないといいましょうか、それほど観光資源として数が少ないというのもございますので、その辺りも踏まえながら、観光資源の方針等もこれから策定をしてまいります。それに、観光資源によって魅力的な飲食店が仮に出てきたりすれば、それを目当てにしたお客様も増えてくるということも見込まれますので、この後の推移を見守りまして、北部にも目を当てて考えていければと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　観光資源をどう考えるかということになるわけなのですが、観光スポット、この前方針が出されて、各観光資源というものを設定したわけですけれども、もうちょっと広く考えますと、実際歩いていただいたときに、例えば田んぼの風景とか里山の風景というものが、観光資源として考えることができるのかどうかということでも当然あるわけです。これは、次の質問ともちょっと、次というか２番目の質問ともちょっと絡んではきますけれども、農事体験とか自然体

験とかというのも、これは十分に観光資源というか、逆に観光資源として開発していくべきというか、各地域地域、地方でそういう取組が非常に今進んできているのです。そうすると、例えば観光資源としてスポットだけ考えていると、都会の人たちが求めている里山の風景とかそういうもの、自然を楽しんでいこうと。森林浴もそうです。ですから、そこをちょっとしっかり押さえておかないとと思っております。

現に企業支援課のほうから以前の回答の中で、まだまだ観光資源としては不十分なところがあるけれども、今後練り上げていくと、開発していくと。特にラベンダーが一段落ついたらという回答もありました。ラベンダーについては方向が、もちろん取り組む課題は多いにしても、一つのワンステップは超えたかなと、次のツーステップ目に入っていくと。そうしますと、今後観光をもう少し広く町内全域で展開していくと。風薫る嵐山ということで、これは全域が当然対象になるわけです。そうしますと、北部の持っている、現在ではブルーベリーと金泉寺のアジサイ、それから杉山城というふうになるわけですけれども、もう一つ里山の風景、そういう形で広げていきますと、いわゆる歩くというものがもう少し観光と結びついたものに展開できるのではないかというふうに思うわけです。

各スポットを、これは点です。北部で言えばブルーベリー、金泉寺、杉山城、それから嵐山渓谷もそうです。点と点なのです。それを線としてつないでいくというのが、どういう方法があるのだろうと。それを歩く、それから当然自転車でということもあり得ます。ですから、点と点をつないでいく戦略を持っていないと、点を幾ら宣伝しても、嵐山町が持っている魅力は何ですか、自然豊かな里山の風景とよく出ます。それも、だから観光資源なのですよ、考えてみれば。考えなくてもそうなのですけれども。ですから、そこをつないでいく、点を線にしていく、それを町としてアピールしていかないと、やっぱりそれは観光戦略にはならないのです。

ですから、そこの部分で、私は北部交流センターを拠点としたものを１つつくるということが、観光にとっても今後の将来にとっても非常に大きいなというふうに思っているのです。ですから、観光のコースをつくるというのはそれほど大きなことではなくて、道路を整備する必要も、今十分整備もされていますから、歩くコースを、こういうコースがありますよ、何時間ぐらいで歩けますよ、そこで小さな案内表示看板があれば、これはもう成立してしまうのです。ただ、マップをもう作ってしまったので、新規に作るのがコストがかかるということかもしれませんけれども、それは後の話で、やはりちゃんとしたコースを構想していく、計画していく、このことが第一歩ですから、計画をしないとなってくると、先に進むことはないのです。ですから、点を線にしていく。それが点と点が線として結びつけば、今度は全体が面としての展開ができますので、点と点の戦略だけでは面にはなっていかないのです。ですから、そういうことも踏まえて、北部交流センターを拠点としたコース設定ということについて、再度いかがでしょうか。お考えをお聞きします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、お答えいたします。

観光事業を実施するそもそもの目的って何だろうかと考えたときに、我々担当としては観光客が外から、中からでもいいですけれども、お金を使っていただいたりすることによって経済が回っていくというのですか、それがまず１つと。もう一つが、シビックプライドというのでしょうか、町民の方が町に誇りを持てるような気持ちになるというのが目的かなと思います。

それらを踏まえて、北部交流センターを起点にしたそれぞれ観光拠点を、点と点を結ぶ考え方ですか、そういったものも貴重なご意見いただきましたので、内部で検討させていただければと思います。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　嵐山町が持っている公共交通とよく言われますけれども、当然ご承知のとおりでございますけれども、東武東上線、鉄道の、それからバス等であります。それから、小川から熊谷へ通っているバス。もう一つやっぱり大きなのは関越道です。これは非常に大きな公共交通というか、手段なのです。ですから、このやっぱり有利な点を生かしていくということなのです。

ですから、今は手つかずです、はっきり言って。そういう意味では、観光との関係では、非常にこれはもったいないのです。ですから、これをどう仕掛けていくかということなので、それについてはちょっと副町長、この前歩いてもいただいたので、それについてお考えがもしあればお聞かせ願えればと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋副町長。

○髙橋兼次副町長　それでは、お答えいたします。

今お話を聞いていて、そういう観点もあるのかなというふうに思いました。それと、特に今ため池の問題等もございますので、そういう意味では北部に一つの拠点というのですか、そういうものをつくっていくのは非常にいいことかなというふうに思っております。先ほど課長のほうから答弁申し上げましたように、一つの大きな課題として、ちょっとしっかり検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　それでは、ちょっともう少し、今度はマップのところなのですが、今ウォーキングマップ、観光の視点も入っているということなのですが、もう一つここに観光協会で出しています、「嵐山町観光ボランティアガイドおすすめモデルコース」というのも出しているのです。これも非常によく考えられたコースだと思うのです。ただ、外からというか、見ますと、ウォーキ

ングマップがあって、それからボランティアガイドおすすめモデルコースと、２つのマップが実はあるのです。ですから、その辺の関係についてはどうなのでしょうか。この２つのマップについての関係については、これは企業支援課のほうから答えていただいていいですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

作成する時期が違ったりですとか、あとは観光協会で全体で考えたコース取りと、またボランティアガイドさんにつきましては、実際現地を歩いてお客様を案内しているという立ち位置もございますので、それを踏まえて作成したマップということで、一致はしていないのですけれども、どちらでもお勧めをしているコースではあるというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　いろんなこういうものを訴求していくときに、実は幾つものものがあるというのは、そういう意味ではやっぱりばらけてしまうのです。ただ、これはボランティアガイドさんがかなり詳しく丁寧に作ってということでありますので、かなり有益なコースだと思うのです。訴求力は持っていると思うのです。ですから、その辺もう少し連携をさせていくことによって、相乗効果が私は出ると思うのです。

これは、すぐマップを作り直すことはできません、と思います、それは。ただ、今後のマップの作り方の方向としては、やはりボランティアガイドさんの意向も踏まえて、観光面はマップを作っていくと。それから、要するに健康ウォーキングについては、例えば町内の皆さん用の健康ウォーキング、少し逆に分けるのと連携をうまく考えないと、特に町外から見たときに、観光との視点で考えると非常にばらけてしまうということがあるのです。

私ちょっと１つ提案なのですけれども、各観光スポット、観光資源に番号を振っておくと。例えば嵐山渓谷なら１番とか、菅谷館なら２番とか、杉山城３番、これを２番、３番というものを健康ウォークでも観光でも共有してしまうと。番号を振って、常にそれをベースにして展開していく。例えばスタンプラリーを展開します。当然考え方はいろいろできると思うのですけれども、そのときに案内板もそうです。案内板、それからいろんなケースのとき番号で、例えば３番菅谷館とか、３番だけでは当然通じませんけれども、その番号の意味を全部共有することによって、いろんなマップを作っても番号が同じだというふうにしておきますと、例えば３番の菅谷館、さっき２番と言ったかもしれませんけれども、要するにそういうもののいろんなマップ、いろんな情報が、逆に２番の菅谷館の中でいろんな情報が入ってくることによって、これまでの情報が豊富化していくということになるわけなのです。

ですから、そういうものの発想の仕方をやっていくと、非常に情報の拡散と情報の集中というの

がうまくいくことがあるのです。そういう方向についてはどうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

藤野議員、情報の共有化というのでしょうか、考え方としてはなかなかよい視点だなと思いました。ただ、実際現実問題としてどういうふうに作成するのだろうかと、ちょっとすぐこの場で考えたところではあるのですけれども、そもそも健康を目的としたものと観光を目的としたものということで、若干趣旨が異なってきますので、例えば共有化して番号を振るにしても、健康のほうには、例えば１、３、５とか途中の番号が飛んでしまうような状況がもしかしたら発生してしまうのかなというのもちょっと考えたところです。ただ、そういう視点は大事だと思いますので、参考にさせていただければと思います。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　私が申し上げているのは、来週からやってほしいということを言っているわけではないのです。一つの方向です。そういう健康ウォークと観光はやっぱり違いますから、逆に違ったものがあったほうがいいのですよ、そのケースの場合は。ただ菅谷館が２番としておけばということで、その辺の関連は今後研究してもらえばいいことなので、すぐどうこうではないのです。一つの方向として考えてほしいということなのです。

もう一つウォーキングとの関係で、今度は嵐山駅との関係です。今後嵐山駅のロータリーが整備されてくるわけですので、これを機会にやっぱりウォーキング、歩く人を増やしていく戦略、これは当然併せて持っていくべきだろうと思うのです。現にコース設定は、逆に言えば今嵐山駅からのコース設定はもうされていますので、新規にマップを作ることは、今度こっちの場合はないわけなのです。ただ、やはり私は、一つは鉄道会社との連携をどう深めていくかと。越生町ではハイキングのまち宣言をして、一生懸命いろんなコースつくって、「春のおすすめコース」、それから「３月のおすすめコース」、「４月のおすすめコース」ということで、いろんなコース設定工夫しながらやっています。これは、当然嵐山町でも、現にマップ作りはやっていますから別の方向ではないのですけれども、嵐山町が有利なのは東上線なのです。やはり東京から途中の住宅、各都市、大変なところがつながっているわけです。ですから、鉄道会社との連携をうまくして、ウォーキングのところを力入れているのだと、ウォーキングのまち嵐山ですよと力入れているというアピールをうまくしていけば、これはかなりの乗降客というか、逆に利用客が増えてくるという可能性を十分持っているわけです。それについてのお考えというのはどうでしょうか、企業支援課の。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

実は、東武鉄道の事業ではあるのですけれども、毎年、通年で健康ウォーキング事業というのを実施していただいています。ここ数年、嵐山町でも嵐山渓谷を中心としたコースではあるのですけれども、採用していただいております。これも、駅の整備ができれば駅前が広くなって、出発、到着等の参加者が行きやすかったりということもございますので、健康ウォーキングについても、また引き続き東武鉄道には嵐山町のコースを採用していただくように働きかけは行ってまいりたいと思います。

また、ウォーキングのまちということで、越生町の話ししていただきました。なかなか今嵐山町も、千年の苑のラベンダー事業等いろいろ取り組んでおりますので、すぐすぐにはなかなかウォーキングのまちということで力を振り向けるということも、現実的には厳しいかと思いますけれども、そういう視点も頭に入れながら取組を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　越生町では、サイトを見ますと、「梅を向いて歩こう」というスローガンつくってやっています。これはなかなか考えたなというふうに思うのですけれども、「梅を向いて歩こう」ということです。こういうキャッチフレーズというか、その辺を工夫もしながらやっていく。これは苦しいことではなくて、楽しいことでもありますので、これは町民の皆様のお知恵を借りながら、いろんな形で取り組んでいくと。町民の皆さんの知恵が集まれば集まるほど、いろんなアイデアが具体化できるということでもありますので、ぜひその視点を持ってこの問題についても取り組んでまいりたいと思います。

では、次の項目に入ります。

○森　一人議長　はい、どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　都市部との交流事業について。

（１）、現状は。

（２）、今後の取組は。

（３）、農村地域での農事体験や自然体験で交流を促進する考えは。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、質問事項２の（１）、（２）につきましてお答えいたします。関連がございますので、併せてお答えいたします。

現在、町内においては、農事組合法人らんざん営農による「お米作り農業体験参加者会員」を法人の公式サイト等で関東圏内に広く募集して、農業体験プログラムを行っており、県内都市部はも

とより都内からも多くの方が参加しております。この企画は平成29年から行っており、令和２年からコロナ禍により休止しておりましたが、令和５年からは、新型コロナウイルス感染状況の鎮静化に伴い事業を再開いたしました。プログラムの内容につきましては、６月上旬の田植え、９月末の稲刈り、10月末の収穫祭となっており、会費は一組５名までで特別栽培コシヒカリ10キロ保証つきで１万5,000円となっております。令和５年につきましては、８組31名の参加があり、都内からは４組18名の参加、農作業が初めてでも、法人のスタッフがフォローしているため大変喜ばれております。しかしながら、このほかの観光果樹園のブルーベリーや観光いもほり農園などは、都市部からの来園はあるものの、交流事業になるまでに至っていないのが現状でありますので、今後につきましては、農業体験プログラムの参加者に町内で収穫体験のできるこれらの環境を案内し、都市部の参加者にとってさらに魅力あるものに発展させてまいりたいと考えます。

続きまして、質問事項２の（３）につきましてお答えいたします。ご質問小項目（１）、（２）でお答えいたしました農業体験プログラムについては、農村地域で都市部との交流を図る上でモデル的な事業であると考えます。今後、さらに都市部との交流を促進するためには、町と交流のある東京都板橋区等の都市住民を呼び込み、農事体験以外にも町森林整備計画において森林の総合利用施設に位置づけられているオオムラサキの森等の森林整備への参加、さらには千年の苑園内の景観作物等の維持管理体験など、関係機関の連携による町全体の仕掛けづくりを行うことで可能性が見いだせると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　これも全て関連しておりますので、再質問は一体としてさせていただきたいと思います。

具体的に交流事業も、令和５年度については８組31名の参加があった。それから、都内からは４組18名の参加ということでございまして、具体的な形では始まっているということでございます。

ちょっとご紹介したいと思っているのは、群馬県の川場村というのがございます。これは有名な村に今なっております。人口が約3,300人、現在はということでございます。ただ、観光人口が約200万人ということで、道の駅が、これがどうでしょうか、120万人という数字もちょっとありましたけれども、いずれにしても大変な成果を上げているということで有名になっているわけです。ただ、私この中で申し上げたかったのは、一つのきっかけにもなったかなと思っているのですけれども、世田谷区と連携をして取組をしている。実はこれ40年前に始まったことなのです。これは、世田谷区の事業として、都会の中で自然とか体験がなかなかできないということで、区民のためにということで連携する自治体を探していたわけです。50数か所だったかなと思うのですけれども、その中で川場村が選ばれたと。世田谷区から見ますと選んだということになるわけですけれども、その理由が、何もないという、何もない地域というか、何もないというのは逆に自然が豊かだということで

選ばれたという話でした。川場村にとっては、やっぱり一つのきっかけ、世田谷区との連携というのは大きなきっかけになったと思うのです。都市部という一般的なことではなくて、世田谷区と協定結んで始めたということの意味は、我々にとっては非常に参考になることかなというふうに思っております。今は、共同出資で設立した法人が運営しているわけでございます。

こういう即この域に達するというのは、当然40年かかっていますから、いきませんけれども、一つそういう、今も答弁の中で出てまいりましたけれども、特定の区と、都市部の区と連携をしていくという形のアプローチをしていくという、それについての考えというのはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

今現在、特定の区という考えはございませんが、平成30年頃からの板橋区とのお付き合いで、ラベンダーの苗の植付けと、あとはラベンダーまつりもお越し、ご招待したということで、まず最初に嵐山とすれば都市部というと板橋区というのが、名前が挙がってくるのは全職員共通かと思うのです。農政課だけではなく、いろんな部署のお力を借りてアプローチができれば、きっかけづくりとしてはよいのかなと考えます。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　当然何もないところで動き出すよりも、きっかけというか、結びつきが一定程度ある、非常に大きいと思うのです。そういう意味では、条件がないわけではないと。きっかけは持っているということが、一つ嵐山町にとっては非常に重要だなというふうに思うのです。

ただ、嵐山町で考えますと、板橋区という具体的な名前はあれですけれども、都市部の方々が魅力あるもの、魅力あるプログラムを提供できないと、それは絵に描いた餅に当然なってしまうわけです。私が今質問した中で、やはりこの町がまずできるのは農事体験、収穫体験と。これは、今すぐは準備はできませんけれども、可能性は持っている。同時に可能性の中で、地域の活性化、農村地域の活性化ともつながってくると。ですから、そういう意味で私は一つ農事体験ということをそこに質問したわけなのです。ですから、まだまだ開拓する余地はございます。しかし、開拓していく中で地域が活性化していくと、これが非常に私は大きいと思うのです。ですから、それは一つの視点として持っていくことも必要なのだろうというふうに思っているのです。これについては、先ほどの答弁でもありましたので、その方向は間違いないと思うのです。

世田谷区と川場村との交流の中で、一つのインパクトがあったのは、世田谷区の小学校５年生が川場村に移動教室ということで、ほぼ全員キャンプというか、２泊３日の体験ということで、これは基本的には全員なのです。当然世田谷区が施設を造って、そこに行ったわけですけれども、ただキャンプをやったりいろんな形でやっている。要するに子どもたちが川場村の自然とかに触れるこ

とによって、いわゆる子どもたちの親、当然保護者の方とか、ですからそういう意味での波及効果というのが、要するに小学校５年生の移動教室だったり、これが一つの大きなきっかけになっているのです。

ですから、農事体験は当然農業者の方が準備しなければならないわけですけれども、もう一つの視点としては学校との交流、都市部の子どもさんとの交流をどういう形でできるか。可能性も含めて、これはちょっと模索する必要があると思うのです。再三申し上げるとおり、どういうプログラムが必要なのかというのは、当然考えなくてはならないです。これは我々の町の中で考える、町内で考える。これも一つの大きなモチベーションにはなるわけですけれども、ただ視点として都内の学校との関係づくりを、これはその辺のアプローチの考え方というのはどうなのだろうというふうな、それについてはちょっと教育長にお聞きしたほうがよろしいでしょうか。その視点です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

先ほど板橋区のお話が出てございましたが、以前から嵐山町の民間団体を通じての板橋区からの農業体験、今ちょうど私のところには田植体験の写真等が残っているのですけれども、そういったものや、近くでは板橋区の中学生が遠足として嵐山町に来ているというのを承知しているところでございます。都市部の子どもたちが自然に触れることも大変意義があると思いますし、そういった子どもたちと仮に嵐山町の子どもたちが交流をすることでも、嵐山町の子どもたちにも効果があることだと思ってございます。

今、嵐山町のほうにそういった民間の組織や、それから遠足という形で来ていただいているというのを聞いているところでございますので、教育委員会としても何かお手伝い、受け入れることができますよ、または板橋区のほうでこんなプログラムができないか、そういったことを、まずは教育委員会同士の連携をつくることが大事だと思っているところでございます。板橋区の教育長さんと会う機会がございまして、その中でぜひ嵐山町のほうからもそういったことを考えていきますので、今後どうぞそういう連絡を密にしましょうという、まずは取っかかりの部分については取り組み始めたところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５５分

再　　開　午前１１時１０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第７番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　今教育長のほうから、板橋区の教育委員会と教育長さん同士の話というのが始まっているということをお聞きしました。非常にこれは、第一歩としてすばらしい一歩だと思うのです。今後の展望を考えますと、いろんなプログラムをつくる、それから農事体験をする実際の作業とか、いろいろそういうものの受皿づくりというのが非常に重要になってくると思うのです。

受皿づくりとの関係で考えますと、やはり私はそういう意味では北部に関しては非常に手つかず、一部サツマイモとかブルーベリーもそうですけれども、始まってはいますけれども、まだまだ今後開拓しなくてはならないことが非常に多いわけです。将来的に考えますと、やはり北部交流センターを中心とした場所に農村の農村交流施設を造りまして、あそこを拠点にした動きをしていくという展望がどうしても必要だと思うのです。そこをいわゆる拠点施設を造ることによって、そこで各プログラムをつくるというだけではなくて、プログラムを実施するための体制とか、各農業者の方へのフォローアップとか、それから実際にそこの場所から農事体験に出かけていくとか、そういうものの機能を持たせていく。それは今後のことを考えますと、非常に大きな意味を持っていると思うのです。インターからも近い、先ほど申し上げましたけれども、そういう意味では非常に優位な場所に北部交流センターの場所はありますので、その方向についてはいかがでしょうか。これはどなたにお聞きすればよろしいでしょうか。では、町長に。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今、藤野議員のほうから農業に関して都市部との交流事業のことで、今課長のほうからもお話がありましたように、まさにほとんど同じようなことを私も考えておりました。特に板橋区に関しては、小千代山のこともちろんそうですし、農事体験もそうですし、それから花見台工業団地の後ろの町有地の下草刈りだとかというので中学生なんかが毎年来ていると。それで、また私自身も板橋区のほうからは区民祭、それからあとは夏の花火大会、毎年呼ばれて、私も毎回行っています。そして、そういう時期の中で、教育長からもちょっと話がありましたけれども、教育長ちょっと行ってもらって、向こうの教育長とちょっとそういうの。昨年の秋でしたけれども、そういう紅葉をぜひ見てもらうのはどうだろうかというようなことでお話しする。なかなかちょっと日程が合わなくて実現はしなかったのですけれども、まさに藤野議員が言われているようなことを実践をしています。

それから、あとは来年度に関しては、区民祭に関しては嵐山町もブースを１つ出すような形で考えていますし、また出展に対して非常に意欲的な方もおられますので、そういった小さなつながりを一つ一つ積み重ねていく中で、先ほど川場村の例も示していただきましたけれども、そういったような強い絆で結ばれるような交流をできればなというふうに私自身も考えています。距離的にも

時間的にも、電車で来ても車で来ても１時間で来れますので、この適当な距離というのは非常に向こうにとっても魅力的な部分でもありますので、しっかりとその辺のところは大切に、この種を育てていきたいというふうに思います。

あと、今農村交流施設というようなことでありましたけれども、その辺のところは、ちょっとまだそういう段階までいっていませんので、まず信頼関係を構築するということに専念をして、そういったことにつながっていくように努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そういう意味で、方向としては現にもう１歩、２歩動いているということでございます。私が申し上げたかったのは、北部に関して、農村部に関しては、受皿をつくっていくという意味ではまだまだ端緒、まだ手がついたかついていないかぐらいの、明確な目的、方向性を持って動いている段階ではないです。ただ、今後のことを考えますと、やはり農村部で農事体験、自然体験を、地元の方が案内したり、実際に一緒にやってみたり、これが非常に重要だと思うのです。川場村でも、やはりそのことが非常に大きな意味を持っているのです。ですから、そこを醸成していく、要するにやっていただく受皿づくりというのが、再三申し上げるとおり地域の活性化とも非常にリンクしているということだと思うのです。

ですから、その方向を持つことによって、板橋区さんとの連携もより深まっていく、広がっていくという、ですからそういう意味での、来年造ってほしいという話ではないのです。ただ、将来を考えたときに、やはり北部交流センターの場所、あの場所をそういう拠点施設、拠点化していくという方向があることによって、北部地域の意識も大きくやっぱり明るい方向に変わってくると思うのです。ですから、その方向について、もしお考えあれば、ちょっとお聞かせ願えればと思うのですけれども、どうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今回の定例会の冒頭においても、土地利用に関して議会のほうに報告をさせていただきました。今まではどちらかというと、南部のほうが観光の面においては非常に活発であったけれども、北部のほうでも観光に関してはということで、藤野議員からも一般質問を通して何度かそういったご指摘もいただきました。いよいよそういう方向性でかじを切れる段階になったかなということで、今回もスポット的に、梅のところ、ブルーベリーのところ、杉山城のところという、今まではそういうところにお土産屋さんだとか飲食店だとか、そういったものはほとんどできなかったわけでありますけれども、そういったことも含めて今度は可能にしていこうという、まず第一歩を踏み出したというような認識をいたしております。

そういうようなところを一つ一つ丁寧に育てていくということが、まず大前提となって、そしてもうここまで来たのだったら、今度は次の段階としてこういう施設も必要なのではないだろうか、こういう形も必要なのではないだろうか、こういう点も整備していかなくてはいけないのではないのかというようなことになるのかなと思いますので、今の段階で施設だとかそういうことも含めてどうというよりも、今やっと一歩踏み出していますので、まずその一つ一つの拠点をいかに充実をさせていくか。この点は、藤野議員からもご指摘があったように、点を点と結んで線にして、線を線と結んで面にしていく、この考え方は非常に大切でありますし、また北部のほうの観光といいましても、私なんかは一番は農業自身がやはり北部のほうの観光資源として、今日も田んぼだとか畑だとか、あるいは里山だとか、そういったものが観光資源になるというご指摘もありましたが、まさにそのとおりでありまして、そういったものと組み合わせることによって農業の発展にもつながっていく。その農業で作った作物だとかそういうものが、今度は観光拠点の中でさばいていくことができる、お土産にすることができるとなって観光業が発展し、地域の経済も潤っていく。そういう中の次の段階として、こうだというような新しい展望も見えてくるかなというふうに思っておりますので、その方向性としてはそういったことが必要かなというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　当然観光というのが、見るという時代はもう終わっていますので、実際に自分が参加して作ったり、そういうものの時代に入ってきているのです。観光という概念そのものが大きく変化というか、逆に変化させていかないと、本当の意味で嵐山町から見ますと非常に重要だと思うのです。そうしますと、農事体験、収穫体験をどのように農村部で広めていくのだという課題が当然ここで来るわけです。それについて、農政課のほうでは何かお考えがあるでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

特に北部地域の農事体験でございますが、皆さんご承知のとおりブルーベリーが代表的なものでございます。また、昨年は議員ご承知のとおり北部でのブルーベリーの隣の観光いもほりですとか、吉田の吉田ファーム、それからしかむら農園、とうみやファーム、４つの芋掘り体験が始まったところでございまして、そのグループがまとまっております。まず、大切なのは農事体験をする受皿を整備するというのが最優先で重要課題だと考えておりまして、その中でも特にブルーベリー園につきましては、総務経済常任委員でも昨年の研究課題として大変ご心配いただきました。その後、事態はさらにあまりよくない状況になっておりまして、会長がお亡くなりになって、さらに高齢化が進んだということで、昨年から農政課でも相談を受けてまいります。その話合いの中で、今ブルーベリーは再構築しようという方向で話は進んでおりまして、ちょっと希望のある発展性も見えて

きました。まだご報告はできないのですが、そういった体制の再構築、ブルーベリー園については再構築、そして芋掘りのグループにはさらなる団体としての強化を支援してまいるのが一番だと考えます。

さらに、やはり受皿として、今回モデル事業としてご紹介した米作り体験プログラムについては、受皿が法人ですので、やっぱりしっかりしたものができております。やっぱり受皿がしっかりしていると、おのずと体験事業もスムーズかつ町でも支援しやすいという考えが実体験でありますので、ほかのそれ以外のものでも新しい体験プログラムなんかを発掘して、その体制づくりというのを最優先で農政課としては強化してまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　当然受皿、体制づくりは非常に重要です。ただ、私が思うのは、体制の前に方向、町ではこういうふうにしてやっていきたいのだよと方向性がないと、ではそれはいいね、私もやろうというふうにならないわけです。ですから、順序が、やはり町として方向性を出していないと、なかなか状況がやっぱり動かないなと私は思っているのです。やる気のある人が出てきて、それに対してフォローするよという段階では、なかなかそれが集団化になっていかないというふうに感じています。

もう一つ、その中で発想なのですけれども、これは町長も体験というか、だと思うのですけれども、ブルーベリーやっている方々がエダマメ、大豆ですね、あれ植えたのを収穫体験やりました。ですから、大豆であれば、いわゆる何年かに１回、当然ローテーションの中で、そういうものを実際に植えていますから、植えているというか、まいていますから、ですからその田んぼは実は収穫体験の場所にもなるわけです。これは実際にやっているかなと思うのですけれども、例えばラベンダーのお祭りが終わった後、花を摘み取らなくてはならない。これは、実は摘み取り体験なのです。これは、十分に場所はもうありますから、実際に摘まなくてはならないわけなので、それに対して摘み取りをしていただくということは、既にもうプログラムでもできてしまいます。ですから、今ここで２つもうできました、プログラムが。

ほかでもそうですけれども、花摘み体験、これもポピーがそれに該当するかどうかはちょっと別にして、花摘み体験というのも田んぼの中に花をまいて、そこを最終的には摘み取ってしまう。どうぞお持ちくださいと。それの料金どうするか、それは考えることにして、これはもう体験にもなってしまうのです。ですから、例えばもっと言えば、農家の中では柿がいっぱいというか、何本かは必ずあります。なかなか消費できなくて、そのままになってしまう。これは、柿園でなくても、ある地域の中で協力してもらえる農家が出れば、そこを回りながら柿の収穫体験というのは、そこでもうできてしまうのです。

ですから、農村部の収穫体験というのは、少し柔軟に考えてみると、幾らでも実は出てくるわけ

です。自家消費できないものというのは結構ありますので、果樹なんかの場合だと。それがうまくそれを回していけば、都会の人たちから見ると、農村部を歩きながら収穫体験もできてしまう。ですから、一石二鳥、三鳥なのです。例えばそれは集会所に車を置いていただいて、周辺を歩きながらそういう収穫体験、それが地元との触れ合いもできるでしょう。だから、地元としての触れ合いの中でも、縁側に座っていて、ああ、こんにちはと言うことだって、これは触れ合いですから。例えばある意味では、子どもたちだけその地域で収穫体験をして、大人は集会所で待っている。コーヒーでも飲んだりとか、そういう企画をつくってみると、やっぱり農村部の中を自由に歩けるというのは、非常に都会の人たちから見たらなかなかできない体験なのです。

ですから、公園というちゃんとした整地されたところで収穫体験もいいでしょう。そうではなくて、もっと野放図な里山風景を楽しみながら、そういうことというのも十分可能だということなのです。ですから、プログラムのつくり方によって、実は農村部は幾らでもできるよということの考えは持っていただければなと思うのですけれども、幾らでもというのはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、可能性はあるということ。それについてはどうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　議員ご提案のとおり、農家では正直いろんな体験ができます。どんな体験が楽しいかというのは、やっぱり都会の子どもたちそれぞれ感性が違います。おや、こんなことということも多々あります。プログラムというか、そういうものを提供する中で、今ちょっと考えて頭にあるのが、そういった子どもたちを受け入れてくれる農家を募集というか、そうやって聞いてみるのもよいのかなと思います。これはご希望によってですが、そういう可能性もございます。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そうなのですね。例えば川場村のプログラムの中で、草刈り体験というのがあるのです。それから、道路の脇の伐採も体験になってしまっているのです。これを有料で体験したりという、ですから我々が考える魅力と都会の人たちが考える魅力というのは、実は同じではないということなのです。ですから、我々から見ると、草刈りというのはもう大変なことです。草刈り、草刈りというので、いつも追われているわけですけれども、違う見方で見ると、草刈り自体が新しい体験ですから、なかなか都会には草っぱらはないですから、まして子どもたちが草刈るなんていうことはあり得ないわけです。だから、ちょっと発想をやっぱり変えてみるということは一つ大事だというふうに思うのです。

先ほど教育長が、都会の子どもたちの交流が嵐山町の子どもたちにとっても有益だということをおっしゃっていました。これは非常に大事なことだと思うのです。ですから、ちょっと外れるかもしれませんけれども、都会の子どもたちと嵐山町の子どもたちとの交流というのが、ある意味では

グローバル人材の育成ですよね、交流することによって。ですから、その可能性というのは非常に今出てきていますので、ですからこの自然体験、農事体験が、例えば七小の子どもたちと板橋の子どもたちが共同で、合同で体験をする。一緒に体験する、別々ではなくて。このことは非常に重要だと思うのです。仲よくなりますと、今度はその学校との、当然ＧＩＧＡスクール等を考えますとネットでもつながってきますから、これが日常的な形で経験交流ができてくるわけです。そうしますと、今度は夏休みにそこに行ってみようと。七小でキャンプをやろうと、泊まってということも展望が出てくるわけです。

ですから、一つの視点として、やはり交流事業というのがいろんな可能性を秘めていますので、ですから今後の問題は当然また考えなくてはならない問題いっぱいありますけれども、当面そういう例えば七小の子どもたちと都会の子どもたちの交流、一緒に農事体験、自然体験をするということは、そんなに遠くない将来できると思うのです。それはトライしてみる必要があるのではないかと思うのです。それは、将来について非常に大きな可能性を秘めていますので、それについてはどうでしょうか。方向についてはお考え、教育長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

私も、先ほど触れ合うことによって嵐山の子どもたちにも有益であると思ったのは、やはり体験活動等を一緒に行って、そういったプログラムをこれから開発していかなければいけないと思うのですけれども、例えば今嵐山町ではほかの小学校同士が、田植体験は学校の枠を超えて一緒に行っています。そういったところで子どもたちが仲よくなったり、そういったことを経験を増やしておりますので、そういう体験を、例えば板橋の子どもたちと体験を通して、その後やはり今ＧＩＧＡスクールでネットワークでつながる時代ですので、意見交換であったり話合いであったりというのは、もう今や画面を通して顔を見ながらできる時代になっておりますので、そういったことというのはこれからやはり視野に入れなから、嵐山の子どもたちにとっても教育の充実という観点で、この辺りはしっかり研究してまいりたいと思います。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そういう意味で、都市部との交流事業というのは嵐山町の将来にとって非常に大きな意味を持つということは、まずは共有ができたかと思うのです。あとはプログラムをどう、スケジュールをどう計画化していくかというのは今後の課題だと思いますが、やはり先ほど触れました世田谷も40年かかっています。でも、最初に大きな方向を出して、第２のふるさとづくりということで区民のためにということで、もう40年かかってここまで来ています。ですから、そんな一過性、ひょいとできることではありません。でも、１歩を始めないと10歩にはいかない、100歩にもいきませんので、既に２歩、３歩始まっていますから、それをさらに加速化していただきたい

ということで、いろんな検討すべき課題は多いですけれども、ぜひともよろしくお願いして、私の質問は終わりにいたします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

日程第２に移る前に、執行部が入れ替わりを行います。そこから島田副参事も出席をいたします。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、議案第12号　令和５年度嵐山町一般会計補正予算（第８号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第12号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、令和５年度嵐山町一般会計補正予算（第８号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,768万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億8,747万5,000円とするものであります。

このほか、繰越明許費の追加が13件、地方債の変更が１件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　それでは、議案第12号の概要につきまして説明申し上げます。

議案第12号は、令和５年度嵐山町一般会計補正予算（第８号）として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,768万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,747万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の４ページ、５ページをお願いします。第１表、歳入歳出補正予算でございますが、歳入歳出の今回の補正金額の款項別にそれぞれ記載させていただいてございます。

続きまして、６ページをお願いします。第２表、繰越明許費補正でございます。年度内にその支出を終えることのできない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、住基ネットワーク事業ほか12事業に繰越明許費を追加設定するものでございます。

次に、７ページをお願いします。第３表、地方債補正でございますが、変更１件で、事業費の変更に基づき、限度額を改めるものでございます。

次に、12、13ページをお願いします。13ページにつきましては、今回の補正額の財源内訳でございまして、国県支出金、地方債、その他一般財源とその内訳を記載させていただいておるものでございます。

14ページ、15ページをお願いします。今回の補正予算でございますが、歳入歳出ともに事業の実績見込み等により増額及び減額をさせていただいているものでございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。２の歳入でございます。11款１項１目地方交付税、普通交付税5,129万8,000円を増額するもので、普通交付税の再算定により、臨時経済対策費2,460万8,000円、臨時財政対策債償還基金費2,495万2,000円及び調整戻し173万8,000円を増額するものでございます。

次に、15款２項１目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金297万8,000円で、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修分の追加及び戸籍の振り仮名表記に対し交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

その下の地方創生臨時交付金501万円の減でございます。低所得者に対する給付の実績に基づき、補正するものでございます。

続いて、４目土木費国庫補助金、集約都市形成支援事業補助金300万円でございます。国の補正予算により、立地適正化計画の策定に対し追加交付されるもので、令和６年度の実施予定を前倒しするものでございます。補助率は２分の１でございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。17款２項１目不動産売払収入、土地売払収入189万7,000円でございます。駅西口の新たにドラッグストアのできるところの土地の売払収入を補正するものでございます。

続きまして、18款１項２目民生費寄附金、児童福祉費寄附金でございます。1,000万円でございます。今年度も匿名の寄附をいただきました。使途は、独り親家庭への支援に対する指定寄附金でございます。歳出の部分で詳しく説明させていただきます。

続きまして、21款４項１目平沢土地区画整理事業貸付金元金収入でございます。貸付金元金償還金としまして533万4,000円で、平沢土地区画整理組合への清算金の貸付における償還金を補正するものでございます。

18、19ページをお願いします。22款１項２目教育債、小学校施設改修事業債でございます。290万円の減額で、七郷小学校屋内消火設備の改修工事の実績に伴い補正するものでございます。

次に、20、21ページをお願いします。３の歳出でございます。２款１項４目財政管理費の（６）ふるさとづくり基金管理事業でございます。ふるさとづくり基金積立金189万7,000円で、歳入の部分でも説明しましたが、ドラッグストアのところの土地売払い分を基金に積み立てるものでございます。５年度末のふるさとづくり基金は２億1,261万1,000円となります。

続きまして、５目財政調整基金費の（１）財政調整基金等管理事業でございますが、財政調整基金積立金に3,300万円を積み立て、減債基金積立金に歳入で説明しました普通交付税の臨時財政対策債償還基金費2,495万2,000円をそのまま積み立てるものでございます。５年度末の財政調整基金は７億5,307万2,000円となり、５年度末の減債基金は１億4,799万円となります。

続きまして、２款３項１目戸籍住民基本台帳費、（４）住基ネットワーク事業でございます。電算委託料として51万5,000円及び（５）戸籍事務事業、こちらも電算委託料ですが、246万4,000円ですが、歳入で説明しました社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記や振り仮名表記に伴うシステム改修をするもので、補助率は10分の10となっております。

続きまして、24、25ページをお願いします。３款１項１目社会福祉総務費、(22) 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業補助金501万円の減でございます。低所得者世帯への給付の実績に伴い補正するものでございます。

次に、26、27ページをお願いします。３款１項５目国民健康保険事業費、（３）国民健康保険特別会計繰出事業でございます。国民健康保険特別会計繰出金659万5,000円で、国民健康保険特別会計の事業実績見込みに伴い補正するものでございます。

３款２項１目児童福祉総務費、(13) ひとり親家庭臨時特別給付金事業でございます。ひとり親家庭臨時特別給付金1,005万円を補正するもので、匿名の方からの1,000万円の寄附によるものでございます。こちらにつきましては、児童扶養手当受給者１世帯につき７万円、第２子以降加算としまして、児童１人につき４万円を給付するもので、７万円掛けることの111世帯、４万円掛けることの57人、合わせて1,005万円を補正するものでございます。

２目児童措置費、（１）子どものための教育・保育給付事業でございます。子どものための教育・保育実施委託料730万8,000円及び子どものための教育・保育施設型給付費負担金310万4,000円で、法定価格の増額により委託料及び施設型給付費を補正するものでございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。８款１項３目道路新設改良費、（３）生活道路整備事業、土地購入費93万3,000円で、土地開発基金より取得した用地を一般会計で買い戻す経費でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いします。８款３項１目都市計画総務費、（７）都市計画業務事業でございます。立地適正化計画策定委託料とし、700万6,000円を補正するもので、国の補正予算に基づき令和６年度実施予定を前倒しして行うものでございます。

続きまして、５目公園費、（６）公園等整備事業、土地購入費674万6,000円でございます。こちらも土地開発基金で取得した用地を一般会計で買い戻す経費でございます。

10款１項２目事務局費、（３）教育委員会事務局総務事業、印刷製本費95万7,000円の減でございます。令和６年度予算、新年度予算ですが、社会科副読本デジタル化業務委託料として317万8,000円として、今回予算をお願いしております。したがいまして、印刷製本費、今回丸々減額させていただくものでございます。

続きまして、(20) 奨学資金貸付基金管理事業でございます。奨学資金貸付基金積立金10万円でご

ざいまして、奨学基金貸付基金積立金を補正するものでございます。

10款２項１目学校管理費、（５）小学校施設改修事業でございます。工事請負費としまして386万円の減額でございます。七郷小学校の屋内消火施設の改修工事の実績に伴うものでございます。

13款１項１目、（１）予備費でございまして、財源調整のため予備費を64万4,000円の減額をするものでございます。

36ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５５分

再　　開　午後　１時２５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号　令和５年度嵐山町一般会計補正予算（第８号）の提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　６ページ、第２表、繰越明許費補正でございますが、８款の土木費、この中に道路橋りょう費がございまして、幹線道路整備事業、これが２億363万7,000円ということでここに計上されていまして、当初予算ですと土地部分が１億2,363万7,000円、そして物件補償、これが8,000万という内容のものがここにそっくりのっております。そんな中で進捗といいますか、いわゆる執行状況というもの、この確認をさせていただきたいと思います。

それと、もう一点、18ページと19ページになりますけれども、雑入のところの国土交通省免許返納効果実証調査支援金なのですけれども、160万、歳入概要には高齢者の免許返納の促進に向けた地方公共団体による対策の効果実証調査に対し交付されるものということでございます。この支援のいわゆる事業内容といいますか、どういった内容をすることによって、この支援金がいただけるものなのかということです。それで、これと併せて、これに歳出に見合うようなものが特にこの補正にはのっていないようですけれども、これについてはこの後、歳出のほうの予定がされていくのかどうかということです。

以上、お尋ねいたします。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　６ページの幹線道路の繰越明許費についてお答えさせていただきます。

今年度事業につきましては、一応土地と補償という形で予算を計上させていただきました。警察協議等で、いろいろ協議等で時間が遅くなってはしまったのですけれども、今現在協議等も調いまして、交渉中ではございます。今現在なのですが、用地交渉していただいて、３件の方と契約を結んでいて、今後随時用地交渉をして進んでいければと考えております。

以上です。

○森　一人議長　続いて、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　私からは、国土交通省免許返納効果実証調査支援金について説明させていただきます。

この事業は、国土交通省が公共交通機関の運賃を割り引く施策に対して支援を行って、その成果を検証してどのような割引内容の施策が免許返納促進に対してより効果的なのかというのを示唆するための事業でございます。嵐山町におきましては、既に高齢者外出支援事業、それから高齢者運転免許自主返納事業をやっておりますので、この事業の中で対象となるものについての申請をさせていただきました。その対象となるものは、まず期間なのですけれども、国のほうでおおむね３か月間ということで示されておりまして、嵐山町では令和５年11月１日から令和６年１月31日までの間の３か月間といたしました。対象となりますのが、高齢者外出支援事業におきましては申請されている方全員ではなくて、運転免許証を返納した方もしくは失効された方が対象になります。それと、あとは自主返納に関しましては自主返納された方が対象になりますので、そういう形で対象人数を区切っての事業となっております。

歳出につきましては、もう高齢者外出支援事業、自主返納事業のほうで予算は計上しておりますので、26、27ページの３款１項社会福祉費の中の（９）高齢者外出支援事業、それから高齢者運転免許自主返納支援事業の中の財源更正のみとなっております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　幹線道路の整備事業ですけれども、３件の方と契約ができたということで何よりですけれども、当初予算ですと起債があったり、それから国からの交付金というものが一応予算計上されておりますけれども、この後恐らく６月議会で財源的なことも含めて出てくるのだと思いますが、その辺についてのいわゆる心配というか、そういったようなことについては要らないものなのかどうか。

それと、そうすると高齢者のほうはもう既に外出支援タクシーだとか、そういったものでもう支出が出ていると。それに対しての一応調査相当というか、支援分というような形でここで入ってきたという理解でよろしいのかどうか、その確認でございます。

以上、お願いいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　６ページの幹線道路の繰越しの関係で答弁させていただきます。

予算につきましては、今年度ほぼほぼの額を国費にて補助申請をさせていただき、内示が出ております。来年度事業につきましては、若干今年度で額が確定して足りない分がございましたので、その分については来年度補助申請を今現在かけている予定になります。

以上になります。

○森　一人議長　続いて、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

この事業につきましては、当初国のほうでは新規事業ということで示しておりましたが、実際に手を挙げるところがなかったために、今回既存の事業でも可能だということでエントリーをさせていただいたところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　それでは、この繰越明許の件だけなのですけれども、そうすると今国からの交付金といいますか、高規格道路のやつもできているということですから、当初予定している、説明受けていただいている矢崎橋のところまでの部分がそれに相応するというような形で捉えてよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　繰越明許費の関係でお答えさせていただきます。

用地補償費で今現在予算化されているものは、産業団地に接続する部分までの県道深谷嵐山線から産業団地の手前までの工区の用地補償費については確保できております。

以上になります。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　６ページの繰越明許費なのですが、初めに新型コロナワクチンですけれども、これは３月までは無料でやっているのですか。その分が、医療機関からの請求が新年度内に入っていくので繰越しになるよということなのでしょうか。ちょっと確認です。

それから、嵐山駅西口なのですけれども、年度内にできるというような話だったと思うのですけれども、これなぜできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。都市下水路について、これはどこの場所なのか、駅なのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

15ページの一番上の地方交付税なのですが、再算定というのは今までもあったのかな、ちょっと

私あまり記憶なかったのですけれども、どういうことで、これは交付税を配付する総務省のほうが再算定をしたということなのでしょうか。ちょっとどういうことなのか伺いたいと思います。

17ページの土地売払収入ですけれども、189万7,000円と。これは、この土地の価格がこのくらいですよということは、どういう基準で出したのか伺いたいと思います。

19ページの、先ほどの国交省の免許返納の関係なのですが、この説明の中に効果実証調査ということが書いてあるわけです。何か国交省のほうに、こういう結果でしたということで出すわけなのですか。ちょっとどういう項目を出すのか伺えればと思います。

27ページのひとり親家庭臨時特別給付金ですけれども、年度内に支給ができる体制はできているのか確認したいと思います。

31ページの下のほうにあります土地購入費、これは場所を伺いたいと思います。

33ページの立地適正化計画策定委託料ということで、今年度1,000万円の予算がついて、今度700万円ということで、これ委託ですから１年で終わるのかなと思っていたのですけれども、数年かけてこの計画は立てられるということなのですか。1,000万円の予算は使い切ったので、使い切ったというか700万円を……あれ、これはないですよね。繰越明許費にあるのかな。ちょっと使い切るのかどうかも含めて、使い切るのかなと思っていたのですけれども、３月あと20日余ですから、そこら辺1,000万円はもう使い切って、あと700万円を使い切ることになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、その下にやはり土地購入費があるのですけれども、場所と、年度内に購入ができるようなところまで話が進んでいるのか。これも繰越明許費になっていないですよね。ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　それでは、６ページの繰越明許費につきまして説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、３月末までの接種により、４月以降のワクチン接種費用等の支払いがありますので、その処理の費用になります。

以上です。

○森　一人議長　次に、久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　駅西の繰越しの関係でお答えさせていただきます。

駅西の繰越事業につきましては、令和５年度につきましては駅西31号線の駅西の整備工事、あとはそれに伴った雨水管の整備工事は完了いたします。それ以外につきましては、近接の工事及び関係機関との協議で、今遅れているという状況になります。

以上になります。

○森　一人議長　続いて、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

都市下水路費の２件の繰越事業でございますけれども、こちら12月に議決をいただきました菅谷31号線の雨水管の布設に係る設計業務委託料、それと現在布設しております線路敷下の雨水管の排水路を撤去するためのテレビカメラを入れて調査をする業務委託料、この２件でございます。雨水管の設計業務委託は495万円、線路敷の横断している管にテレビカメラを入れる委託料は165万円、合わせて660万円の繰越しでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　私のほうから、15ページの普通交付税の件についてでございます。再算定、こちらはどこでしたものかというか、これは町でなく国での再算定に伴い補正するものでございます。

続きまして、17ページ、土地売払収入189万7,000円についてでございます。こちらについては、新たに今駅西口にドラッグストア建てておりますが、そこのところに菅谷135番16番地という土地があるのですけれども、元小松屋さんがあった土地です。この土地については、町のほうの所有の土地となっております。そして、将来的に駅前の歩道の拡幅工事を予定しておりまして、今回ドラッグストアのところはもう将来的に広がるので、その地権者に広がる部分の土地について、町で持っている土地と、面積で同じ金額で交換しました。町の持っている面積はもちろんそこで減るわけですが、減った面積47平米ございます。そちらの面積を交換した人に売ったということで、単価的には４万円程度で売っております。この金額については、町が購入したときの単価と同じでその方に売ったというふうに伺っております。

以上です。

○森　一人議長　続いて、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　私からは、19ページ、国土交通省免許返納効果実証調査支援金の報告の項目についてお答えいたします。

報告の項目は８項目に分かれておりまして、１つ目が自治体の概要で、駅舎の情報とか公共交通の情報になっております。それから、２番目が割引施策内容、３番目が告知方法、４番目が割引交付利用実績、５番目が免許返納実績、６番目が実行体制、７番目が実証調査費用、８番目が今後の検討課題などとなっております。

以上です。

○森　一人議長　次に、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、私のほうから27ページ、ひとり親家庭臨時特別給付金につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、児童扶養手当の受給をされている方を対象としてございますので、児童扶養手当に関しましては受給者の登録口座が確認ができますので、予算のほうの承認をいただき次第、実施できるものと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　最後に、島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事　私のほうからは、立地適正化計画策定委託料の件について答弁申し上げます。

立地適正化計画について、本町では令和５年度と令和６年度の２か年で、それぞれコンサルに委託をして策定を進める計画で動いております。コンサルへの委託に関しては、国交省の補助制度であります集約都市形成支援事業補助金を活用させてもらっています。この補助事業について、昨年の10月末頃、県を通して国から令和６年度の予算が大変厳しいものになりそうなので、令和６年度分を令和５年度に前倒し実施ができるかというような照会がありました。この件について、現在の業務の進捗であったり繰越しの可否といったことを調整させていただきまして、それが可能ということになりましたので、令和５年度事業として前倒し可能と判断し、本補正予算を上げさせていただいているものです。

ちなみに、今年度1,000万円の予算のうち、既に契約しているのが800万5,800円で、当初予算1,000万円でしたので、来年度の見積り約900万円ということですので、この執行残の分を差し引いた700万6,000円を補正予算として上げさせていただいているところです。

以上です。

○森　一人議長　続いて、久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　私のほうから、31ページの土地購入費の場所についてお答えさせていただきます。

土地開発基金で買わせていただきましたので、今現在はもう既に土地の購入は済んでおります。それの基金への払戻しという形で、今回補正を上げさせていただきました。生活道路のほうですが、令和３年のときの町道１―３号、七郷小学校から嵐山パーキングに抜ける広い道があるかと思うのですけれども、あそこの改良工事のときに緊急に用地が必要になったため、その部分を買わせていただきました。

続きまして、もう一路線が越畑の306号線、その通りの金泉寺に入る入り口の反対側ぐらいの道路改良で、生活道路で以前補助金をいただいていたのですが、そのときに地元の要望としまして、緊急車両が通れたほうがいいよねというお話を受けておりましたので、そこの生活道路の補助金と同じ時期に近い路線を道路改良させていただきましたので、そのときの用地費になります。

もう一路線が、町道１―25号、国道245号線の嵐山渓谷の交差点からＢ＆Ｇに抜ける道が町道１―25号になります。そこから大妻女子高があるところまでの一部分を、若干なのですけれども、広げ

させていただきました。そのときの用地補償費になります。

続きまして、33ページの土地購入費のほうに移ります。33ページの土地購入費につきましても、令和２年のときに、既にもう土地の購入は済んでおります。場所につきましては、平沢区画整理地内の場所になります。

以上になります。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　６ページの駅西口の件なのですが、ほとんど工事が終わるようなことで説明あったわけですけれども、それ以外のと近接のということであったのですけれども、これちょっとどういうことなのか、どういう内容がまだ残っているのか伺いたいと思います。

15ページの再算定なのですが、そうするとこれは町では分からないわけなのですか。変な話、国が再算定して、もっと多く支払うわけだったのだということで来たお金ですよね。もし町が分からなければ、そのままごまかされたということもあるのかなと思いまして、町では分からないのか分かるのか、ちょっと伺いたいと思います。

17ページのドラッグストアの、なるほど、そういうことか。小松屋さんのところと歩道の部分とね。ただ、どうなのでしょう。平米当たり４万円ということですよね。このくらいの土地の広さだと、鑑定をするとかえって高くなってしまうかな。妥当なと言ったら妥当になるのですけれども、交渉としてはできるだけ高く町としては売ったほうがいいと思うのですけれども、ちょっと交渉はしたのかどうかも含めて伺いたいと思います。

立地適正化計画、33ページですけれども、令和５年度、６年度、その２か年でやるということで、そうするともう契約はできているわけですよね。支払いは５年度、６年度で分けて支払いますよということになっているのかなと思うのですけれども、全体の金額が……そうではないよね。800万は支払っているわけだから、ちょっと途中出来高払いのような感じの支払いになっているわけなのですか。こういう支払いがあるのかなと思って、ちょっと全体の金額を、１回は納めて、あとはできてから払うのかなと思っていたのですけれども、ちょっとよく分からないな、これの支払いの仕方が。ちょっとその点だけ伺いたいと思います。あとはいいです。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　６ページの繰越しの関係でお答えさせていただきます。

近接協議は東武鉄道さんとの協議で時間を費やした部分もありまして、あとは周りでいろいろな近接の工事をやっていますので、それで近接工事とのやり取りの中で若干遅れてきたというのがあるかと思います。今現在、あと残っている事業につきましては、駅前の階段下のある大屋根部分、あとは武蔵嵐山駅のロータリーから滑川のほうに抜ける町道部分の道路改良工事と、それの雨水工

事が大きいものになってくると思います。

以上になります。

○森　一人議長　次に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　15ページの普通交付税についてでございます。金額等町で分かっているのかという質問だったかと思います。この３つについて、ちょっと簡単に説明をさせていただきます。

臨時経済対策費、こちらにつきましては地方公共団体が経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費ということで、国のほうから追加でいただいておりまして、去年もこういうものがあったものでございます。

続きまして、臨時財政対策債償還基金費2,495万2,000円でございますが、こちらにつきましては地方公共団体が臨時財政対策債を償還するための基金に積み立てるものでございまして、令和６年度分と７年度分を今回先にいただいたものでございます。

そして、最後に調整戻しでございます。こちらちょっと難しいのですけれども、どういうものかといいますと、普通交付税の当初の算定において、国も予算があります。当初、各自治体からの交付税足りなかったと。そのときには、調整減額といって、ある一定の率だけ少なくなって初め交付されます。そして、その後、国が国税の五税、収入が増えたという見込みで補正予算を取って予算化をします。そして、初めに調整減額した分を戻すものが調整戻しというものでございまして、国の補正予算に伴って、初めに渡されなかった減額した部分を戻すというものでございますので、この部分についても町のほうは分かっていたというか、初めにもらえなければ調整戻しがあるということは想定はしていたものでございます。

以上です。

〔「土地の」と言う人あり〕

○萩原政則総務課長　続きまして、17ページの約４万円、多分これ計算すると４万368円とか、約４万円かと思うのですけれども、こちら単価どうなの、安いのではないかという多分ご意見だと思います。まず、町は道路の歩道の拡幅を将来的に見込んで、その部分を町の持っている面積と地権者の持っている部分を交換したと。これは、交換ですから同じ単価でございます。そして、47平米残っていますけれども、これもドラッグストアの区域内に入りますので、交換してもらった人から言うと、賃貸借を結ぶべきだったものが町の歩道用地として減ってしまった部分があって、それを交換したわけです。そういう協力していて、町は残りの47平米使う方向がありませんので、町はドラッグストアに貸して賃貸借をもらうというのは、町は不動産業者ではありませんので、ご協力していただいた人に約４万円で買っていただいたと。その金額というのは、もともと町が購入したときの金額でお譲りしたという形で、金額が安い、高いということはなく、町はもうけたとかということもありませんので、適正な価格だというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　最後に、島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事　立地適正化計画の契約の件なのですけれども、令和５年交渉については、計画の前半部分と後半部分を２年に分けて契約していくつもりで動いておりました。ですので、今現在は前半部分に当たる令和５年度分の部分のみ契約が済んでいるという形になります。策定作業の後半部分に当たる令和６年度分の作業については、この補正が通り次第、速やかに契約に向けて手続を行っていくという流れになっております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　西口の関係なのですが、そうすると今度はいつ頃までに工事が終わるのか、最後に伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

久保まちづくり整備副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長　６ページの西口の関係でお答えさせていただきます。

今現在、駅前のところから滑川のほうに抜ける道の関係なのですけれども、そこの部分が少し残っていまして、そこの部分については道路拡幅もありますので、東武鉄道さんの用地のほうに入る部分、あとあそこを駐車場として使われる方もいらっしゃいますので、そこら辺等の協議を調えながら、随時進めていければと考えております。なるべく早めに協議を調え次第工事着手をして、今現在雨水管のほうの残りの部分、２工区でやった延長ぐらいなので、そこら辺が２か月、３か月、道路工事も含めてになりますので、工事が実施する自体は４、５か月で終わるような形では進めていければと考えております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　２点伺います。

立地適正化計画の策定委託料なのです。大体経過は分かったのですが、この立地適正化計画、これは成果品というのは一体、令和７年の３月にならないと出てこないということになるのでしょうか。そこら辺の、どういうふうな形で私たちは見ることができるのか、１つ伺いたいと思います。

それと、27ページの子どものための教育・保育実施委託料なのですが、公定価格が上がったというのですか、公定価格の増額ということですけれども、この公定価格の増額というのは１人当たりの保育料の単価が上がったということになるのですか。その点で伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事　立地適正化計画の成果品ということなのですけれども、令和５

年度については主に町内の分析、現状分析というのを主にやっておりまして、その部分については今年度中に成果として１度受け取る予定です。ただ、その段階で公表までするかどうかというのは、今のところ考えておりません。

計画の形にするというところなのですけれども、今は令和６年12月の計画完成を目指して策定作業を進めておりますので、それに近い時期にお示しできるかなと思っております。

以上です。

○森　一人議長　続いて、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　私のほうからは、27ページ、子どものための教育・保育施設委託料の関係でお答えいたします。

公定価格につきましては、昨年12月に人事院勧告の国家公務員給与改定が公定価格に影響というか、関連してくるのですけれども、その関係で上がっているものでありまして、ただその内容につきましては、実は保育所等の所在地によって区分が違いますので、それぞれで例えば20人の定員のところは乳児で幾らとか、１、２歳児で幾らとかという細かい部分がありますので、それらを鑑みまして、現在委託している子どもさんの保育所の対象の部分につきまして積み上げをした形でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　立地適正化計画についてなのですけれども、成果物が６年の12月ということで、立地適正化計画は地域公共交通計画も一緒に併せて出てくると思っていたのですけれども、その点も併せて分析されて出てくるということでよろしいのでしょうか。

もう一点、公定価格に関しては人事院勧告で保育士さんのものがある程度出てくるという形で積み上げて、場所によってということで考えてよくて、そうすると保育士さんの賃金というのですか、給与は上がっていくというふうに考えていいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事　立地適正化計画の中では、町内の地方公共交通がどういう状況にあるかというような分析をしまして、どういう公共交通が必要であろうという必要なところの検討まではするのですけれども、具体的にではどういう交通網を公共で用意するかというと、これは公共交通の担当課のほうで今後検討していく形になると思いますので、立地適正化計画の中に具体的に公共交通について記載するということは考えておりません。

○森　一人議長　次に、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お答えいたします。

全体的な区分の平均が5.2％程度という形で国のほうで通知は来ていますが、先ほど申し上げたと

おり、基本的には上がっていく関係です。保育士さん含め、社会福祉施設等の職員の給与に関しましては、昨年、令和４年度ですか、国のほうで底上げプラス9,000円という話があったかと思いますが、そちらがそのまま継続をしているという形で、昨年度で言いますと、保育士の処遇改善費は別建ての補助金という形で出されたかと思いますが、今回それを別建てではなくて、この公定価格の中に処遇改善加算等も含まれた形で公定価格が出されていますので、そういった意味では給与のほうは上がっていくという考え方でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　立地適正化計画なのですけれども、駅西周辺で駅周辺のものであって、それよりも先のものは行かないというふうになってきているのかなと。私は、立地適正化計画の１遍説明を受けたときそう思ったのですけれども、さらに広がって立地適正化計画というのが行われていくのかどうか伺いたいと。それと地域公共交通は一緒になってきますから。

○森　一人議長　１点でよろしいですか。

○12番（渋谷登美子議員）　いいです。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

島田副参事。

○島田泰斗まちづくり整備課副参事　立地適正化計画の前提なのですけれども、市街化区域の中で、要は市街化区域といえども空き家が目立ってきたりだとか、空洞化というのが進んでおります。そういったときに、市街化区域の中でも居住するエリアだとか都市機能、店舗だとかを集めるエリアをある程度固めて空洞化というものを抑えていって、町全体として魅力を保とう、維持しようというような計画になっています。そのため、具体的なことを考えるのは、どうしても市街化区域の中の話になってしまいます。なので、公共交通については町の中、中心市街地をどうするかという計画が主立ったところなので、公共交通の具体的な部分というのはそちらのほうの計画に委任するというか、お任せするような形になってしまうのかなと思っております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第11番、川口浩史議員、反対ですか、賛成ですか。

○11番（川口浩史議員）　反対です。

○森　一人議長　それでは、反対討論をどうぞ。

○11番（川口浩史議員）　嵐山駅西口における工事、繰越明許費ということで出ているわけですけれ

ども、この工事はかねがね申し上げていますとおり、必要性も要望もないという工事が始まりでした。したがいまして、今予算におきましても、私はこの予算の繰越明許費は認められないということで反対をしたいと思います。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第12号　令和５年度嵐山町一般会計補正予算（第８号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第３、議案第13号　令和５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第13号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、令和５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,441万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億8,644万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　それでは、議案第13号　令和５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての細部についてご説明を申し上げます。

補正予算書の52、53ページをお願いいたします。歳入ですが、４款県支出金、１項１目保険給付費等交付金は、県からの補助金である保険給付費等交付金（普通交付金）が、新型コロナ感染で減少していた入院患者の増加等により、療養給付費を１億円増額するものです。これにつきましては、全額が県からの保険給付費等普通交付金の補助になります。

また、特別交付金につきましては、産前産後保険料システム改修負担金の交付時期の変更に伴い130万9,000円を減額するものです。

特定健診等負担金につきましては、交付申請額が確定したことにより８万3,000円減額し、補正後の額を14億4,738万4,000円とするものです。

次に、６款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、それぞれの繰入額の確定により659万5,000円を増額し、補正後の額を8,967万円とするものです。

次に、２項１目国民健康保険財政調整基金は、一般会計繰入金等の増額分の歳入見込みに応じて1,102万5,000円を減額し、補正後の額を8,047万5,000円とするものです。

次に、８款諸収入、３項６目特定健診等負担金は、特別交付金の特定健診分について、令和４年度の事業実績による精算交付額が確定したため、過年度分として24万円を増額するものです。

54、55ページをお願いいたします。歳出ですが、２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般保険者療養給付費は、新型コロナ関連感染収束後の動向により３月末までを算出し、１億円を増額し、補正後の額を12億1,851万1,000円とするものです。

56、57ページをお願いいたします。６款保健事業費、１項１目疾病予防費は、がん検診と人間ドックの実績見込みに基づき、委託料を230万円減額し、補正後の額を1,718万7,000円とするものです。

次に、２項１目特定健康診査等事業費は、ヘルスアップ事業に要する経費を補正することに伴い、委託料を400万円減額し、補正後の額を1,556万6,000円とするものです。

最後に９款諸支出金、１項６目保険給付費等交付金償還金は、令和４年度保険給付費等交付金、特別交付金と令和３年度特別調整交付金の額の確定に伴い返還が生じたため、71万8,000円を増額し、補正後の額を1,599万5,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　57ページの６款第２項の特定健診の健康診査等事業ですけれども、こちらがマイナス400万円ということで、特定健診を受けた人数が減ってしまったのか。ここに国保ヘルスアップ事業委託料と書いてあるのですけれども、内容をお聞きしたいと思います。

あと人間ドックのほうも230万減っているわけですけれども、がん検診はそれぞれになってしまうとあれなので、人間ドックが何人ぐらい受けて、見込みより幾ら少なかったのか。特定健診は結果的に何％受診率が上がったというか、なってしまったのかお伺いしたいと思います。

それによって、前のほうのページの53ページの特定健診等負担金というのが８万3,000円減らされているわけですけれども、何かこれと関連するのかお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　まず、特定健診の400万円の減額のことなのですが、これにつきましては毎年このような形になるのですが、令和５年度も昨年と同様、埼玉県が中心になって契約をし、市町村が

そこに選択をして参加するという形を取っておりまして、全部を任せるという意味ではなくて、町ではオプション扱いのものは支払いが発生するのですが、ほとんど県が中心になって契約をしているということで、委託料400万円がかからなかったということで、それを落とさせていただきました。

人間ドックにつきましては、270人の予算で考えておりまして、申請された方が208人、77％、併診ドックが35人のところ、申請が21人で60％でございます。

特定健診負担金につきましては８万3,000円が減額されまして、当初の予算が436万5,000円のところが428万2,000円ということで決定し、これが県と国の分ということで、全部で町の分も入れまして642万5,940円が負担金として、歳入として町のほうに入る額になります。特定健診のパーセントにつきましては、ちょっと出しておりませんので、すみませんけれども。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　57ページの特定健診のマイナス400万円、そうすると県が委託しているわけだから、町が委託しなくても済んだということですよね。これもう県が委託した段階で、この費用は落とせるというふうになると思うのです。どうして３月末までになってしまったのか。もっと使い道があったのではないかなということも含めて、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　お答えいたします。

先ほど申し上げましたオプション扱いになるという、町で選んで活動を行う特定健診のデータの分析とか、また受診勧奨、はがきを発送したりとかＳＮＳでとかそういう活動が、そんなにはかからないのですけれども、大体幾らかかるか分からないものですから、この時期になって落とさせていただきました。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、そういうところでのお金がかかると。それにしても、全部この時期ということは、少しは予算取っておいて、その分を必要なところにやっぱり回すようなことを私はすべきだと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　毎年この時期になってしまうのですが、もう少し早くできればそうしていきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第13号　令和５年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第４、議案第14号　令和５年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第14号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、令和５年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について、収入、事業収益を144万円減額し、総額を５億5,032万円とし、支出、事業費用を1,469万3,000円減額し、総額を４億8,606万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第14号の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業収益の本年度末見込みにより、水道料金等営業収益の減及び事業費用の本年度末見込み、契約額確定による減が主な補正の内容でございます。

恐れ入りますが、補正予算書の69ページをお願いいたします。令和５年度水道事業会計予算執行計画（補正第４号）により説明申し上げます。初めに、収益的収入でございます。１項営業収益につきましては、１目給水収益にて３月期までの見込みにより445万円の減、２目その他営業収益の新

設加入金は集合住宅の増、大口口径の加入などの理由によりまして312万4,000円の増、合わせて132万6,000円を減額するものでございます。

２項営業外収益11万4,000円の減額につきましては、主に３目雑収益、廃棄メーター売却代金42万3,000円の増と、４目消費税還付金128万9,000円の減の差引きによるものでございます。あわせまして、収益的収入は144万円を減額し、差引き補正後の額を５億5,032万円とするものでございます。

次に、支出です。70ページも併せてお願いいたします。まず、１款事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費は、水質検査料、電気料、県水受水費は３月期までの見込みによりまして770万円を減額し、２目配水及び給水費は、メーター交換工事の確定によりまして287万4,000円の減額、３目総係費は委託業務、車両リース契約確定によりまして493万円の減額によりまして、１項営業費用は2,044万5,000円減の４億6,893万5,000円となります。

２項営業外費用は、企業債利息などの増により67万4,000円の増、４項予備費は消費税及び地方消費税納付額の確定に備えて500万円を増額し、併せまして収益的支出は1,469万3,000円を減額し、補正後の額を４億8,606万円とするものでございます。

このほか65ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、恐れ入りますが、ご高覧をお願いいたします。

以上、細部説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　69ページの水道料金なのですけれども、この下がった要因を伺いたいと思います。

それから、県水受水費なのですけれども、300万円受け入れたのはどういう理由からなのか。そして、県水大体25％というふうに今まで聞いていたのですけれども、それを超えるのでしょうか。何％か分かりましたら伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、水道料金の減でございますけれども、こちらにつきましては本年１月期までの実績に加えまして、昨年の１年間の実績の割合を算定いたしましたところ、今年の３月、今年度末につきましては約450万円ほど減少するという予測になっております。こちらにつきましては、当初の見込みが昨年まで伸びておりましたので、今年につきましても当初見込みが少し多めに見込んだところでございまして、結果的には昨年度と同様の実績になる見込みでございまして、450万円ほどを減額いたしたところでございます。

続きまして、県水の受水費でございます。こちらにつきましても、今現在１月までの実績と、今

後２月、３月までの見通しを比較して、２月、３月の見通しが700万円でございます。現在、予算額4,500万円でございますので、700万円見込んでおりますので、4,800万円とするために300万円を増額させていただいているところでございます。この金額につきましても、昨年度とほとんど同じ実績になる見込みでございます。受水率といたしましては23.5％でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第14号　令和５年度嵐山町水道事業会計補正予算（第４号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２８分

再　　開　午後　２時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森　一人議長　冒頭、贄田町民課長より答弁の訂正を求められておりますので、この際それを許可いたします。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長　貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

先ほど畠山議員さんからいただきました特定健診の400万円減額のご質問だったのですが、私ちょっと勘違いしておりまして、県との契約により400万円落としたというのを、私は今年までで来年からそうしないと思っていたのですが、去年までで、今年はもう町独自で健康いきいきのほうで進めているということで、契約をしなかったために400万円が落とすことができたというふうに私は勘違いしておりまして、申し訳ございませんでした。

特定健診の受診率は、今年は28%、今現在ですが、28%で、最終的な結果は次の９月にならないと分からないのですが、今のところはあまり高くないということです。大変申し訳ございませんでした。

○森　一人議長　ありがとうございました。

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第５、議案第15号　令和５年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第15号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、令和５年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について、収入、事業収益を1,009万2,000円追加し、総額を６億1,533万9,000円とし、支出、事業費用を1,818万1,000円減額し、総額を５億6,935万3,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を7,217万7,000円減額し、総額を２億3,640万円とし、資本的支出を4,372万9,000円減額し、総額を３億1,638万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第15号の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業所における下水道使用料金算定見込みの増及び浄化槽設置基数の確定に伴います事業収益の減、補助金をはじめ企業債、負担金の減額が主な補正の内容でございます。

恐れ入りますが、補正予算書の84、85ページをお願いいたします。下水道事業会計予算執行計画により説明をさせていただきます。初めに、収益的収入でございますが、１項営業収益の１目下水道使用料につきましては、事業所の水道使用料と連動する下水道使用料金の算定見込みの増によりまして100万円を増額し、２項営業外収益の２目補助金につきましては、浄化槽設置基数の確定に伴い、国県補助金の額を合わせまして878万6,000円減額いたします。

３目他会計補助金は、補てん財源収支不足調整のための組替えによりまして1,700万円を増額し、３項特別利益も合わせまして収益的収入は1,009万2,000円を増額し、補正後の額を６億1,533万

9,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございますが、１項営業費用の１目管きょ費100万円の減額につきましては、花見台幹線テレビカメラ調査委託やマンホール調査委託の契約金額の確定に伴う補正でございます。

２目流域下水道維持管理負担金300万円の増額につきましては、市野川水循環センターへの汚水処理に係る負担金でございます。こちらも最終期の負担金見込みに伴いまして、補正をするものでございます。

３目浄化槽費1,608万6,000円の減額につきましては、実績に伴いまして、維持管理委託料を500万円減額し、設置基数の確定に伴いまして、補助金を1,108万6,000円減額するものでございます。これらによりまして、１項営業費用の補正額を1,828万1,000円減額するものでございます。

２項営業外費用は、企業債の利息を再計算によりまして10万円を増額するものでございます。あわせまして、収益的支出につきましては1,818万1,000円を減額し、補正後の額を５億6,935万3,000円とするものでございます。

続きまして、86、87ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、１項企業債は2,190万円の減、２項他会計補助金は収益的収入からの組替えによりまして1,700万円の減、３項国県補助金は2,924万7,000円の減、並びに４項負担金403万円の減につきましては、いずれも浄化槽設置基数の確定に伴う補正でございます。あわせまして、資本的収入につきましては7,217万7,000円を減額し、補正後の額を２億3,640万円とするものでございます。

次に、支出です。１項建設改良費の１目管きょ建設改良費につきましては、汚水幹線布設替え工事やマンホールポンプ場ポンプ入替え工事などの契約金額の確定によりまして100万円の減、２項の固定資産購入費4,272万9,000円の減額につきましても、事業確定に伴います浄化槽購入費を減額させていただくものでございます。

以上によりまして、資本的支出につきましては4,372万9,000円を減額し、補正後の額を３億1,638万7,000円とするものでございます。

このほか78ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、恐れ入りますが、ご高覧をお願いいたします。

以上が議案第15号の細部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　84ページの下水道使用料なのですが、100万円増えるということで見ているわけです。先ほどの水道は減額ですよね。水道使用料に並行して下水道使用料も決めていくという話を前に聞いたことがあるのですけれども、そうではないということなのですか。向こうは減っていてこっちは増えるという形ですから、ちょっとどういうことでこっちは増えることになったのかを伺いたいと思います。

それから、循環型社会形成推進交付金、これこっちにもあるのですけれども、資本的収入のほうにも、ちょっとどういうものに交付されるのかを伺いたいと思います。

85ページのカメラを入れたということで、結果はどうだったのか、異常なかったのかどうか伺いたいと思います。

そして、浄化槽の設置基数ですけれども、令和５年度は何基だったのかを伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、使用料の違いでございますけれども、水道と下水道の使用料の関係性でございますけれども、基本的には下水道使用料金も水道の使用料に合わせて下水道の使用料も算定してまいります。その中で、１つ違うところが、下水使用料につきましては、例えば製造業の企業様の場合ですと、何かパンなどいろいろ麺など製造する過程に当たりまして、水は使うのですけれども、製品にするためにその水の何割かは下水には流れてこないというようなことがございます。それは、企業様それぞれ、作るものそれぞれによって違うわけですけれども、その企業様によって何割減とか、そういった50％は水道は使ってしまうというような計算の仕方がございまして、それぞれの事業者におきまして申告事業所という企業様がございます。そちらの申告事業所様の申告を基にも、下水道使用料を算定するわけです。一般の家庭の皆様ですと、使った水はそのまま流すというような形でございまして、そちらを固定分と見ております。そのほかに、先ほど申し上げました変動する企業様の分を変動分として使用料を算定しております。固定分につきましては、例年水道の使用料と同じように連動しますけれども、この変動分につきましては、その年ごとに、その企業様の生産量並びにそういった稼働量によって、下水の排出量がまちまちになってまいります。その辺りを、１月までの実績と２月、３月の見込みを勘案した結果、下水道使用料については100万円の増額になるという算定でございます。

続きまして、浄化槽の循環型社会形成推進交付金でございますけれども、こちらは国の浄化槽に対する補助金でございます。嵐山町は、この補助金につきましては、もう町管理型浄化槽を始めたときから、ちょっと名前は変わっていますが、今現在は循環型社会形成推進交付金という国の補助金を活用しておりまして、現在交付を申請して受けているものでございます。この交付金の内容につきましては、高性能型の浄化槽を設置する際に交付される交付金でございます。単独浄化槽から高性能の浄化槽に変更する場合は転換と申しまして、こちらにつきましては２分の１の補助が入ります。また、今まで合併浄化槽を使っていて、また新しい合併浄化槽に入れ替える、あるいは新築したので浄化槽を新しい、いい浄化槽を入れる、そういったものは新設という扱いになりまして、補助率は３分の１でございます。

続きまして、テレビカメラの結果でございます。３年度からテレビカメラ調査を行っています。本年度が３年度目でございまして、本年度につきましては約562メーターの下水道管にカメラを入れております。その中で、結果といたしましては、マンホールごとにスパンを定めておりまして、それが14か所、14スパンございました。そのうち緊急度で申し上げますと、緊急度１、２、３までありますけれども、緊急度１になったら、もうすぐに交換しなさいというものでございます。緊急度２につきましても、すぐに簡易的でも大丈夫ですので、何らかの措置をして安全性を保ちなさい、そうすれば５年間は大丈夫ですというようなものでございますけれども、その緊急度２が２スパン、距離で申し上げますと80メートルぐらいですか、それが緊急度２という結果でございました。残りの12スパンにつきましては緊急度３、こちらにつきましては健全度はまずまずでありまして、今後様子を見ながら経過を見ていきなさいというものでございまして、今すぐに何か修繕なり入替えをしなくてもいいというものが12スパンございました。

最後に、浄化槽の今年度の設置基数でございますけれども、先ほど申し上げました新規、新設部分が12基でございます。それと、転換が３基ございました。合計しまして、全部で15基の整備状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　カメラの関係で、緊急度２は、そうすると当然対策は取ったということでよろしいのですか。いや、まだ取っていないのだよということなのですか。ちょっとどんな状態で、取っているのかどうかも伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

本年度の結果は、今現在出たばかりでございますので、今後来年度、再来年度なり、緊急度２の２スパンについては布設替えを予定しております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　85ページ、流域の下水道負担金、これ300万減額になっております。いろいろな説明聞いていると、使用料等は上がっているわけでして、この300万の原因といいますか、要因というか、担当課としてはどのようにその辺をお考えになっているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

こちらの流域下水道の維持管理負担金、嵐山町、小川町、滑川町の公共下水道を市野川の水環境センターに、１か所に集めて、それで浄化して市野川に放流するというところで、市野川環境センターの維持管理に伴います負担金を、その３町で案分して出しているものでございます。こちらにつきましても、その年々で雨量が少ない年、あるいは雨量が多い年になりますと、申告下水道排水量よりも多く雨水が混入して、いわゆる不明水でございます。そういったものが重なって、市野川水処理センターで全て１年間で処理した量より、我々３町が申告した量が多い場合は、その多い分もまとめて３町で分担して、維持管理負担金としてお支払いしているものでございますけれども、本年度につきましては雨量がとても少なかったことがありまして、今現在の予算残でも最終第４四半期までの処理量として間に合うという見通しが立ちましたので、ここで300万円の減額をいたしたところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかにございますか。

第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　１点だけ確認します。今年の浄化槽の整備の目標基数は幾つだったのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

本年度につきましては、年間26基の整備の計画でございました。結果は、15基という結果でございました。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　26基で実際15基という、その原因についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　こちらにつきましては、第２期の浄化槽事業が令和４年度より開始しております。残り約600基ほどの単独浄化槽を、なるべくなくしていこうということで始めている事業でございますけれども、ＳＰＣ、ＰＦＩ事業者と協力してＰＲ等、パンフレット等によって推進はかけているところでございますけれども、なかなか転換に結びつかないというところが現状でございます。今後につきましては、ＰＲの仕方等、あるいは転換をモデル地区みたいな形で集中的に事業を進められるような環境を整えて、ＳＰＣ、ＰＦＩ事業者と一緒に協力しながら事業を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番(橋本　将議員)　先ほど藤野議員がした質問と同じ､かぶるのですけれども､目標は26基で15基造ったということなのに、予定額580万2,000円に対して８割ぐらい減額しているのですけれども、半分ぐらいで終わらなかったのですか。ちょっとお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。先ほど目標基数を26基と申し上げたところなのですけれども、こちら転換が26基、新設が24基でございます。合わせまして50基が目標の基数でございました。大変申し訳ございませんでした。

その結果、転換26基のうち３基、実績は３基、新設が24基のうち12基、合わせて15基でございます。予算の減額についても、この理由でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第15号　令和５年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第６、議案第６号　嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第６号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第６号は、嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。こども家庭センターの設置に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　それでは､議案第６号の細部につきましてご説明させていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法及び母子保健法の一部改正を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談支援等を行う機能を有するこども家庭センターを健康増進センター内に設置することに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の改正条例の新旧対照表を御覧ください。第３条にセンターの業務が規定されていますが、第３条第１項第６号に子育て支援に関する事項を追加するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和６年４月１日と定めるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　この議案に対しては、提案理由としてこども家庭センターの設置に伴うということなので、こども家庭センターの例えば人員の配置と体制がどのようになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　こども家庭センターにつきましては、その設置の方法につきましては、一つの箱物を造ってその中に入る方法、あるいは既存の担当課がそれぞれありますけれども、それを一つの形でセンターとして設置という方法等があります。嵐山町につきましては、福祉課の中に社会福祉担当と児童福祉担当がございます。加えまして、健康いきいき課のほうで保健担当、これは保健師がいる担当でございますが、もともと健康増進センターにつきましては、子育て世代包括支援センターということで未就学児の対応をしてございました。今回の法改正に伴いまして、両方の課で児童福祉の担当と保健の担当が、課は違いますけれども、その２つの担当をもってこども家庭センターという形ですので、人員の配置としましては、基本的に変わりはございません。ただ、業務としては今まで母子保健法で実施をしていた業務と児童福祉法で実施していた業務、これを改正して

一体としてやりますので、従前というか、現在も状況は変わらないのですが、そういった意味ではセンターを設置というタイミングで、管理条例の中に子育て支援に関することという項目を追記したという形になります。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　こども家庭センターの業務というのは、結構要するにたくさんあると思うのです。それを、人員を新しく配置しないで、今の体制でそれを増やすということ。これは、ちょっとどうなのかなというふうな思いはするのですけれども、十分今の体制でこども家庭センターの業務というのも含めてきちっとできるというような形で捉えていいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　子育て世代包括支援センターの中でも、例えば未就学児のお子さんの健診、あるいは保護者に対しての相談事業等々を実施してございまして、例えばその中で支援を必要とするご家族がいらっしゃれば、それはもともとプランをつくっていくような形をしてございますので、その部分は現行とその後も変わらないという形でございますし、また今の福祉課の児童福祉担当のほうでいけば、子供家庭支援センターとちょっと類似した名前なのですけれども、菅谷小のほうにございますが、あちらでもお子様もお預かりをしていますが、あちらでも子育て世帯の保護者の相談を受けているということでございますので、そういった意味から申しますと、大きく支障が出るということはないと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第６番、小林　智議員。

○６番（小林　智議員）　今、狄守議員の質問に関連することなのですけれども、今回改正されるのが嵐山町健康増進センター設置及び管理条例で、改正項目が業務の内容に（６）番を付け加えるという内容であります。この中では、こども家庭センターという名前はどこにも出てきません。ということで、条例上は出てこない。今後、先ほど太田課長のほうから説明があった内容で、子どもの支援、子育て支援に関わることはいろんな名称が、センターの名前があったりして、これ町民側としてはなかなか理解しにくいものがあったりすると。今回、これ名前は出ていないのだけれども、こういった名前で統一していくとか、そういった整理するとか、そういうお考えはあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　こども基本法に基づいてというか、児童福祉法を含めて改正の中で、こども家

庭センターって国が言っている名称なのです。実際は、このこども家庭センターという機能を、例えば子育て支援センター何々とか、そういうところが担うということも他の自治体ではあるかと思うのですけれども、小林議員がおっしゃるとおり、既に子供家庭支援センターがありまして、ちょっとその辺の名前が住民の方に、どっちがどっちというところで惑わしいというか、そういうイメージは我々も持っています。

ですので、一旦はこの内容で進めていくのですけれども、場合によってはちょっと名称を公募するとか、そういったことも必要なのかなとは考えていますが、制度上は今この健康増進センターの管理条例の部分ですので、設置及び管理条例の一部にセンターの業務としての子育て支援に関することという語を追記しましたが、こども家庭センターのそのものにつきましては、要綱上で示していく予定でおりますので、よろしくお願いします。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第６号　嵐山町健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第７、議議案第７号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案７号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第７号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法の規定に基づき、保険料率を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、議案第７号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第７号参考資料を御覧ください。１ページでは、介護保険の財源について記載しています。第９期の介護保険事業計画では、令和６年度から８年度までの３年間の第１号被保険者数や給付費の見込み等を基に保険料率を算定するものであります。その財源といたしましては、保険給付に係る費用の半分を公費で賄い、残りを65歳以上の第１号被保険者と40歳から64歳までの第２号被保険者で負担するものでございます。被保険者の負担割合につきましては、第８期計画と同様で、第１号被保険者の負担割合は23％でございます。

２ページをお願いいたします。この表は、保険料率を算出するための表で、それぞれの項目に金額等を入れ計算をしております。３年間の総事業費の見込額Ｃ欄を48億2,587万6,570円と見込み、その23％分の金額Ｅ欄の11億995万1,611円が第１号被保険者の負担分となります。この金額に調整交付金の不足分を加え、保険者機能強化推進交付金等Ｈ欄1,680万円を引き、さらに介護給付費支払準備基金の取崩し額Ｊ欄の7,500万円を引き、予定保険料収納率Ｍ及び３年間の第１号被保険者数Ｎで除したものがＯ欄の６万3,600円となり、この金額が単年度の基準額となります。これを月額に換算いたしますと5,300円となり、第８期計画の5,000円と比較すると300円の増額となるものでございます。

３ページをお願いいたします。介護保険料の新旧対照表となります。右側が改正後の新保険料で、第５段階が先ほどの計算式で算出した基準の保険料、年額６万3,600円となるものでございます。また、第１段階から第３段階の括弧書きは、公費による軽減後の最終乗率及び保険料となります。今回の改正は、国におきまして介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第１号被保険者間での所得配分機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、現行では標準９段階であったものを標準13段階に多段階化した上で、標準乗率について第１段階から第３段階までに係る割合を引き下げ、今回新設する第10段階から第13段階までに係る割合を現行の９段階の割合と比べて高く設定するといたしました。

また、今回の見直しにより、所得の少ない被保険者の負担軽減が図られることを踏まえ、所得の少ない被保険者に係る公費による軽減に係る基準を引き下げました。町におきましては、第８期計画と同様に、第９期計画においても国の標準段階に合わせた設定を行うものであります。

また、基準所得金額につきましては、第９段階で合計所得金額が320万円以上だったものが、320万円以上420万円未満に、第10段階が420万円以上520万円未満に、第11段階が520万円以上620万円未満に、第12段階が620万円以上720万円未満に、第13段階が720万円以上に改正されます。

４ページをお願いいたします。このグラフは、平成27年度から令和５年度までの介護給付費の実績額を表したものでございます。介護給付費の総額は年々増加し、平成30年度から令和２年度までの第７期は第６期より25％と大幅に増加し、令和３年度から５年度までの第８期は第７期より８％の増加が見込まれます。さらに、第９期の計画では第８期より約10％増加する見込みとなっております。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。第２条第１項の改正は、令和６年度から令和８年度までの保険料率を改正するもので、国で定める標準段階に合わせた保険料率を設定するものでございます。

また、第２項から第４項の改正は、所得の少ない被保険者の保険料軽減強化を図るため、前項第１号から第３号に規定するものに対して軽減後の保険料率を規定するものでございます。

次に、第４条の改正は、標準段階を９区分から13区分に多段階化したことにより追加するものでございます。

最後に附則でございますが、第１項については施行期日を令和６年４月１日とするもの、第２項については保険料に係る経過措置を規定するものであります。

以上、議案第７号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　介護保険が始まって、一部ではあっても引下げというのは今回が初めてではないかなと思うのです。そういう面では、よく考えていただいたなというふうに思います。とはいえ、基準額以上が引き上がっていますので、第４段階から引き上がっているのか、以上は引き上がっているので、単純には喜べないなというふうに思います。

この13段階にしたということで、嵐山はこうなのですけれども、他の自治体はどのくらい、東松山なんか２桁の段階であったというふうに記憶しているのですけれども、もっと多くの段階にしているのでしょうか。ご存じかどうか。

それから、第８段階以上の人数というのはどのくらいいるのか、分かりましたら伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、お答えいたします。

まず、近隣の市町村の段階数ですが、まだ確定ではございませんが、令和６年２月14日時点で調べたところ、比企管内ではほとんどの市町村が13段階を予定しております。

それから、次に８段階以上の人数でございますが、第９段階が141人、それから第10段階が64人、第11段階が36人、第12段階が16人、第13段階が83人となっております。失礼いたしました。第８段

階は412人でございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この多段階、確かに前の第９段階だと10万2,000円という金額が、嵐山の場合は720万以上の人には15万2,640円というふうになってくるわけですので、分かりました。多段階のやっぱり要請はあったのだなと思いますけれども、これによって予算書にも出てきていると思うのだけれども、どのくらいのいわゆる介護保険料の収入というものは増えるのでしょうか。

それと、この15万2,640円という最高限度額は嵐山町で83人ぐらいだと、該当する人が。他町村の最高限度額というのはどのくらいになっているものでしょうか。もし分かるようでしたら教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　まず、収入がどのくらい増えるかということなのですけれども、９段階から第13段階に段階を増やしたことによって受ける影響額を出してみました。第９段階の方は、今まで合計所得金額が320万円以上だったのが、320万円以上420万円未満となっております。第10段階が420万から520万になって、１人当たり９段階から10段階になった方は１万2,720円年間増額になります。それから、第11段階の方は年間２万5,440円、12段階の方は年間３万8,160円、それから13段階の方は年間４万4,520円となりまして、合計で令和６年度は603万5,000円ほどが影響を受ける額になります。この金額につきましては、第１段階から第３段階の方への再分配と、あと低所得者の負担軽減に係る公費の一部に充てられるということになっております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　比企の各市町村がほぼ13段階、多段階になっているというふうにさっきおっしゃったでしょう。それで、今これで対照表出ているのは、いわゆる15万2,640円というのが嵐山町で最高限度額ですよというようなことなのだけれども、その辺の比企管内の限度額、ある程度把握できていたら教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　大変申し訳ございません。この調査につきましては、まだ細かいところまでのものではございませんので、ほかの市町村の最高保険料というのは把握しておりません。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今回準備基金取崩しが7,500万円、そうしますとまず残高が幾ら残っているのかと、あと近隣の月額の保険料が幾らか、この管内教えていただきたいと思います。分かれば。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

まず、令和５年度末の基金の残額見込みが１億5,593万2,000円です。そこで、第９期に7,500万円を取り崩しまして、第９期中に剰余金の積立てがない場合は8,093万2,000円となる見込みでございます。

それから、他町村の保険料につきましては、ちょっとまだ非公開の部分があるのでお答えできませんが、嵐山町が位置する金額につきましては、今のところ県内では８番目に安い、比企管内では３番目に安い額となっております。これはまだ確定になっているものではございませんが、参考のために情報提供させていただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第７号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を３時50分といたします。

休　　憩　午後　３時３３分

再　　開　午後　３時５０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第８、議案第８号　嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第８号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第８号は、嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町活き活きふれあいプラザの利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　それでは、議案第８号の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、活き活きふれあいプラザの利便性の向上を図るため、嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。別表の利用時間につきましては、改正前は月曜日、水曜日、木曜日が午後５時まで、金曜日、土曜日、日曜日が午後６時までであったものを、改正後は月曜日、土曜日、日曜日を午後５時までに、水曜日、木曜日、金曜日を午後６時までに改めるものでございます。

次に、附則につきましては、施行期日を令和６年４月１日とするものでございます。

以上、議案第８号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、質問させていただきます。

利用者の実績に基づいてこういう形に直されるのか確認したいのと、こちらが４月１日から施行ということで、今はシャワー室を使っていないのですが、こちらの隣のページのところにシャワー室も時間が入っておりますので、４月１日からは再開をするということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

本年度まではコロナの関係もありまして、時間の短縮で実施しておりましたが、ここで落ち着いてきたところがございまして、本来の時間に戻そうということで、この条例の改正案を上程させていただきました。

曜日を変更するのは、少しちょっと元に戻すということで、現場のトレーナーさんにちょっと状況をお伺いしましたところ、土曜日とか日曜日はそんなに遅くに来る方は少ないので、平日のほうが利用者が多いと見込まれるので、そのほうがいいのではないかというご意見をいただきまして、このようにさせていただきました。

それから、シャワー室につきましては、やはり現場の声でちょっとお聞きはしたのですけれども、以前も利用する方が限られているということと、今このようなご時勢でちょっと光熱費も高騰しているということから、費用対効果というか、そういうのを考えまして、当面の間はシャワー室の使用はまだ実施しないという形で行っていきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、条例の改正はするけれども、シャワー室の使用はまだ先になるということで、ここにはこういうふうにうたってあるから始めるのかなと思いましたけれども、この先になるということでよろしいのですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長　お答えいたします。

そのとおりでございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第８号　嵐山町活き活きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第９、議案第９号　嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第９号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第９号は、嵐山町給水条例の一部を改正することについての件でございます。水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第９号の細部につきましてご説明申し上げます。

当議案につきましては、現在厚生労働省が所管する水道関連業務を、令和６年４月１日より国土交通、環境両省に移管するのに伴い、両省の関連規定のある水道法の一部が改正となるため、併せて嵐山町給水条例の一部を改正するものでございます。

議案書の裏面の新旧対照表を御覧ください。改正に当たる部分でございますが、第３条、用語の定義の１項第２号、適用する省令を厚生労働省令から国土交通省令へと改めるものでございます。

同じく第38条、給水装置の基準違反に対する措置の第２項中ほどを、厚生労働省令から国土交通省令へと改めるものであります。

なお、附則の規定につきましては、施行期日を令和６年４月１日からとするものを定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なぜ厚労省から国交省に変わるのかというのは聞いているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　こちらにつきましては、国のほうで今現在、厚生労働省が水道事業を所管しているものでございますけれども、令和に入ってからのコロナの疫病対策、あるいは水道関連で申し上げますと水道管の、水道施設の老朽化、あるいは災害対応など課題が多くございました。そういった中で、厚生労働省としてはコロナなどの疾病対策のほうに厚生労働省は集中したい。そして、水道施設の老朽化や災害対策については国土交通省のほうが所管したほうが、これからもどんどん進んでいくのではないかということで、国のほうで今後の取組を円滑に進めるのが狙いで、今通常国会で関連法案等を提出した上で、2024年度からの施行ということに決定しているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　国土交通省のほうに移行するということは理解しているのですけれども、この条例がここで通ることによりまして、町内事業者等、水道事業者等がいますけれども、そういった方への影響だとか、そのようなものは全く今までの改正前と同じであるというような理解でよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

厚生労働省から、水道の工事あるいは施設管理、そういった面は国土交通省に移管されます。一方、水質管理、そういった衛生的な面は環境省に所管が移行されます。それぞれの分野でそれぞれの業務が移行されるわけでございまして、水道工事を担当する町内業者は、そのまま国土交通省の所管ということで問題はないと思っているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第９号　嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第10、議案第10号　嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第10号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについての件でございます。水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第10号の細部につきましてご説明申し上げます。

当議案につきましても、給水条例の一部改正と同じく、厚生労働省が所管する水道関連業務を国土交通、環境両省に移管することに伴いまして、水道法の一部改正に合わせて町条例の一部を改正するものでございます。

議案書の裏面の新旧対照表を御覧ください。改正に当たる箇所でございますけれども、第４条、水道技術管理者の資格の１項第６号、「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」へと改めるものであります。

なお、附則の規定につきましても、施行期日を６年４月１日からとするものを定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　水道技術管理者というのは、町内業者も持っている資格なのですか。町内の業者にも影響はないのでしょうけれども、ちょっとその資格はどこのところまで持っているのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

水道技術管理者とは、水道法第19条に定められておりまして、水道事業者、嵐山町は水道の管理につきまして技術上の業務を担当させるために、水道技術管理者という任に就く者を１人必ずどの市町村も置かなければならないというふうに定められております。したがいまして、嵐山町水道事業管理者、町長でございますけれども、その事務に従事する者を１人任命するというふうになっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。ああ、これは市町村に置くという意味なのですか、そうすると。ちなみに嵐山では、どなたがこの資格を持っているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

こちらにつきましては、水道技術管理者は国が定める資格を保持していないと、その任に就くことができないというふうになっております。例えば資格要件といたしましては、大学を卒業して、しかも土木工学あるいは電気工学相当に課程する大学を卒業して、それで水道技術の職に２年以上就いた者、あるいは短期大学そのほか高等学校、いろいろと期間が長くなっておりますけれども、そういった水道担当職に就いた者しか水道技術管理者、しかもその職には管理職以上の者がふさわしいということで定められております。したがいまして、現在の水道技術管理者につきましては、私、水道課長が務めさせていただいております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第10号　嵐山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森　一人議長　なお、お諮りいたします。議事の都合により、３月７日、８日、11日、12日、13日、14日、15日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、３月７日、８日、11日、12日、13日、14日、15日は休会することに決しました。

以上になります。ご苦労さまでした。

◎延会の宣告

○森　一人議長　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

（午後　４時０８分）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

３月１８日（月）午後１時３０分開議

日程第　１　議案第１１号　緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を廃止することについて

日程第　２　議案第２２号　小川地区衛生組合の規約変更について

日程第　３　議案第２３号　町道路線を廃止することについて

日程第　４　議案第２４号　町道路線を認定することについて

日程第　５　請願第　１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願

日程第　６　陳情第　１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情

日程第　７　議員派遣について

日程第　８　閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第　９　議案第２５号　土地の取得について（嵐山渓谷観光多目的広場）

日程第１０　議案第２６号　工事請負契約の変更について（町道菅谷３１号線雨水管整備工事）

日程第１１　議案第２７号　工事請負契約の変更について（Ｒ３道路改築工事（町道菅谷３１号線））

日程第１２　議案第２８号　工事請負契約の変更について（町道菅谷３１号線大屋根・シェルター新築工事）

日程第１３　発議第　１号　母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書の提出について

日程第１４　発議第　２号　非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について

日程第１５　発議第　３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

日程第１６　発議第　４号　企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について

日程第１７　発議第　５号　大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
藤原　実	環境課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村　治	教育長

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、こんにちは。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第22日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午後　１時３０分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願につきまして、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に議会運営委員会に付託し、審査願っておりました陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情につきまして、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。議案第25号　土地の取得について（嵐山渓谷観光多目的広場）、議案第26号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）、議案第27号　工事請負契約の変更について（Ｒ３道路改築工事（町道菅谷31号線））、議案第28号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事）の４件であります。３月13日に提出されておりますので、ご了承願います。

最後に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第１号　母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書の提出について、発議第２号　非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について、発議第３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について、発議第４号　企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について、発議第５号　大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書の提出について、以上の５件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、長提出議案４件及び議員提出議案５件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第１、議案第11号　緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を廃止することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を廃止することについての件でございます。京都議定書の約束期間が終了し、本町において、ゼロカーボンシティ宣言をしたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、議案第11号につきまして、その細部をご説明申し上げます。

初めに、本条例策定までの経緯でございます。1997年（平成９年）に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（ＣＯＰ３）において、二酸化炭素などの温室効果ガス低排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた文書が京都議定書として採択されました。

こうした流れを受け、本町議会、当時の文教厚生常任委員会において、閉会中の継続審査として平成21年９月議会以降、地球温暖化対策が取り上げられました。平成22年３月、同委員会において地球温暖化対策について条例化を目指すことが確認され、パブリックコメントなどを得て、平成23年６月議会において本条例が可決成立、同年９月１日に施行となっております。

平成23年当時におきましては、地方公共団体の条例としては大変先進的なもので、これまで大きな役割を果たしてまいりました。しかし、その後、異常気象により自然災害など環境を取り巻く状況は大きく変化をしております。2015年（平成27年）12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（ＣＯＰ21）におきましてパリ協定が採択され、我が国は2020年（令和２年）10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年、カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

そして、本条例の基となっている京都議定書は、既に約束期間を終え、町では緑豊かな自然環境を次世代につなげるため、2020年（令和４年）３月１日、ゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことといたしました。これに伴い、本条例を廃止するものでございます。

なお、本年度策定中の第２次嵐山町環境基本計画につきましても、2050年、二酸化炭素排出量実

質ゼロを目指し策定をしておりますことを申し添えさせていただきます。

裏面の議案書を御覧いただき、最下段の附則をお願いいたします。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

細部説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員、賛成ですか、反対ですか。

○12番（渋谷登美子議員）　賛成です。

○森　一人議長　ほかにいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第12番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　通称ストップ温暖化条例は、2009年12月より１年半の調査研究による文教厚生委員会の提出議案として、議会基本条例とともに政策基本条例として制定した条例でした。条例第８条に、1997年の京都議定書による1990年比で６％の削減を地域推進計画とすることが記されています。それをどのように進めるか、嵐山町政策を定めた基本条例です。

その後、2015年のパリ協定により、長期的な目標として平均的な気温上昇を産業革命以前に比較して1.5度Ｃ低く抑えること、そのために温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを取ること、2050年にはカーボンニュートラルを実現することが必要であることが協議されました。

ストップ温暖化条例は、京都議定書の目標値を定めたものであるため、現在では、世界の目標から外れており、パリ協定に向かう必要があります。本条例第８条を改定することでも実は可能でした。議員提案条例であり、議会委員会による改正も一度は考えましたが、議員メンバーが変更になり、情報量と知見のばらつきが大きく、また福島原発事故のカーボンニュートラルの方法は原発を賛成とする議員と原発不可とする議員がおり、委員会での協議が混乱することが目に見えており、条例改正は難しいと判断しました。したがって、本条例は廃止条例として嵐山町ゼロカーボンシティ宣言に基づく環境基本計画によって、行政主導で進めていかざるを得ないと判断します。

温室効果ガスの削減には様々な方法があります。CO_2を排出しないエネルギーを利用すること、また森林面積を増やすこと、森林は二酸化炭素を吸収するものですが、老木は吸収量が少なくなります。そのため、森林の再生が必要で、林業により木材の生産、公共施設の木質化、さらには材木生産による端材から生産される割り箸や木工製品によって、日常生活をプラスチック製品から脱することなどは二酸化炭素の削減に貢献します。フードマイレージ、ウッドマイレージを意識した地域経済、エネルギーの地産地消は二酸化炭素削減に貢献します。

ストップ温暖化条例には、政策としては地域の資源循環型経済を目指すこと、家庭、民間業者、公共施設での断熱による削減、環境教育、行政から議会への二酸化炭素削減に係る２年に１度の報告など規定されていました。条例策定手法は、住民団体、中学生等と協議していくこと、条例名を公募したこと、若い専門職の方から条例策定のアドバイスを得るなど思考しており、15年前の議会活動としては全国議会の最先端を行くものでした。

現在、国の再生エネルギーへの予算支出が少なく、嵐山町もまた苦心していますが、そのことについての議会での議員の協議というのはなかなか難しいものがあります。気候変動抑止は、子どもたちの将来の生命と地球の生物のため避けられないことであり、政策として一層推進することを希望し、賛成討論とします。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第11号　緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を廃止することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、議案第22号　小川地区衛生組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、小川地区衛生組合の規約変更についての件でございます。小川地区衛生組合の共同処理する事務の表記見直しのため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出し、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、議案第22号につきまして、その細部をご説明申し上げます。

小川地区衛生組合の共同処理する事務の表記の見直しのため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決をお願いするものであります。

お手元の議案第22号議案書の裏面の小川地区衛生組合規約新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正後で、アンダーラインがその改正箇所を示すものでございます。

初めに、第３条の文中、「維持、管理」を「維持及び管理」に改め、し尿の収集処理の次に「、浄化槽汚泥の処理」を加えるものでございます。現在、池ノ入環境センターし尿処理施設では、管内５か町村内で収集されたくみ取りし尿及び公共下水道以外の農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した汚泥を共同で処理をしております。その実情に合わせた表記とするものでございます。

次に、最下段の附則を御覧ください。この規約は、令和６年５月１日から施行するものでございます。

以上、議案第22号の細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この附則の５月１日としたのは、何か理由があるのですか。４月１日からで普通はいいと思うのですけれども。

それと、浄化槽汚泥、もうこれ池ノ入が始まったときからやっているわけですよね。もうその時点からこの項目を入れるのを落としていたということで、ずっと分からなくてきたということなのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原　実環境課長　それでは、お答えいたします。

まず、１点目の施行日の年月のことでございますけれども、こちらのほうは、この議会において各町村、５か町村議案を上程しているわけでございますけれども、これが全て可決になりますと、その議決の謄本を衛生組合の事務局に提出をさせていただきます。それが３月22日までという期限が区切られておるのですけれども、その議決書の謄本を資料として衛生組合が県のほうに許可の申請をいたします。それが４月中になっております。ですので、この規約の施行日は５月１日と、そのような形になっておるところでございます。

それと２点目の浄化槽汚泥の関係でございますけれども、こちらのほうはし尿の収集処理という中に大きく包含をさせていただいていたということでございますけれども、ただ衛生組合が発足して以来、年を経るごとにそれぞれ合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の汚泥が入ったり、農業集落排水施設の汚泥が入ったりと順次時代の変遷を経て、規約の中でより具体的に表現の正確性を持たせるということで、今回、改正のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第22号　小川地区衛生組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２３号、議案第２４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第３、議案第23号　町道路線を廃止することについて、日程第４、議案第24号　町道路線を認定することについての件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

小林総務経済常任委員長、登壇願います。

〔小林　智総務経済常任委員長登壇〕

○小林　智総務経済常任委員長　総務経済常任委員長の小林でございます。最初に、総務経済常任委員長として委員会報告書を作成し、議長、森一人宛て提出いたしましたので、その文面を読み上げて、報告の本文とさせていただきたいと思います。

嵐山町議会議長　森　　一　人　殿

総務経済常任委員長　小　林　　智

委員会審査報告書

本委員会は、令和６年２月26日付託された下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第23号　町道路線を廃止することについて

議案第24号　町道路線を認定することについて

以上が報告書でございます。

続いて、報告経緯について概要について申し上げます。

本委員会は、令和６年２月27日火曜日、委員会を開き、午後１時半より審議を行いました。出席者は委員全員でありまして、説明員として伊藤まちづくり整備課長、それから事務局の出席をいた

だきました。

議題については、付託された内容のとおりでございます。

議事につきましては、最初に伊藤まちづくり整備課長より、本件２議案につきまして詳細な説明をいただきました。概略を申し上げますと、まず第23号の町道路線を廃止することにつきましては、こちらは県道の菅谷寄居線が東武東上線の踏切にまたがる地点、この地点に町道路線である平沢305号線がつながっております。これにつきましては、県がのり面等が購入されていなかったということで、今般、県が町道ののり面部分を新たに県道部分としたということでございます。それに伴い、町道平沢305号線が、今般、県道側と接合が、町道、町及び県の土地として接道することになったということで、従来305号線は図面上、直接には接道しておりませんでした。

しかし、今般の県の買収によりまして接道ができることになりましたので、改めて305号線を接道部分まで延長するものであります。手続として、本案では、23号では一旦これを廃止するものであります。

続きまして、議案第24号でありますけれども、こちらにつきましては２件ございます。１件目は、先ほど申し上げました町道路線平沢305号線、こちらは接道部分の新しく認定するものであります。説明は先ほど申し上げたとおりです。

続いて、もう一件につきましては、菅谷地内のふれあい交流センターでございますけれども、ふれあい交流センターの裏入り口に出る部分の通路につきまして、現在のところ私道でございます。この私道につきまして、地権者よりこちらを町に寄附することによって町道とするというご提案をいただきまして、町としてそこを改めて町道として認定するということでございます。現在、私道でありましたことを今般、改めて町道と認定するものというご説明がありました。

それに伴いまして、委員会では現地の調査をその後速やかに行いまして、説明員のまちづくり整備課長の説明にそごがないということを確認させていただきました。後に採決を行い、全員賛成で本２件、23号、24号とも可決すべきものとの結論に至りました。

以上、説明です。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

ないようですので、お引き取り願います。ありがとうございました。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第23号　町道路線を廃止することについての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第24号　町道路線を認定することについての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第５、請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

吉本文教厚生常任委員長、登壇願います。

〔吉本秀二文教厚生常任委員長登壇〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長　議長からご指名をいただきましたので、ご報告させていただきます。

令和６年３月18日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

文教厚生常任委員長　吉　本　秀　二

請願審査報告書

本委員会に令和６年２月26日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第１号、件名、脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきもの。

請願審査経過を報告いたします。

２月29日午前10時00分より、請願第１号　脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件を審査いたしました。本請願は、昨年12月１日に当委員会で審査し、不採択とすべきものとした同件で、提出者、紹介者とも同じくするものです。

紹介議員の藤野議員からは、前回もお願いした請願ではあるが、内容も少し変えているところもあり、熱意を酌んでいただき、慎重なる審議をお願いしたいとの発言をいただきました。

続いて、提出者の野原様からは、前回同様、請願書の朗読をもって請願理由説明とされました。

前回と異なる点を簡略に申し上げます。１つは、前回は、政府は原子力発電所事故以来、原発への依存度を下げるとしてきた方針を撤回し、原発推進にかじを切った。原発はCO_2削減に役立たないばかりでなく、巨大なリスクを抱えているとありましたが、今回は、政府は地域と共生した再生エネルギーの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用、廃炉の推進、石炭火力の温存を脱炭素政策の柱とした。

しかし、原発の活用と火力発電の延命、温存は世界の脱炭素化の流れと逆行している。イギリス、イタリア、カナダ、アメリカは、石炭火力廃止期限を定めているが、日本は全廃時期の明記もなく、消極的であるとされました。

２つは、電力系統に接続する送配電事業が中立でなければ新規参入の自然エネルギー発電事業者に系統接続は困難がある。公正な競争環境整備と、その手段としての発電、送配電の所有権分離は不可欠である。また、優先給電ルールは、太陽光発電、風力発電の出力を抑制するものであり、コストのかからない電力を無駄にし、再生可能エネルギー発電事業者に不利益をもたらしているとの説明が加えられました。

前回の国への要望事項の１と２は同じですが、３を２つに分け、３、再生可能エネルギーの出力抑制を定める優先給電ルールを見直し、再生可能エネルギーの電源の優先給電を義務づけること。４、発電と送配電の所有権分離と再生可能エネルギーの優先接続を実現することの４点に変更されました。

請願理由の説明を受け、直ちに質疑を行いました。

問い、優先給電ルール見直し、再生可能エネルギー電源の優先給電を義務づけることは可能か。

答え、生活クラブ組合員の８から９割に供給できている実績がある。地域分散型エネルギー供給で無駄なく電力を使うことで、可能と考えている。

ここで藤野議員から、再生可能エネルギーの量がかなり増えてきて、需要と供給のバランスが崩れたときに、どれを優先させるかという課題がある。火力発電もコストがかかり、再生可能エネルギーではコストがかからないので、優先したほうがよいというのがヨーロッパなどの考えだ。無理な話ではないということをご理解いただきたいとの補足説明がありました。

問い、安定供給と安定不足に対する考えは。

答え、再生可能エネルギーが無駄に捨てられている。再生可能エネルギー比率を上げるよう送配電について考えていただきたいので、国にエネルギー転換を求めている。不足分は蓄電と隣県融通で補えると考えている。

問い、再生可能エネルギー導入目標が2035年までに70から80％とあるが、その場合の設備試算、

費用試算等の資料はあるのか。

答え、そこまでの計算はない。

ここで藤野議員から、具体的に何基必要かというところまで試算はできない。国の施策として80％を目標にした施策を立ててほしいということであるとの補足説明がありました。

問い、再生可能エネルギーは天候に左右されるが、安定供給についての考えは。蓄電もあるが、一番調整しやすいのは火力。ただ、何を燃やすかということが問題で、石炭火力は減らしていくべきだと言っている。

質疑を終了し、委員間の意見交換を行いました。

意見、この請願には賛成である。気候変動が危機的な状況にあることを考えれば、安定できるかできないかではなく、再生エネルギー、脱炭素を加速させるというところが請願の焦点である。

意見、内容はよいと思う。研究も進み、今後は水素発電の期待もある。ただ、35年に80％以上という目標は疑問がある。

意見、前回と願意は変わっていない。国は環境を考えていないという意見の指摘は当たらない。日本のエネルギー政策の基本方針、Ｓ（安全性）、３Ｅ（安定供給、経済効率性、環境適合）は同時達成を目指しているものだ。今、意見書を国に出す状況ではないと考えている。

意見、再生可能エネルギー何％だったらよいと考えるのか。

意見、10年後だったら40％ぐらいがよいところではないか。

意見、80％の目標達成にはどのような施策がよいかということだ。請願者が施策まで考えるのは難しい。

意見、実施できるかどうか請願審査では大切。請願の趣旨は十分分かるが、見解や考え方の総意があり、日本の国の守り方をどうするかという視点もあっていい。

意見、天候で左右されるということや再生エネルギー電源の優先給電を義務づけるという言葉に違和感を持っている。

意見、原子力発電と火力発電を１番に持っていくと、再エネルギーの比率はいつまでたっても大きくはならない。再生可能エネルギーの安定性は、蓄電力で補える。火力発電も石炭が輸入できないと安定供給ができなくなり、原発も制限あれば影響が出る。再生可能エネルギーだけが安定供給でないということにはならない。

以上のとおり意見交換を終え、本件を採択すべきものに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手少数であり、本件を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　先ほどの一番最初のところで脱原発というふうに言われたのですけれど

も、脱原発というのは請願のタイトルの中に入っていないですよね。そして脱原発とか原発の問題というのは、それほど話をしていないと思うのですが、これ委員長と副委員長で録音をして要点をまとめられたのだと思うのですけれども、何かまとめ方が私の意見は入っていないし、随分だなと思って聞いていたのですが、いかがなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

吉本文教厚生常任委員長。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　脱原発は、請願者が最初に朗読したときに入っている言葉を入れました。

〔「件名のときに言った」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　件名にも脱原発が入っていたので……

○森　一人議長　吉本委員、以上で答弁はよろしいですか。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　私ですか。

○森　一人議長　はい。

次、第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　件名の中に脱原発は入ってなく、脱炭素というふうになっていますよね。そこのところをもう原発、原発って、脱原発の人たちの請願という頭があって、脱原発というふうになっているのではないですか。

それと、私の話している要旨と、それから吉本さんがまとめた要旨はかなり違うように思います。私自身が録音を聞いていないので全く言えないのですけれども、これはちょっと違うなと思って聞いています。

○森　一人議長　その件につきましてご答弁できますか。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　はい。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

吉本文教厚生常任委員長。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　いずれにしましても、２時間の長い委員会の皆さんの意見でございます。それを端的に報告用にまとめると、この程度のものになります。この中には、意見の中には、80％の目標を70％ではどうか、60％ではどうか、そういった請願者の無視したような発言もたくさんありました。しかし、そういった調整をするような発言は全て除かせていただきましたし、要点だけを報告させていただいたつもりです。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これで３回目になるかなと思うのですけれども、要点だけの発言をまとめたと言われても、こちらの趣旨と全く違う要点にまとめられてしまうと、そしてほかの不規則発言もいっぱいありましたよね。おかしなことがあって、割り箸を使ったらCO_2削減にならないと

いうふうな形の発言もあったり非常におかしな問題があって、それでこの委員会自体は、まず脱炭素がタイトルなのに、なぜ脱原発というふうになさったのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

吉本文教厚生常任委員長。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　最初に申し上げましたように、脱原発は請願者が最初に朗読したときの国の方針の中で出てきた言葉を用いました。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　静粛に。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　それと、渋谷議員の意見が入っていないということですが、２回ほど渋谷議員は発言されましたけれども、この中の意見の中にはしっかり最後のほうに入れてあります。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　委員長は、件名を紹介するときに、脱原発ということを表現したのです。言ったわけです。書いていないわけですけれども、だからそこを渋谷議員はおっしゃったので、ここはだから言い間違いであると思うのですけれども、訂正が必要だと思うのです。

それから、80％、それを70％にしたら賛成できるのか、60％にしたらどうかということで、これは委員会としてどうまとめられるか、できるだけまとめる方向がいいのですから、我々は、もうそれを預かっているわけですから、無視ではないですよ、願意の無視ではないわけです。委員会がどこでまとめられるかを協議しているわけですから、願意の無視というのは当たらないというふうに思うのですけれども、そこも訂正していただきたいと思います。

○森　一人議長　以上ですか。

○11番（川口浩史議員）　はい。

○森　一人議長　答弁を求めます。

吉本文教厚生常任委員長。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　最初の答弁ですけれども、請願１号は脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーの転換の加速を国に求める意見書の提出……

〔「脱原発と書いてあるんだから」「脱原発って書いていないですよ」と言う人あり〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長　では、訂正させていただきます。よろしいでしょうか。

○森　一人議長　どうぞ。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　請願第１号は、脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出、これに訂正いたします。失礼いたしました。

○森　一人議長　どうぞ続いて。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　それと、川口議員の２問目ですけれども、これは請願者に質問で聞くのはいいと思うのです。80%だと言っていますけれども、70%でどうでしょうかと質問するのはいいのですけれども、請願者がもう退場された後で、委員だけで、その数字を何%だ、何%だ、言葉が厳しいから、これを訂正ができるかとか、そういう内容はやはりちょっと慎むべきではないかなと私は思いましたので、ここで先ほど申し上げさせていただきました。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　願意というのは、固定されたもので来るわけですけれども、あとは預かった委員会がまとめていければ一番いいわけですよね。まとまらないような意見がいっぱい出てしまっているのだったらもう駄目ですけれども、できるだけまとめられる方向でできるのなら、このパーセントを下げたっていいわけです。これは願意の無視に当たらないわけです。意見書を提出することの大事さというのはあるわけですから、そこを求められているわけなのですから、全く方向違いのことを書いてしまったら、これは願意の無視になります。固定したものではないですよ、80%は。しかも委員会で、あとは預かっているわけなのですから、委員会の意思決定で、そこは協議して決めていく、何というか、権利というか、そういうのが委員会にはあるということで、願意の無視に当たるなんていうことは当たらないというふうに思います。ちょっともう一度お願いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

吉本文教厚生常任委員長。

○吉本秀二文教厚生常任委員長　川口議員はそのようにおっしゃいますけれども、もしあそこの請願者が、我々のあまり面識のない人で、全然違う請願者であれば、委員会で請願者抜きであそこで数字はどうのこうの言うと、私が請願者であれば、なぜ委員会で人の願意の数字をいじり出すのだと私は怒ります。私は委員長としてそのように判断しましたから、ですから委員会の終わりにいろんな意見が出ましたけれども、これは委員会の熱意だと思って勘弁していただきたいと、許していただきたいと、このように私は請願者に頭を下げました。それは、そういう意味です。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　本請願の委員長報告に反対いたします。

本請願に対して、協議するだけの気候変動と再生可能エネルギーに関する情報を、そして知見を委員会メンバーが持っていないことがとても残念です。2015年のパリ協定は、気温上昇を２度未満に抑制し、今世紀前半の2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにしなければ、極端な高い温度、洪水、干ばつが頻発になり、暮らしや仕事や経済を困難にしてしまいます。既に気候変動は厳しい災害を地球上にもたらしています。気候変動対策に必要な技術は既にあり、何をしなければならないか分かっていることも出ています。効果的な取組をせざるを得ないのに、政策の取組が現状の経済を変革にすることをちゅうちょし、本請願を採択しないというのは政治家としていかがなものかと疑問です。

現在の子供たちの危機、将来の子どもたちの危機の時代が間近に迫っています。人類が地球上で生活するためには、気候変動が危険な水準に突入しないように政治が努力し、政策をつくる働きかけをしなければなりません。達成が難しいだろうから意見書を提出しないというのは、将来を見据えた政治を目指すべき地方議員としてとても無念です。議員それぞれが一定程度の最低限度の共通認識と知見を得る時間を持ち、気候変動に関する危機感を共有しながら、請願審査に入る必要性を強く感じます。今後の請願審査の課題です。

以上、反対討論とします。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより請願第１号　脱炭素と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、請願第１号は不採択とすべきものと決まりました。

◎陳情第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第６、陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情の件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

畠山議会運営委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長　ただいま議長からご指名がございましたので、議会運営委員長、畠山美幸、陳情審査報告を朗読をもって申し上げます。

本委員会に令和６年２月26日付託された陳情を審査した結果、下記のとおり附帯意見を付けて決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、件名、審査の結果、附帯意見。陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情。

採択すべきもの。

基本計画を尊重しての建設的な特別委員会の設置。

陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情についての審査報告。

令和６年第１回嵐山町議会定例会第１日に議会運営委員会へ付託されました陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情について、審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、令和６年２月29日、会議を開会いたしました。当日は、陳情者の西野護氏、加藤幹雄氏が説明者として出席されました。説明後、質疑応答、意見交換という日程で審査を進めました。

陳情の趣旨は、通学路、財政、跡地など具体的問題を議論する場を継続的に議会の中につくって、20年、30年後も町民が安心できるような検証について取り組んでいただきたいということです。

説明後の主な質疑応答。

問い、教育保障、地域振興、財政計画等とありますが、教育保障とはどこまでのことですか。

答え、菅谷に学校を持ってくることに対して、歩道や自転車道をどうするかということが喫緊の課題となる。通学路の歩道、自転車道、スクールバスなどについて検討をしてもらいたい。

委員会からの主な意見。七郷小、志賀小、玉ノ岡中は廃校になり、地域にとって大きな問題。議会としてしっかり議論することが重要。財政問題については、全議員が別途学んでいくべき。地域振興は町のプロジェクトチームができているので、現時点で特別委員会を設置する必要はない。陳情の趣旨に沿った形であれば、特別委員会の設置は賛成。一般質問で個別に取り上げるより、特別委員会を設置して、全議員で議論すべきという４つの意見が出ました。

意見交換後、直ちに採決に移りました。採決の結果、陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情についての件は、基本計画を尊重しての建設的な特別委員会の設置という附帯意見を付けて採択すべきものに賛成の委員が全員となる。よって、附帯意見を付けて採択すべきものと決定しました。

以上で陳情第１号の審査に関して議会運営委員会からの報告を終わります。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　基本計画を尊重しての建設的特別委員会の設置ということで書いてありますけれども、建設にこの附帯意見は反対をする意見も出してもいいということなのでしょうか。それも含まれるという、含まれてもよいということなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　今回は、とにかくこの基本計画にのっとっての附帯意見を付けて皆さんが賛成したわけですから、ここに賛成できない方は、これに反対したほうがいいのではないのでしょうか。今回のこれに反対で……

〔「ということは反対……」と言う人あり〕

○畠山美幸議会運営委員長　のほうがいいと思いますけれども。

○森　一人議長　川口議員、ほかにありますか。よろしいですか。

〔「全然あります。討議みたいになっちゃうんですけども」
と言う人あり〕

○森　一人議長　自由討議にはならないように、質疑でお願いします。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　では、いいですか。建設に反対する議員は、これに反対したほうがいいのではないのというふうな形のご意見なのですけれども、そうすると建設に反対する人は、この委員会には入らないでくださいというふうな形になりますか。おかしな話だなと思って今聞いていたのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　反対をするのは別にいいですけれども、委員会は全員でやると思いますから、委員会のメンバーには入っていただくのは全然構いません。ただ、今回の附帯意見に賛成できないのであれば、手は挙げなくていいと思います。けれども、委員会には入っていただいて構いません。

○森　一人議長　よろしいですか。渋谷議員、ほかにありますか。

○12番（渋谷登美子議員）　言いたいですけれども、もういいです。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　ちょっと聞き取れなかったというか、よく分からなかったので質問するのですけれども、プロジェクトチームが計画するものに対して、この特別委員会というのはどういう立場になる。さっき言葉にあったと思うのですけれども、ちょっと理解できなかったので、もう一

度説明してもらえれば。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　今回、予算の中に、令和６年度に統合準備委員会等が立ち上がりますよね。そこに対して逆の方向を向く特別委員会ではなくて、しっかりそれにのっとった形で進んでいきましょうよ。逆の意見を、何というのか、言って、前に進もうとしていることを止めることではなくて、今まで決めてきた内容があるではないですか。プロジェクトチームは今まで立ち上がっていたのだっけ……

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　それでは、２回目の質疑を橋本将議員、どうぞ。

○３番（橋本　将議員）　私が言うプロジェクトチームというのは、恐らくこれから町で、町政で立ち上がるプロジェクトチームが、例えばどうしよう、こうしようという意見が出たときに、それに対して特別委員会というのは、そうではなくて、こっちのほうがいいよと言える立場になるのか、それでいうと何だろう、例えば、ではどこかの跡地に公園造ろうよと言ったときに、それはいいねというのはいいのですけれども、いわゆる駄目でもいいのですけれども、何か跡地に何だろう、とんでもないものを造ろうとする、メガソーラーとか造るとかと言い出したときに、いや、それは嫌だよねというのは特別委員会は言えるのですか。

○森　一人議長　議会の権限についてです。

答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　とにかく今回、さっきも言った統合準備委員会が立ち上がり、プロジェクトチームが立ち上がって、町側は統合に向けて進めていくわけだけれども、報告を受けながら、いや、でもそれはどうなのだろうという意見は別に言っては駄目ということではなくて、その以前の、今までもう統合が決まっているのに、七小に小規模の学校を残しましょうとか、もう今の決まったところからの後ずさりするような意見は言えないけれども、今後、立ち上がっていくものに対して報告を受けて、報告を受けたものに対して、それには反対できる、反対したいとか、賛成したいとかということは、それが通るか通らないかは分かりませんが、やっていく形でよろしいのかなと思います。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　ちょっと議運の中で議論されたことでもありますから、一応念を押しておきたいなと思うのですけれども、この尊重というその意味です。これは賛成、反対いろいろありま

すよ、考えは。ただ、基本計画が出ているということに対しては、否定はしないと、現にもう基本計画出ているわけですから。あることを尊重するという意味は、賛成、反対も含めての、当然その中で、例えば財政もそうでしょう。跡地も、いろんな総合的な問題が町全体、非常に大きな事業だと、一大事業であるということは共有ができたと思うのです。

ですから、議会としても、ある意味その問題に、問題点も整理して、議会として提言できるものは提言をするかもしれない、やっぱり審議もするという、ある意味並行して、でも議論していくことによって、町民から見て議会もしっかりと町民の意見も反映したりとか、ですからそういう意味では、さらに今回の一大事業が町民にとってよりよいもの、将来から見て、先々から見て、あのときにしっかりやっぱり議論したのだなという意味でも特別委員会として重要だということで全会一致ということだなと思うのです。そのことを確認しておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　今、藤野議員がおっしゃったとおり、基本計画はもう出来上がっておりますので、それから今、この６年度に立ち上がっていくものが、また細かい内容を決めていくわけですけれども、そこは寄り添いながらというか、一緒に並行して決めていけたらよろしいのかなと思う委員会です。はい、特別委員会ね。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　一つだけ確認しますけれども、基本的には議員の中には再編に賛成、反対、２つの意見がありますよね。要するに反対とか賛成とかというその入り口の部分はもう解決しているというふうに判断して、その先に行くというような意味合いで捉えていいのかどうか、その辺をはっきり聞いておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　今、狄守議員のおっしゃったとおり、だからもう基本計画は決まっているわけですから、逆行しての小規模学校を造れだとか、そういうことには立ち返れずに、これから先に進む内容を一緒に検討していける委員会になると私は思っております。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　何といいますか、議会運営委員会に出ていた方からも、お二人の方からも今意見が出ましたので、確認になりますけれども、基本計画を尊重して、それを前に進めていくということで、皆さんが議会運営委員会の中で全員が納得したというふうに解釈しておいてよろしい

のですか、最終確認しますけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　最初は、基本計画云々かんぬんはなく、特別委員会を立ち上げることに賛成の議員といったときは、２人の方が賛成だったけれども、３人の方は反対、手が挙がらなかったのです。１議員が手をお挙げになって、こういう附帯意見を付けてくれるのであれば、基本計画にのっとっての前に進む形の特別委員会であれば賛成ができるのだということで、それを付けさせていただきました。そうしたところが、今回、採択するものに全員一致でなったので、そこは皆さんが確認していただいているところですから、だから今後、特別委員会を立ち上げるに当たっては、逆行する基本計画で決まっていながら、その中にまた入り込もうとしたときは、それはなしということで納得していただいた全員一致です。

○森　一人議長　よろしいですか。

第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　すみません。ちょっと細かいですけれども、基本計画を尊重するということは、この基本計画に小学校３校を１校に、中学校２校を１校に、そして位置は今の菅谷小学校の敷地、そして開校が令和11年度というようなことは変わらないということですよね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　ですから、先ほども申し上げたとおり、基本計画を尊重しての建設的な特別委員会の設置ということですから、そこは変わらないというか、そこからステップアップしたところの特別委員会と私は承知しております。そして、加藤さんと西野さんがおっしゃる内容は、当初はやはり南と北に１校ずつ学校があったほうがいいと思っていたのだけれども、もうここまで来ているから、さっきも申し上げたとおり、通学路のことだとか、財政面だとか、跡地など具体的問題を議論する場を継続的に議会でもやっていってほしいと。それで20年後、30年後に、町民が安心できるような検証をしていってほしいのだという思いでおっしゃっておりましたので、そこは確認させていただきましたけれども、基本計画の先を行くということです。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようでございますので、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。反対ですか、賛成ですか。

〔「気持ちは反対なのですが、退席しようと思っていますの

で、それで討論したいと思いますが」と言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第11番、川口浩史議員、どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　学校再編に関する特別委員会の設置について、この議論が今後、足かせをはめることになるわけですね、基本計画を尊重しての建設的な特別委員会の設置ということでありますから。特別委員会は、私は自由に発言できる、そういう場をつくっていくのが本来だと思います。今、学校統合の反対を主張している議員は、私は少数だと思います。議会は多数決の原理で動きますので、反対を主張している議員の主張は通らないというのが今の嵐山町議会だと思うのですけれども、わざわざ附帯意見を付けなければならない道理のなさが、今の学校統合だということを思っております。自由な議論ができる特別委員会を求めたいと思いまして、本請願に採択するということには反対をしたいのですけれども、退席をして私の主張をしたいと思っております。

以上です。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより陳情第１号　学校再編に関する議会調査特別委員会（仮称）設置を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、附帯意見を付けて採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、陳情第１号は附帯意見を付けて採択すべきものと決まりました。

◎議員派遣について

○森　一人議長　日程第７、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森　一人議長　日程第８、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森　一人議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第25号　土地の取得について（嵐山渓谷観光多目的広場）、議案第26号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）、議案第27号　工事請負契約の変更について（Ｒ３道路改築工事（町道菅谷31号線））、議案第28号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事）、発議第１号　母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書の提出について、発議第２号　非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について、発議第３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について、発議第４号　企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について、発議第５号　大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書の提出について、以上につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を２時50分といたします。

休　　憩　午後　２時３８分

再　　開　午後　２時５０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第９、議案第25号　土地の取得について（嵐山渓谷観光多目的広場）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第25号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、土地の取得について（嵐山渓谷観光多目的広場）の件でございます。嵐山渓谷観光多目的広場用地の取得に当たり、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、議案第25号の細部説明をさせていただきます。

初めに、土地の取得の目的でございますが、嵐山渓谷多目的広場の整備を実施するに当たり、必要な用地の一部を取得するものでございます。今回取得する土地の場所につきましては、嵐山町大字鎌形地内でございまして、千年の苑ラベンダー園の県道を挟んだ西側となります。現在、既存の駐車場がございますが、こちらの主に西側を観光多目的広場用地といたしまして、計６筆、面積6,337平方メートルを1,167万2,100円にて取得するものでございます。

金額の内訳といたしまして、土地買収金額が1,140万6,600円と補償金額が26万5,500円でございます。なお、買収金額の１平方メートル当たりの単価は1,800円でございまして、こちらの単価は近隣の売買実例に基づくものでございます。

契約の相手方といたしまして、嵐山町大字鎌形2435番地、吉野榮氏、嵐山町大字鎌形2776番地、内田正治氏、嵐山町大字鎌形2096番地、杉田幸三氏、嵐山町大字鎌形2686番地、岩澤斉氏、嵐山町大字鎌形2691番地、岩澤邦江氏の５名でございます。

議案３枚目の取得予定区域を色分けした公図を御覧いただきたいと存じます。全体区域は赤線で表示した部分でございまして、水色に着色している部分につきましては、平成30年度に整備を行いました既存の現駐車場でございます。今回、観光多目的広場として整備を行いますのが、黄色と緑色の着色部分でございまして、面積は8,518平方メートルでございます。今回、事業実施に当たりまして、地権者の皆様との用地交渉を行ったわけでございますが、中央部の緑色に着色した部分2,181平方メートルにつきましては、賃借を行うこととなりました。なお、賃借料につきましては、嵐山町観光協会が負担をする予定でございます。

なお、議案２枚目の公共用地等買取り一覧表につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　先ほど緑の部分が賃借ということで、ということは売っていただけなかったから賃借になったという形なのかどうか、その辺をお尋ねします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　お答えいたします。

狄守議員さんおっしゃるとおり、この地権者の方、この近隣の土地をお持ちでありまして、今まで町の事業でかなりご協力をいただいておりまして、この土地については売るのはちょっと難しいというご回答をいただいたところで、賃貸借という形になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　この水色の現駐車場の区域は、これは賃借なのか、嵐山町の土地なのか、どちらか教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、お答えいたします。

一部民間の方が持っている土地もございますけれども、ほぼ全てが嵐山町の所有する土地になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　橋本議員、ほかにありますか。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　ほとんどですけれども、残りの部分を今後購入する予定はあるでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、お答えいたします。

具体的に申しますと、３枚目の公図を御覧いただくと、一番県道に寄ったところに2841―２という小さい筆があろうかと思うのですが、こちらの１筆だけが使用貸借という形でお借りをしている状態になっております。ちょっと地権者のほうで事情がございまして使用貸借という形になっておりまして、当面は買収をお願いするという予定はございません。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　今般購入する土地、地目が農地になっておりますけれども、畑になっておりますけれども、農地法上の今後の取扱いについてお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　小林議員おっしゃるとおり、地目は畑で、農振農用地になっておりますので、今現在、農振農用地の除外の手続中でございますので、予定としましては４月早々に決定告示になるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この全体区域、赤く囲ってある地図、ちょっと道路側から見ると、2849―１というところがかなり広い面積で、どちらかというと西側に食い込んでいるわけなのですが、大体予定した取得しようというような最初の町のほうの考え方というのは、この辺はもう除いて、それともある程度非常に難しいというようなことがあったりというようなことの中で、こういう色分けした赤い地図の土地の形状になってきたのかどうか、お尋ねしておきます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、お答えいたします。

2849含めて一部土地が区域から抜けているという状況でございます。本来ですと、全体的に一体で多目的広場整備が行えればよろしいかなと思ったのですが、下話的に地権者の意向を伺ったところ、まだちょっと農業をやりたいのだという結果でございましたので、こういう区域取りになっております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この貸借地ですけれども、金額は幾らなのか、観光協会が払うということなのですけれども、金額が分かったら伺いたいと思います。

それから、下は舗装にするのか、砂利のままなのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、なぜ追加議案になったのか、３月議会の当初から出なかったのか伺いたいと思います。

それと、バーベキュー場に来た人も利用できるということでよろしいのか、そして入り口は今までの水色の部分が入り口になって車を止められるということなのか、こっちの道から入れるようにもなるのかちょっと伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長　それでは、順次お答えいたします。

賃貸借の金額につきまして、おおむね25万円を予定しております。あとは、砂利敷きかアスファルト舗装かという部分なのですが、表面につきましては砂利敷きを予定しております。

追加議案になった理由なのですけれども、今回、追加議案として提出するに当たりまして、地権者の皆様と仮契約を結んでおります。この仮契約の締結に時間を要しました都合で、追加で提出をさせていただいております。

あと、バーベキュー場も使えるかという部分なのですが、隣接をしておりますし、バーベキュー場もシーズンによっては駐車場がなかなか間に合わないという状況もありますので、当然バーベキュー場の利用客につきましても、こちら使っていただけるように考えております。

あと、入り口なのですけれども、既存の県道からの出入り口をそのまま使うということで、周辺の町道に面しているのですけれども、そちらからの出入りというのは今のところは予定はしておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第25号　土地の取得について（嵐山渓谷観光多目的広場）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第10、議案第26号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第26号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件でございます。町道菅谷31号線雨水管整備工事の施工に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、議案第26号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第26号は、令和５年３月16日に議決をいただき、かつ令和５年９月13日に変更の議決をいただきました町道菅谷31号線雨水管整備工事について、さらに変更契約を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧いただきたいと思います。議決をいただく項目につきましては、契約の金額でございます。９月議会変更後の契約額１億1,866万2,500円としていたものに、さらに1,464万8,700円を増額し、増額後の総請負金額を１億3,331万1,200円とするものでございます。うち消費税の額につきましては、133万1,700円を増額し、1,221万9,200円となるものでございます。

議案第26号の参考資料を御覧いただきたいと思います。工事の変更概要でございますが、１つは仮設工の変更、２つ目は土工及び人孔工等の数量の変更でございます。

変更の詳細でございます。本工事は、地質の条件により鋼矢板圧入オーガ併用工法で施工したものでございます。しかし、専用物件に近接する仮設構造物の撤去は大きな影響を与える可能性があることが判明いたしました。占用者と協議した結果、一部分の仮設構造物を残す工事変更を行うものでございます。また、土工及び人孔工等の現地条件との相違による数量の変更をするものでございます。

雨水管の延長は107.35メートルであり、施工に際し590枚の鋼矢板を圧入したところでございます。しかしながら、駅前ロータリーの下流側約24メートルの部分におきまして、圧入後の矢板と汚水管の距離が50センチ未満となってしまいました。上流部分において、矢板を引き抜いた際、地質の性質上、大きな影響が散見されたところでございます。よって、近接する汚水管におきましては、これまた大きな影響を与える可能性が判明いたしました。汚水管は自然流下となるよう施工されておりますので、汚水管の占用者と協議の結果、鋼矢板上部1.5メーターを切断し、残存することとしたものでございます。残存する矢板は79枚でございます。

また、雨水管を埋め戻す際に、当初は発生土のみで設計しておりましたが、より安定させるため、再生砂に変更させていただきました。また、人孔の接続部分を変更するなど土工の数量については概算設計でありましたので、数量を変更したものでございます。

下部３の仮設工（イメージ図）でございます。下流から上流部を見て、右側が線路側となります。現場では、1.5メートル掘削後、水が出るということから鋼矢板と木張りをもって雨水管の施工を行いました。しかし、一部において既存雨水管が50センチ未満となることになりましたので、既存雨水管に多大な影響を与えることを鑑みまして、赤く着色した部分を残すものでございます。仮設工

や数量の変更であるため、設計図面に変更はございません。

２ページは、仮契約書の写しでございます。工期につきましては、当初は８月末、次に２月末を工期としておりましたが、今後の書類検査等を含めて３月29日とさせていただきました。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　度々工事の変更があって、またかなりの金額が追加されるわけですよね。増額されるわけですよね。申し訳ないという気持ちは、私は反対しているからいいのですけれども、やっぱり賛成してもらっている人には、そういう気持ちも含めて説明というのは、私は必要ではないかなと思うのです。ちょっと一言申し上げておきます。

それで、この中に占用物件というのはあるわけですけれども、これは何なのかを伺いたいと思います。

それから、どういう見立てをして当初の計画立ててしまったのか、そんなに難しい土質であったということなのですか。ちょっとそこが私は腑に落ちないのです。何かやり始めたら、あっ、これも必要だ。またやり始めたら、またこれも必要だったということで、きちんとした調査がされていたのかというところに私は疑いを持って、持たざるを得ないわけですので、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それから、金額は西口の開発が始まる前に約７億円ということでしたけれども、もうこれで８億くらい、それを超えているのかな、ほかの今日のこれから出される議案等も含めていくのかどうか、ちょっと金額等を伺いたいと思います。

それと、これが追加議案としてなった理由を伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、申し上げます。

駅西の工事につきましては、工期期間と請負契約でいろいろ変更になりまして本当に申し訳なく思っているところです。通行している方々も多くて、交通の便も一部悪くなったりしますので、その辺は大変申し訳なかったと思っているところでございます。

占用物件につきましては、先ほど申しましたとおり、汚水管、汚水を流す管です。それが近くにあるということで、先ほどの説明しましたが、汚水管は自然流下でございますので、それを阻害すると自然流下として機能しなくなりますので、それにあまり影響ないような形でさせていただくには、やはり矢板を残すしかないという判断でございます。

調査につきましては、ここにつきましては一応ボーリング調査を以前したものについて参考にし

ながらさせていただきました。泥の地質につきましては、やっぱり掘ってみないと分からないところも多少ありまして、オーガで掘りましたので、オーガで掘ると、やっぱりオーガは掘ったときに一気に土を取ってしまったという状況もあります。工法の変更もありましたし、土質の変更もあって、さらさらした土であればこういうことはなかったかというふうにも思いますけれども、この土質がどうしてもねばというか、水気を含んだねば体質なものでございますので、それを一気に引き上げると少し影響が出てくるということでございますので、一応調査はしてありましたけれども、工法により近接になってしまったというのがございますので、現地によってこのようになったということで誠に申し訳なく思っているところでございます。

金額でございます。当初、駅西整備につきましては、議員さんご指摘のとおり14億で計算、お話しさせていただいて、都市再生整備計画をつくってさせていただきました。その後、なるべく安くということを考えましたので、一時は７億まで下げるということをさせていただきました。今回、雨水排水については、当初７億というのは雨水排水入ってございませんでしたので、その後、さっき議案のときにもお話しさせていただきましたけれども、雨水排水については当初の計画があったというのを指摘がございましたので、今回させていただきました。

今現在の都市再生整備計画の契約は８億1,510万というのが都市再生整備計画のものでございまして、今現在の見込みは８億883万4,000円ということで、その整備計画よりも下回ってございます。うち、当初考えていた都市再生整備計画14億というのは、駅前だけの整備でございましたので、それは６億7,500万程度で行うことができます。やっぱり雨水に関しては、どうしても狭いところを大管渠、800、900、1,000という大きな管を入れる必要がございまして、どうしても雨水幹線についてはこのように大きな仮設を組んだりしなくてはいけないということで１億8,000万程度かかってしまいました。これは当初にはなかった考えでございますので、今現在の金額につきましてはある程度抑制できているかなと考えているところでございます。

あと、追加議案の理由でございます。駅を見ていただけると分かるとおり、今工事をしながら進めているところでございます。先ほど説明しましたとおり数量の変更もございました。数量の確定には、やっぱり使ったものに対しての数量を確定する必要がございましたので、その辺多少の時間がかかってしまいまして、３月６日に起工させていただくまでにちょっと時間がかかってしまいましたので、３月６日に起工させていただいたところで追加議案となったものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第26号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第11、議案第27号　工事請負契約の変更について（Ｒ３道路改築工事（町道菅谷31号線））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、工事請負契約の変更について（Ｒ３道路改築工事（町道菅谷31号線））の件でございます。Ｒ３道路改築工事（町道菅谷31号線）の施工に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、議案第27号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第27号は、令和４年６月10日に議決いただきましたＲ３道路改築工事（町道菅谷31号線）につきまして変更契約を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧いただきたいと思います。議決をいただく項目につきましては、契約の金額でございます。１億648万円で契約していたものを1,754万8,300円を減額し、減額後の総請負契約金額を8,893万1,700円とするものでございます。うち消費税の額につきましては159万5,300円を減額し、808万4,700円となるものでございます。

議案第27号の参考資料を御覧いただきたいと思います。工事の変更概要でございますが、数量の変更でございます。主な変更の箇所につきましては、取付管49メートルから13メートルへ、集水ます22か所から18か所へ、インターロッキング舗装1,635平米から935平米へ、車止め71本から51本へ、

歩車道境界ブロック293メートルから277メートルへ、地先境界ブロック47メートルから86メーターへ、これが主なものでございます。

変更の詳細でございます。当初計画では、大屋根・シェルター基礎上部のインターロッキング舗装まで完成予定でございました。複数の関係機関と協議に附則の日数を要し、今年度の施工が困難であるため、大屋根及び一部シェルター基礎上部に関する工種を減とする変更及び現地条件との相違による数量の変更をするものでございます。当該工事は、本工事に併せ、先ほどご議決いただきました町道菅谷31号線雨水管整備工事、この後上程しております町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事に加え水道管工事など複数の工事を同時に行っているところでございます。

また､既存駅前ロータリーの機能をある程度保障しながらする工事でございますので､東武鉄道、東京電力、ＮＴＴ東日本など複数の関係機関との協議をしつつ工事を進めてまいったところでございます。特に電柱の移設につきましては機能保障をしつつの移転でございますので、それぞれの機関との移設工事の協議を行いましたが、大変時間を要してしまったものでございます。本工事におきましては、令和３年度に予算をいただき、令和４年度に繰越明許及び令和５年度にかけては事故繰越を設定した工事でございます。本年度までに完成する予定でございましたが、協議に時間を要し、大屋根及び一部シェルターの工事が本年度末まで完成する見込みがないこととなりました。誠に申し訳ございません。よって、今後、工事に当たり、施工に影響がある箇所を除く変更を行うものでございます。

加えまして、現地条件と設計の相違に基づきまして、数量の変更を行うため、変更契約を行うものでございます。

３ページの平面図を御覧いただきたいと思います。西口ロータリーのうち、右上赤く着色された部分におきまして、大屋根及び一部シェルター工事を行うため、施工スペースが必要となります。そのため、その部分を除き完了させるものでございます。現場相違に基づく数量の変更は、工事用仮設工の減等でございますので、図面には表れてございません。ご了承ください。

２ページ目は、仮契約書となります。工期は３月29日としているところでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これも、まず追加議案になった理由を伺いたいと思います。

それから、この大屋根の大きさなのですけれども、この図面では分かるのか、ちょっと説明が分からなかったので、一番線路側に近い赤い部分ですよね。赤い部分の中に黒で線が引いてありますけれども、この線の枠が大屋根という理解でよろしいのか伺いたいと思います。

そして、これで年度内に工期が終わるということで、結構無理したのかなと、これだけ削減するのは。次の議案で今度増額になっていますけれども、そっちでやるから問題ないのですよというこ

となのですか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

先ほど雨水管でもお話しさせていただきましたけれども、こちらにつきましても現場を行いながら、数量の確定をしながらやらせていただきましたので、ちょっと変更の協議に時間がかかってしまいました。起工を３月５日に行いましたので、この時期の追加議案というふうになってしまいました。どうも申し訳ございませんでした。

大屋根でございますけれども、平面図の赤いところの上のほうに黒く、細くて申し訳ないのですけれども、そこが黒く枠で囲まれているところが大屋根でございます。赤い線が縦長にあるのですけれども、ちょっとこれは雨水と上水の管でございますが、その周りに柱が６本あって、その周りに薄い線が四角囲まれているかなというふうに考えますが、そこが大屋根のできる場所でございます。こちらを整備するに当たって、この場所は歩道用のインターロッキングでございますので、そこに大きなクレーン車が通ると影響があって舗装を傷めてしまう。そうなると施工ができないということがございますので、こちらを抜いて施工を、一部この区画につきましては工事を考えさせていただくというものでございます。

川口議員さんがおっしゃるとおり、次の議案で上程させていただく大屋根・シェルターのほうに工事をしていただいて、この場所については問題なく完成するという予定でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第27号　工事請負契約の変更について（Ｒ３道路改築工事（町道菅谷31号線））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第12、議案第28号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事）の件でございます。町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事の施工に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、議案第28号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第28号は、令和４年６月10日に議決いただきました町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事について変更契約を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。議決をいただく項目につきましては、契約の金額でございます。１億1,990万円で契約していたものに1,839万8,600円を増額し、増額後の総計金額を１億3,829万8,600円とするものでございます。うち消費税の額につきましては、167万2,600円が増額され、1,257万2,600円となるものでございます。

議案第28号参考資料を御覧いただきたいと思います。工事の変更概要でございます。工種の追加変更でございます。主な追加箇所につきましては、車止め24本、排水管36メーター、集水ます４基、インターロッキング舗装700平米、視覚障害者誘導用ブロック13平米を追加するものなどでございます。

変更の詳細でございます。当初計画におきましては、大屋根・シェルター基礎部までＲ３道路改築工事町道菅谷31号線で完成予定でございました。しかしながら、議案第27号でご説明させていただきましたとおり、複数の関係機関との協議に附則の日数を要することとなりました。大屋根及びシェルターの施工におきましては、現在、約35トンのクレーン車により工事を行うものと考えているところでございます。歩道用インターロッキングが完成してしまいますと、この大型のクレーン車の施工ができなくなります。よって、受注者と協議の結果、大屋根及び一部シェルター基礎上部に関する工種を増とする変更を行い、大屋根及びシェルターが全て完成した後、こちらの部分を施工するものとしたものでございます。

３ページの平面図を御覧いただきたいと思います。西口ロータリーのうち、右上赤く着色された場所において大屋根及び一部のシェルター工事を行うため、施工スペースが必要となります。よって、その部分を追加で変更するものでございます。

先ほど申しましたとおり、現在、インターロッキングの舗装を実施する予定の場所に、このようなクレーンを配置して施工を行う予定となっております。よって、受注者と協議した結果、建築工事後、インターロッキング舗装工事等を行うこととしたものでございます。

２ページ目は仮契約書となるものでございます。本工事におきましては令和４年度に予算をいただき、令和５年度に繰越明許を行ったものでございます。今回、ご議決をいただきました後、必要な手続を行って、事故繰越を設定させていただく予定でございます。どうぞよろしくお願いします。

また、何度も事故繰越をしまして誠に申し訳ございません。工期は議決事件でございますので、あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。現場は６月には完成する予定でございますが、書類審査を含め工期を７月末とする予定でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　工期は聞きましたので、分かりました、７月末までということで。インターロッキング舗装というのを前のところで聞こうと思っていたら落としてしまったのですけれども、どのような舗装のことを言うのでしょうか。

○森　一人議長　よろしいですか。

質疑を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

今現在、もう既にできている場所もございまして、それは皆さん、りそな銀行のＡＴＭが今現在、駅西には整備されております。その前に舗装ができておりまして、石段というか、石積みの舗装ができております。あれがインターロッキング舗装でございまして、あれと同じようなものが全てこの駅前にもできるというものでございます。物は全く同じでございます。あれは下が歩道用でございますので、そこに大型車が上がってくると傷めてしまうということがございますので、工事後にあのようなインターロッキングを行うというものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　インターロッキング舗装をした上に、35トンのクレーンが載るということ。そうではないですよね。ちょっとその順番どういうふうになるのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　説明がちょっと足りなくて申し訳ありません。施工した後、またもう一度整地をしてインターロッキング舗装を行うものでございます。今のままでインターロッキングをしてから施工すると、やっぱりインターロッキングを傷めてしまいますので、施工して、大屋根ができて、大屋根が完成した後にもう一回整地して、インターロッキング舗装をするものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　よろしいですか。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先ほどの27号は、車止めが71本から51本、20本減っていて、今度の議案は車止めが24本追加になったわけですが、これは駐車場とブルーに書いた文字のところがあるのだけれども、どこに車止めが24本つくのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

ちょっと見づらいかもしれませんが、一応は赤く点点点があるのですけれども、タクシーの乗降車場からずっと菅谷36号線と書いているところまで車止めのポールが立って、車が入らないようになっているものでございます。それが24本必要ということで、施工する予定でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　私、駐車場によく置いてある車止めかと思ったのですが、車が進入しないように道路の歩道の周りにあるものということでよろしいのですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　はい、そのとおりでございまして、車が入らないように黒めというか、茶色の膝上ぐらいの車止めをして、進入防止をして歩行車を守るというものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　説明は大体分かりましたけれども、そうすると増額になっているわけですので、工事とすると28号も一旦これで終わらせて、それで６月に今の大屋根のほうの工事になってくるのか、それともこの状況がずっと６月ぐらいまで、今の現場の状況が続いていくというような形になるものなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

先ほど議決いただきましたＲ３菅谷道路工事につきましては終わりますので、その部分については通行が可能になります。この赤い部分だけもう一度閉鎖というか、工事中ですのでできませんので、それ以外は完成して通行等できるようになるというものでございます。ただ、歩行車につきましては、この赤い部分については側道側に歩行車が行けませんので、それはちょっと道路の中を仮囲いさせていただいて、歩行を確保しながら行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第28号　工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線大屋根・シェルター新築工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩いたします。執行側退席されます。

休　　憩　午後　３時３０分

再　　開　午後　３時３２分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第13、発議第１号　母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

この意見書は、乳児の災害支援をしているグループの報告等から意見書案として作ったものです。乳児の災害時支援は、語られることが少ないのですが、母乳育児と粉ミルクを対立的に考えるものではありません。母乳で育つことができない赤ちゃんにとっては、粉ミルクは大切な栄養です。阪神・淡路大震災のときから課題となっていました。母乳に代わるミルクで育つ赤ちゃんは、１日最低でも24リットルの安全な水が必要です。ミルク瓶と哺乳瓶の煮沸消毒、液体ミルクでも哺乳瓶は必要であること、調乳した粉ミルクを温める、液体ミルクも温めて飲ませるため安心安全な水が必要になってきます。母乳だと、赤ちゃんの栄養を作るに多量の水が必要ということはありません。2011年の東日本大震災の時、東京都金町浄水場などでは首都圏の水道水から、厚生労働省が通知した乳児向けの暫定基準値（１キログラム当たり100ベクレル）を上回る210ベクレルの放射性ヨウ素が検出され、乳児のいる家庭にはペットボトルが配布されました。ペットボトルの水は硬水であったため、赤ちゃんがミルクを飲むと下痢をするという事態が起き、軟水のペットボトルの水を確保するためにお母さんが右往左往し、ペットボトルが店頭からなくなりました。お母さんに産科のお医者さんや、小児科や、保健所などが事業者から配られた粉ミルクのサンプルを渡すことで、お母さんの母乳で育てたいという思いが削がれることがあります。海外で、識字力のない人が多い地域では、十分な説明がされず、粉ミルクが薄かったり濃かったり、清潔でない水で作ることで死亡する赤ちゃんが多くいました。そのためにWHOは、粉ミルクを商品として宣伝や無料配布することをやめるように国際基準をつくりました。その国際基準を組み入れた法を制定し、公共施設や外出先、職場復帰したときなどでも母乳育児がしやすい環境をつくっていくため、本意見書の提出を提案します。

それでは、裏面です。

母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書

母乳育児は赤ちゃんが育つために、母子に負担なく安心して授乳できる場を用意する必要がある。一方で、企業による乳児用ミルクの競争販売による弊害で乳が出にくくなる環境もある。乳幼児用ミルクは母乳を飲ませることができない場合や、母乳だけでは足りない場合、貴重な栄養となっている。が、母乳が十分に出ている時、赤ちゃんが飲むことで増えていくことを待てる状態の時、乳児用ミルクを使うと赤ちゃんが母乳を飲む回数や量が減って、母乳の分泌が減る。回数や量が減った分、ミルクを増やすと母乳の分泌が減り、やがて止まる。

1981年、WHOは、乳幼児用ミルクの自由な競争販売を規制するため母乳代用品のマーケティングに関する国際基準（WHOコード）を策定し、118対１（反対アメリカ）、棄権（日本、韓国、アルゼンチン）で承認された。日本は、1994年、アメリカとともにWHOコードに賛成した。日本は賛成しているが、国内法の整備ができていない。

乳児用ミルクを普通の商品の販売手法で普及させられると、母乳育児が圧倒されるため、乳児用ミルクの販売の規制が必要不可欠として、ＷＨＯコードが作成された。ＷＨＯコードは消費者一般に母乳代用品の宣伝・広告をしてはならない、母親に試供品を渡してはならない、保健施設や医療機関を通じて製品を売り込んではならないなど10の規制がある。行政・小児科・産科医師、保健師においても、ＷＨＯコードの関心が低く、産科施設での「メーカーの栄養士による調乳指導」退院時のお土産として、乳児用ミルクの試供品提供などＷＨＯコードに抵触する行為が行われている。

厚生労働省の調査では、出産前は95％の女性が母乳が十分出るようなら母乳で育てたいと考えているが、実際に母乳で育つ赤ちゃんの割合は１ヶ月から４ヶ月で50％である。母乳で育つこどもは、乳児用ミルクで育つこどもと比較すると免疫力があること、母乳で育てることで母親の乳がん、卵巣がん、糖尿病が予防できることなどが明らかになっている。

そのため、母乳育児の環境を整えるため、ＷＨＯコードを整備した法制度の整備を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、こども家庭庁です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　文中の真ん中に国内法の整備ができていないとあるのですが、ここで言っている国内法の整備とはどういったことなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　母乳代用品のマーケティングに関わる法規制です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今、ミルク会社もいろんな何社かありますけれども、ここのところ全然ＣＭがやっていません、粉ミルクの。ＣＭはやっていないし、粉ミルクには、母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養ですという言葉も書いてあったりとか、様々企業は努力義務をしていらっしゃると思うのですけれども、その辺についてできていないということでよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　実際に嵐山町の健康いきいき課に聞いてみたのですけれども、粉ミルクのサンプルが大量に来るのですって。そして、それは来てしまうものですから、サンプルをそれぞれのお母さんたち、乳児指導したり、栄養指導、１か月健診と３か月健診と、それからいろいろありますよね。父親・母親学級、そういったところに配らざるを得なくって、そしてそれをあげるということと、私は産婦人科医には直接聞いたことがないのですけれども、やはり企業は積極的に競争するものですから、そういったものを送ってくるらしいです。小児科医もそのような感じがあっ

て、だからそれを規制していくというのは、法制度がないと嵐山町の今度６月議会でも一般質問しようと思っているのですけれども、断ることができないのです。送らないでくださいということができないので、来ると、やっぱりそこでとどめておくことはできず、皆さんに配るという形になるらしいです。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　以前、私、産院で試供品、サンプル品はもらって、子どもが飲むかどうかというふうに、だから私も母乳は最初は出ますけれども、だんだん出なくなりましたし、そういう際には、やはりサンプルもないと、何というのだろうな、子どもが飲まなかったときのことを考えると、サンプル品てすごく大事なものだったなと思うのですけれども、その辺に関して、そこまで規制されてしまうと、お母さんも飲むか、飲まないかという、誰だって母乳が大切だって、1,000人に聞けば１人ぐらいは嫌という人はいるかもしれないけれども、99.9%以上の方は母乳のよさを知っているというふうに言われております。

そういう中で、どうしても母乳が出ない状況になってしまう方とかがいたときに、やっぱりサンプル品というのは赤ちゃんが飲むか、飲まないか試してみるというのは大事なのだなと思うのですけれども、そういうところまで規制するというのはどうなのでしょうか。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　無料で配布ですから、保健所やそういったところが無料で配布するわけですから、そこのところは規制しなくてはいけなくて、ＷＨＯコードの各国の法制化の様子というのがあるのですけれども、完全法制化というのが全部で10項目あるのですけれども、完全法制化しているのは35か国、それから多くの条項を法制化というのは、多分保健師とかそういったところには、保健所とかのところには無料配布、送ってこないということですよね。それが31か国。

それから、幾つかの条項を法制化というのが70か国、それで法制なしというのは、日本がそこに入っているのですけれども、これは58か国で、これはいつのものかといいますと、2019年の調査のものです。それから後も多分行われていると思うのですけれども、特に災害時なんかに母乳の問題というのは結構大きくて、皆さん、避難しているとミルクで１リットル瓶が24本、24リットル毎日必要になってきて、それをほかの方たちから取っていて、本当に母乳が出る人だったらそれは必要ないのですけれども、とかく母乳が出ない、ショックでストップしてしまったというふうに思ってしまって、ではこれあげるからというふうに言われると、それで母乳育児をもう続けていくことができなくなっていくということがかなり今回の地震でも起きていて、それがかなり言われていて、その母乳育児というのは、とてもサンプルを頂くことで難しくなっていくということ。

それと、母乳ではなくて、サンプルが無料で欲しければ、薬局などに行って、そこでわざわざ配布されたものを使うのではなく、どういうふうな形のものを使えばいいかといって薬局に行って相談していく。薬局で売っているのですかね、今。そういうふうな形が必要だと思いますので、これ

は法制化はどの部分を法制化するかというのは国が検討していけばよいので、WHOコードをどこの部分がよいか、それを企業が今やっているという、粉ミルクの宣伝なんかもなくなってきているというのは、逆に言えばWHOコードがある程度抑えられているということでやっていますけれども、企業への宣伝ですよね。宣伝普及をやめてください。特に普通の商品と同じような形で母乳というのはとても赤ちゃんにとって大切なものですから、それはやめてくださいという意見書です。それを法制化してくださいと。ですから、私が必要なのは、少なくとも保健所、市町村に粉ミルクを配布するというか、送ってくるということをやめたほうがいいなと思っています。

それと、産婦人科医、小児科医に送ってきて、無償配布すると、もらってしまった小児科医とか産婦人科医とか、保健所もそうですけれども、どうしようもないからやっぱり皆さんに送りますよね。それをやめていくというのが一番大切だと思いますが。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　母乳がいいのだろうなというのは、データを見なくても、データがあれば一番いいですけれども、粉ミルクを飲ますと母乳の分泌がやがて止まるというのはちょっと極端かなとは思ったのですけれども、それはそうなのかなとちょっと聞いておきました。

ただ、これは男性が育児に参加するという面では、病院からミルクをサンプルでもらったり、こういうほうがいいよとか、そういうアドバイス的なものは物すごく欲しくて、では薬局へ行けばいいのかというよりかは、やっぱり病院で粉ミルク、サンプルもらったほうが僕はいいかなと思うのですけれども、男性の育児参加についてどのようにお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　男性は母乳が出ませんから、どんなに頑張っても母乳をあげることはできないですよね。そこのところで、お母さんが母乳をあげるときに、それをどうやって支援していくか、夜中に起きたりしますよね。赤ちゃんて３時間置きに普通あげるものですから、３時間置きに起きるときにどうやって支援していくか。最初の３か月か４か月ぐらいだと思いますけれども、３時間置きにやらなくてはいけないというのは。この後は、少しずつ時間が空いてきますし、そこの部分でおしめを替えてあげるとか、いろんな家事援助をするとか、お父さんが育児に参加するのはいろんな方法があると思いますけれども、そこのところでお母さんに替わることはできないと思いますよ、母乳がないのですから。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　それは私も経験済みなのですけれども、それこそ死産だったり、出産後に残念ながらお母さんが亡くなったりとかした場合とか、どうしても出産後、母親が働く場面とかいろいろあると思うのですけれども、そういうとき、育児で疲れているお母さんが眠たいと、ミルク

あげておいてというのは僕はさんざんやってきたのですけれども、うちは、うちの話してもしようがないか。世の中、母乳とミルクの兼用というのが一番多いと思うのです。その中でミルクをお医者さんから推奨されないというのは、時代に、時代というか生活スタイルに合わないと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　現状の日本の妊産婦を取り巻く環境がそういうふうな感じになっていて、それをどうやって母乳育児を推進していけるような環境をつくっていくか、そこのところは育児支援だと思うのです。だから１年間の、最低でも今１年、公務員は１年間の育休がありますよね。今は民間だと３か月までですか、そういうふうな形でやっていて、その間に授乳をするために、母乳でやりたい人は絞って冷凍しておいて、それを持っていってあげるというのは、今ある程度の形になっていると思うのですけれども、それができるような環境をつくっていくということが必要で、できないから粉ミルクで進めていくというのはまた違ってくるのかな。

それと、お父さんが、お母さんが亡くなってしまって粉ミルクしかないとか、液体ミルクしかないという方は、それは仕方がないのではないですか。母乳がないわけですから、ほかの方からもらい乳をするというのは昔ありましたけれども、そういうふうなことが今の現状の中でされていないので、そういうふうなことを言っているのではなく、なるだけ母乳で育児するためにどういう環境をつくっていけばよいかということで、母乳の、ある程度の市場の商品としないようにマーケティングの規制をしていくという法制度をつくりましょうということです。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

それでは、渋谷議員、自席にお戻りください。

討論を行います。反対、賛成どちらでしょうか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

それでは、第10番、畠山美幸議員、反対討論をどうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　ＷＨＯでなぜ粉ミルクのマーケティングを規制したのかという背景は、1960年から1970年代に起きた悲劇がありました。メーカーが途上国に進出し、粉ミルクを大々的に宣伝、母乳が出る母親も含めて粉ミルクが使われた結果、不衛生な水で溶かした粉ミルクや規定以外、以上、薄め方が間違っていたというようなことで、飲んだ赤ちゃんが下痢をしたり栄養失調になって亡くなったりという事態が発生したことが社会問題になって、これを考えていかなければと

いうことから始まっております。

粉ミルクのマーケティングの規制は、先ほどもＣＭが今なされておりません。昔はラクトフェリンが入りましたとか、いろいろＣＭもやっておりましたが、そういうところがしっかり規制をされております。しかし、病院、産婦人科で退院されたお母さんたちは、今後、やはり今、お父さんも参加するような子育ての育児体制に時代が変わってきておりますので、粉ミルクが必要な場面も出てきます。そういったときに、サンプルをもらうということは、産科医からもらうこと、送りつけてくるというのは、私は初めて今聞いたのですけれども、産科医退院のときに必ず調乳の仕方を教えていただきながら、必要に応じて使ってくださいという形で渡されることに対しては、何も問題がないのかなと思います。

そして、災害時で公明党は災害用の液体ミルクを推進してまいりましたが、この母乳の会の方々に反対を受けたというお話は伺っております。しかし、災害の場所で、電気は早めに再開します。そういう中で煮沸消毒って今のこの時代、煮沸消毒ではなくても、液体の哺乳瓶を消毒するものや、電子レンジで消毒できる方法もございますので、水が24リットルあるとかないとかではなくて、本当に大さじ３杯ぐらいの水で電子レンジでできるような煮沸消毒の仕方もございます。そういうふうに今時代は進んでおりますし、母乳が出る人がわざわざミルクを飲ませるということはしません。やはり仕事に復帰するときに、やむなく母乳を冷凍しておけばいいというお話もございましたが、もう本当にお母さんたちはくたくたです。できるときにはやれるでしょうけれども、できないときは粉ミルクで対応するという形でも、何というのかな、お母さんたちにあんまり負担をかけないようなことをしていかないといけないと思いますので、これには反対します。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第１号　母乳代用品のマーケティングに関する国際基準の法制化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を４時10分といたします。

休　　憩　午後　３時５５分

再　　開　午後　４時０８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第14、発議第２号　非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

提案理由。第33次地方制度調査会が、「ポストコロナの経済に対応する地方制度のあり方に関する答申」を2023年12月21日に提出しました。その中で「大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」には、「国の補充的な指示」制度の創設があります。これは2000年度､地方分権一括法によって国と地方自治体は対等協力関係をされたことを変容させます。都道府県知事会及び指定都市長会は、この問題点に関して、これさらにこの前、町村長会も出したと言っておりましたが、意見書を提出しました。３月１日に閣議決定されましたが、地方自治法は憲法92条による地方自治の本旨を具現化する法律です。したがって、緊急時であっても、団体自治・住民自治を制限する改正は行わないことを要請するため、本意見書の提出をいたします。

裏面に行きます。

非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書

大規模災害や感染症危機などの非常時であれば、個別法の規定なく、国が自治体に必要な指示ができるようにすることを柱とした地方自治法改正案が政府によって今通常国会に提出されると報じられている。報道によると、今回の改正案は、政府が閣議決定の手続きを経れば、個別法に規定がなくても、自治体に対し法的義務を持つ指示を行えることを規定する内容であるという。

地方自治法は第１条において「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めている。

しかし、上記の改正案は、一般的に地方公共団体の『団体自治』及び『住民自治』の二つの意味における地方自治を確立すること、とされている「地方自治の本旨」と相容れないものと考える。また、同法第245条の３には普通地方公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることとも齟齬が生じる。

以上の理由から、政府の統制力が徒に強められることなく、地方自治が健全に守られるよう嵐山町議会は国会に対し、次の事項を強く求めます。

記

地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第２号　非平時にかかる地方自治法の改正は地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第15、発議第３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について提案理由を述べます。

今年10月にスイスのジュネーブで国連女性差別撤廃委員会（ＣＥＤＡＷ（セダウ））の日本報告審議が予定されています。ＣＥＤＡＷは、1979年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」に基づいて設置された国際機関です。各国の条約実施状況を審議し「総括所見」を発表し、勧告を行います。

女子差別撤廃条約については、国立女性教育会館の夏の男女共同参画フォーラムでは、節目節目に女子差別撤廃条約の報告会があり、選択議定書の批准が課題として報告されています。今回も国立女性教育開館の存続を求めることに関しては、皆さん賛成していただいて、賛同していただいて

おります。

選択議定書は、国内で、最高裁で争っても解決できない問題を個人通報制度として、個人や集団が女子差別撤廃委員会に通告でき、それをＣＥＤＡＷがその国を調査することができる制度です。

国連女性差別撤廃委員会は、選択議定書の批准を日本に３度にわたって勧告しています。が、批准されていません。日本では男女の賃金格差、高等教育機関への入学差別など課題があります。政府は、令和３年の報告書では、選択議定書批准の必要性は認めています。

10月の日本報告の審議までには、批准を実現するように本意見書案を提案します。

では、裏面に行きます。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された附属の条約である。現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中115か国が選択議定書を批准している。日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准して38年が経過し、国連女性差別撤廃委員会から2003年、2009年、2016年と繰り返し選択議定書の批准を求められながらも、未だ批准していない。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にある。各国の男女格差を測る2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位である。男女で賃金格差があり、男性を100とした場合の女性の給与水準は75.2（内閣府、2021）。医学部の入試問題や都立高校の男女で合格点が違ったこと、女性が家事・育児・介護など見えない無償労働を担っている。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変える重要な一歩である。

選択議定書は、条約に定められる権利が侵害された場合、個人等が国連女性差別撤廃委員会に通報できる「個人通報制度」、信頼できる情報を得た事案等について国連女性差別撤廃委員会が当該国の協力の下で調査を行うことができる「調査制度」が定められている。女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たしている。

よって、国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）担当です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　女性差別撤廃条約の選択議定書は、個人との通報制度、つまり個人や集団が条約の違反に対して、女性差別撤廃委員会に申し出るということを認めているものなのです。これで私もこれ６、７年前に反対していたのですけれども、政府はこれに対して反対しているわけで

はないのです。国内で司法制度とか立法制度にちょっと問題があるので、そこのところをよく検討させてもらいたいというような考えだったのです。

それで、それはどういうことかというと、女性差別撤廃委員会のほうに申立てをすると。そうすると、そこでの採決と日本における国内法の司法での判断と異なった場合にどうすればいいのだろうということが解決されていないのです。それで、現在もその状況には変わっていないのですけれども、政府としても以前よりも前向きな回答をしているのが現状です。

それで、今、渋谷議員のあれを見ますと、この選択議定書の速やかな批准を求めるというところに、一点に絞られているのですけれども、この辺はやはり何というのですか、司法とか立法のほうの整備を速やかにやってという、そこのところに、そういった面も早くやって、この議定書を早く批准しなさいというような、そういうふうな書きっぷりには考えていらっしゃらないですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　女子差別撤廃条約を批准したときに、国内均等法ですが、男女均等法、均等法を制定してやっと批准したのです。それは赤松さんがやっていて、それをやっていて、その後に続くものですけれども、取りあえずやってしまわないと日本では、日本の男女格差というのは世界から見ても非常に遅れていて、そしてこれで最高裁で争って、さらに最高裁で判決が負けたというのですか、その人たちの思いがうまく成就しなかったときに、それで初めて最高裁から、ではない。その人たちが国連差別撤廃条約のＣＥＤＡＷに行くことができるので、そうするとそこのところで例えば最高裁なんかでも６人いて、少数派とかいろいろありますよね。少人数意見とかあって、そこのところで男性が多いですから、男性が多いからどうしても女性の問題というのは、こういうふうな問題というのは否決される傾向が多いです。

それで、やってしまって、そして国の法律、国がここのところが問題ではないですかというふうな中で、国連差別撤廃条約のほうから言われて初めて、勧告ですけれども、動き出すというのがあって、今回は医学部の問題があって、それは裁判までいったのです。それで、裁判で最高裁がおかしいと言って、それで一応文科省のほうで直すようにやって、そしてその文科省はそれに対しての補助金も削減したというふうな形になっていますけれども、それがあったほうが、そういった差別の撤廃というのは、多分男性の方にはどんなふうに女性が差別されているかというのが全く分からないと思うのです。私が、今ここで、どうしてこんなに一生懸命やっているかというのは、明らかにここの中で差別されているというふうに感じているものですから、それは今の議会の中では、一応形式的には差別はされていません。

ですけれども、何というのか、土壌というのですか、その中の土壌の中ですごく大きな差別があると思っています。そういったことは伝わらないと思うのですけれども、そういったものを皆さんが持っていて、皆さん、例えば何というのかな、卒業式に行かれましたよね、今回。中学校の卒業

式に行かれて、初めて私もあっ、ここまで男女混合名簿ができたのだなというふうに思っていますけれども、そうですね。24年ぐらい前か、18年前ぐらいまでは男の子と女の子は全く別の列に並んで、男性が先に名前を呼ばれて、そしてその後に女性が組んで入っていって、卒業証書をもらうときも男性が先で、それから女性というふうな形になっていましたけれども、そういうふうな形が少しずつ、少しずつ変わってきています。

今、国が制度を整えなければいけないものというのはまだたくさんあると思うのです。いろいろ言われなくてはいけない。ＤＶ支援法がやっとできたし、それから女性支援法というのも全く予算がついていないのですけれども、法制度だけはできました。そんな形でできていますけれども、法制度が整っても予算がつかないと、実際には動かないのです。そういったことを指摘してもらわないといけないので、この女性差別撤廃条約は国が法制度を待っているというのはあれですけれども、今もそうですけれども、均等法はできていますけれども、均等法でセクハラ法というのはできていないのです。セクハラを罰するというものはないのです。それくらい男女格差というのはあって、これがあればいろんな問題が解決するのになというふうにおっしゃっているのは、特に男女共同参画に係る研究をしている女性の学者たちであったり、いろいろ本当に非常勤で賃金格差があって、どうやって生活していこうかと思っている人たち、それは今の段階では法律でそれがないので、争うことができません。

公務員なんかもそうですけれども、非常勤の公務員と正規の公務員との格差、それは非常に大きいものがあります。非常勤の公務員は、組合がないですから、組合で争うこともできないわけです。でも、女性で正規の公務員は組合があるから、そこで皆さんに手伝ってもらって、自分たちの立場を改善することができます。そういった問題がずっと積み重なっていて、いつまでたっても国が法制度ができないから、こういった形で裁判で争って、その裁判で争った結果、負けた場合は国連の女性差別撤廃委員会に申告をして、それを調査してもらうということがとても大切だと思いますけれども。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　私は国に対しては、法整備を早く急げ、そしてこの批准を早くしろと、２本立てだったら考える余地もあるかなというような気もしていたのですけれども、ちょっと今のお話を聞くと、そういう気持ちではなく、もうこれで選択議定書一本で行くというような渋谷議員の意見のようでしたので、特に答弁は結構です。

〔「そうじゃないです」と言う人あり〕

○８番（吉本秀二議員）　分かりました。でも、質問するとだんだん長くなりますから、答弁は求めません。

○森　一人議長　どうぞ、第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　いろいろな差別があって、そしてそれを全部法制度化していくというと、

一つ一つのものを出していかなくてはいけません。その法制度化をするのに、どんな法律が必要だと。逆に言います。吉本さんに聞きます。吉本さん、どんな法律が今必要だと思いますか。

○森　一人議長　それが渋谷議員、反問ということになるのですか。

○12番（渋谷登美子議員）　そうです。

○森　一人議長　あまり経験したことはないかと思いますが、吉本秀二議員、お答えになれますか。

吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　意見書の反問権なんか聞いたことはありませんけれども、それに対しては前向きな話に進まないようなので、答弁はしません。

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

皆様、これも質疑でございますので、個人の考えや意見等はお控えいただきますようお願いいたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第３号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第16、発議第４号　企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇願います。

〔11番　川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員）　企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

政治資金パーティーに名を借りた事実上の企業団体献金が行われ、自民党の安倍派、二階派、岸

田派の各議員は５年間で10億円近い収入を得ていたわけであります。金の力で政治をゆがめることが懸念されております今、金権腐敗政治を根絶するため、本意見書を提出いたしました。

それでは、裏面の企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書の朗読をいたします。

政治資金規正法では、１回の政治資金パーティーにつき合計が20万円を超えるパーティー券を購入した者の氏名等を政治資金収支報告書に記載することが義務付けられている。しかし、一昨年までの５年間で自由民主党の安倍派の会計責任者は６億7,503万円、二階派の会計責任者は２億6,460万円、岸田派の会計責任者は3,059万円、合わせて９億7,002万円の収入に関する記載がなかった。パーティー券の購入者は、大企業や大手業界団体等である。名目上はパーティーに参加する対価であるが、実際にはそのほとんどが利益となっており、パーティー券の収入が事実上の企業・団体献金となっている。営利を目的とする企業が献金やパーティー券の購入を行うのは、政策的な見返りを求めているためである。金の力で政治を歪めることは決して許されない。

よって嵐山町議会は、国会及び政府に対し、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治を根絶するため、下記の事項を実現するように強く求める。

記

１　企業・団体献金を全面的に禁止すること。

２　政治資金パーティーの収入を政治資金規正法上の寄附とみなし、公開基準については年間５万円を超えるものとすること。

３　政治資金規正法違反の量刑を全体的に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係各大臣であります。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

討論を行います。

〔「賛成討論」「反対討論」と言う人あり〕

○森　一人議長　それでは、第８番、吉本秀二議員、反対討論からどうぞ。

○８番（吉本秀二議員）　発議第４号　企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出に反対の討論を行います。

川口議員のご指摘になっている自民党の安倍派、二階派、岸田派による政治資金パーティー収入の一部が議員事務所に戻されたにもかかわらず、政治資金収支報告書に記載されていなかったことは、国会の衆参予算委員会で議論され、また関係者の強制捜査などもマスコミを通じて大きく報道されているところであります。川口議員同様許されないことと憤慨を感ずる気持ちは同じでありま

す。

意見書の２と３は、国会で検討されるべき問題と思いますが、１につきましては国民的議論があってしかるべきで、意見の一致を見れば嵐山町議会として国会政府に対し意見書の提出というのは大切な視点だと思います。

法律では、会社、労働組合やその団体は、政治家個人や政治家の後援会へ寄付することは一切禁止されています。寄附が許されているのは、政党、政党支部、または政治資金団体に限られています。今、国会で問題となっているのは、政治資金パーティーであります。これは政治資金パーティーの対価として150万円以下まで認められ､20万円を超える場合には支払者の氏名等が公表されることになっています。この支払いを受けて集金されたお金の流れが、最初に話しましたような事件に発展したわけであります。

さて、企業・団体献金の全面禁止の議論ですが、企業・団体献金の禁止を主張する理由は、賄賂性があるとされております。一方、企業・団体献金の肯定を主張する理由では、ある新聞の論評ですが、企業や業界団体、労働組合、あるいは宗教団体などの利益や意見反映を目指した政治関与は当然だ。民主政治とは、多様な利益や意見を政治家や政党が集約する体制だからだ。献金を腐敗の温床とするのは短絡的だ。制度改革の議論は、政治資金の透明化が肝要だとしております。

また、企業献金禁止に対する最高裁、裁判所の判断ですが、憲法第３章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上、可能な限り国内の法人にも適用されるものと解すべきであることから、会社は自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、または反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附も、まさにその自由の一環であり、点点点とあります。

さらに、2015年の資料ですが、会社の政治献金は適法について、主要国ではアメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、ブラジル、オランダなどは認めております。フランスは認めていないという立場であります。いろんな議論がありますが、私は基本的にこれまで引用させていただいた意見に立っておりますので、政治資金の徹底的透明化に対する思いはありますが、本意見書の提出に反対をするものでございます。

以上です。

○森　一人議長　それでは、第12番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　私はアドリブで行きますので。今現在、消費税の確定申告の時期になっております。インボイス制度で1,000万以下の人たちが、これまで免税事業者だった方たちが非常に苦労して消費税の確定申告をしております。その中で、この政治資金規正法、同じような状況とは違うのですが、全く帳簿も出さないで、そしてするっと通ってしまう、それは非常に問題があるということが消費者、確定申告をなさっている多くの中小企業の皆さんのご意見です。

考えますと、この企業団体献金を全面的に禁止すること、それから政治資金のパーティーの収入

を寄附として公開基準として年間５万円超えるものとすること、これは当たり前のことです。これを消費税の中小の皆さんには求めておいて、政治家にだけこれを求めないということ自体が大きな問題であって、大きな世論を巻き込むことであり、ですから政治資金規正法改正の違反の量計を全体的に引き上げる、こういうふうな形のことをずっと許していくと、これは政治家だけが特権的な階層になっていって、本当に中小で困っている人たちを救うことにはなりませんし、そのために企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書というのは提出するべきであると考えます。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第４号　企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第17、発議第５号　大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇願います。

〔11番　川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員）　大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書の提出について初めに提案理由を申し上げます。

甚大な被害が発生した能登半島地震。復旧復興には多額の予算とともに、人材と資材が必要となります。しかし、国は大阪・関西万博に力を入れているため能登半島地震の復旧復興の障害になることが予想されているので、復旧復興に集中するように本意見書を提出するものであります。

それでは、裏面の意見書を朗読いたします。

大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める

意見書

能登半島地震の復旧・復興には多額の予算が必要になり、合わせて人材と資材が必要とされている。現地では、地すべり対策、河川砂防対策、道路整備、港湾復旧工事などに加え、５万棟超の家屋被害に伴う建設工事が必要になる。復旧･復興の遅れは地域の崩壊にもなりかねない問題であり、可及的速やかに工事に入る必要がある。

しかし国は、大阪・関西万博に力を入れているため、能登半島地震の復旧・復興に十分な人材と

資材の投入に懸念が出てきている。大阪・関西万博はインフラ工事もまだ終わっておらず、並行してパビリオン建設が急がれるため大量の人材が必要とされるという。更に、労働者のいのちと健康を守る「建設労働者の時間外労働上限規制」が本年４月から適用になる。これは、働く時間が制限されるため、更なる人材投入が万博建設には必要とされている。

したがって、能登半島地震の復旧・復興の最大の妨げとなるのが2025年４月開催予定の大阪・関西万博ということが言えるのである。

よって嵐山町議会は、能登半島地震の復旧・復興の最大の妨げとなり得る大阪・関西万博を中止し、その人材と資材を能登半島地震の復旧・復興に注力する事を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係各大臣であります。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この意見書ですけれども、大阪・関西万博というのはどういう博覧会であるかということは、川口議員はどのように認識していらっしゃるのか、まず一つお尋ねしておきます。

それと、こういう理論でいくと、とにかく最大級の地震が起きたときとか、それはどちらの工事が先行するか分かりませんけれども、今回、大阪万博はかなり出てくる国も少ないような話もありますけれども、常にそれを止めて、そして災害復旧を優先しろという理論になるのかと思いますけれども、よろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　大阪・関西万博は、万博が終わった後、何でしたっけ、ちょっと今日、資料を持ってこなかったので、賭け事。

○森　一人議長　カジノ。

○11番（川口浩史議員）　カジノ。カジノにつなげるための万博だということが一番強いわけなのです。無理やり開催するように国が持ってきたと。維新の会が一番強いのですけれども、維新の会の意向を受けて国が動いたということなので、狙いはカジノなのです。カジノを何とか持ってこようということで、インフラ工事が主目的でありますので、そういう捉え方を私はしております。

２点目は、ちょっと２点目書くのあれだったのですけれども、何でしたっけ。

○森　一人議長　いま一度質疑を求めます。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　こういう意見書でいくとなると、どちらが、例えば国際的な万博、博覧会のようなものがもうこれ進んでいるわけです。そういう中にあって地震が起きました。日本の国が

大変なことでございますという中で、そちらを常に中止して、そういったところに全力尽くしていきなさいという理論にもなってくるような気もしますけれども、それでよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　進んでおりますよね。リングがまだ途中ですけれども、出来上がっているのは私も映像で見ております。

それで、こういう世界的な博覧会を中止してきたという歴史というか、日本でもあるのですよね。世界都市博というのを東京都、青島知事になって、その前に鈴木知事が進めてきたのですけれども、青島知事が中止したのです。あれも途中まで進んできたのですけれども、やめました。どういう問題が起きたかというのは、細かいことは私は分かりませんけれども、今、現段階でもできるわけなのです。世界的なこういう博覧会を中止してきたという歴史があるわけですから、教訓があるわけですから、そこから学べば。学ぶことが大事だし、今は何といっても能登半島の復旧復興というのが大変急がれると。この復旧復興の遅れは、地域の崩壊にもなりかねない問題なのです。今どんどん、どんどんと言うと語弊がありますが、仕事がなくて人が出ていっているという状況ですから、やはりこの遅れをさせないということが能登半島での仕事、あそこの町をこれからも続けていくことにつながりますので、そちらに注力することが大事だというふうに思っております。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうしますと、国際的な公約を日本が果たしていかなくてはならないと、そういう万博であるわけですよ、これは最終的にカジノになろうとなるまいと。それをやはりある程度中断をして、今のいわゆる能登半島に注力するという考え方で川口議員はいるということですね。もう一回確認です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この博覧会は、前に、前々回ぐらいかな、インドだったかどこかでも、やはり１年延ばしにしているらしいのです。私は中止を求めていますけれども、そういうこともできるわけですから、やっぱり中止をするというか、能登半島の復旧復興に支障がないようにすべきだと、そこが一番大事な点で、そこに支障が出てくるということが巷間で言われておりますので、こういう意見書を上げたわけであります。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、自席にお戻りください。

討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第12番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　これもアドリブです。大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書。

東京オリンピックもコロナ禍によって１年延期、２年延期でしたか、なりました。そして、今、日本では、日本というか世界各国で気候危機もあり、災害と、それから感染症が非常に大きな課題になっています。感染症の場合、人はやはりその地域に行きません。ここのところで能登半島で感染症が起きていた場合には、恐らく各国の人たちはここに来ませんし、福島原発のときにも、原発事故のときは海外から日本に来ていた人たちは、みんな外に戻りました。ほとんどの方が戻りました。韓国の方も戻ったし、アメリカの方も、米軍もみんな戻りました。そういうふうな状況になっています。

今必要なのは、日本では何が問題かというと、感染症と災害です。それの復旧を行うために、そこで地域が復興できるようにするために、そちらに人材と予算を使っていく、こういうことが必要です。

今現在、2025年の大阪・関西万博には、ボランティアを募集しても30％の人しか集まっていないということです。これは非常に大きな危機的な問題であると思います。ですから、この在り方自体をもう一度考え直して、大阪・関西万博を今年度、取りあえず2025年度は中止して、次の会を考えるとか、そういった形で復旧が終わった後に考えていく、そういうふうな考え方があっていいと思いますので、この意見書には賛成いたします。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第５号　大阪・関西万博を中止し、能登半島地震の復旧復興に注力することを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５０分）

令和６年第１回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第７号）

３月１９日（火）午前１０時開議

日程第　１　議案第１６号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第　２　議案第１７号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第　３　議案第１８号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第　４　議案第１９号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第　５　議案第２０号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第　６　議案第２１号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
髙橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原　実	環境課長
中村　寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村　治	教育長
髙橋喜代美	教育総務課長

馬　橋	透	生涯学習課長
中　村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第１回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和６年第１回嵐山町議会定例会第23日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５５分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案６件の審査報告書が提出されました。

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎議案第１６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第１、議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

狄守予算特別委員長、登壇願います。

〔狄守勝義予算特別委員長登壇〕

○狄守勝義予算特別委員長　予算特別委員会の審査報告をいたしたいと思います。

令和６年３月19日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

予算特別委員長　狄　守　勝　義

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順番に報告いたします。

議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定について、可決すべきもの。

それでは、詳細の報告をいたしたいと思います。

１　付託議案名

議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定について

２　審査経過及び結果について

２月26日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第16号令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件を３月11日、12日及び13日の３日間にわたり審査いたしました。

（１）、３月11日の委員会について

11名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、福祉課、健康いきいき課及び長寿生きがい課の順で事前通告に従い審査を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

議会事務局。議会事務局に対する質疑はありませんでした。

税務課。定額減税に伴う住民税システム改修業務の内容と事業についての質疑に対し、定額減税の事業は、令和６年度分の個人住民税所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき１万円の減税を行うもので、年税額から控除する方法で減税するため、システム改修するものであるとの答弁でした。

総務課・会計課。指定金融機関振込等手数料の内容についての質疑に対し、指定金融機関である埼玉縣信用金庫への振込手数料について、かねてより課題であり、議論・交渉を重ねた結果、令和６年度から手数料を支払うことになったとの答弁でした。

地方債の当該年度末見込額に対する公債費６億6,353万1,000円の内容はとの質疑に対し、長期債の元利償還金のうち建設に充当した普通債分の償還が、元金償還金３億394万8,000円、利子償還金1,615万円6,000円、災害復旧費の償還が元金償還金431万2,000円、利子償還金６万8,000円、臨時財政対策債等その他のものが、元金償還金３億3,343万1,000円、利子償還金524万6,000円となっている。また、一時借入金の利子として、借入限度額５億円の１か月分の利子として37万円を計上しているとの答弁でした。

地域支援課。比企郡市人権フェスティバルの内容、場所についての質疑に対し、比企管内８つの自治体が持ち回りで実施、令和６年度は町が主幹事で会場はヌエックになる。内容は、人権に関す

る講演、各自治体団体等の舞台発表、展示による普及啓発であるという答弁でした。

防災キャンプの内容についての質疑に対し、目的はアウトドア体験を通じて災害発生時の避難生活を疑似体験する。場所は、学校橋キャンプ場の一画を使って実施する予定であるという答弁でした。

町民課。保険税軽減対象の予定件数はとの質疑に対し、医療・後期支援分として７割683名、５割507名、２割394名、介護分として７割275名、５割148名、２割83名であるとの答弁でした。

福祉課。子供家庭支援センター運営事業前年比約25％減の理由はとの質疑に対し、令和６年度はセンターに主席支援員を配置しないため、会計年度任用職員報酬360万8,000円が減額になったことが主な理由であるとの答弁でした。

こども医療費給付事業増額の要因はとの質疑に対し、主な要因として令和４年10月から実施された県内現物支給がある。また、令和５年５月から新型コロナ感染症が５類になったことで、人の移動が多くなり新型コロナやインフルエンザの感染児童が多くなったことが要因の一つと考えているとの答弁でした。

健康いきいき課。健康いきいきプラン策定についての質疑に対し、現行のプランは、平成27年度から令和６年度までの10年を計画期間としていることから、令和７年度以降の計画を策定するものである。主な業務として、前計画目標値の検証評価、アンケート調査と分析、策定委員会の運営、策定業務であるとの答弁でした。

熱中症予防対策事業についての質疑に対し、気候変動適応法改正が令和６年４月１日に施行され、努力義務だが指定遮熱避難施設を指定することに伴い、熱中症対策として購入する消耗品が補助対象となる（補助率２分の１）との答弁でした。

長寿生きがい課。高齢者補聴器購入費助成事業についての質疑に対し、15人分30万円を計上した。キャンセル待ちの方もおり、また、定員に達した後に、問合せが３～４件あったことを鑑み、令和６年度は前年度より５人増の15人を計上したとの答弁でした。

（２）、３月12日の委員会について

12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、生涯学習課及び教育総務課の順で事前通告に従い審査を行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

環境課・上下水道課。トラスト地管理事業町有地の規模、主な事業内容はとの質疑に対し、全体面積が13万5,038平方メートルのうち、町有地分が３万8,249平方メートルとなっている。事業内容は、町有地分のうち１万2,000平方メートルの下草刈り及び枯損木処理７本に加え、隣接した遠山側入り口近辺にある町有地1,000平方メートルの下草刈りをシルバー人材センターに作業委託して実施しているとの答弁でした。

地球温暖化防止事業に配慮した設備と補助上限額はとの質疑に対し、住宅用太陽光発電システム

に加え、電気自動車等充給電設備（Ｖ２Ｈ）を対象としている。いずれの設備も設置に要する経費の２分の１以内で限度額は５万円であるとの答弁でした。

農政課。多面的機能支援事業598万8,000円の積算はとの質疑に対し、農地維持支払交付金（草刈り・泥上げ等）と資源向上支払交付金（施設の軽微な補修及び農村環境保全活動）の２つの交付金から構成されている。活動組織は８組織で補助率は国50％、県25％、町25％の負担割合になっているとの答弁でした。

企業支援課。地域商業等活力創出推進委員会補助金予算の根拠はとの質疑に対し、嵐山町商工会内に設置されている地域商業等活力創出推進委員会へ補助を行う事業で、朝市に係る経費、まちゼミの実施に係る経費、観光客に地元の飲食店を紹介する飲食店マップを作成する経費、クラフトフェア開催に係る経費を計上しているとの答弁でした。

まちづくり整備課。エリアリノベーション支援事業の報償金、消耗品費の内容はとの質疑に対し、要綱に基づきエリアリノベーションの趣旨に沿った提案の企画に対して１事業上限３万円とエリアプロデューサーの発掘、また自立支援を目的とした講演会等の報償として24万円を計上している。消耗品費は、イベント・講演会開催に必要となる事務用品等を想定して２万円を計上しているとの答弁でした。

生涯学習課。インクルージョンスポーツの普及についての考えはとの質疑に対し、スポーツ推進委員が主体となって実施している事業のうち、10月開催の秋のスポーツフェスティバルにおいて、ボッチャとインクルーシブスポーツの要素を多く含む輪投げを開催している。令和６年においても同様に実施予定であるとの答弁でした。

教育総務課。廃棄物収集運搬委託料運搬費用の内容はとの質疑に対し、給食センターの廃棄物収集運搬委託料の内容は、可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみとなるとの答弁でした。

嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務の契約概要と期間はとの質疑に対し、新しい学校の基本設計で、令和６・７年度の２か年継続費で実施する予定であり、実際の業務委託契約期間は12か月程度を想定しているとの答弁でした。

社会科副読本デジタル化業務の内容と活用についてとの質疑に対し、小学３・４年生の社会において使用する教材で、データ化して児童のタブレットで副読本を読めるようにするものである。デジタル教科書と同じ操作ができるので、書き込みや、写真の拡大などができ、ＩＣＴ教育を推進できるとの答弁でした。

（３）、３月13日の委員会について

12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下、既に全課局に関する質疑が終了したので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、川口浩史委員、渋谷登美子委員、畠山美幸委員、小林智委員、藤野和美委員、青柳賢治委員、吉本秀二委員の７人から届出があり、その順に総括質疑を行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

災害発生時の水の確保と役場来庁者の安全はどう図るのかとの質疑に対して、町及び比企広域消防本部では、菅谷・志賀小学校のプールを消防水利と位置づけ、災害時の使用を考えている。震度５弱の地震が発生すると、平澤と吉田にある水道タンクより飲み水を給水することができる。プールの水が余れば浄水後、洗濯・手洗い・トイレの水として利用することができる。また、来庁者はフィットネスパーク21へ誘導を行うが、庁舎は耐震ができているため、状況に応じて正面ロビーも一時避難所として利用を考えている。

令和６年度雇用を予定している会計年度任用職員、再任用職員、期末・勤勉手当支給職員の男女比と、そのうち専門性が必要な職員はとの質疑に対して、会計年度任用職員は男性35人、女性81人、計116人、再任用職員は男性３人、女性１人、計４人。そのうち資格が必要な職種は、幼稚園バス運転手、幼稚園教諭、スクールソーシャルワーカー、小中一貫教員免許、保育士、社会福祉士、保健師、介護福祉士との答弁でした。

教員不足の状況と働き方改革についてとの質疑に対して、全国的な教員不足の問題は、町でも影響が出ている。令和５年度当初の加配教員が見つからず配置が遅れたり、年度途中の育児休業の代員についても苦慮した。働き方改革については、小学校では児童の登校時間を遅らせ、中学校では朝練習を原則中止にするなど、教員の長時間勤務解消に努めている。また、会議の効率化やペーパーレス化、校務支援システムによる業務の効率化や有給休暇の計画的な取得などワークライフバランスを進めているとの答弁でした。

給食費無償化については第１子半額まで予算化されたが、完全無償化に必要な予算額はとの質疑に対して、準要保護等を考慮せずに積算すると約5,000万円となる。若い世代の貧困が深刻化している中、町として一歩踏み込んだ対応に努めることとした。また、給食費は食材費だけで、それ以外は町が負担していることをあまり理解されていないため、保護者や地域に周知を図る必要があるとの答弁でした。

施策別事業費「持続可能な循環型社会」の来年度の重点的取組についてとの質疑に対して、主な事業はごみ資源収集運搬事業。ごみ収集運搬処理業務に作業員を１人増員することで、集積場における分別を徹底し、バイオマス処理施設への発酵不適物混入防止を図り、ごみの減量化に努め、地球温暖化防止につなげるもの。また、地球温暖化防止事業として、太陽光発電システムとＶ２Ｈ充給電設備に対して補助金を支給し、再生可能エネルギーを効率的に運用するものとの答弁でした。

「人が宝のまちづくり」を進める町長の考えは来年度予算にどのように反映されているのかとの質疑に対して、この予算を通して元気になっていただきたい、もっと強くなっていただきたいなど、全ての予算に思いを込めて予算編成に取り組んでいる。予算の数字の裏には全ての人がいることを常に念頭に置いて判断し、今後もこの方向性を持って予算編成を行うとの答弁でした。

森林環境譲与税についてとの質疑に対して、主に風倒被害予防事業に活用している。下草刈り、枯損木の伐採を里山単位で実施し、特に通学路などは所有者に対して森林の指導として適正管理を

お願いし、剪定などの作業委託はまちづくり整備課で一括して実施しているとの答弁でした。

次に、渋谷委員から提出された「令和６年度嵐山町一般会計予算議定について」の議案に対する修正案について審査に入りました。修正案の内容は、歳出の部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金、嵐山町立小中学校建設事業基本設計業務委託料、予備費を減額し、１ライセンス４万円のＺｏｏｍライセンス11課局分､学校トイレを洋式化するため１基100万円23基分を予算化するものである。

説明終了後、質疑、討論はなく、採決に入りました。初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により否決となりました。

次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとすることに決定しました。

これをもちまして、議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての審査経過及び結果についての報告といたします。ありがとうございました。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

狄守予算特別委員長、自席にお戻りください。お疲れさまでした。

討論を行います。

討論につきましては、４名の議員から届出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第12番、渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、渋谷登美子、令和６年度予算を反対討論いたします。

３つの視点から論じます。１つ目は行政の継続性と佐久間町政について、２つ目は学校再編とトイレ改修について、３つ目は国立女性教育会館の存続に対して嵐山町の立ち位置の視点からです。

１つ目、令和６年度は佐久間町政１期目の最後の年ということです。振り返ってみますと、岩澤町政から続く大きな課題が多くあります。花見台工業団地の拡張、川島地区工業団地の準備、千年の苑ラベンダー園、駅西口開発、学校再編と手をつけ始めたばかりの課題も続いていました。行政は継続性が必要ですが、たくさんの大きな課題を継続して続けながら、コロナ禍によりさらに広がった子どもの格差拡大に対して、国のこども家庭庁設置によるその各省の国の交付金、補助金を活用しながらも令和６年度の学校給食の第１子半額補助、子供家庭支援センターの充実など評価します。

一方で、学校再編についても岩澤町政からの継続性のある課題でした。岩澤町政時代に形式的には審議会の答申である菅谷地区に児童生徒を集中させることは、国のトップダウンの方向性に従った政治であり、今もそうですが、地域からの政治は否定される傾向にありました。

また、子どもたちが毎日使うトイレについて、トイレの洋式化については岩澤町政時代から指摘されていながらも進まなかったのも、これも行政の継続として様々な課題を引き継いできていることです。

部落解放同盟補助金交付は、関根茂章町政、関根昭二町政、岩澤町政から継続しています。補助金制度発足当時、昭和45年は必要な補助制度であったはずですが、50年以上経過した今、同和差別は存在していますが、嵐山町が公的に運動団体に対する補助金を継続するべきか否か判断し、他の事業に振り替えるべきには、時としては遅過ぎるのですが、令和６年度予算でも変革はできていません。

コロナ禍による恩恵は、私はオンラインによる様々な研修や人との協議ができることです。運動団体も様々ですが、政府も第33回地方制度調査会の提言にはＤＸを活用した市民参加の政治形態も一つの目標とすることを提言しています。このような点も踏まえて運動団体の補助金制度も変革していく時期にあります。

２つ目、学校再編に関しては、国の財政の観点からの政策と少人数学校を嫌う風潮に私は危機感を持ちます。私自身は、年に２、３回は嵐山町全域を自転車で回っていることより、遠距離通学をする子どもたちにとって大きな負担となること、さらに地域公共交通ができていないため、嵐山町の分断がさらに起きやすいこと、子どもの世界の分断と孤立も起きやすいことを予測します。どのようにしてこの課題に果敢に取り組むかは、事業に携わる人の地域に寄り添う、人に寄り添う感性にかかっていると感じます。少子化だから、財政上の問題で学校再編をするという視点に立つと、子どもと学校教育の課題が見えてきません。今の状況は、議会の現状からも統合しないといけない、統合に疑問を持つ議員は悪という固定的な視線があるように思います。それは嵐山町町民にも、学校統合に疑問を持つ人は悪という対立構造をもたらします。学校再編を統合派と、ちょっと待ってと考えている人の対立行動をつくるのではなく、お互いが対話をして進めていく方向性が必要ですが、その方向性が見えてきません。

学校トイレの問題に戻りますが、学校再編にかかわらず、毎日、子どもたちはトイレを利用します。子どもの健康のため、トイレ洋式化改修は必要なことです。財政が先に立ち、統合するのにトイレ改修はもったいない意識がどうしても働きます。

私も一般質問で学校トイレの洋式化の課題を指摘することはほとんどせず、選挙権のない小さい人に対して申し訳ないという思いがあります。当初予算は、子どもたちの健康、子どもたちの気持ちを考えている視点が欠けており、保護者に対しての視点だけがあり、子どもにとって優しさのない予算であります。

令和６年度学校トイレを一定数洋式化し、菅谷小においては５年間という今の状況では短い期間内に取り壊す予定です。玉ノ岡中、七郷小においては、跡地利用という視点もあります。補正で組み込むことを強く求めます。

３つ目、来年度、突然ですが、国立女性教育会館の嵐山町からの移転が大きな課題になります。当初予算では、比企郡の人権フェスティバルを嵐山町が担当し、ヌエックで行い、女性の人権についてのテーマをする企画ということです。文科省内閣府は、国立女性教育会館は男女共同参画のナショナルセンターとして、センター・オブ・センターとして機能を拡張すること、事業はオンラインや各地の男女共同参画センターで行うため、ハード費用がソフトを圧迫するため移転するという方向でした。

機能拡張のための移転という理由では、嵐山町に存続ということは地域エゴだと否定される危険性があります。３月13日、坂本祐之輔衆議院議員には、文部科学省委員会でヌエックの移転についての質疑をしていただきました。その答弁は、嵐山町、埼玉県と十分に協議していくというものです。

今、複数の国会議員の方が嵐山町ヌエックの存続に関して動いていただいております。私は、現在、ヌエック存続の署名集めの連絡先となっており、少しずつ各地からの署名が郵送されてきています。昨日は、山口県の方から85名分の署名が郵送されました。その中で、言葉添えがあり、毎年ヌエックのワークショップは宿泊学習をしていた場所です。ジェンダー平等の拠点として、ぜひ残していきたいと思いますとありました。

多くの女性にとって、男女共同参画の学習の場であること、嵐山町においても男女共同参画を進める上で重要拠点であること、今、日本の女性の置かれている立場がどのようなものであるのか、なぜＤＶ法や困難な女性に対する支援法の施行が予算も少なく……女性支援法に関して本年４月になったのか、なぜ性犯罪に対する刑法の改正が110年ぶりであったのか、なぜ国連から日本に対して女性差別撤廃条約選択議定書の批准が求められているのか、女性の人権侵害に対しての知見を十分に培われて協議に臨む必要があります。

嵐山町に施設があることの恩恵は多くあります。しかしながら、現議会においてもそうですけれども、家父長制の立場でいろいろなことが論じられています。家父長制の立場ではなく、ジェンダー平等を求める視点で、秋に予定されている人権フェスティバルに臨み、国と協議に入り、男女共同参画を進めていく方向で本予算の執行を求めます。

以上、反対討論とします。

○森　一人議長　次に、賛成討論を行います。

第８番、吉本秀二議員、登壇願います。

〔８番　吉本秀二議員登壇〕

○８番（吉本秀二議員）　８番議員、吉本秀二。ただいま狄守予算特別委員長から議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算の審議結果につき採択されるべきものと報告がありました。私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、本予算のプライマリーバランスが５億2,000万の黒字見込みということ、また地方債の当該

年度末現在高見込額が55億462万5,000円で、平成31年、令和元年の確定値67億8,037万3,000円と比較しますと、12億7,574万8,000円縮小しています。そのうち臨時財政対策債は30億4,359万6,000円で、平成31年、令和元年の臨時財政対策確定値の37億9,756万8,000円より７億5,397万2,000円縮小しています。臨時財政対策債は、後年、国から交付されますから、実質地方債として17億705万7,000円であります。

しかし、今後、学校再編に伴う新校建設で令和10年度までに22億5,000万円の町債が見込まれております。できる限り地方債を縮小させていくということが将来の健全財政維持の肝であります。その観点からも地方債を縮小させ、本予算のプライマリーバランスも大きな黒字予算編成に仕上げたことは、大変高く評価いたすところであります。

しかし、当然今後、必要に応じて補正予算も組まれ、基金の取崩し等も出てくることが予想されますが、将来にわたる健全財政維持の観点から、町民の福祉向上に配意しながら、堅実な予算運営に当たっていただけるものと期待しております。

まず、歳入についてであります。嵐山町における自主財源を足腰の強いものにするためには、町民税の減少を抑えること、企業誘致による法人税と固定資産税の増、さらにはふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金が有効だと思っております。この観点で見てみますと、個人町民税は定額減税もあり、前年度より7,694万2,000円の減ですが、定額減税分を考慮しますと微減で収まっております。これは嵐山町が想定される人口減を良質な住宅地施策で最小限に抑えているからであります。この点を評価したいと思います。

また、法人税は、前年度より484万9,000円減ですが、固定資産税では8,951万2,000円増で、インターランプ内企業の固定資産税等による増を含むものです。これまでの企業誘致施策を評価し、今後、川島産業団地の早期完成に向けた取組に期待をいたすものであります。

さらに、寄附金として7,001万1,000円を計上されていますが、ふるさと納税推進事業がこれほどの成長を見せるとは驚きであります。汗と知恵とのたまものと高く評価いたします。確実性の面では、さらなる飛躍も期待できる反面、不確実な要素もあります。嵐山町応援リピーターと新規応援者の獲得に向け、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

なお、企業版ふるさと納税推進事業への取組も推進されますが、科目設置の1,000円が大きく膨らんで、補正予算に計上されてくることに大きな期待感を寄せております。ふるさと納税推進事業同様、ご努力をお願いいたします。

次に、歳出についてであります。町には人口減少の抑制、出生数の増加、合計特殊出生率上昇という課題があります。一方、そうした課題を踏まえたまちづくりとして、活力の創出事業や地域整備事業も進めていかなければなりません。駅西地区整備事業、川島地区産業団地造成事業、そして少子化に伴う学校統合再編、新校舎建設事業等大変大きな事業に着手している中での予算編成でありましたが、予算審査を通じて施政方針にある６つの柱を中心に、堅実な歳出予算が組まれている

と評価させていただきます。

堅実予算ということは、事例に挙げました大事業を控えていますので、目を見張るような事業は少ないのですが、町民福祉を後退させた削減もなく、手当てすべきところにはしっかり予算が充てられていると評価しています。このような歳出予算ではありますが、具体的に幾つか申し上げさせていただきます。

１つは、健康いきいきプラン策定事業であります。各計画策定事業は、外部委託が多い中で予算化せず、自前で取り組むこととされました。令和２年の計画を見ますと117ページにも及ぶ計画になっております。外部委託にはメリットもありますが、デメリットもあります。私もそうした点の指摘をさせていただいたこともありますが、今回、多面からの検討をされて自前の策定となったのでしょうが、評価させていただきたいと思います。

２つは、嵐山渓谷多目的広場整備事業です。単なる観光駐車場として整備するのではなく、にぎわいの場として、稼げる場としての目的を付加した場所とされたことは、一歩も二歩も踏み込んだ事業であり、高く評価させていただきます。

３つは、学校給食補助事業であります。子育て支援の充実は、佐久間町長の公約の一つであります。これまでこども医療費助成対象を18歳までに拡大し、また学校給食の第２子以降への補助事業を実現してこられました。今年度当初予算では、学校給食費の補助を第１子までに拡充されました。大変な決断の2,065万5,000円だったと思います。こどもまんなか社会、子育て支援は重要な視点であります。高く評価するものです。

少し残念に思いますのは、都市公園の整備についてであります。近隣の町との予算を比較した上で、公園ボランティアの活用を提案しましたが、前向きな答弁はいただけませんでした。嵐山町まもり隊があるので、新たなボランティアの考えはないとの答弁でした。

地域支援課長からは、嵐山町まもり隊の趣旨について答弁がありました。公園整備の考えに消極的な趣旨と感じました。答弁の嵐山町まもり隊というのは、議員ボランティアだけという状況です。嵐山町まもり隊でいいのですが、せめて公園整備に重点を置くため、地域住民、職員、議員もという呼びかけを検討したいぐらいの答弁を期待しておりました。そうした形でないと持続可能なものにならないと考えております。いずれにしても結果が重要です。しっかり公園管理事業を見させていただきたいと思います。

さて、結びに入りますが、総括質問で「人が宝のまちづくりを進める町長の考えは予算にどのように反映されているのか」と青柳議員の質問に、佐久間町長は「全ての予算の中にその心を込めている。予算の数字の裏には全ての人がいる」と答弁されました。町が掲げる６つの施政方針を基盤に、１万7,529人の町民に思いをはせ、各課局がしのぎを削り、また一丸となって令和６年度予算編成に苦心され、ご努力され、しっかりした予算編成ができたことへの自信がにじみ出た答弁だったと感動いたしました。初年度予算編成に関わっていただいた全ての職員の皆様に、心より敬意を表

させていただきます。

なお、地方自治法第２条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民福祉の増進に努めるとともに、最小限の経費で、最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。公園整備で一つ一つの公園の見積りをした整備計画がありますかと質問させていただいたのも、この趣旨からであります。厳密な計画に基づく事業実施、結果の確認、評価までしっかり行った予算執行を切に希望いたしました、私の賛成討論といたします。

○森　一人議長　続いて、反対討論を行います。

第11番、川口浩史議員、登壇願います。

〔11番　川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。2024年度（令和６年度）予算に反対をいたします。

新年度予算には、第１子への給食費半額補助が計上されております。今までの補助金と合わせて2065万5,000円です。これで嵐山町の全児童生徒が給食費の補助を受けられることになり、評価をするものであります。また、太陽光発電への補助、消防団員への免許の補助など評価するものがほかにもあります。しかし、下記の点は認められません。

反対理由の第１は、学校統合を行うための基本設計、設計業務委託料2,059万円と、統合準備委員会の費用30万円が計上されていることであります。今、計画されている学校統合は、子どもにとって大変よい教育環境と言える少人数学級ができているにもかかわらず、教育委員会が先頭に立って壊すものになるからです。一人一人の子どもたちが豊かな情操を持って育ってもらうことが、これからの嵐山町にとって大事なことと考えます。しかし、今の下村治教育長には、その考えは感じられません。あるのは、学校統合をひたすらに進めるだけということが言えます。

例えば、小学校で13人、中学校で３人もの教員が学校統合により少なくなるということでした。教員が少なくなることは、一人一人の子どもに目が行き届かなくなることを意味するものです。これを補うものが学校統合であればよいのですが、ありませんでした。子どもに目が行き届かなくなるということはどういうことか、子どものささいな変化に気づきにくくなるということです。それは学習状況や、いじめや不登校の兆しなどを理解し、きめ細かに指導することができなくなるということです。

新しいきれいな学校が建設されても、子どもたち一人一人に目が行き届かなくては人格の完成はないということが言えるでしょう。人づくりこそ、これからの嵐山町にとって大事な事業はないでしょう。戦国最強の武将と言われた武田信玄は、人は城、人は石垣、人は堀と言ったと伝えられております。人こそ最強の城であり、石垣だということが言えます。次代を担う子どもたちに豊かな情操をもって育ってもらうには、少人数学級ができている今の教育環境を守ることこそ、これからの嵐山町にとって大事なことはないということを強く申し上げます。

また、協働の学びを下村教育長は口にしておりますが、個別最適な学びは言われてきませんでした。個別最適な学びは、一人一人の子どもの学習の進度に応じた指導が必要なため、時間がかかるわけです。したがって、実際にはできていないことから、言われてこなかったと考えます。個別最適な学びは大変大事な教育制度と考えますが、七郷小学校を除く学校のさらなる少人数学級を進めない限り実現は難しいと考えます。これが統合になれば35人学級が基準になるわけで、さらにできなくなることは自明のことであります。個別最適な学びがあって、協働の学びが生きるわけです。この点も指摘しておきたいと思います。

さらに、デジタル教科書を使用するなどして、子どもたちの目の健康が心配されております。しかし、教育委員会は現場任せでしかありませんでした。これでは目の健康は守れません。文科省は30センチ以上離し、30分に１回は目を休めることが必要ということです。子どもたちの視力低下が言われているわけですから、しっかりした指導が必要と考えます。

反対の第２に、千年の苑ラベンダー園についてです。私は、近隣市町村が観光協会への補助金を幾ら出しているのか報告しました。その中で嵐山町の補助金が突出していたわけであります。企業支援課長は、それぞれ事業内容が違うから補助金額も違うことを答弁しました。全くそのとおりで、事業内容が違うから嵐山町の補助金が突出して高いわけです。千年の苑ラベンダー園を抱えているからであります。赤字を埋めるために町の予算を使っていますか。このような使い方を、使う余裕など嵐山町には本来はないはずであります。補助金返還義務が終了した後は、速やかにやめることが必要ですが、将来にわたって、このまま進める予定ですから、その考えに反対をいたします。

最後に、同和問題です。既に本町における差別の実相は皆無であります。よって、解放同盟への補助金は全額削除することを申し上げます。

以上、指摘した点が改善されますことを願って反対討論を終わります。

○森　一人議長　最後に、賛成討論を行います。

第10番、畠山美幸議員、登壇願います。

〔10番　畠山美幸議員登壇〕

○10番（畠山美幸議員）　議席番号10番、畠山美幸。令和６年度の予算に賛成の立場から討論いたします。

令和２年から続くコロナ禍の中で、全国的に地方の実家に帰省できない状況が続いておりましたが、４年ぶりに帰省でき、家族皆が集まり、楽しい新年を迎えたその日の午後４時10分に能登半島地震が発生しました。今なお被害に遭われ、不自由な生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになった皆様にはお悔やみを申し上げます。

今回の震災を経て、災害はいつ来るか分からないということを実感し、日頃からの準備は大切であるとつくづく今回、再認識したところでございます。このような状況の中で、令和６年度の予算が示されました。たくさんある中から、６点に絞って賛成いたします。

１点目は、今回の震災に嵐山町職員２名を七尾市へ派遣し、毎日の状況を日報提出させてきたことをお聞きしました。災害場所では、電気、物資はあったけれども、トイレがきつかったとお聞きしました。その体験を基に、キャンプ防災訓練を擬似体験します。そこで、マンホールトイレなどの訓練も実施されるとのことです。今後、防災会の皆様や区長会の皆様にもお話しするとのことです。ぜひ現地で体験したことを交えながらの有意義な防災訓練をお願いしたいと思います。

２点目は、観光においてラベンダー園の時期が６月で梅雨の時期での開催となりますが、観光バスと連携をすることで、雨でも予定どおり集客が見込めること、新年度に整備される285台分と以前の60台を足して342台の駐車場を活用して、軽トラ市の開催でラベンダー園開催以外でも稼いでいける仕組みづくりができたこと、町民主催のイベントを定期的に実施できることを期待いたします。

３点目は、ゼロカーボンシティ宣言を表明して公用車の低公害車導入ですが、現在は41台中、ＥＶ系が１台、プラグイン車が１台の計２台とお聞きしました。令和８年度の入替え時期までは、この２台でよいのかとちょっと疑問ですけれども、残ります。脱炭素の取組として太陽光パネル、自動車充給電システムに上限５万円の補助を令和８年度まで３年間継続されますが、導入経過を見て延長もお考えいただけたらと思います。

４点目は、学校統合準備委員会が立ち上がり、いよいよ基本計画が進んでいきます。先日の中学校の卒業式に５年ぶりに参列させていただき、生徒の立派な姿を拝見して、先生をはじめとするご家族、地域の方々に感謝の思いがこみ上げてまいりました。現在は、全国的に学校教員不足があり、先生の欠員が出たときの団員が見つからない状況とお聞きしました。児童生徒は不安になります。全国的に教員が不足している中、またＧＩＧＡスクールも始まって４年たちますが、全てにおいて学校の環境を整えていくことが大切です。皆さんのご意見を聞きながら、統合してよかったと言われるすばらしい学校づくりをお願いしたいと思います。

５点目は、学校給食費補助です。第１子から半額になり、一人っ子の世帯にも公平になります。

６点目は、一時保育事業です。就学前のお子さんを嵐丸ひろば、レピにて、半日及び１日保育をお願いでき、日頃やはり子育てに疲れているパパ、ママが有意義な時間が取れ、リフレッシュして子どもに向き合えること、また幼稚園預かり保育も引き続き100円という安価で安心して預けることができます。

以上のことから人が宝のまちづくりを実現できることを思いまして、令和６年度予算に賛成いたします。

以上です。

○森　一人議長　以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号　令和６年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第１７号～議案第２１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第３、議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第４、議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第５、議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び日程第６、議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件､以上､予算議案５件を一括議題といたします。

本５議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

狄守予算特別委員長、登壇願います。

〔狄守勝義予算特別委員長登壇〕

○狄守勝義予算特別委員長　それでは、報告させていただきたいと思います。

令和６年３月19日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

予算特別委員長　狄　守　勝　義

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果の準に報告いたします。

議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

審査経過及び結果について報告させていただきたいと思います。

１　付託議案名

議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定について

議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定について

２　審査経過及び結果について

２月26日開会の本町議会第１回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案５件について、３月14日に議案第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の審査を12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に審査しました。

（１）、３月14日の委員会について

議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

特定健康診査等事業費についての質疑に対し、令和５年度の予算計上時で業者委託を考えていたが、事業を実施する健康いきいき課が業者委託をせず、令和６年度も同様に町独自で実施するため減額となったとの答弁でした。

一般の医療費が令和６年度は前年より6,000万円減額の見込み理由はとの質疑に対し、令和５年度の14億1,360万2,000円については、今回の補正額１億円が含まれているため、当初予算額で比較すると、13億1,360万2,000円から13億5,140万6,000円となり、約4,000万円増額を見込んでいるとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

後期高齢者医療保険料についての質疑に対し、今までは、県報告資料の年度末時点での納付方法者数調べの割合で計算していたが、予算額と決算額に差があるため、より決算額に近い数値になる県報告資料の調定額調査から年間平均割合を算出。これを比較すると、特別徴収は約８割から７割前年比マイナス、普通徴収は約２割から３割前年比プラスとなったとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

介護認定者の状況で要介護１・２が増えているが、予算編成上、留意した点はとの質疑に対し、要介護・要支援認定者のうち、要介護１・２が45％を占める。コロナ禍で外出や活動の機会が減り、機能低下を来していると考えられる。令和５年度より、嵐山カントリーウォーキング講習会、介護予防生活支援サービスで口腔機能の向上を図るとともに、訪問型サービスＣなど新しい事業を取り入れた。また生活支援サポーターを委託先の社会福祉協議会と協力して養成し、第９期高齢者福祉

計画・介護保険事業計画の基本方針である、「健康で互いに支え合う活き活きとしたまちづくり」を推進するとの答弁でした。

居宅介護サービス給付費６億5,607万6,000円予算があるが、介護を担う人は、町内全域で不足ではとの質疑に対し、町内で職員を募集している介護事業所でもなかなか決まらない。しかし、全国的に介護人材不足と言われている中で、町においては、今のところ人材不足の影響でサービスの提供に支障が出ている話は聞いていないとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

施設の浸水対策工事の予算についてはとの質疑に対し、令和元年台風19号の被害により、第１水源・第２水源が浸水、第３水源も大きな影響を受け、３か月取水できなかったため、国から浸水対策の補助金を受け、井戸ごと高くする工事を行うとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

最後に、議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

市野川流域負担金が増になると見た理由はとの質疑に対し、令和４年度実績の有収水量を基準として令和４年・５年４月～11月分の比較による伸びを乗じて積算し、水道検針分は0.2%減、申告事業所分は7.1%増となっており、この申告事業所４社の有収水量の伸びを見込んで増としたとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

以上により、議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか４議案について、全て審査を終了しました。

これをもちまして、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第17号から議案第21号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

狄守予算特別委員長、大変お疲れさまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第17号から順次行います。

まず、議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第17号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第18号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第19号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第20号　令和６年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第21号　令和６年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、令和６年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○森　一人議長　これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議長のお許しをいただきましたので、令和６年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は２月26日に開会され、３月19日の本日まで23日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和６年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。

また、学校再編に関しまして、基本計画を尊重しての建設的な特別委員会（仮称）を設置し、議会の皆様の視点からご指導を賜れますことは大変ありがたいことと深く感謝申し上げます。私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問を通じまして、ご提言のありました諸問題につきましても十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、中学校、幼稚園の卒業式、卒園式には、多くの議員の方々にご出席を賜り、誠にありがとうございました。22日には、小学校の卒業式も予定されております。引き続き、卒業生を見守っていただきたいと思います。

また、今週末の23日土曜日より、４月７日日曜日まで嵐山さくらまつりが開催され、30日土曜日には令和に入ってから初のイベントも開催されます。久しぶりのさくらまつりのイベントでありますので、議員の皆様、町民の皆様には、ぜひお楽しみいただきたいと思います。

今後とも私のモットーであります人が宝のまちづくりを推進することによって、働くことに誇りを持ち、年寄りを敬う、たくましい若者を育成し、いきいきとしたまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、今後ともご健勝にてさらなるご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○森　一人議長　この際、本職からも令和６年第１回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言挨拶を申し上げます。

去る２月26日に開会いたしました本定例会も無事に会期を終えることができました。令和６年度当初予算をはじめとする重要案件について、真摯に議論を尽くしてこられました議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。特に予算特別委員会におきましては、狄守委員長、宮本副委員長には、委員会の慎重なるご審議にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、職員の皆様には、議会、特別委員会運営の際に、特段のご理解、ご配慮を賜りましたことと、答弁に当たり懇切丁寧に説明をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

結びに、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、町職員の皆様のご健勝とさらなるご活躍、そして人が宝のまちづくりのさらなる推進をご祈念し、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○森　一人議長　これをもちまして、令和６年第１回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時１７分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員